

3 災害応急対策計画

第1章 発災直後の情報の収集・伝達及び通信の確保	3-2
第2章 活動体制の確立	3-26
第3章 消防、救助・救急及び医療活動	3-63
第4章 交通の確保対策計画	3-77
第5章 被災者への的確な情報伝達活動	3-91
第6章 避難収容活動	3-98
第7章 食料、飲料水及び生活必需品の調達、供給活動	3-128
第8章 自発的支援の受入れ	3-143
第9章 遺体対応、感染症対策、保健衛生等に関する活動	3-151
第10章 社会秩序の維持・物資の安定供給	3-167
第11章 施設・設備及びライフラインの応急復旧活動	3-171
第12章 二次災害の防止活動	3-185
第13章 教育応急対策計画	3-195
第14章 大規模地震の応急対策活動	3-200
第15章 放射性物質事故・大規模事故災害対策	3-204
第16章 たつの市業務継続計画(BCP発動)	3-217

第1章 発災直後の情報の収集・伝達及び通信の確保

第1節	災害情報の収集・伝達計画	3-3
	第1 初動体制の確立	3-4
第2節	風水害の情報収集・伝達	3-5
	第1 気象予警報等の収集・伝達計画	3-5
第3節	地震・津波の情報収集・伝達	3-11
	第1 地震・津波情報の収集・伝達	3-11
	第2 地震・津波に関する市民等への情報伝達等	3-13
	第3 地震・津波の発生等に関する情報	3-16
第4節	被害規模早期把握のための活動	3-21
	第1 被害状況の報告	3-21
	第2 被害情報収集計画	3-23

第1節 災害情報の収集・伝達計画

【目的】

台風や豪雨、地震の規模や被害の程度に応じ情報の収集・伝達を迅速に行う。

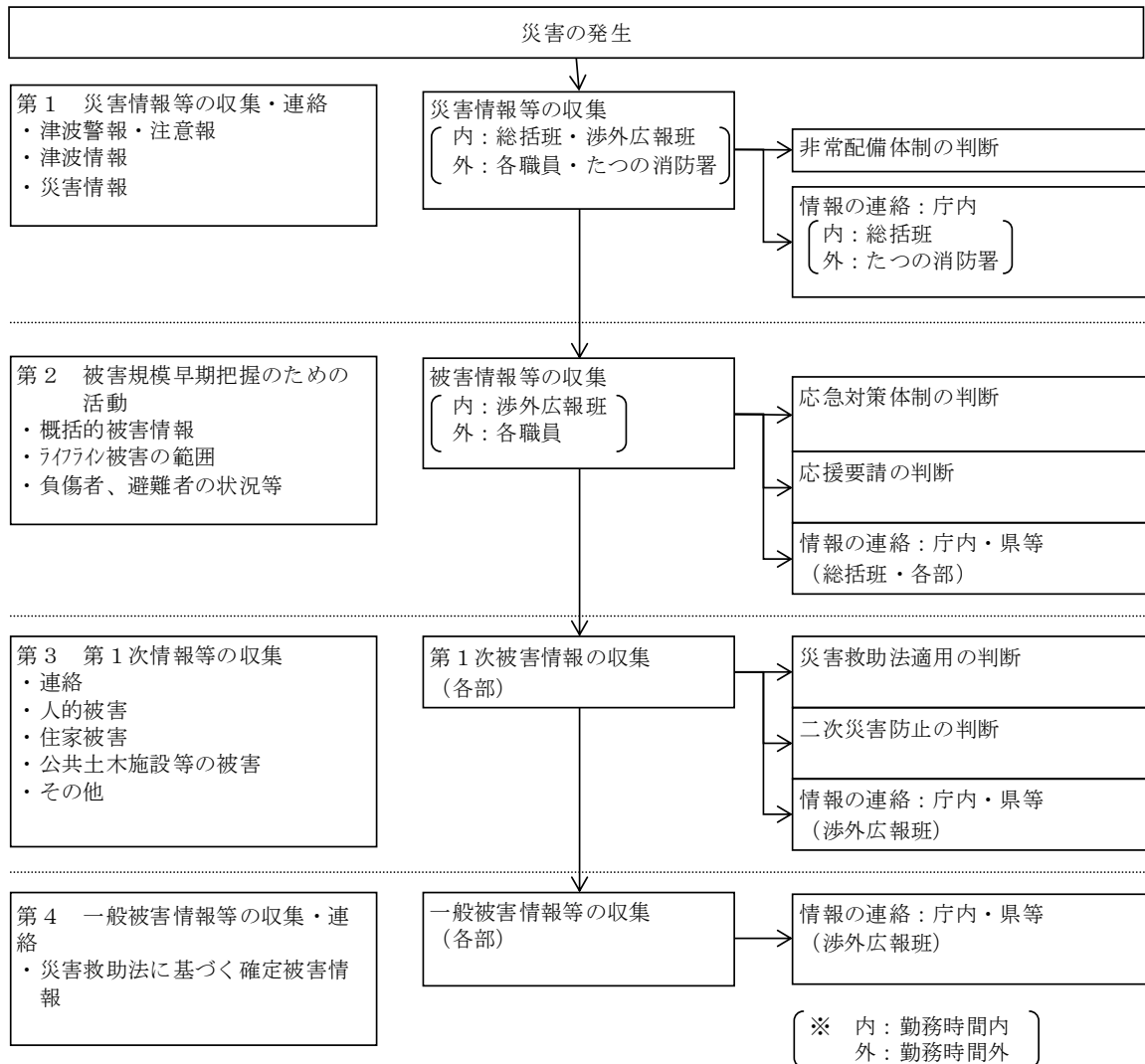
【方針】

県及び防災関係機関と連携を強化し、情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を図る。

応急対策の実施時期

業務名	担当班	警戒	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30
			時間						日					
災害情報の収集・伝達	総括班 渉外広報班													

応急対策の流れ

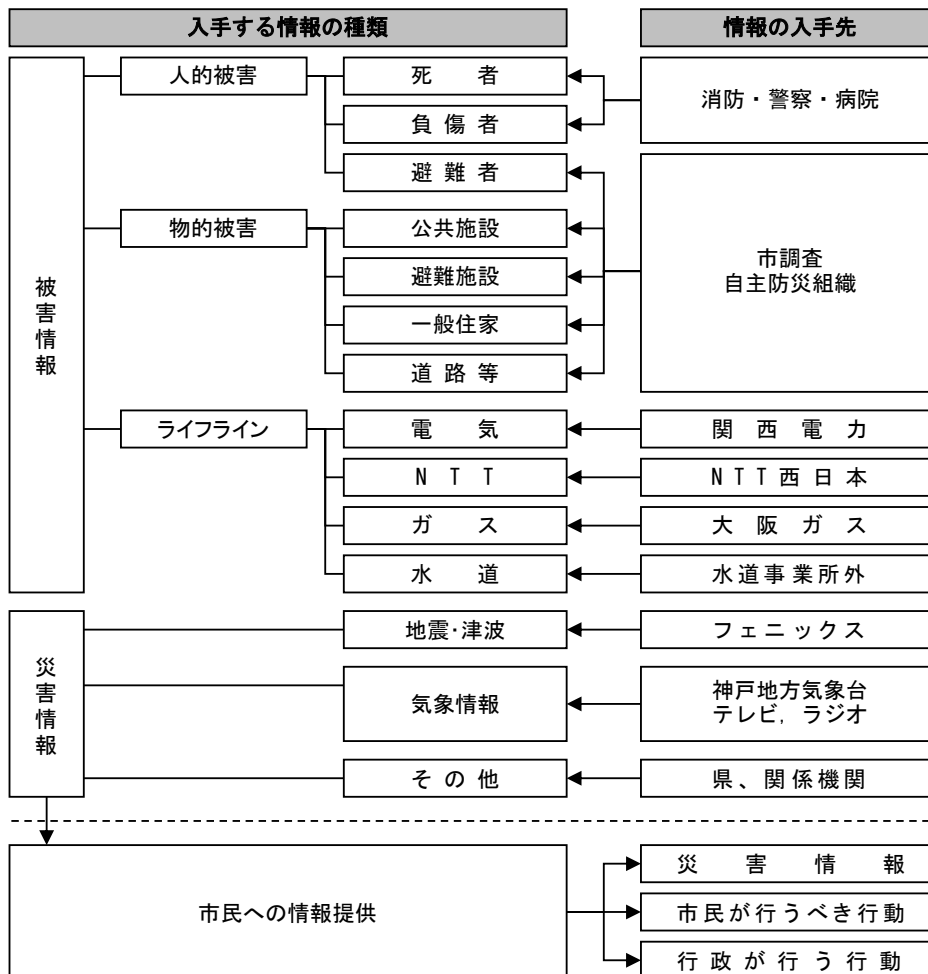


役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	総括班 渉外広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・気象予警報等及び被害情報等の収集及び連絡に関する事。 ・情報の取りまとめ及び情報文書等の管理に関する事。
	各部各班	<ul style="list-style-type: none"> ・各部の所管に属する被害情報及び応急対策活動に関する情報の収集及び連絡に関する事。
	西はりま消防組合 たつの消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・気象予警報等の収集及び連絡に関する事。
市民、事業所		<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生前後のテレビ、ラジオ等による正確な情報等の収集に関する事。 ・被害情報等の収集の協力に関する事。
防災関係機関		<ul style="list-style-type: none"> ・各機関の所管に属する被害情報及び応急対策活動に関する情報の収集及び連絡に関する事。
ボランティア		<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報等の収集の協力に関する事。

第1 初動体制の確立

発災後において、市が入手する情報とその入手先は以下のとおりである。なお、入手した情報については、迅速に市民に提供するように努める。



第2節 風水害の情報収集・伝達

応急対策の実施時期

業務名	担当班	警戒	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30
			時間						日					
風水害の情報の収集・伝達	総括班 渉外広報班													

第1 気象予警報等の収集・伝達計画

1 気象注意報・気象警報の受理

(1) 注意報・警報の発表

県南部においては、災害が起こるおそれがある旨を注意するための注意報及び重大な災害の起こるおそれがある旨を警告するための警報は、神戸地方気象台が発表する。

<気象予警報>

注意報	災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報で神戸地方気象台（県南部）が発表する。
警報	重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報で、神戸地方気象台（県南部）が発表する。
特別警報	数十年に一度の重大な災害が起こるおそれがある旨を特別に警告し、直ちに命を守る行動を促す予報で、神戸地方気象台（県南部）が発表する。
気象情報	一般及び関係機関に対して神戸地方気象台（県南部）が発表する情報で、大雨情報、記録的短時間大雨情報、台風に関する情報などがある。

本市における警報、注意報等の基準は、下表のとおりである。なお、注意報・警報は、一次細分区域「兵庫県南部」、二次細分区域「たつの市」に該当する。

<気象警報・注意報等の種類・基準> (令和3年6月8日現在)

種類	基準	基準値
大雨警報基準	(浸水害) 表面雨量指数基準 ^{※1}	19
	(土砂災害) 土壌雨量指数基準 ^{※2}	154
大雨注意報基準	表面雨量指数基準	6
	土壌雨量指数基準	97
洪水警報基準	流域雨量指数基準 ^{※3}	林田川流域=18.6、栗栖川流域=11.9
	複合基準 ^{※4}	栗栖川流域=(7, 10.7)
	指定河川洪水予報による基準	揖保川下流[龍野]
洪水注意報基準	流域雨量指数基準	林田川流域=14.8、栗栖川流域=9.5
	複合基準 ^{※1}	栗栖川流域=(7, 7.6)
	指定河川洪水予報による基準	揖保川下流[龍野]
高潮警報基準 (単位:m)		潮位 2.0
高潮注意報基準 (単位:m)		潮位 1.2

※1 表面雨量指数基準：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標

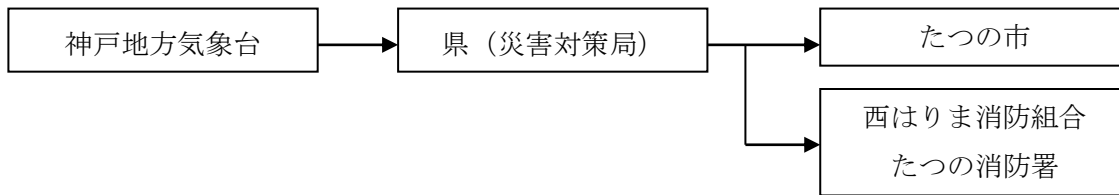
※2 土壌雨量指数基準：降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標

※3 流域雨量指数基準：河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標

※4 複合基準：表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値

(2) 受理・伝達系統

〈連絡系統図〉



2 気象情報の受理

(1) 気象情報の発表

一般及び関係機関に対して発表する情報で、大雨に関する情報、記録的短期間大雨情報、台風に関する情報等に係る県南部の気象の予報等は、神戸地方気象台が発表する。

(2) 受理・伝達系統

伝達系統は「1 気象注意報・気象警報の受理」と同様とする。

3 水防警報の受理

国土交通大臣又は知事は、洪水等により災害の発生が予想される場合に、それぞれ指定する河川・海岸について水防法第16条に基づき、水防警報を発する。

(1) 国土交通大臣の発する水防警報の区域

揖保川	左岸 宍粟市一宮町安積字ドウドウ 873 番地先から海まで 右岸 宍粟市一宮町安積字岩谷山 1409 番地先の2から海まで
中川	揖保川分派点から海まで
林田川	たつの市龍野町片山字川向 492 番地先の県道中井橋から揖保川合流点まで
栗栖川	たつの市新宮町平野字前ヶ原 562 番地先の県道平野橋から揖保川合流点まで

(2) 知事の発する水防警報の区域

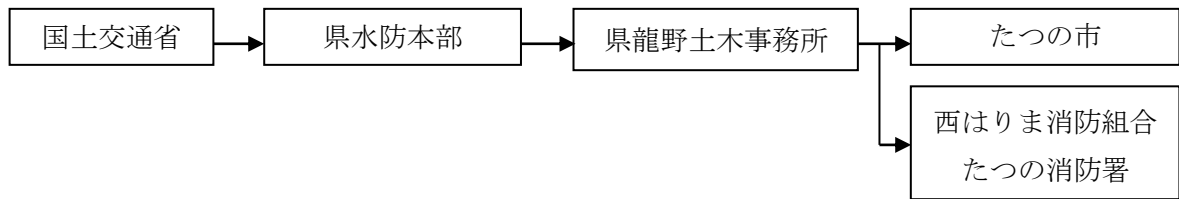
一級河川	国土交通大臣が水防警報を発する河川の区域以外の区域
二級河川	
海岸	御津海岸、室津漁港海岸

(3) 水防警報の種類

種類	内容
1号(待機)	事態の推移に応じて、直ちに水防活動に出動できるよう待機させるもの
2号(準備)	水防事態が発生すれば、直ちに水防活動ができる態勢を準備させるもの
3号(出動)	水防活動に出動させるもの
4号(解除)	水防活動を終了させるもの

(4) 受理・伝達系統

(連絡系統図)



4 洪水予報の受理

国土交通大臣は、気象庁長官と共同して、洪水等により災害の発生が予想される場合、発生後は浸水区域、水深等の情報を指定する河川について水防法第10条に基づき、洪水予報等を発する。

県は、国土交通大臣が指定した河川以外において、気象庁長官と共同して、洪水等により災害の発生が予想される場合、発生後は浸水区域、水深等の情報を指定する河川について水防法第11条に基づき、洪水予報等を発する。

(1) 洪水予報の対象とする基準地点

河川名	観測所	所在地	水位				
			水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位	氾濫 危険水位 (特別警戒 水位)	計画高 水位
揖保川上流	山崎 第二	宍粟市 山崎町船元	2.30m	3.60m	3.90m	4.10m	5.23m
揖保川下流 (中川・元川 を含む)	龍野	たつの市 龍野町水神	2.00m	3.00m	3.30m	3.50m	4.87m

(2) 洪水予報を行う区間

洪水予報は、以下のとおり揖保川上流及び揖保川下流に分けて発表される。

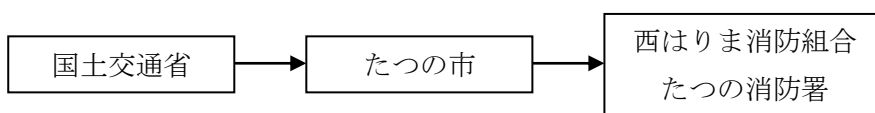
洪水予報区	実施区域
揖保川上流	揖保川洪水予報区間のうち菅野川合流点より上流区間（千本屋地先）
揖保川下流	揖保川洪水予報区間のうち菅野川合流点より下流区間（千本屋地先）

(3) 洪水予報の種類と基準

(対象量水標：龍野量水標 警戒 3.00m 警報対象 3.70m)

種類	情報名	発表基準
洪水警報 (発表) 又は 洪水警報	氾濫発生情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき。 ・ 氾濫が継続しているとき。
	氾濫危険情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達したとき。 ・ 氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき。
	氾濫警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき。 ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。(一時的な水位の上昇・下降に関わらず、水位の上昇の可能性があるとき。) ・ 氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき。(避難判断水位を下回った場合を除く。)
洪水注意報 (発表) 又は 洪水注意報	氾濫注意情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。 ・ 避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき。
洪水注意報 (警報解除)	氾濫注意情報 (警戒情報解除)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回ったとき。(氾濫注意水位を下回った場合を除く。) ・ 氾濫警戒情報発表中に水位の上昇が見込まれなくなったとき。(氾濫危険水位に達した場合を除く。)
洪水注意報 解除	氾濫注意情報 解除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき。

(4) 受理・伝達系統



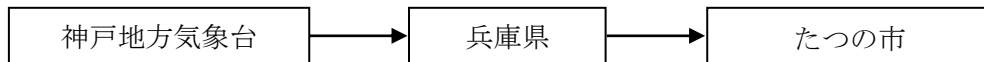
5 火災警報の受理

(1) 火災警報

消防法（昭和23年法律第186号）第22条の規定に基づく火災警報は、神戸地方气象台（播磨南西部）の発表する火災気象通報（乾燥注意報、強風注意報、暴風警報をもってこれに代える。）を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときに市長が発する。

1	実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下で、かつ、最大風速7m/s以上又は最大風速7m/s以上となる見込みのとき。
2	平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続するとき。(降雨、降雪中はこの限りでない。)

(2) 受理・伝達系統



6 水位観測の受理

水位の観測は、国土交通省及び県龍野土木事務所が設置している量水標の観測等により情報を収集する。

＜水位観測所（量水標）の通報水位及び警戒水位＞

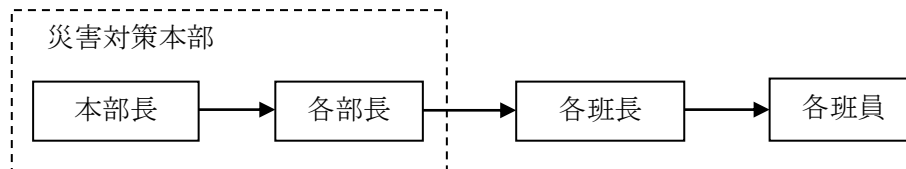
所 轄	河川名	観測所	水 位		所 在 地
			通報	警戒	
国 土 交 通 省	栗栖川	東栗栖	1.0m	1.5m	新宮町芝田
	揖保川	龍野	2.0m	3.0m	龍野町水神
	林田川	誉	1.0m	1.4m	誉田町誉
	林田川	構	1.0m	2.5m	揖保郡太子町構
	揖保川	上川原	2.5m	3.5m	姫路市余部区上川原
龍野土木事務所	栗栖川	福栖	1.2m	1.7m	新宮町福栖
	林田川	穴部	1.3m	1.5m	姫路市林田町松山

※ 引原ダムの水位については、引原ダム管理所により情報を収集する。
引原ダム管理所 0790-73-0436 (情報) 0790-73-0203

7 市内部における気象予警報等の伝達

(1) 伝達系統

災害対策本部において受理した災害情報等は、以下の伝達系統に基づき各班員に情報伝達する。



(2) 連絡する情報

1	気象警報等（暴風、波浪、高潮、大雨、洪水の警報及び特別警報、ただし、警報の解除、切替を含む。）
2	火災警報
3	水防警報（解除を含む。）
4	火災情報、突発性事故等の情報
5	その他重要なもの

(3) 勤務時間内における連絡方法

1	各部への連絡は、危機管理課（水防本部又は災害対策本部が設置されているときは総括班）が、庁内ネットワーク、庁内放送、電話又は伝令で行う。
2	電話又は伝令の場合は各部長に対して行う。ただし部長に連絡できない場合はこれに代わる者に対して行う。
3	各部内における連絡方法は、各部内において定める。

(4) 勤務時間外における連絡方法

勤務時間外に西はりま消防組合消防本部から危機管理監（又は危機管理課長）に警報の伝達があった場合は、携帯メール、電話又は携帯電話により部長に連絡を行う。

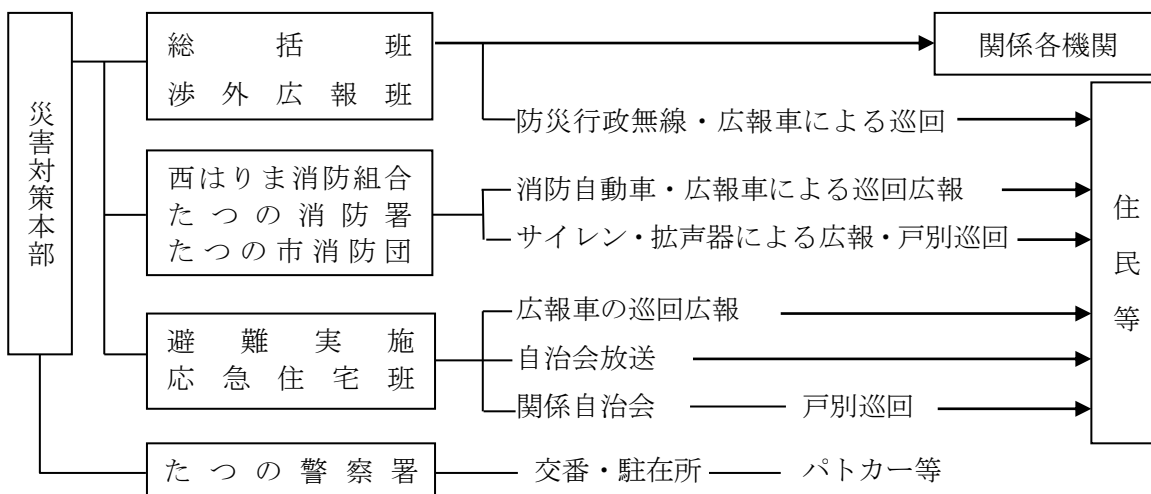
各部内における連絡は、「第2部 第2章 第2節 災害応急活動体制」に定める各課の連絡網により行う。

8 市民等への災害情報の伝達

災害対策本部は、伝達された予報警報や収集された災害情報を適宜整理し、本部長の指示の下、関係機関に連絡するとともに、市民及び報道機関に伝達する。

また、防災関係各機関は、必要に応じ、相互に災害情報（被害状況及び応急対策実施状況）の交換を行う。

<災害情報の伝達系統>



9 情報の収集

気象予警報等の収集	<p>①総括班は、神戸地方気象台の発表する気象予警報等を速やかに収集する。</p> <p>②テレビ、ラジオ放送等により情報を入手する。</p>
-----------	---

第3節 地震・津波の情報収集・伝達

応急対策の実施時期

業務名	担当班	警戒	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30
			時間						日					
地震・津波情報の収集・伝達	総括班 渉外広報班													

第1 地震・津波情報の収集・伝達

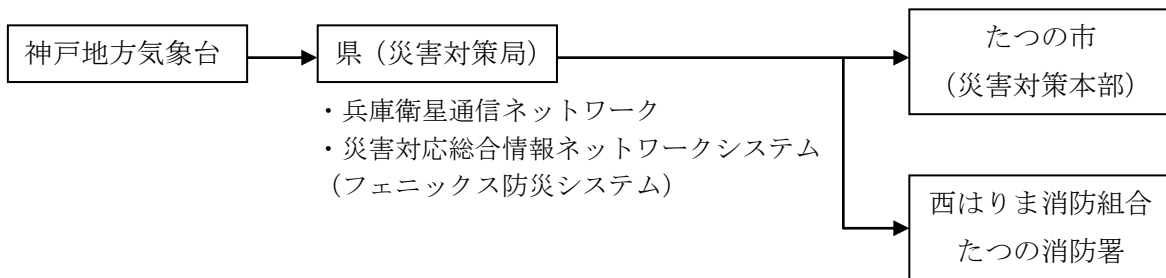
情報の収集及び伝達は、災害対策本部と県のルートの基本として、西はりま消防組合たつの消防署、たつの警察署及び防災関係機関と緊密な連携の下に行う。

1 地震・津波情報の収集・伝達系統

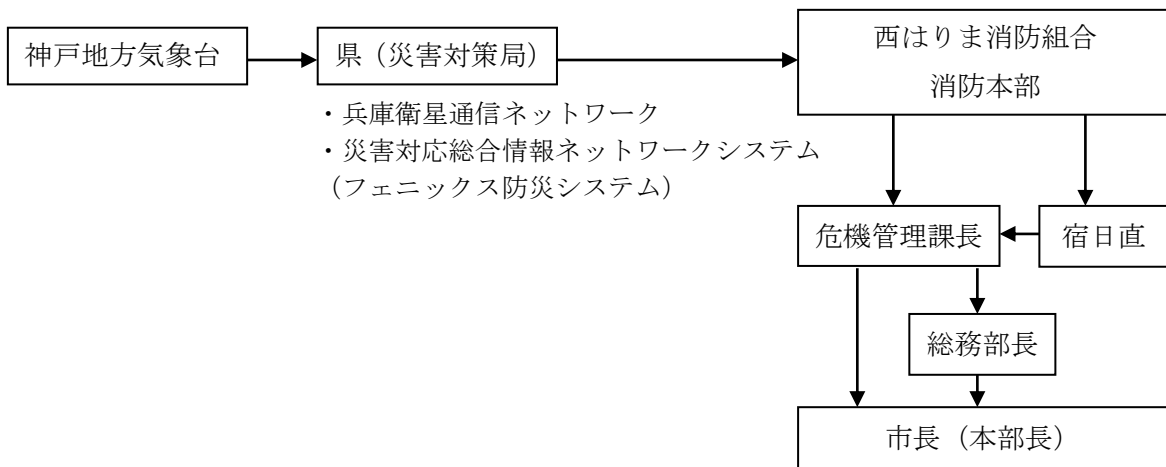
県等から通知される地震・津波情報等は、以下の伝達系統により災害対策本部（災害対策本部設置前においては、災害警戒本部又は危機管理課）において受理する。

<連絡系統図>

○勤務時間内

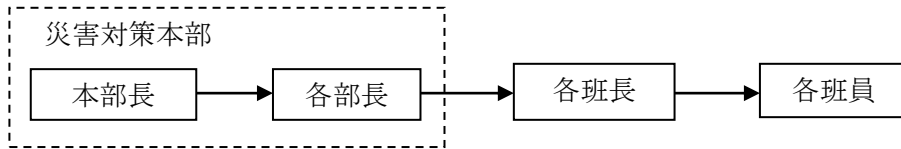


○勤務時間外



2 市内部における地震・津波情報等の伝達

災害対策本部において受理した地震情報等は、以下の伝達系統に基づき各班員に情報伝達を行う。



3 情報の収集・連絡

(1) 情報の収集

勤務時間内に発災した場合は、本部長の指示により速やかに情報を収集する。

1	津波注意報・警報の連絡と津波監視	<ul style="list-style-type: none"> 震度4以上の地震を感じたとき、又は津波注意報・警報を入手したときは、海面状態を監視する。 総括班は、所定連絡系統による連絡を待つほか、速やかに当地方のNHK放送等のテレビ、ラジオを聴取し、地震・津波に関する情報を入手する。
2	地震・津波情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> 気象台が発する地震・津波情報等を速やかに収集する。

(2) 連絡する情報

1	大津波警報
2	津波警報
3	「たつの市」「相生市」「姫路市」において震度4以上の地震が観測された場合の地震情報
4	その他重要なもの

(3) 勤務時間内における連絡方法

1	各部への連絡は、総括班・渉外広報班が庁内放送、電話等で行う。
2	電話又は伝令の場合は各部長に対して行う。ただし、部長に連絡できない場合は、これに代わる者に対して行う。
3	各部内における連絡方法は、各部内において定める。

(4) 勤務時間外における連絡方法

勤務時間外に、地震が発生した場合、通信の混乱が予想されるため、職員は、自らテレビ・ラジオ・防災行政無線・緊急速報メール等で地震情報等を収集し、震度階級に応じて自主的に出勤する。電話連絡が可能な場合は、各部長から部内連絡網により連絡することもある。

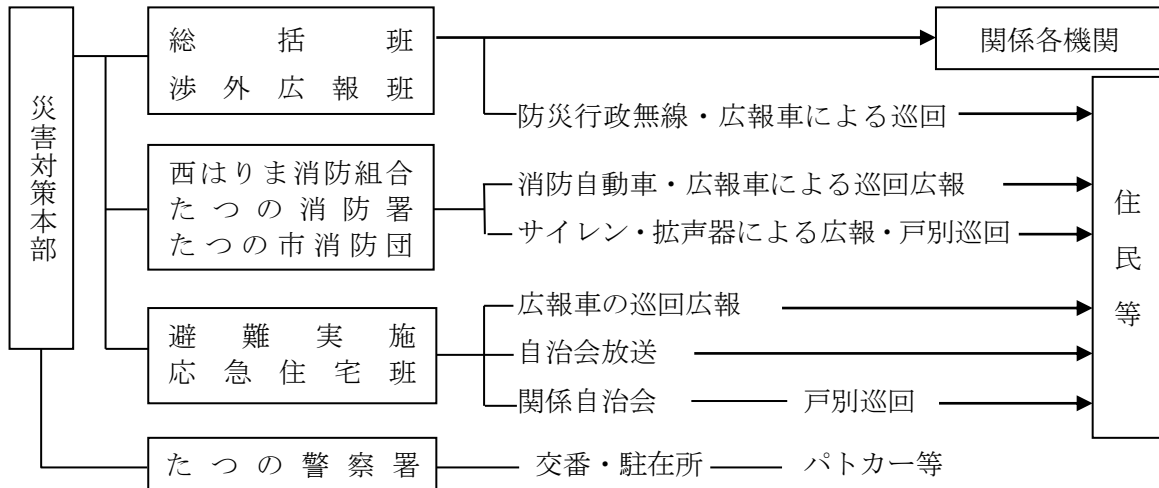
「勤務時間外における配備基準」は、「第2章 第2節 第7 職員の動員及び配備計画」に準じる。

4 災害情報の伝達

災害対策本部は、伝達された予警報や収集された災害情報を適宜整理し、本部長の指示の下、関係機関に連絡するとともに、市民及び報道機関に伝達する。

また、各防災機関は、必要に応じ、相互に災害情報（被害状況及び応急対策実施状況）の共有を行う。

＜災害情報の伝達系統＞



第2 地震・津波に関する市民等への情報伝達等

地震・津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は、以下のとおりとする。

1 市民等への情報伝達

県、市は、地震・津波に関する情報を、市民、観光客等滞在者その他公私の団体（以下「居住者等」という。）及び防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達する。また、災害情報及び対応措置に関する情報について情報を共有する。

(1) 災害情報の伝達

県、市は、関係機関と協議の上、地震・津波発生後速やかに災害情報の伝達を行う。

内容は、下表のとおりとするが、被災者のニーズに応じた多様な内容の提供に努める。

1	地震、津波に関する情報
2	余震等、今後の地震・津波に関する情報
3	避難指示に関する情報
4	避難所に関する情報
5	その他、市民、事業者が取り急ぎとるべき措置に関する情報

(2) 伝達の手段

県、市は、地震・津波災害対応の緊急性から、報道機関の協力を得て行う伝達活動を最優先の手段とし、併せて防災行政無線等により迅速に伝達活動を行う。

① 報道機関の協力による広報活動

1	県は、災害対策基本法第57条の規定に基づく無線局運用規則第138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送（緊急警報放送）をNHK神戸放送局に要請する。
2	緊急警報放送により放送要請を行うことができるのは、以下に掲げる事項とする <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民への警報、通知で緊急を要するもの ・ 災害時における混乱を防止するための指示で緊急を要するもの ・ 知事が特に必要と認めるもの
3	市は、上記の放送要請を行う必要が生じた場合は、やむを得ない場合を除き、県を通じて実施する。
4	市は、地域情報機関に対し緊急放送等を要請する。

② 防災行政無線による伝達

市は、防災行政無線による緊急広報を実施する。

（電話自動応答ダイヤル 20回線 (0791)63-5454）

③ 広報車両等による伝達

市は、綿密な情報伝達を実施するため、必要な地域に対して広報車両等による広報活動を実施する。

広報車両は原則として市所有の広報車両を使用するが、時間的にも、また道路の通行障害等のため、巡回区域に制約を受けることが予想されることから、必要に応じて警察その他防災関係機関の広報車の協力を要請する。

④ その他の情報伝達手段の確保

1	市は、インターネットホームページ・たつの防災防犯ネット・緊急速報メール等の市が保有する災害情報提供手段を駆使して情報提供に努める。
2	市は、広報を徹底するために、特に必要がある場合には、自転車、バイク等により、職員を派遣する等の方策を講じる。

⑤ 自主防災組織との連携による市民への情報伝達

市は、緊急避難等の必要が生じた際、円滑な避難を実施するため、自主防災組織の協力を得て組織的な伝達を行う。

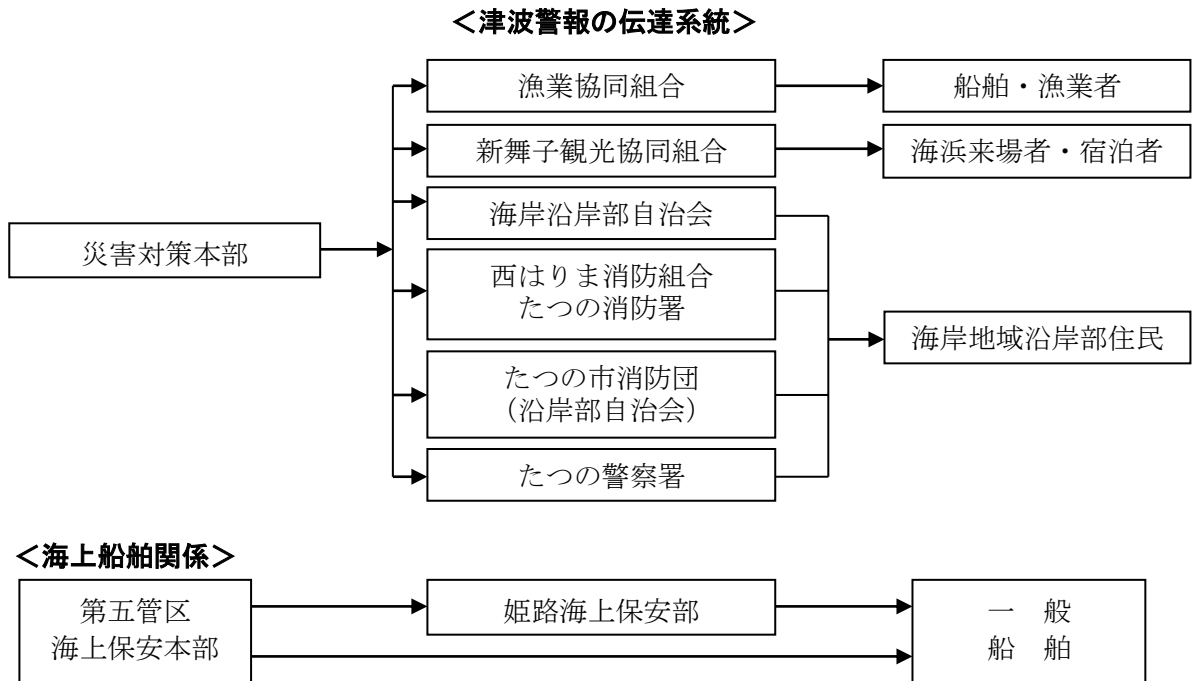
⑥ 障害者、高齢者等に対する情報伝達

1	障害者、高齢者に対する情報伝達	市は、自主防災組織、民生委員等の協力を得て、地域における障害者、高齢者に対する情報伝達を実施する。
2	外国人に対する情報伝達	市は、地域における外国人市民に対する情報伝達を実施する。

2 船舶への津波警報等の伝達

1	市は、津波予報の伝達を受けた場合、漁業協同組合等関係機関を通じて船舶等に対し、速やかに伝達を行うよう努める。
2	姫路海上保安部は、在泊船舶に対しては船艇を巡回させ、拡声器、電光表示等により周知する。

3	姫路海上保安部は、津波警報、大津波警報が発表された場合、在港船舶に対して、津波避難指示を発出し、港外への待避等呼びかける。
4	姫路海上保安部の情報伝達は、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船等の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すことに配慮する。



3 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置

漁港は、漁港管理者が船舶所有者及び漁業協同組合と、津波警報が発表された場合等において、船舶の安全対策について適切な措置を講じられるよう事前に協議する。

<地震に対する船舶の心得>

1	強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震でも長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波の到達時間を確認し、余裕があれば港外退避する。
2	地震を感じなくても、津波注意報・警報が発表された場合、津波の到達時間を確認し、余裕があれば港外退避する。
3	正しい情報をテレビ・ラジオ・無線などを通じて入手する。
4	港外退避できない小型船舶等は、平時から船をしっかりと固縛する。
5	津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気を緩めない。

4 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握

災害情報の報告基準、報告系統、伝達手段、報告内容、各部における調査事項及び調査（報告）系統、緊急対策支援要請、通信手段の確保等、災害情報のその他の収集・報告等に関する事項については、「第1章 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保」、「第2章 活動体制の確立」に基づくものとする。

第3 地震・津波の発生等に関する情報

(大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言等を除く)

1 収集する情報の種類

津波予報及び地震・津波情報は、気象庁の各機関から発表される。

通常の場合の地震及び津波に関する情報発表は、気象庁本庁が行うが、大阪管区気象台の連絡報に基づき、神戸地方気象台は、県内の一般公衆の利便を増進すると判断した場合に情報を作成・発表する。

ただし、通信回線の障害等によって大阪管区気象台の連絡報が受けられない場合や、地震発生後 30 分以内に県内の沿岸に津波の来襲が予想されるような緊急の場合には、神戸地方気象台は独自の情報を発表することがある。情報の種類・内容は、下表のとおりである。

<地震及び津波に関する情報の種類>

情報の種類	内 容
地震情報	地震現象及びこれに密接に関連する現象（津波情報を除く。）の観測成果及び状況
津波情報	津波現象及びこれに密接に関連する現象の観測成果及び状況
地震・津波情報	地震現象・津波現象及びこれに密接に関連する現象の観測成果及び状況

<緊急地震速報（警報）の実施及び実施基準等>

気象庁本庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれがある場合は、強い揺れが予測される地域に対して、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを放送機関等の協力を求めて、市民等へ周知する。

※ 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では、強い揺れの到着に間に合わない場合がある。

(1) 地震に関する情報

<地震に関する情報>

情報の種類	発表基準	発表内容	発表官署
震度速報	震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を約 188 地域に区分）と地震の発生時刻を速報	気象庁本庁 又は 大阪管区 気象台
震度に関する情報	震度 3 以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない。)	<ul style="list-style-type: none"> 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加 	

情報の種類	発表基準	発表内容	発表官署
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表時 ・若干の海面変動がある場合 ・緊急地震速報を発表した場合	・地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 ・震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表	
各地の震度に関する情報	震度1以上	・震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 ・震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表	
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	・地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 ・日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表	気象庁本庁 又は 大阪管区 気象台
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	・顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表	
推進震度分布図	震度5弱以上	・観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表	気象庁本庁

※その他、国外でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合に、地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を、「遠地地震に関する情報」として日本や国外への津波の影響に関しても記述し発表される。

(2) 津波予報

地震（小規模なものを除く。）が発生した場合の津波予報は、近畿・中国及び四国地方に対しては大阪管区気象台が行う。（ただし、日本の沿岸から600km以遠に発生した地震に対する津波予報は、気象庁が行う。）

神戸地方気象台は、気象庁本庁・大阪管区気象台から発表される津波注意報・警報及び地震並びに津波に関する情報等中継して関係機関へ伝達する。

大津波警報・津波警報・注意報の内容は、連絡の迅速化を図る。予報文については以下のとおりである。

本市の津波予報の発表区域は、兵庫県瀬戸内海沿岸に属する。

＜津波予報と予報文の種類＞

予報の種類	予報略文	予報文
津波注意報	ツ ナ ミ ナ シ	津波の来襲するおそれはありません。
	ツナミチュウイ	津波があるかも知れません。津波の高さは、高いところでも数十センチメートル程度の見込みです。
	ツナミチュウイ カ イ ジ ョ	津波の心配はなくなりました。
	ツナミケイホウ カ イ ジ ョ	津波の危険はなくなりました。
津波警報	ツ ナ ミ	津波が予想されます。予想される津波の高さは、高いところで約2メートルに達する見込みですから、特に津波が大きくなりやすいところでは警戒を要します。その他のところでは数十センチメートル程度の見込みです。
	オ オ ツ ナ ミ	大津波が来襲します。予想される津波の高さは高いところで約3メートル以上に達する見込みですから今までに津波の被害を受けたようなところや特に津波が大きくなりやすいところでは、厳重な警戒を要します。その他のところも1メートル位に達する見込みですから警戒が必要です。

※ 「津波の高さ」とは、当該津波の来襲地域において津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかった場合の潮位（平滑したもの）との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

＜津波警報・注意報＞

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される 津波の高さ		津波警報等を見聞き した場合にとるべき 行動	発表官署
			数値 での 発表	定性的 表現で の発表		
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	気象庁本庁 又は 大阪管区 气象台
		5m<高さ≤10m	10m			
		3m<高さ≤5m	5m			
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下である場合	1m<高さ≤3m	3m	高い		
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	—	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	気象庁本庁 又は 大阪管区 气象台

※ 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

＜津波予報＞

発表基準		発表内容	発表官署
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表	気象庁本庁 又は 大阪管区 気象台
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	

＜津波に関する情報＞

情報の種類		発表内容	発表官署
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は2種類の定性的表現で発表	気象庁本庁 又は 大阪管区 気象台
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)	
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)	
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表	

※1 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。
- 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)又は「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

- ・ただし、沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

第4節 被害規模早期把握のための活動

【目的】

災害の被害規模情報の収集把握を迅速に行う。

【方針】

応急対策の体制確立、各機関の応援体制の判断のために、災害発生直後において、被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関における負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を早期に把握する。

応急対策の実施時期

業務名	担当班	警戒	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30
			時間						日					
被害状況の報告	災害対策本部への報告	各班	■	■	■									
	県知事への被害状況報告	総括班(危機管理課)	■	■	■									
通信連絡の確保	総括班		■	■	■									
被害情報の収集	初期情報の把握	各班	■	■	■									
	情報のとりまとめ、報告	総括班	■	■	■									

第1 被害状況の報告

1 災害対策本部への報告

災害により人的被害又は住家その他の被害が発生したときは、その都度、各班は状況を災害対策本部に報告する。

ただし、各班は、被害調査完了後直ちに「被害の認定基準」を参考とし、被害状況即報等を作成するために必要な内容を文書で災害対策本部に報告する。

参照

別表-42

被害認定基準

2 県知事への被害状況の報告

(1) 報告の基準

1	災害救助法の適用基準に合致する災害
2	災害対策本部を設置した災害
3	災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害
4	災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害
5	1～2に定める災害になるおそれのある災害
6	がけ崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害を生じたもの
7	河川の溢水、破堤等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(2) 報告系統

市は、通信の不通等により県に報告ができない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣（窓口：消防庁）に対して直接災害情報を報告する。ただし、その場合にあっても、市は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は県に対して報告する。

(3) 災害情報の伝達手段

1	災害の発生を覚知したときは、速やかにフェニックス防災端末に情報を入力する。
2	あらかじめ県が指定する時間ごとに市域の災害情報をとりまとめ、フェニックス防災端末に入力する。
3	災害情報の報告する場合、必要に応じて有線又はファックスなどを活用する。
4	有線電話が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワークシステムを利用する。なお、必要に応じて他機関に協力を求め、西日本電信電話株式会社災害対策用無線、警察無線塔の通信手段を確保するよう努める。
5	全ての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くし伝達できるように努める。

① 緊急報告

市は、フェニックス防災端末（事務所被害報告の機能を活用）、衛星電話やファックス等最も迅速な方法を用い、事務所の周辺の状況を県（災害対策本部、地方本部経由）に報告する。

報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。また、緊急の場合には口頭報告でさしつかえない。

② 災害概況即報

市は、災害状況に関する情報を収集し、フェニックス防災端末又はそれによりがたい場合は衛星電話やファックス等最も迅速な方法で「災害概況即報」の様式により、県（災害対策本部、地方本部経由）に報告する。

③ 被害状況即報

市は、災害状況に関する情報を収集し、フェニックス防災端末又はそれによりがたい場合は衛星電話やファックス等最も迅速な方法で「被害概況即報」の様式により、県（災害対策本部、地方本部経由）に報告する。

④ 災害確定報告

市は、応急措置完了後速やかに県（災害対策本部、地方本部経由）に文書で「災害確定報告」を行う。

第2 被害情報収集計画

災害に伴う被害状況の把握(調査及び報告)は、災害対策の基礎として必要不可欠であるため、市は、防災関係機関と連携をとり、調査要領に基づき迅速かつ的確に状況把握に努める。

1 初動情報の把握

初動期の災害情報の一元化を図るため、各班は被災地区における以下の被害の概況把握に努め、総括班が報告を取りまとめる。

1	人的被害、避難の状況
2	民家の倒壊状況
3	火災の状況
4	道路網の被害の状況
5	ライフラインの被災状況

2 被害状況の把握方法

(1) 被害情報の収集方法

被害情報の収集については、各班がそれぞれ収集し、又は外部からの連絡通知を受けたものを総括班において取りまとめる。

また、有線電話等により自治会との連絡を密にし、情報を積極的に収集する。

勤務時間外に災害が発生し、職員が参集する場合、その参集途上、被害状況を把握するとともに、直ちに災害対策本部へ報告する。

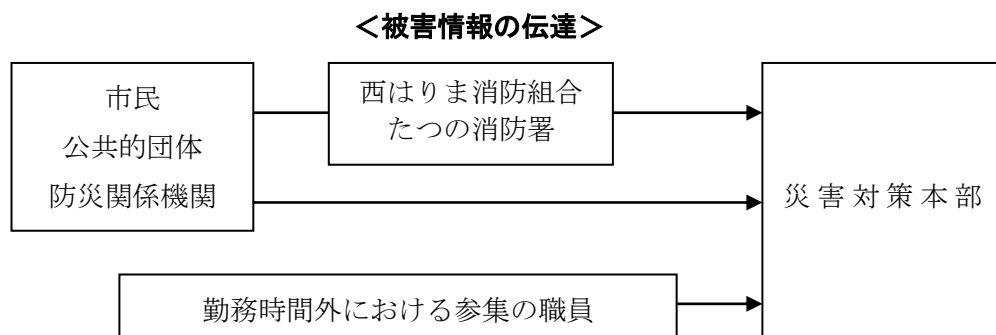
さらに、公益財団法人兵庫県まちづくり技術センターに登録している兵庫県防災エキスパートの活用を図るとともに、兵庫県防災エキスパートの自主的な通報により情報を収集する。

参照

資料-7 防災エキスパートの活用に関する協定

(2) 被害状況の伝達系統

市内で災害が発生し、現場で確認したときは、被害発生状況(日時、被害の程度、規模、被災者数等)を以下の伝達系統により災害対策本部へ報告する。



(3) 報告内容

災害対策本部の各部長は、被害の程度・規模等の状況を災害の推移に応じて、迅速かつ的確に災害対策本部に報告する。

① 被害情報等の種類と内容については、以下のとおりである。

情報の種類	内 容
災 害 情 報	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の原因 ・災害が発生した日時 ・災害が発生した区域・場所
被 害 情 報	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況 ・世帯別被害状況等
応 急 対 策 活 動 に 関 する 情 報	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示の状況及び避難所の開設、管理状況 ・市民等の避難状況 ・災害に対して既に行った応急措置 ・災害に対して今後行う予定の措置 ・関係機関の防災体制 ・災害対策に要した費用の概算額 ・その他必要な事項

② 調査の担当は、以下のとおりとする。

調査担当部		調 査 事 項
総 務 部 企 画 財 政 部	各 総 合 支 所	被害情報等の総括、情報伝達の支援 市民等からの報告被害 市有財産等被害
市 民 生 活 部 健 康 福 祉 部	各 総 合 支 所	環境施設等被害 社会福祉、医療施設等被害
産 業 部	各 総 合 支 所	商業施設等被害 農林業関係被害
都 市 建 設 部 都 市 政 策 部	各 総 合 支 所	公園、道路、土木施設等被害
上 下 水 道 部	各 総 合 支 所	下水道施設被害、水道施設被害
教 育 委 員 会		教育、文化施設等被害
西はりま消防組合たつの消防署		人的被害、消防施設被害
たつの市消防団		人的被害、消防施設被害

※ 各総合支所では活動拠点が広範でかつ本部と遠く離れ、限られた人員及び車両、物資で活動しなければならないことから、総括部が調査情報伝達の支援を行う。

3 防災関係機関の状況把握

災害時の防災関係機関の情報を把握し、本市の対策体制を円滑に行うため、以下の事項について調査する。

1	防災応急対策の実施状況
2	防災関係機関の防災体制の状況
3	その他必要な事項

4 災害対策本部への調査報告要領

被害状況の調査及び報告は、以下の要領により各部が実施し、災害対策本部で集約する。

調査種別	報告種別	調査及び報告の内容
概況調査	発生速報	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により被害が発生したときは、直ちに被害概況を調査する。 ・調査は、応急対策実施の基礎となるため、短期間に把握し、発生速報として報告する。
被害調査	被害速報	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の状況が判明した後、被害の状況を調査する。 ・被害調査は災害の変動に伴う諸対策の基礎となり、できる限り詳細に把握し、被害速報として報告する。
被害確定調査	被害確定報告	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が終了し、被害が確定したときに調査する。 ・確定調査は、災害応急対策及び災害復旧対策の基礎となり、各種の対策費用負担にまで影響するため、被害状況を正確に把握して被害確定報告とする。

5 調査報告の留意事項

1	状況把握及び調査報告は、関係機関と常に連絡を図り、迅速かつ的確に行う。
2	被害の状況は、速報時においても可能な限り写真を添付する。

第2章 活動体制の確立

第1節 災害警戒本部計画	3-27
第1 災害警戒本部の設置	3-27
第2 組織及び活動	3-28
第3 勤務時間外の体制確立	3-28
第2節 災害対策本部計画	3-29
第1 災害対策本部の設置	3-30
第2 組織及び活動	3-30
第3 勤務時間内の災害対策本部設置	3-31
第4 勤務時間外の災害対策本部設置	3-32
第5 災害対策本部の事務分掌	3-33
第6 現地災害対策本部の設置	3-36
第7 職員の動員及び配備計画	3-37
第8 水防組織及び水防体制	3-43
第9 民間協力による要員確保計画	3-43
第10 用度資材調達計画	3-44
第3節 防災関係機関への応援要請計画	3-46
第1 災害時の相互協力計画	3-47
第2 防災関係機関との連携	3-48
第3 県・他の市町長等に対する応援要請計画	3-49
第4 自衛隊の派遣要請計画	3-52
第5 県消防防災ヘリコプターの支援要請計画	3-56
第6 放送機関への災害放送の要請	3-58
第7 災害救助法の適用	3-59
第8 他の地方公共団体への職員派遣	3-61

第1節 災害警戒本部計画

【目的】

災害の警戒に当たるため、災害情報の収集・伝達等を実施する。

【方針】

災害が発生した場合において、被害が発生するおそれがあると市長が必要と認めたとときは、災害警戒本部を設置し、もって災害時の警戒体制の確立を図る。

応急対策の実施時期

業務名	担当班	警戒	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30
			時間						日					
職員の動員配備指令	本部長・各職員	■												
災害警戒本部の設置	連絡員待機	■												
	災害警戒本部の設置	■												

第1 災害警戒本部の設置

1 災害警戒本部の設置

1	設置基準	・ 第2章 第2節 第7 職員の動員及び配置計画による。
2	廃止基準	・ 警戒対象の災害の発生のおそれが解消したと認められるとき。 ・ 警戒対象の災害の発生が見込まれ、災害対策本部の配備体制が必要となったとき。

2 設置場所

災害警戒本部は、本庁舎新館災害対策本部会議室に設置する。

ただし、災害の規模その他の状況により市長が災害対策の推進を図るため、災害警戒本部の移動が必要であると認めた場合は、適当な場所に移動し設置する。

第2 組織及び活動

1 組織

災害警戒本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

本部長は、危機管理監をもって充て、危機管理監が不在のときは、総務部長がその職務を代理する。

なお、西はりま消防組合たつの消防署長及びたつの市消防団長は、本部機能の実効性をより高め、情報の共有化という観点から、特別に当該本部の構成員とする。

本 部		組 織
本部長	副本部長	本 部 員
危機管理監	総務部長	企画財政部長 (企画財政部)
		市民生活部長 (市民生活部)
		福祉部長 (健康福祉部)
		健康部長 (健康福祉部)
		産業部長 (産業部)
		都市建設部長 (都市建設部)
		都市政策部長 (都市政策部)
		上下水道部長 (上下水道部)
		教育管理部長 (教育委員会)
		教育事業部長 (教育委員会)
		議会事務局長 (企画財政部)
		新宮総合支所長 (新宮総合支所)
		揖保川総合支所長 (揖保川総合支所)
		御津総合支所長 (御津総合支所)
		西はりま消防組合たつの消防署長 (西はりま消防組合たつの消防署)
たつの市消防団長 (総務部)		

2 活動

各所管における災害情報を把握の上、災害予防について方針を決定し、実施する。

3 配備体制

本部長の指示により、状況に応じた職員の配備体制をとる。

第3 勤務時間外の体制確立

勤務時間外に災害が発生した場合、配備基準に基づく災害警戒本部の設置は、以下のとおりとする。

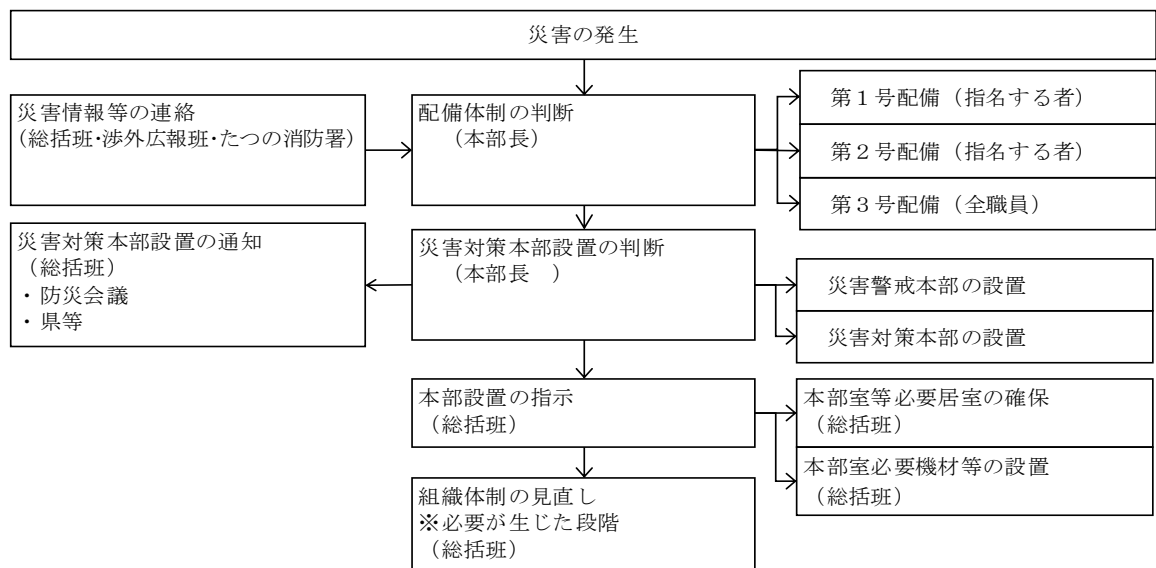
1	危機管理課長は、災害情報を収集して被害の程度を把握し、危機管理監へ連絡する。危機管理監が市長、副市長へ連絡、協議を行う。時間がない場合又は危機管理監が不在の場合は、危機管理課長が市長、副市長に連絡する。
2	危機管理監（危機管理課長）は、市長から災害警戒本部設置指令が出されたときは、直ちに本部員に伝達する。

第2節 災害対策本部計画

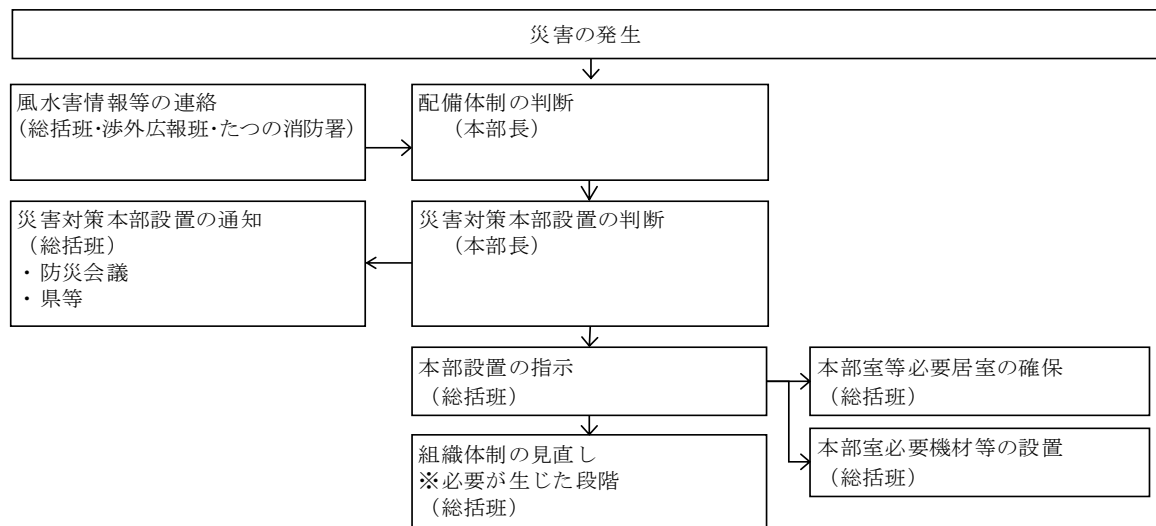
応急対策の実施時期

業務名	担当班	警戒	時間				日									
			1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30		
職員の動員配備指	本部長・各職員															
災害対策本部の設置	災害対策本部・現地災害対策本部の設置	本部長														
	情報の伝達・処理	総括班														
	災害対策本部会議	本部長		■ 第1回(2回目以降は、適時開催)												
		副本部長														
		各部長														
	災害対策本部事務局	総括班														
災害対策本部の財務	財務班															

応急対策の流れ（風水害）



応急対策の流れ（地震）



第1 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置及び廃止基準

1	設置基準	・第2章 第2節 第7 職員の動員及び配置計画による。
2	廃止基準	・災害応急対策がおおむね終了したと認められるとき。 ・災害応急対策に備えるために設置した場合で、災害の発生のおそれ が解消したと認められるとき。

2 設置場所

災害対策本部は、本庁舎新館災害対策本部会議室に設置する。

ただし、災害の規模その他の状況により市長が災害対策の推進を図るため、災害対策本部の移動が必要であると認めた場合は、適当な場所に移動し設置する。

3 設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置したときは、その旨を以下の区分により通知、公表するとともに、市庁舎玄関前に標識を掲げる。なお、廃止したときも同様とする。

＜災害対策本部の設置及び廃止の通知及び公表の方法＞

通知及び公表先	通知及び公表の方法	担 当
庁内各部	庁内ネットワーク及び庁内放送	総括班
関係機関等	電話その他迅速な方法	総括班
報道機関	口頭及び文書	渉外広報班

第2 組織及び活動

1 組織

災害対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

本部長は、市長をもって充て、市長が不在のときは、副市長がその職務を代理する。

なお、西はりま消防組合たつの消防署長及びたつの市消防団長は、本部機能の実効性をより高め、情報の共有化という観点から、特別に当該本部の構成員とする。

本 部 組 織		
本部長	副本部長	本 部 員
市 長	副 市 長 危機管理監	総 務 部 長 (総 務 部)
		企 画 財 政 部 長 (企画財政部)
		市 民 生 活 部 長 (市民生活部)
		福 祉 部 長 (健康福祉部)
		健 康 部 長 (健康福祉部)
		産 業 部 長 (産 業 部)
		都 市 建 設 部 長 (都市建設部)
		都 市 政 策 部 長 (都市政策部)
		上 下 水 道 部 長 (上下水道部)
		教 育 長 (教育委員会)
		教 育 管 理 部 長 (教育委員会)
		教 育 事 業 部 長 (教育委員会)
		議 会 事 務 局 長 (企画財政部)
		新 宮 総 合 支 所 長 (新宮総合支所)
		揖 保 川 総 合 支 所 長 (揖保川総合支所)
		御 津 総 合 支 所 長 (御津総合支所)
西はりま消防組合たつの消防署長 (西はりま消防組合たつの消防署)		
たつの市消防団長 (総 務 部)		

2 災害対策本部会議

災害対策本部会議は、以下の事項について方針を決定し、実施する。

1	災害応急対策の基本方針に関すること。
2	各部間の連絡調整事項の指示に関すること。
3	自衛隊災害派遣要請に関すること。
4	災害救助法の適用要請に関すること。
5	他市町、国及び県への応援要請に関すること。
6	その他災害に関する重要な事項に関すること。

3 活動

各部に班を置き、班は、市長部局のほか各行政委員会事務局等、市の全ての職員をもって組織し、災害予防及び災害応急対策の実施を任務とする。

災害対策本部の行う防災活動は、本部長の総括の下に各部の長が所属の職員(班員)を指揮監督して行う。

第3 勤務時間内の災害対策本部設置

勤務時間内において災害対策本部が設置された場合、職員は、直ちに本部配備体制に切替え、対処する。

第4 勤務時間外の災害対策本部設置

勤務時間外に災害対策本部が設置された場合、関係職員は直ちに職場に参集しなければならない。

ただし、交通機関の途絶等によって職員の参集が遅れ、直ちに災害対策本部の設置運営ができないときは、短時間で登庁できる職員によって初動体制の確立を図る。

第5 災害対策本部の事務分掌

部 名	構 成	事務分掌
各部共通		<ul style="list-style-type: none"> 各部職員の参集状況及び動員、配備等に関する事。 所管する施設等の被害状況調査に関する事。 所管する施設等の災害対策及び応急復旧に関する事。 災害時における通常業務の継続に関する事。 各部との連絡調整、情報共有に関する事。 特命による各部、各総合支所への支援活動に関する事。
総務部 部長 総務部長	総括班 危機管理課 総務課 デジタル戦略推進課 選管・監査・公平委員会事務局 班長 危機管理課長	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部の設置・廃止に関する事。 災害対策本部会議に関する事。 本部長命令に関する事。 配備体制指令に関する事。 避難指示等の発令及び伝達に関する事。 国、県等との連絡調整に関する事。 災害救助法の適用申請に関する事。 自衛隊派遣要請に関する事。 警察との連携に関する事。 被害状況の整理、記録に関する事。 災害時の協定先との連絡調整に関する事。 応援職員の受援体制に関する事。 気象、地震等の情報収集及び伝達に関する事。 避難者の情報公開に関する事。 情報通信機器及び手段の確保に関する事。 配備職員の食料の調達及び配付に関する事。
	被害調査班 市税課 納税課 班長 市税課長	<ul style="list-style-type: none"> 家屋等の被害状況調査に関する事。 家屋等の被害認定に関する事。 り災証明に関する事。 災害による市税の減免等に関する事。 ボランティア需要の調査・伝達に関する事。
	消防団 代表 消防団長	<ul style="list-style-type: none"> 被災情報の収集に関する事。 消防活動及び水防活動に関する事。 被災者の救出救助に関する事。 避難者の誘導等に関する事。
企画財政部 部長 企画財政部長 副部長 議会事務局長	渉外広報班 広報秘書課 議会事務局 班長 広報秘書課長	<ul style="list-style-type: none"> 市民、報道機関等からの電話対応に関する事。 市民に対する広報活動（情報誌の発行等）に関する事。 報道機関への情報提供（記者発表等）に関する事。 災害視察者その他見舞者の対応に関する事。 被災者の弔問に関する事。 市議会との連絡調整に関する事。
	財務班 財政課 会計課 班長 財政課長	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策に必要な現金の出納に関する事。 災害対策予算編成及び資金調達に関する事。 義援金の募集、配分に関する事。 金銭の出納（義援金含む）に関する事。
	財務用度資材班 企画課 ふるさと創造課 契約課 工事検査員 班長 契約課長	<ul style="list-style-type: none"> 公用車等の配車及び管理に関する事。 市有財産の被害調査に関する事。 資機材、燃料等の調達に関する事。 備蓄食料、調達食料の避難所等への搬送に関する事。 物資の輸送力の確保に関する事。 災害救助、救援のための労働者等の確保に関する事。 復興事業の企画に関する事。

市民生活部 部長 市民生活部長	食料供給班 市民課 国保医療年金課 人権推進課 班長 市民課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄食料の供給、管理に関すること。 ・ 救援物資の受入、管理、配給に関すること。 ・ 炊き出しに関すること。 ・ 炊き出しボランティアの活動調整に関すること。
	衛生班 環境課 班長 環境課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物の収集及び処理に関すること。 ・ 遺体の収容及び処理に関すること。 ・ 清掃、消毒、防疫及び昆虫等の駆除に関すること。 ・ 愛がん動物の収容に関すること。
健康福祉部 部長 福祉部長 副部長 健康部長	福祉班 地域福祉課 児童福祉課 高年福祉課 地域包括支援課 班長 地域福祉課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮者に関すること。 ・ 避難行動要支援者の避難支援及び搬送に関すること。 ・ 福祉施設（要配慮者利用施設）に関すること。 ・ 福祉避難所の開設、運営に関すること。 ・ 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 ・ 災害ボランティアの派遣要請及びボランティアセンターの開設に関すること。 ・ 死亡弔慰金、災害見舞金、災害援護資金等生活救済対策に関すること。 ・ 在宅避難者への支援に関すること。 ・ 被災者に対する生活保護の実施に関すること。
	健康医療班 健康課 班長 健康課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関等との連絡調整に関すること。 ・ 救護所の開設、救護、助産に関すること。 ・ 医療ボランティアの活動調整、支援に関すること。 ・ 被災地、避難所等の感染症対策及び予防に関すること。 ・ 医療用資機材等の調達、要請に関すること。 ・ 消毒用薬剤等の調達、配付及び備蓄に関すること。 ・ 食品衛生及び食中毒等に関すること。 ・ 健康対策及びこころのケアに関すること。
産業部 部長 産業部長	農林農地班 農林水産課 農地整備課 農業委員会事務局 班長 農林水産課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾及び海岸の被害調査及び災害対応に関すること。 ・ ため池等危険箇所の警戒に関すること。 ・ 農作物等の被害調査に関すること。 ・ 水産物等の被害調査に関すること。 ・ 作物、家畜等の伝染病予防、防疫に関すること。
	生活必需品供給班 商工振興課 観光振興課 班長 商工振興課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活必需物資の確保、配給に関すること。 ・ 中小企業等の災害復旧資金の融資に関すること。 ・ 被災商工業者の被害調査及び対策に関すること。 ・ 帰宅困難者対策に関すること。
都市建設部 部長 都市建設部長	道路河川班 建設課 用地課 班長 建設課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路、橋梁、河川等の被害調査、応急措置、障害物の除去に関すること。 ・ 急傾斜地等の災害対策及び応急復旧に関すること。 ・ 交通規制及び緊急交通路、避難路誘導に関すること。
都市政策部 部長 都市政策部長	避難実施応急住宅班 都市計画課 まちづくり推進課 町並み対策課 班長 都市計画課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害情報の伝達・広報に関すること。 ・ 建築物、宅地の応急危険度判定に関すること。 ・ 応急仮設住宅建設用地の選定 ・ 応急仮設住宅の建設に関すること。 ・ 民間住宅のあっせん等住宅の確保に関すること。 ・ 被災後の都市計画及び復興計画に関すること。

上下水道部 部長 上下水道部長	給水班 上水道課 班長 上水道課長	<ul style="list-style-type: none"> 被災地及び避難所等への応急給水に関すること。 応急給水用資機材の備蓄・調達に関すること。 給水広報に関すること。 西播磨水道企業団及び播磨高原広域事務組合との連絡調整に関すること。
	下水道班 下水道管理課 下水道施設課 班長 下水道管理課長	<ul style="list-style-type: none"> 下水の使用（トイレ対策等）に関すること。 公衆衛生の保全に関すること。 浸水被害の防除に関すること。 下水道施設非常用資機材の備蓄、調達に関すること。 維持管理者及び協力業者との連絡調整に関すること。
教育委員会 部長 教育長 副部長 教育管理部長 教育事業部長	避難対策班 教育総務課 教育環境整備課 学校教育課 小中一貫教育推進課 幼児教育課 すこやか給食課 社会教育課 人権教育推進課 体育振興課 班長 教育総務課長 副班長 社会教育課長	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の開設、管理及び運営に関すること。 園児、児童及び生徒の安全確保、安否確認に関すること。 教職員等との連絡調整に関すること。 被災児童及び生徒に対する教育図書その他学用品等及び救援物資の配給に関すること。
	文化財班 歴史文化財課 班長 歴史文化財課長	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の開設、管理及び運営に関すること。 文化財等の被害調査に関すること。
新宮総合支所 部長 新宮総合支所長	新宮地域活動班 地域振興課 班長 地域振興課長	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部、関係機関との連絡調整に関すること。 現地対策本部設置に関すること。 配備体制指令、本部長命令の伝達に関すること。 避難指示等の伝達に関すること。 被害情報の収集、伝達に関すること。
揖保川総合支所 部長 揖保川総合支所長	揖保川地域活動班 地域振興課 班長 地域振興課長	<ul style="list-style-type: none"> 本庁各班事務の補助に関すること。 各総合支所水防計画に関すること。
御津総合支所 部長 御津総合支所長	御津地域活動班 地域振興課 班長 地域振興課長	
西はりま消防組合 たつの消防署 部長 たつの消防署長	消防班 たつの消防署 新宮分署 揖保川出張所 御津出張所 光都分署 班長 たつの消防署副署長	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関すること。 消防活動に関すること。 救急救助に関すること。 災害に対する情報収集に関すること。 人的被害の調査に関すること。 避難者の誘導に関すること。 消防防災ヘリコプターの要請に関すること。 広域消防相互応援に関すること。 緊急消防援助隊の要請に関すること。 危険物等による災害の拡大防止に関すること。 火災に関するり災証明に関すること。

第6 現地災害対策本部の設置

1 設置基準

本部長は、必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置することができる。

2 設置場所

救助活動等を行う場合、現地の状況に応じて効率的に指示等を行うため、おおむね小学校区単位で公共施設等に設置する。

3 組織

現地災害対策本部に、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置くものとし、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

4 活動

現地災害対策本部長は、当該地域において救助を必要とする現場の所在、その状況等を把握し、必要人員・資機材の要請及び調達を行い、その現場ごとの振り分けを行うとともに、市外等からの応援機関等の現地での案内・連絡調整を行う。

第7 職員の動員及び配備計画

災害が発生した場合、迅速かつ適切な応急対策を実施するため、職員の配備体制の発令基準等を定める。

1 配備体制の発令基準

体制	防災指令	活動概要	配備職員規模	風水害(洪水)	地震・津波	放射性物質事故、危険物流出事故、大規模事故、海上事故等
連絡員待機	一	情報収集・庁内への情報伝達	危機管理課職員及び担当課	<ul style="list-style-type: none"> ○大雨洪水等の気象注意報が発令されたとき。 ○時間雨量 30 mm/h、連続雨量が 100 mm/h を観測したとき。 ○高潮注意報が発表されたとき、又は高潮により、飾磨検潮所において T.P+1.6m 又は室津検潮所において T.P+1.2m に達したとき。 		○事故等の影響で、災害の発生するおそれがあるとき。
		連絡員待機指令	危機管理課職員及び本部各地域活動部連絡員	○各種気象警報が発令されたとき。(防災指令の自動発令)*ただし、既に上位の防災指令が発令されている場合は除く。		
災害警戒本部	警戒体制指令	初期警戒/小規模かつ局所的な災害に対する応急対策	危機管理課職員及び各事業部地域活動部職員	○集中豪雨等により、小規模かつ局地的な災害が発生し、又はそのおそれがあるとき。	○震度 4 未満で災害が発生し、又はそのおそれがあるとき。	○事故等の影響で、小規模かつ局地的な災害が発生したとき。
				○台風情報が発表され、市域が暴風域に入るおそれ、あるいは大雨予測のあるとき。	○大規模地震対策特別措置法第 9 条に規定する警戒宣言が発令されたとき。	○その他市長が必要と認めたとき。
				○高潮により、飾磨検潮所において T.P+2.1m 又は室津検潮所において T.P+1.8m(警戒潮位)に達し更に上昇のおそれがあるとき。	○津波注意報(市内沿岸部を含む予報区)が発令されたとき。	
				○揖保川、林田川、栗栖川で水位観測所の水位が水防団待機水位に達するおそれがあり、更に上昇するおそれがあるとき。		

第2節 災害対策本部計画

第3部 災害応急対策計画

第2章 活動体制の確立

体制	防災指令	活動概要	配備職員規模	風水害(洪水)	地震・津波	放射性物質事故、危険物流出事故、大規模事故、海上事故等
災害対策本部	第1号配備体制指令	災害に対する総合的な対策警戒体制を強化した体制	指定職員(所属職員の約2割)	○台風又は集中豪雨等により、局地的な災害が発生し、更に災害が拡大するおそれがあるとき。	○震度4又は5弱	○事故、火災爆発などの影響で、局地的な災害が発生し、更に被害が拡大するおそれがあるとき。 ○その他市長が必要と認めたとき。
				○異常潮位あるいは高潮により、局地的な災害が発生し、更に被害が拡大するおそれがあるとき。	○大規模地震対策特別措置法第9条に規定する警戒宣言が発令され、市域に相当な影響があると予想される時。	
				○揖保川、林田川、栗栖川で水位観測所の水位が水防団待機水位を10cm上回り、更に上昇するおそれがあるとき。		
災害対策本部	第2号配備体制指令	災害に対する総合的な対策第1号配備体制を強化した体制	指定職員(所属職員の約半数)	○台風又は集中豪雨等により、市内広域にわたる災害や甚大な局地的災害が発生し、更に被害が拡大するおそれがあるとき。	○震度5強	○事故等の影響で、広域的な災害が発生し、更に被害が拡大するおそれがあるとき。 ○その他市長が必要と認めたとき。
				○異常潮位あるいは高潮により、市内広域にわたる災害や甚大な局地的災害が発生し、更に被害が拡大するおそれがあるとき。		
				○揖保川、林田川、栗栖川で水位観測所の水位が水防団待機水位と氾濫注意水位のおおむね2/3に達し、氾濫注意水位に達するおそれがあるとき。		
災害対策本部	第3号配備体制指令	災害に対する総合的な対策第2号配備体制を強化した体制	全職員	○台風又は集中豪雨等により、市内広域にわたる大規模な災害が発生したとき、又は被害が拡大しつつあるとき。	○震度6弱以上	○事故等の影響で、市内全域にわたる大規模な災害が発生したとき、又は被害が拡大しつつあるとき。

体制	防災指令	活動概要	配備職員規模	風水害(洪水)	地震・津波	放射性物質事故、危険物流出事故、大規模事故、海上事故等
				○揖保川、林田川、栗栖川で水位観測所の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位が上昇するおそれがあるとき。 ○市内全域にわたる大規模な災害が発生したとき、又は被害が拡大しつつあるとき。	○津波警報又は大津波警報（市内沿岸部を含む予報区）が発表されたとき。	○その他市長が必要と認めたとき。

※ ただし、震度4未満の地震でも、被害等の発生状況により対策が必要な場合には、本部を設置し、必要な配備体制を発令する。

2 本市における河川ごとの水位観測所の水位における配備体制発令基準等

河川名	観測所名	警戒体制(水防団待機水位)	第1号配備	第2号配備	第3号配備(氾濫注意水位)	高齢者等避難(避難判断水位)	避難指示(氾濫危険水位)
揖保川	龍野【国】 (龍野町水神)	2.00m	2.10m	2.70m	3.00m	3.30m	3.50m
林田川	誉【国】 (誉田町誉)	1.00m	1.10m	1.30m	1.40m	1.80m	2.00m
	穴部【県】 (林田町松山)	1.30m	1.40m	1.50m	1.50m	2.20m	2.30m
栗栖川	東栗栖【国】 (新宮町芝田)	1.00m	1.10m	1.35m	1.50m	2.00m	2.30m
	福栖【県】 (新宮町福栖)	1.20m	1.30m	1.55m	1.70m	1.80m	2.20m

3 本市における室津漁港海岸の検潮所の潮位における配備体制発令基準

海岸名	検潮所名	第1号配備	第2号配備	第3号配備
室津漁港海岸	室津検潮所	T.P+1.20m	T.P+1.60m	T.P+1.80m

4 本市以外の災害に係る動員基準

中播磨・西播磨地域（以下「本地域」という。）で以下の災害が発生した場合、本市の災害状況が、配備体制の基準に満たないときでも、以下のとおり職員の動員を行う。

<本市以外の災害に係る動員基準>

1	地震・津波	<ul style="list-style-type: none"> ・本地域で震度5弱以上の地震が発生したとき。 ・兵庫県瀬戸内海沿岸に「大津波」の津波警報が発表されたとき。 ・各地方本部が設置されたとき。
2	その他災害	<ul style="list-style-type: none"> ・各地方本部が設置されたとき。

※ 各地方本部とは、災害対策中播磨地方本部又は災害対策西播磨地方本部をいう。

5 動員体制

1	危機管理課長及び防災担当職員は、直ちに市役所に参集する。
2	参集後は、被災市町の被害状況等を地方本部等から情報収集し、状況に応じて市長の判断により適宜動員を実施する。

6 動員の指令、伝達

(1) 勤務時間内における配備体制指令の伝達

勤務時間内において配備体制指令が出されたときは、危機管理監が各部長へ連絡し、各部長は各班等を経て班員に伝達する。

また、必要に応じて庁内放送等を行い、速やかにその旨を周知する。

(2) 勤務時間外における配備体制指令の伝達

危機管理監（不在の場合は危機管理課長）は、西はりま消防組合たつの消防署、たつの警察署等から収集した情報により、災害による被害の程度を速やかに把握し、市長、副市长等に連絡し協議の上、市長から配備体制指令が出されたときは、直ちに各部長に伝達する。

各部長は各班に連絡し、各班はあらかじめ定めた配備体制をとる班員に伝達する。

参照

別表-1 職員連絡体制図（機構図）

(3) 班員の参集

班員は、配備の指令を受けたときは、以下のとおり対処する。

1	・原則として勤務時間の内外を問わず、直ちに各所属で配備につく。
2	・勤務時間外に配備の命令を受けた場合、班員自身又は家族の被災等のため配備につくことができないとき、又は交通機関の途絶のため各所属に赴くことができないときは、直ちにその旨を班長に連絡する。 ・各班長は、緊急に赴いた班員を把握し、各部長に連絡する。

参照

別表-2 班員配備体制一覧

(4) 班員の出動

班員は、各班長の指示に基づき出動する。あらかじめ派遣先を決められている者は指定場所へ、それ以外の者は必要に応じて各部長の指示に従い出動する。

1	勤務時間内に災害が発生した場合	・各部は通常の業務を一時停止、又は縮小し、災害体制に応じた配備につく。
2	勤務時間外に災害が発生した場合	・防災指令の基準により配備体制を判断し、配備対象となる班員は直ちに参集し、定められた配備につく。 ・突発性重大事故等の発生を知った場合等については、班員は自主参集する。
3	災害発生直後に第1号又は第2号配備体制とした場合	・被害の拡大状況等により、配備体制を強化する必要があると判断される場合は、各部長は各部毎に配備体制を強化するとともに、直ちに本部長に報告する。

4	本部長が、各部長から配備体制強化の報告を受けた場合	・災害の状況、職員の対応状況等から総合的に判断し、必要と認められる場合は、防災指令を強化発令し、応急活動に万全を期する。
---	---------------------------	--

7 災害対策本部設置の手続

1	災害対策本部の設置については、本部長は災害対策本部会議を招集し、その議を経てこれを決する。
2	勤務時間外等の事情により、1の手続を経る時間的余裕がないと認められる場合は、本部長又は本部員が専決し、その結果を災害対策本部会議で報告する。
3	災害が発生した場合は直後に災害対策本部会議を招集する時間的余裕がないため、災害が落ち着いた段階で招集し、本部長が本部設置の経緯を災害対策本部会議に報告する。

8 災害対策本部設置の通知

本部長は、災害対策本部を設置したときは、県知事、防災会議構成員、報道機関、市民等に通知する。

通知及び公表先	通知及び公表の手段	担当班
庁内各部署	庁内ネットワーク及び庁内放送	総括班
県知事	兵庫衛星通信ネットワーク、フェニックス防災システム	総括班
関係機関等	電話その他迅速な方法	総括班
報道機関	口頭及び文書	渉外広報班
市民	災害広報紙、市ホームページ、防災行政無線、報道機関	総括班 渉外広報班

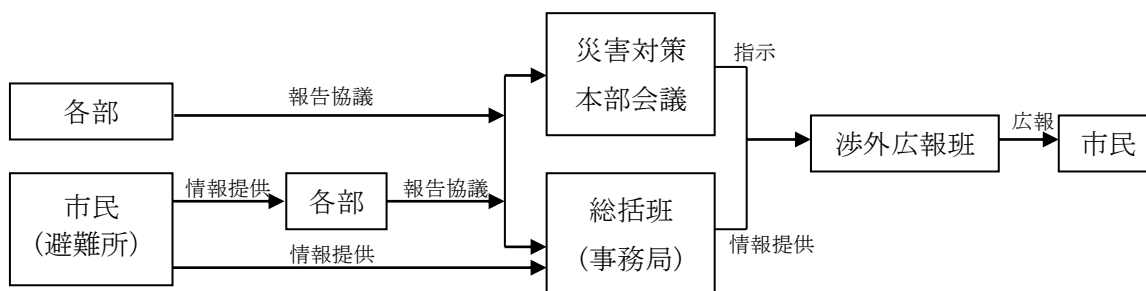
9 災害対策本部事務局

災害対策本部事務局は、総括班の中に置くものとする。

(1) 事務局の活動内容

1	災害対策本部会議の運営に関する事。
2	災害対策本部会議等で収集した情報の整理に関する事。
3	写真や映像等の記録に関する事。
4	各部の対応結果の取りまとめに関する事。
5	緊急広報の実施に関する事。

(2) 事務局内の情報処理方法



10 災害対策本部の財務

1	予算の確保	<ul style="list-style-type: none"> 財務用度資材班は、財務資材部長と協議し、速やかに予算措置に関する基本方針を本部に付議し、関係部長、班長に必要な指示をする。 各部長、班長は、分掌事務の遂行に必要な予算に不足が生じるとき、又は予算措置が講じられていないときは、直ちに財務班と協議を行う。
2	調達手続	<ul style="list-style-type: none"> 緊急を要する災害用物資、資機材、要員等の調達は、随意契約によることができる。 契約の手続をとる時間的余裕がない場合は、財務資材部長が本部に付議して臨機応変な措置をし、関係部長、班長に指示する。
3	支払手続	<ul style="list-style-type: none"> 財務班は、財務資材部長と協議し、速やかに支払方法に関する基本方針を本部に付議し、関係部長、班長に必要な指示をしなければならない。 物資の調達に関する支払は、原則として一般の支払手続により処理するが、即時支払を必要とするものについては、資金前渡を受け、支払事務を処理する。
4	清算手続	<ul style="list-style-type: none"> 財務班は、市が繰替支弁した災害救助費を災害救助法に基づき、県知事に請求する。

1.1 班員等の活動環境

1	安全の確保	<p>【庁内の安全確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部長は、地震発生時に班員等が負傷することがないように、書棚やOA機器等の固定や、ガラスの飛散防止等に努める。 ・本部長は、班員等が応急活動に従事するに当たって、二次災害を防止するための安全確保の措置を徹底する。(ヘルメット、長靴の着用等) <p>【自宅の安全確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・班員は、自宅において負傷することがないように、自宅の耐震化、家具等の固定等により、災害への安全性の向上に努める。 <p>【安否及び被害の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・班員は、勤務時間中の災害発生時に、家族の安否確認等を行う方法(遠隔地の連絡中継場所の設定等)を事前に確保し、応急活動に全力を傾注する。 ・各部の庶務を担当する班は、必要に応じて、各班員に代わり家族の安否確認等を行う。
2	24時間体制への対応	<p>【大災害の発生直後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24時間体制での対応をとらざるを得ないため、各部長は12時間を目途としたローテーションが可能な適切な班の編成を行う。 ・仮眠場所の確保、食料及び飲料水の確保等に努める。
3	健康管理対策	<p>【大災害が発生した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通機関の途絶等による通勤困難、ライフライン被害等による衛生状態の悪化、過重な執務体制等、様々な健康阻害要因が重なるため、総括班は、班員等の健康管理に万全を期する。
4	勤務管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・各班長は、班員の出退庁時間等の確認を徹底する。

第8 水防組織及び水防体制

風水害等が発生し、又はそのおそれがある場合、市内の河川、海岸及びため池等の監視、警戒及び情報収集を行うとともに、防災関係機関と協力して迅速かつ適切な応急活動を実施する。詳細については、「たつの市水防計画」によるものとする。

災害対策本部が設置された場合は、水防本部は災害対策本部に移行する。

第9 民間協力による要員確保計画

大災害が発生して被災範囲が広域にわたり、被災者が多数に及ぶ場合で、関係機関の職員だけでは応急対策が十分に行うことができないときは、可能な範囲で市民や民間団体の協力を得る。

1 災害対策基本法その他の法律に基づく従事命令及び協力命令

市長は、市内に災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第65条に基づき、市民又は応急措置の実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

2 民間協力団体及び民間協力者の活用

災害発生時に市職員、派遣職員等の災害対策要員の活動を支援するため、必要に応じて、たつの市連合自治会、たつの市社会福祉協議会、日本赤十字社たつの市地区等に対して、応急対策又は復旧対策のための労務提供を要請する。

協力団体の活動内容は、以下のとおりであるが、活動内容の決定に当たっては、各団体の意見を尊重して行う。

1	地域内の被害状況の通報
2	災害対策本部と地域との連絡
3	避難所内の自治活動
4	炊き出し、その他災害救助活動の協力
5	災害応急対策用物資、資機材の輸送及び配分
6	清掃及び防疫
7	医療・救護の協力
8	応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業及び補助
9	その他上記の作業に類した作業

3 公共職業安定所の労働者供給

公共職業安定所に対しては、従事内容を明らかにし、必要な労働者の供給斡旋を依頼する。災害時において従事命令・協力命令による労働者は、以下のとおり災害対策に従事する。

1	被災者の安全な場所への避難誘導
2	医療及び助産における各種移送業務
3	被災者の救出
4	飲料水の供給
5	救済用物資の輸送
6	その他災害応急対策実施上の補助業務

第10 用度資材調達計画

1 災害応急対策の資機材及び労働者の確保

(1) 市保管の資機材

災害時の応急対策に対応するため、防災拠点エリアに設置した備蓄倉庫等に、計画的に資機材を整備する。

参照

別表-4 防災用資機材一覧

(2) 協定締結建設業者等の応援

資機材及び労働者の確保対策に対応するため、災害時の応急対策に市保管の資機材及び班員で対応できないときは、協定を締結した建設業者等の応援を求める。

2 資機材及び物資等の輸送

(1) 市保有車両による輸送

災害時の輸送対策に対応するため、市保有車両を資機材及び物資等の輸送車両として使用する。

(2) 市内運送業者の応援

災害時の輸送対策に市保有車両で対応できないときは、市内輸送業者の応援を求める。

3 建設用資機材の応援要請

本市及び協定を締結した建設業者のみでは、建設用資機材の確保ができない場合は、県に対し資機材の調達斡旋を依頼するとともに、他の市町にも応援を要請する。

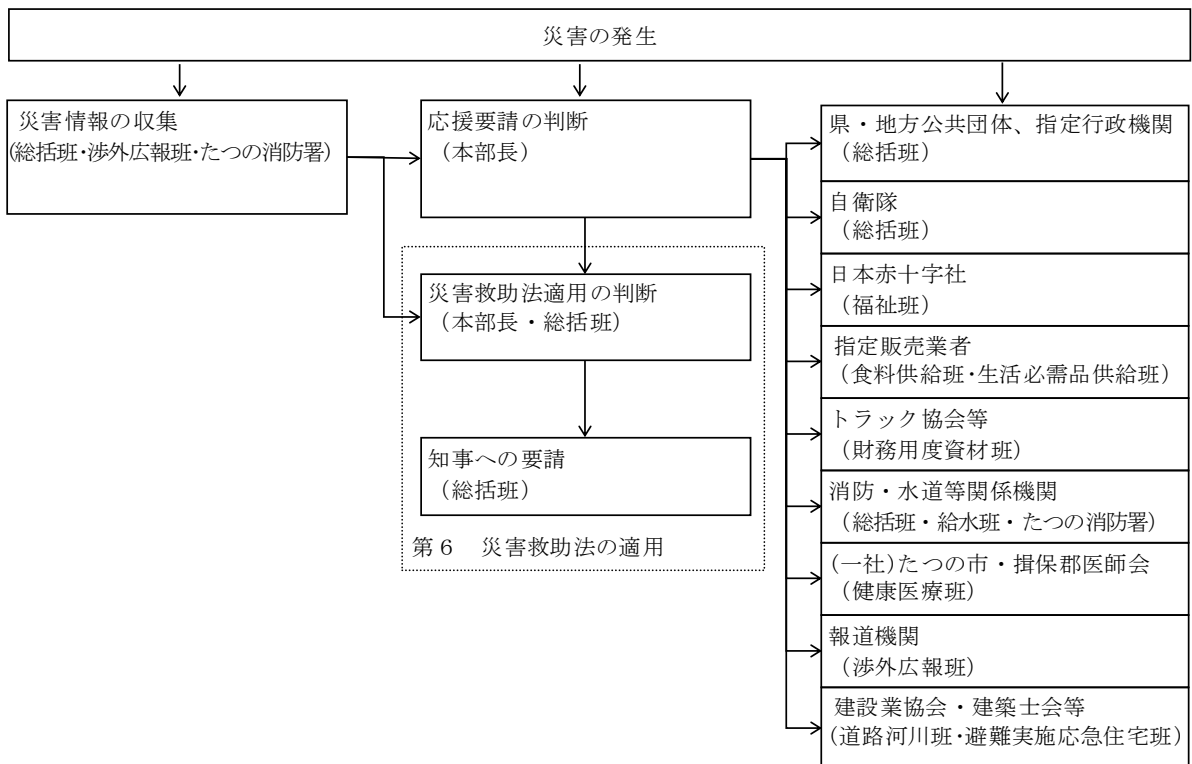
兵庫県と一般社団法人兵庫県建設業協会とは、平成9年1月13日付けで、「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結しており、市長が県に要請した場合は、県知事がこの協定に基づき資機材を調達する。

第3節 防災関係機関への応援要請計画

応急対策の実施時期

業務名	担当班	警戒	時間													
			1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30		
防災関係機関との連携	防災会議との連絡調整	総括班		■												
	連絡調整会議の設置	総括班		■												
広域的な応援体制	県への応援の要求(要請)	本部長・総括班				■	■	■								
	他市町への応援要求(要請)	本部長・総括班				■	■	■								
	他公共団体への職員の派遣要請	総括班				■	■	■								
	指定公共機関、防災関係機関、民間団体等への応援要請	本部長・総括班				■	■	■								
自衛隊の派遣要請	災害派遣要請	本部長・総括班				■	■	■								
	自衛隊の受入れ	総括班							■	■	■					
	撤収要請	本部長・総括班													■	
ヘリコプター支援要請	支援要請手続	本部長・総括班				■	■	■								
災害放送の要請	災害時における放送機関への放送要請	総括班		■												
	緊急警報放送の要請	総括班		■												
災害救助法の適用	災害救助法の適用手続	総括班				■	■	■								

応急対策の流れ



役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・広域応援要請の指示に関する事。 ・自衛隊派遣要請に関する事。 ・災害救助法適用要請の指示に関する事。
	総括班	<ul style="list-style-type: none"> ・応援要請に関する事。 ・他機関との連絡調整に関する事。 ・災害救助法適用要請に関する事。 ・職員の派遣要請に関する事。

第1 災害時の相互協力計画

災害対策本部は、災害時に防災関係機関及び近隣市町と緊密な連絡調整により相互に協力し、災害応急対策活動を行う。

1 相互協力

災害対策本部、防災関係機関及び近隣市町は、災害対策に必要な資料、計画書、マニュアルなどを共有する。また、応援要請又は応急措置の要請については、協定等に基づき実施方法を定めるとともに、訓練等において確認を行う。

2 広域応援体制

大規模災害は、被災地のみならず、近隣の市町及び府県が連携して災害応急対策に当たることが必要となる。そのため、国、県、市町を始め防災関係機関、団体等の縦横の連携体制を一層強化するほか、西播磨地域5市6町における広域応援協定、播磨地域13市9町における広域防災連携協定及び姉妹都市災害相互応援協定等により広域的な防災体制の確立を図る。

参照

資料-1	播磨広域防災連携協定
資料-2	西播磨地域災害等相互応援に関する協定
資料-3	姉妹都市災害相互応援協定（三鷹市、長浜市、安芸市）

3 時期区分

災害発生後から時間の経過とともに、その様相が変化すると考えられるため、以下の区分により防災関係機関の主要な応急対策を明らかにし、協力して防災活動を行う。

区分	概略の時間	内容
発災初期	発災後1時間	災害が発生し、組織的な応急対策活動を実施するための期間
避難行動期	発災後1～12時間	火災の拡大、延焼等より被災者が避難する期間
救援期	発災後12～48時間	被災者の大半が避難を完了し、給水、給食、医療等の救助体制を確立する期間
応急復旧期	発災後48時間～数週間	災害の拡大が防止され、防災関係機関の応急復旧活動、被災者の復旧活動が始まる期間

4 応急対策の内容

時期区分	対策活動	機 関 別 重 点 活 動 項 目	
発 災 初 期 (発災後 1 時間)	・ 情報収集 ・ 初期消火 ・ 人命救助	全 機 関	要員確保
避 難 行 動 期 (発災後 1～ 12 時間)	・ 避難誘導 ・ 消 火	市	避難の指示、誘導
		消 防 機 関	延焼防止、救助、一時避難所、避難路の安全確保、避難誘導
		県	関係機関に対する応援要請
		警 察	交通規制、救出活動、避難誘導
		医 療 機 関	医療救護活動
		自 衛 隊	救出活動、避難支援
		電 力	電力施設の被害に伴う二次災害の防止
救 援 期 (発災後 12～ 48 時間)	・ 給 水 ・ 食料供給 ・ 医療救護	電 信 電 話	情報通信施設の応急供給
		市、県、国	指定避難所の開設、飲料水、食料、医薬品等の供給
		消 防 機 関	指定避難所の安全確保、危険物施設の火災警戒
		警 察	交通規制、被災地の秩序維持
		自 衛 隊	道路啓開、給水給食支援
		輸 送 関 係 機 関	緊急輸送
		医 療 機 関	医療救護活動
応 急 復 旧 期 (発災後 48 時間 ～数週間)	緊急輸送 施設応急 復旧	電 力	電力の応急供給
		電 信 電 話	電話等の応急供給
		市、県、国	指定避難所の管理、被災者の移送、飲料水、食料、生活必需品等の供給
		警 察	交通規制、被災地の秩序維持
		自 衛 隊	道路啓開、給水給食の支援
		輸 送 関 係 機 関	緊急輸送
		電力、通信、水道、 交通等の機関	施設応急復旧

第2 防災関係機関との連携

1 防災会議の招集

災害が発生した場合、必要に応じて防災会議を招集し、情報の収集、連絡調整等を行い、災害応急対策の推進を図る。

参照

条例-1	たつの市防災会議条例
条例-2	たつの市防災会議運営規程
条例-4	たつの市防災会議委員名簿

2 連絡調整の体制

1	本市が災害対策本部を設置した場合、防災会議の委員は、災害対策本部との緊密な連携の確保に努めるために、災害対策本部に連絡員を派遣する。
2	本部長は、防災会議委員の要請があったとき、又は本部長が必要と認めるときは、連絡員を防災関係機関に派遣する。

3 連絡調整会議の設置

本部長は、各機関間で活動の調整を行う必要があると認められる場合は、以下の連絡調整会議を招集する。

<連絡調整会議の構成（部会種別）>

連絡調整部会		防災関係機関	災害対策本部の担当班
1	救助・捜索	<ul style="list-style-type: none"> たつの警察署 西はりま消防組合たつの消防署、たつの市消防団 自衛隊（派遣要請した場合） 	総括班
2	応急医療	<ul style="list-style-type: none"> （一社）たつの市・揖保郡医師会 	健康医療班
3	緊急輸送（交通確保）	<ul style="list-style-type: none"> たつの警察署 県龍野土木事務所 姫路河川国道事務所 	道路河川班 総括班
4	ライフライン	<ul style="list-style-type: none"> NTT 西日本兵庫支店 関西電力 ガス 	下水道班 給水班 道路河川班
5	海上保安（※1）	<ul style="list-style-type: none"> 姫路海上保安部 たつの警察署 	総括班

※1 海難救助等、流出油の防除等、警報等の伝達、緊急輸送警戒区域設定、海上治安維持等、海洋汚染の防止等

第3 県・他の市町長等に対する応援要請計画

災害に際して本市のみでは対応が不十分となる場合、市は災害対策基本法に基づき、関係機関や団体に対して職員の応援・派遣を要請し、応急対策又は災害復旧に万全を期する。

なお、短期間で身分の異動を伴わない場合を応援といい、長期にわたり派遣先の身分に併任される場合を派遣という。

災害時の応援に関しては、応急対策を実施するために、労働力の提供を短期間で身分の異動を伴わずに要請する。

1 応援要請をするときの要件

1	応急措置を実施するため必要があると認めるとき。
2	現有活動勢力では、消防、水防、救助等効果的な応急措置の実施が困難なとき。
3	緊急を要するとき、又は地理的にみて近隣市町に応援を求めた方がより効果的な応急措置の実施ができると認められるとき。

2 県、近隣市町に対する応援要請

災害対策基本法第67条又は第68条に基づき、県又は近隣市町に対して応援要請を行う。

要請手続は、以下の事項を記載した文書をもって総括班が原則として西播磨県民局長（県災害対策地方本部長）又は近隣市町長等に対して行う。

1	災害の状況及び応援を要請する理由
2	応援を必要とする期間
3	応援を必要とする物資・資機材等の品目及び数量、人員
4	応援を必要とする場所
5	応援を必要とする活動内容
6	その他必要と認める事項

(1) 県への応援の要請

災害時に県に応援若しくは応急措置の実施を要請するときは、関係法令に基づいて行う。

1	本部長は、被害状況等により応援の要請の必要性を判断し、県災害対策西播磨地方本部（西播磨県民局）を通じて、県知事に応援を要請する。
2	連絡担当は総括班（危機管理課）とする。下表のとおり電話等によって要請し、必要に応じ後日文書によりあらためて処理する。
3	緊急を要する場合は、各部において県の各担当部署に直接要請することができる。その場合は、事後において総括班に報告する。

<要請連絡先>

区 分		電 話 番 号
県	(災害対策本部設置時) 災害対策本部事務局 対策局総括班	TEL (078)362-9861 7-151-5331 (衛星) FAX (078)362-9911~2 7-151-6380~1 (衛星)
	(災害対策本部未設置時) 災害対策局災害対策課 防災・危機管理班	TEL (078)362-9988 7-151-3140 (衛星) FAX (078)362-9911 7-151-6380 (衛星)
	西播磨県民局 総務企画室総務防災課	TEL (0791)58-2112 7-189-1124 (衛星) FAX (0791)58-2161 7-189-630 (衛星)

(2) 播磨地域13市9町における相互応援体制

「播磨広域防災連携協定」に基づき播磨地域13市9町は、播磨地域を構成する一員として連携して播磨地域の広域防災体制を確立する。

播磨地域において災害が発生し、被災市町では十分な応急措置ができない場合、相互に協力し、被災市町の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するため、相互に協力する。

参照

資料-1	播磨広域防災連携協定
様式-7	被害状況報告書
様式-8	応援要請書

(3) 西播磨地域5市6町における相互応援体制

「西播磨地域災害時等相互応援に関する協定」に基づき西播磨地域において災害が発生し、被災市町では十分な応急措置ができない場合、相互に協力し、被災市町の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するため、相互に協力する。

参照

資料-2	西播磨地域災害等相互応援に関する協定
様式-7	被害状況報告書
様式-8	応援要請書

(4) 姉妹都市（三鷹市、長浜市、安芸市）との相互応援協定

本市又は姉妹都市において大規模な災害が発生し、被災市のみでは十分な応急措置が実施できない場合、締結した姉妹都市災害相互応援協定により、被災市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互に協力する。

参照

資料-3	姉妹都市災害相互応援協定（三鷹市、長浜市、安芸市）
様式-7	被害状況報告書
様式-8	応援要請書

3 職員の派遣要請

災害発生時に、本市の職員のみでは対応が十分できない場合は、県、近隣市町、姉妹都市、指定地方行政機関等に対して、職員の長期的な派遣を要請することができる。

派遣を要請する職員は、技術・知識・経験等を長期的に災害応急対策又は災害復旧対策に活用するため、派遣先の身分に併任されて派遣先の事務・業務を行う。

(1) 派遣要請をするときの要件

1	災害が大規模で応急対策や復旧対策等が相当長期間にわたると考えられるとき。
2	派遣機関の組織力・行動力が有効に活用できるとき。

(2) 職員派遣の要請

市長は、災害対策基本法第29条又は地方自治法第252条の17の規定により県、近隣市町又は指定地方行政機関等に対し職員の派遣を要請することができる。この要請手続は、以下の事項を記載した文書により行う。

1	派遣を要請する理由
2	派遣を要請する職員の職種別人員数
3	派遣を必要とする期間

4	派遣される職員の給与その他の勤務条件
5	その他職員の派遣についての必要な事項

(3) 職員派遣の斡旋要請

市長は、災害対策基本法第30条に基づき、知事等に対して、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員派遣の斡旋を求めることができる。

この要請手続は、以下の事項を記載した文書により行う。

1	派遣の斡旋を求める理由
2	派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
3	派遣を必要とする期間
4	派遣される職員の給与その他の勤務条件
5	その他職員の派遣についての必要な事項

4 応援経費の負担等

応援を受けた場合の応急措置に要する費用及び派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、第92条、同法施行令第17条、第18条及び第19条に定めるところによる。

ただし、相互応援協定を締結している地方公共団体等から応援を受けた場合における費用の負担等については、協定書による。

5 従事内容

応援・派遣要請された関係機関の職員は、市で定める計画に従い、その対策に従事する。

第4 自衛隊の派遣要請計画

1 自衛隊の災害派遣

市内に災害が発生し、その被害が大規模となり、市及び関係機関だけでは、市民の安全を確保することが困難な場合は、組織力及び行動力が完備している自衛隊の救援派遣を求める。

1	市長の依頼により、知事から自衛隊への要請に基づく災害派遣
2	災害が発生しようとしている場合、知事から自衛隊への要請に基づく災害派遣
3	災害に際して特に緊急を要し、知事からの派遣要請を待つ時間的余裕がなく、知事からの要請を待たずに、自衛隊の自主的判断に基づく部隊等の派遣

2 災害派遣要求基準

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、市民の生命又は財産の保護のため、市長が自衛隊の災害派遣を要すると判断したときは、災害対策基本法第68条の2第1項の規定

に基づき、知事に自衛隊の災害派遣要請を要求する。

また、災害に際し、通信の途絶等により、知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求ができず、以下の基準を満たす場合には、その被害の状況を自衛隊に通知することができる。

1	人命救助のため応援を必要とするとき。
2	災害の発生又は災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。
3	市内で大規模の災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
4	救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
5	主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき。
6	応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援などの応援を必要とするとき。

3 災害派遣の依頼手続

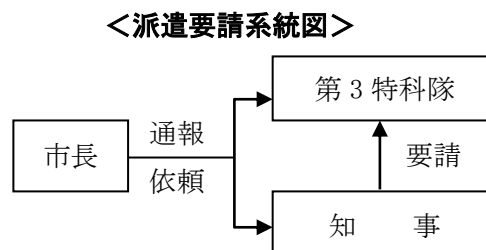
1	派遣要求の依頼の判断は、西播磨県民局長及びたつの警察署長と協議の上、迅速に行う。
2	派遣要求の依頼は、以下の事項を依頼文書に明記し、口頭又は電話等で知事（災害対策本部設置時は同本部事務局、未設置時は災害対策課）に行う。なお、事後速やかに依頼文書を提出する。 <ul style="list-style-type: none"> ・災害の状況及び派遣要求を依頼する理由 ・派遣を希望する期間 ・派遣を希望する区域及び活動内容 ・要求責任者の職・氏名 ・災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類 ・派遣地への最適経路 ・連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点とその標識

4 自衛隊に対する情報の提供

市長は自衛隊の災害派遣を考慮する場合、自衛隊に対する災害派遣の要請の有無にかかわらず、できる限り早期に災害関係情報等を自衛隊に提供する。

5 派遣要請系統図

本市の担当部隊は、陸上自衛隊姫路駐屯地第3特科隊であり、派遣要請の連絡系統は以下のとおりである。



○陸上自衛隊姫路駐屯地第3特科隊			
勤務時間内	(0792) 22-4001	内線 650、238 (第3科)	FAX 239
勤務時間外	(0792) 22-4001	内線 302 (駐屯地当直司令)	FAX 398
(県災害対策本部設置時)			
○災害対策本部事務局			
	(078) 362-9900	FAX (078) 362-9911~9912(勤務時間内外とも)	
(県災害対策本部未設置時)			
○災害対策課 防災・危機管理班			
勤務時間内	(078) 362-9988	FAX (078) 362-9911~9912	
勤務時間外	(078) 362-9900	FAX (078) 362-9911~9912	

自衛隊の基本方針《兵庫県地域防災計画抜粋》

- (1) 自衛隊は、人命又は財産の保護のために行う応急救援・復旧のため、速やかに部隊を派遣できるよう平素から県等関係機関と密接に連絡・協力して災害派遣を計画準備し、知事、海上保安本部長、大阪空港事務所長（以下「知事等」という。）の要請により部隊等を派遣することとする。
- (2) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、要請を待ついとまがないときは、指定部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することとし、事後、できる限り早急に知事等に連絡し、所要の手續をとることとする。
 - ① 自主派遣の判断基準
 - ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
 - イ 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市町長から災害に関する通知、管轄の警察署長等から通報を受け、又は、部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
 - ウ 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合。
 - エ その他災害に際し、上記アからウに準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

この場合においても、指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めることとする。

また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施することとなる。

なお、自衛隊の災害派遣は、知事等からの派遣要請に基づくことが原則であり、知事等は、自衛隊の派遣が必要と認められる場合には迅速に要請を行うよう努めることとする。
 - ② 指定部隊等の長

中部方面総監、第3師団長、第3特科隊長、呉・舞鶴地方総監、阪神基地隊司令、徳島教育航空群司令、小松島航空隊司令、小松・美保基地司令
- (3) 自衛隊の部隊等の長は、自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、自らの判断により部隊等を派遣することとする。

6 市の任務

1	作業実施期間中の現場責任者の設定
2	派遣部隊の作業に必要な資機材の準備
3	派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備

7 派遣部隊の受入体制

派遣要請を依頼したときは、直ちにその旨を関係機関に連絡する。

受入体制について、自衛隊の救援活動が円滑に実施できるよう以下のことを行う。

(1) 派遣部隊の誘導

自衛隊の派遣要請を行ったときは、たつの警察署に対し派遣部隊の誘導について依頼する。

(2) 受入体制

連絡調整	市は、派遣部隊の指揮官と連絡調整に当たる。
受入体制の確立	派遣部隊の集結場所及び宿営場所等を確保する。
作業計画及び資機材等の整備	自衛隊の部隊が行う作業が円滑、迅速に実施できるよう作業計画を策定するとともに、作業実施に必要な資機材を準備する。
ヘリポートの設営等	災害に際し、ヘリコプターを使用する要請を行った場合については、ヘリポートについても準備する。 ヘリポートは、ヘリコプターの機種によって着陸確保地のうちから、選定する。

(3) 自衛隊の活動内容

自衛隊には、以下の内容について災害の態様に応じた活動を要請する。

1	被害状況の把握
2	避難の援助
3	遭難者等の捜索救助
4	水防活動
5	消火活動
6	道路又は水路の啓開
7	応急医療、救護及び防疫
8	通信支援
9	人員及び物資の緊急輸送
10	炊飯及び給水
11	物資の無償貸付又は譲与
12	危険物の保安及び除去
13	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

(4) 知事への報告

自衛隊到着後及び必要に応じて、以下の事項を知事に報告する。

1	派遣部隊の長の官職・氏名
2	隊員数
3	到着日時
4	従事している作業の内容及び進捗状況
5	その他参考となるべき事項

8 派遣部隊等の撤収要請

市長は、作業の進捗状況を把握、派遣要請の目的を達成したとき、又は必要がなくなったと判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議の上、速やかに口頭又は電話により知事に対して撤収を要請する。なお、事後速やかに依頼文書を提供する。

9 経費負担区分

災害派遣を受けた機関は、原則として自衛隊の救援活動に要した以下の経費を負担する。

1	派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く。）の購入費、借上料及び修繕費
2	派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
3	派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水道費及び電話料等
4	派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に係るものを除く。）
5	派遣部隊の救援活動の実施に要する経費（負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する。）

第5 県消防防災ヘリコプターの支援要請計画

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、航空輸送の果たす役割を重視し、その必要がある場合は、本計画の定めるところによりヘリコプターの支援要請を行う。

1 ヘリコプターの活動内容

応援要請は、以下の活動に対して行う。

1	救急・救助活動
2	火災防御活動
3	災害応急対策活動

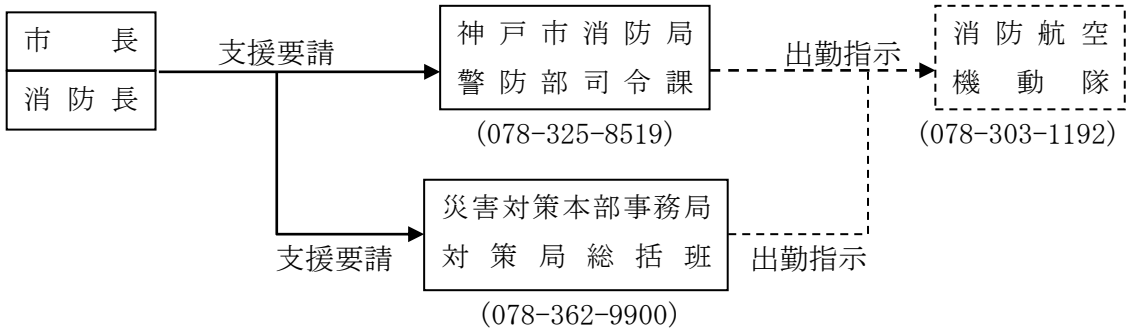
2 支援要請手続

兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領に基づき要請する。

支援要請は、市長又は消防長名をもって神戸市消防局警防部司令課に対し電話等で手続を行い、事後速やかに消防防災ヘリコプター緊急運航要請書を県(消防課)に提出する。

ただし、県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部事務局と調整する。

3 連絡系統



○神戸市消防局警防部司令課	(昼間) TEL (078) 325-8519	FAX (078) 325-8529
	(夜間・休日) TEL (078) 362-9900	FAX (078) 362-9911
○消防航空機動隊	TEL (078) 303-1192	FAX (078) 302-8119
○兵庫県災害対策局消防課消防班	TEL (078) 362-9823	FAX (078) 362-9915
○災害対策本部事務局対策局総括班	TEL (078) 362-9900	FAX (078) 362-9911

4 要請に際し連絡すべき事項

応援要請は、電話等により、以下の事項を明らかにして行う。

1	災害の種別
2	災害の発生場所
3	災害発生現場の気象状態
4	飛行場外離発着場の所在地及び地上支援体制
5	災害現場の最高指揮者の職氏名及び連絡手段
6	応援に要する資機材の品目及び数量
7	その他必要な事項

5 要請者において措置する事項

1	着陸すべき場所には適当な人員を配置し、危険防止のための措置を講じる。
2	着陸場に至る交通機関等を確保する。
3	現地責任者は離着陸場に待機し、必要に応じ機長等との連絡に当たる。
4	緊急輸送の場合は、患者の航空機輸送について医師が承認していることを明らかにする。なお、搬送のため、搭乗できる者は医師又は看護師1名とする。

6 ヘリコプター発着場の確保

ヘリコプターの発着場は、ヘリコプターの機種により発着場基準が異なるため、災害予防計画で選定したヘリコプター着地区確保地より、機種に応じたヘリポートを選定する。

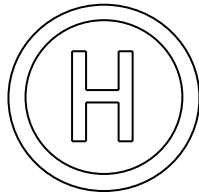
7 ヘリコプター発着場の具備すべき条件

(1) 地表面

1	舗装された場所が最も望ましい。
2	グラウンド等の場合、板、とたん、砂塵等が巻き上がらないよう処置すること（地表面が乾燥している場合、砂塵の巻き上げ防止のため十分な散水を行う。）
3	草地の場合は硬質草地であること。

(2) 着陸点

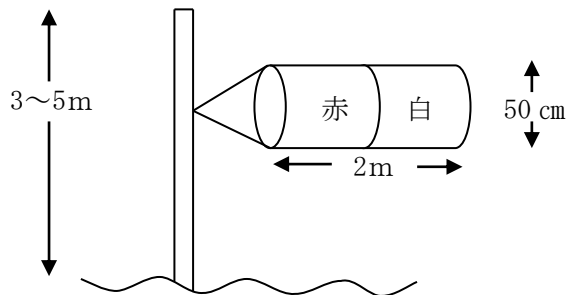
着陸点（直径 30m）のほぼ中央に石灰等で直径 10m の正円を描き、中央に H と記す。



(3) 吹き流し

着陸地帯付近（着陸点中央からなるべく離れた地点で地形、施設等による風の影響の少ない場所）に吹き流し又は旗を立てる。

- ① 布製
- ② 風速 25m/秒程度に耐えられる強度



第6 放送機関への災害放送の要請

1 災害時における放送要請

1	放送要請方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長は、災害対策基本法第 56 条に基づき、災害に関する通知、要請、連絡又は警告等を市民に対し周知する必要がある場合に放送局を利用することが適切と考えられるときは、やむを得ない場合を除き、知事を通じて放送を要請する。 ・放送機関に対する要請及び連絡は、渉外広報班が担当する。
2	要請時に明らかにすべき事項	<p>要請は原則として文書によるが、緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭により要請し、事後において速やかに文書を提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放送要請の理由 ・放送事項 ・放送希望日時 ・その他必要な事項

2 緊急警報放送要請

1	放送要請方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長は、災害対策基本法第56条に基づき、災害に関する通知、要請、連絡又は警告等を市民に対し周知する必要がある場合に放送局を利用することが適切と考えられるときは、やむを得ない場合を除き、知事を通じて放送を要請する。 ・放送機関に対する要請及び連絡は、渉外広報班が担当する。
2	緊急警報放送により放送要請できる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長は、災害対策基本法第57条に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難指示等緊急に市民に対し周知する必要がある場合に、電波法施行規則（昭和25年電波管理委員会規則第14号）第2条第1項第84の2号に定める緊急警報信号により災害に関する放送（以下「緊急警報放送」という。）を、やむを得ない場合を除き、知事に要請する。 ・知事及び放送機関（NHK神戸放送局）に対する要請及び連絡は、渉外広報班が担当する。 <ul style="list-style-type: none"> ・市民への警報、通知等 ・災害時における混乱を防止するための指示等 ・前各号のほか、知事が特に必要と認めるもの

第7 災害救助法の適用

本市の地域に一定の規模以上の災害が発生し、被災者が現に応急的な救助を必要としている場合において、災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用し、応急的、一時的な救助を行う。

1 災害救助実施責任機関

知事が行う救助	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助の実施は、国の責任において県知事が当たるとされている。 ・救助計画のうち災害救助法に基づく救助の部分は、市長が知事の権限の一部を委任され、又は知事を補助して行う。 ・ただし、災害の事態が切迫し、災害救助法に基づく知事による救助の実施を待つことができないときは、市長において自ら救助に着手する。
市長が行う救助	<ul style="list-style-type: none"> ・知事の権限の一部の委任又は補助として行う救助のほか、災害救助法の定める救助実施の範囲外のもの及び災害救助法が適用されない小規模災害時の災害救助については、市長において自ら救助に着手する。

2 救助の内容

災害救助法が適用される災害については、同法第13条第1項及び同法施行令第17条の規定に基づき、県知事が以下の項目で市長が実施する項目中及び期間を通知することにより市長が実施する。

1	避難所の供与
2	応急仮設住宅の供与

3	炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
4	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
5	医療及び助産
6	災害を受けた者の救出
7	災害を受けた住宅の応急修理
8	学用品の給与
9	埋葬
10	遺体の捜索及び処理
11	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

参照

別表-38 災害救助法 適用範囲

3 適用基準

災害救助法は、市区町村の人口に応じて、被害世帯（滅失世帯数）が一定の基準に達したときに等に適用される。本市における適用基準は、以下のとおりとする。

1	80世帯以上に達したとき。（市の人口が5万人以上10万人未満の区分）
2	被害世帯が1の基準には達しないが、県内の被害世帯が2,500世帯以上で、たつの市における被害世帯が40世帯以上に達したとき。
3	被害世帯が1及び2の基準に達しないが、県内で被害世帯が12,000世帯以上に達した場合であって、たつの市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。（災害救助法が適用されることがある。）
4	被害世帯が1、2及び3に該当しないが、知事において特に救助を実施する必要があると認めるとき。（災害救助法が適用されることがある。）

- ・人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準じる全国的な人口調査の結果による人口とする。
- ・被害世帯の適用基準は、全壊（焼）又は流失を1世帯とし、半壊（焼）のときは2世帯、床上浸水のときは3世帯をもって住家の滅失した1世帯とみなす。
- ・滅失世帯数＝（全壊、全焼、流失）＋（半壊、半焼）×1/2＋（床上浸水等）×1/3

4 災害救助法の適用手続き

市長は、本市における災害の程度が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちに災害発生の日時及び場所並びに災害の原因及び概況を知事に情報提供し、災害救助法の適用を要請する。

5 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の程度、方法、期間等は、別表のとおりであるが、この基準により

難しい場合は、知事に要請し、厚生労働大臣の承認を得て、知事が定める基準により実施する。

参照

別表-39 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第8 他の地方公共団体への職員派遣

本市域以外の地域で災害が発生し、他の地方公共団体へ本市の職員を派遣する場合は、以下の計画による。

1 派遣の範囲

派遣の範囲は、原則として、近畿地方に隣接する地域（中国、四国、東海、北陸）、又は要請のあった協定市とする。

なお、本市の今後の防災活動において特に重要であると思われる災害については、調査を目的として派遣することがある。

2 派遣体制等

1	派遣の決定	激甚災害の指定が適用される災害の発生、又は社会通念上必要と認めたときに派遣を決定する。
2	派遣人員	・原則として1班6人体制とする。構成は、課長級以上を1人、課長補佐級又は係長級1人、一般職員4人とする。 ・一般職員は係長級以上の者をもって充てることがある。
3	派遣期間	原則として3泊4日のローテーション方式とする。
4	派遣に伴う人事措置	公務出張扱いとする。
5	派遣決定の調整	派遣決定に関する事務は、総務課人事給与係と協議し、危機管理課が当たる。

3 派遣方法

1	先遣隊の派遣	職員の派遣を決定した場合は、必要に応じ先遣隊として2名の職員を現地に派遣する。先遣職員は、現地情報を収集分析し、速やかに危機管理課に報告する。報告内容は、以下のとおりとする。 ・災害の程度（死傷者数等）と現地の状況（家屋倒壊率等） ・災害対策に必要とする職種・物資・費用（具体的に） ・今後の連絡通信体制（派遣隊到着までの通信等を含む今後の連絡通信体制） ・現地に至る交通機関 ・拠点の設置場所
2	派遣職員の人選	職員の派遣は、派遣した職員の報告を基に、派遣する職員の人選を決定する。 派遣職員は、被災市の状況及び要請により、全市的な協力体制のもと決定する。
3	輸送手段	・危機管理課は、派遣職員及び救援物資の輸送手段として、トラック2台、乗用車2台を確保する。 ・派遣職員の交替は乗用車で行い、車両の輸送手段が確保され

		<p>ない場合は、公共交通機関を利用し、現地でレンタカーを調達する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 陸上交通が困難な場合は、海上交通等も考慮する。 <p>この場合は、物資の搬入が困難なので、当面人的派遣に止める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急を要する救援物資が必要な場合は、派遣職員が被災自治体周辺において調達する。この場合、危機管理課において、あらかじめ調達ルート、輸送ルート等の手配を行う。
4	派遣に伴う携行品	<p>派遣は、現地自治体に迷惑をかけないことを前提とし、現地での生活に必要な物資は携行する。派遣に伴う携行品は以下のとおりとし、危機管理課が準備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災服（ヘルメット、防災服、雨具、長靴等） 関連物資（懐中電灯、携帯電話、作業用具等） 生活用品（応急医薬品、寝袋、食料、日常用具等） 救援物資等（現地情報により選択）
5	救援物資の調達	<ul style="list-style-type: none"> 派遣職員の報告を待って、現地への救援物資を必要に応じて調達する。 調達は、危機管理課がその任に当たる。

4 その他留意事項

派遣先での対応	<ul style="list-style-type: none"> 派遣先では、被災自治体の意向に沿った活動を行うため、被災自治体の災害対策本部と連絡を密にし、独断専行は控える。 現地での活動内容は、危機管理課へ毎日定時に連絡する。 派遣職員は、「災害発生に伴う職員の派遣について」の文書を持参する。
---------	--

第3章 消防、救助・救急及び医療活動	
第1節 消防活動計画	3-64
第1 実施担当機関	3-65
第2 初動体制	3-65
第3 出動体制	3-66
第4 同時多発火災の出動順位	3-66
第5 活動方針	3-66
第6 火災現場対応	3-66
第7 他機関への応援要請	3-67
第2節 救助・救急活動計画	3-68
第1 実施責任者	3-69
第2 協力体制	3-69
第3 救出を必要とする状況	3-69
第4 実施方法	3-69
第3節 医療助産計画	3-72
第1 実施責任者	3-73
第2 医療救護活動	3-74
第3 災害救助法の適用を受けた場合	3-76

第1節 消防活動計画

【目的】

消火を中心とする消防活動を迅速に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに被害を軽減する。

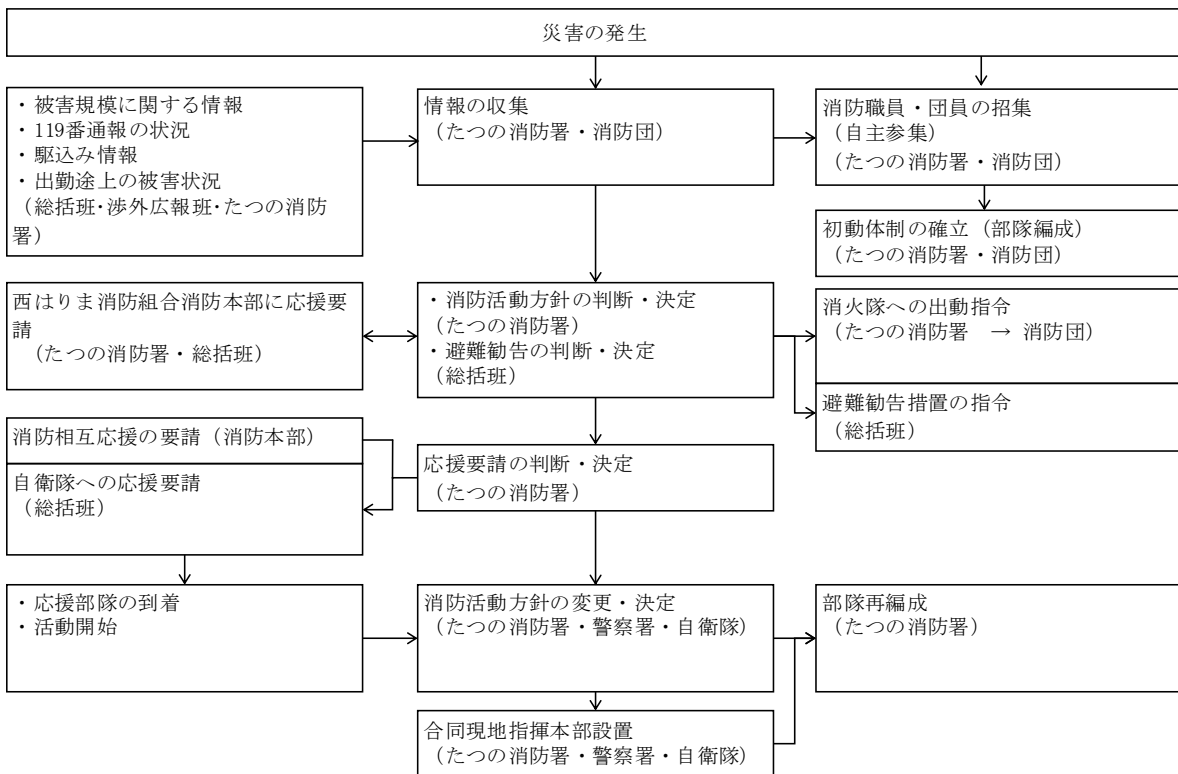
【方針】

災害により火災が多数発生し、又は発生するおそれがある場合は、その情報を的確に収集し、西はりま消防組合たつの消防署及び防災関係機関と連絡を密にすることで、迅速、効率的に消防活動を支援する。

応急対策の実施時期

業務名	担当班	警戒	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30
			時間						日					
消防活動の支援	西はりま消防組合たつの消防署との連絡調整	総括班												

応急対策の流れ



役割分担

実施担当		実施内容	
災害対策本部	本部長	<ul style="list-style-type: none"> 警察署への消防活動協力要請に関する事。 自衛隊への応援派遣要請に関する事。 	
	総括班	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部と西はりま消防組合たつの消防署との連絡調整に関する事。 消防活動応援に関する調整に関する事。 	
	西はりま消防組合たつの消防署	<ul style="list-style-type: none"> 消防職員の迅速な参集状況の把握と初動体制の確立に関する事。 被害状況の把握と情報の収集伝達に関する事。 たつの消防署と災害対策本部との連絡調整に関する事。 消防活動対策に関する事。 消防現場活動に関する事。 被害の軽減措置に関する事。 避難者の誘導等に関する事。 消火応援部隊の受入体制の確立と消火部隊の再編成に関する事。 自主防災組織の消火活動状況等に関する事。 消火用資機材の確保、調達に関する事。 	
	たつの市消防団	本部	<ul style="list-style-type: none"> 西はりま消防組合たつの消防署との現場活動方針等の調整に関する事。 消防団への出動指令と現場活動に関する事。 分団相互間の連絡調整に関する事。
		分団	<ul style="list-style-type: none"> 災害危険箇所の早期発見と情報収集に関する事。 災害警戒、巡視に関する事。 災害出動に関する事。
市民、事業所自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> 出火防止措置等の実施確認に関する事。 初期消火活動の実施と消防機関の消火活動等への協力に関する事。 		

第1 実施担当機関

西はりま消防組合たつの消防署は、たつの市消防団と連携し、火災発生地区の自主防災組織（自治会）並びに企業等の自衛防災組織の協力を求め消火活動を実施する。

また、火災が拡大し、西はりま消防組合たつの消防署の消防力では対応できないと予想される場合は他の消防機関及び県に応援を要請する。

第2 初動体制

夜間、休日等に災害が発生し、同時多発火災を覚知した場合、消防団を出動させるとともに、市長に災害発生状況を報告する。また、消防活動は、西はりま消防組合たつの消防署との連携を行うとともに、たつの消防署長との情報共有を図る。

第3 出動体制

1 現場の把握と出動計画の統括

西はりま消防組合たつの消防署は、効率的かつ的確な消火活動を行うため、総括班と連携し、火災発生場所の状況を全市的に把握して出動計画を統括し、迅速にその指示を行う。

2 出動部隊の編成

火災の規模、件数に応じて出動部隊を編成し、必要な資機材を積載して出動するものとし、車両無線等を活用して現場の状況、活動内容を災害対策本部に報告する。

消防団は、必要な資機材を積載して出動する。

第4 同時多発火災の出動順位

1	公共施設、病院及び木造家屋が密集した延焼拡大危険の大きい地域については、最優先に消防部隊の出動を依頼する。
2	火災出動途上、他の火災若しくは救出・救助事象を発見又は通報を受けた場合は、災害対策本部に報告し指示、命令を受ける。ただし、通信網が途絶しているときは、最初の出動場所に向かう。

第5 活動方針

1	延焼火災が多発した場合は、避難所、避難経路に当たる地域及び住宅密集地等の人命の安全を最優先とした消火活動を依頼する。
2	大規模建築物、危険物施設から出火し、人命危険及び他への延焼危険のない場合は、市街地、密集地の優先的な消火活動を依頼する。
3	<ul style="list-style-type: none"> 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、現場活動に委ねる。 消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建築物、空地等を活用して延焼阻止を依頼する。
4	消火栓、防火水槽が使用不能の場合は、河川、用水路等の自然水利の活用を支援する。

第6 火災現場対応

1	火災態様、風向、風速等に留意し、常に転戦場所の確保を支援する。
2	自主防災組織（自治会）及び企業の自衛防災組織に積極的な協力を求め、飛び火の警戒、消防活動の支援を求める。
3	火災現場活動は延焼危険がなくなった鎮圧の時期までとし、残火処理については地元消防団等の協力を得る。

第7 他機関への応援要請

火災が大規模、又は広範囲に発生し、西はりま消防組合たつの消防署の消防力では対応できないと判断される場合、災害対策本部は、速やかに他の消防機関、県へ応援要請を行う。

第2節 救助・救急活動計画

【目的】

災害のため生命、身体に危険が及んでいる者を救出し、あるいは生死不明の状態にある者を捜索し、その者を保護する。

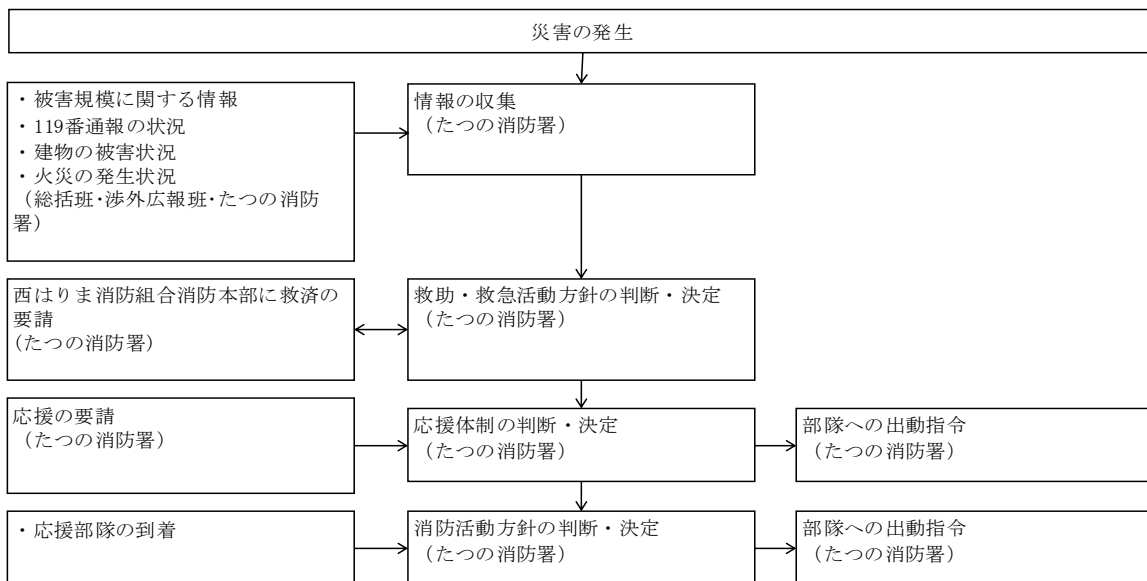
【方針】

全ての活動に優先して迅速、確実、効率的に行うものとする。

応急対策の実施時期

業務名	担当班	警戒	時間						日						
			1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30	
救助・救急活動の実施	応急活動の人材確保	財務用度資材班													
	救助用資機材・重機の調達	財務用度資材班													

応急対策の流れ



役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	財務用度資材班	・災害救助、救援のための人夫等の雇用に関すること。 ・救助用資機材・重機の調達に関すること。
	西はりま消防組合 たつの消防署	・救助・救急活動の実施に関すること。 ・救助・救急活動の応援の要請に関すること。
	たつの市消防団	・消火活動の実施に関すること。 ・救助・救急活動を実施する各機関への協力に関すること。
建設業協会等		・資機材・重機等の調達協力に関すること。
市民、事業所 自主防災組織		・救助・救急活動を実施する各機関への協力に関すること。

第1 実施責任者

1	災害救助法が適用された場合における被災者等の救出は、知事の委任を受けて、市長が実施する。
2	災害救助法が適用されない小災害の場合における被災者等の救出及び救急活動は、市長が実施する。

第2 協力体制

救助・救急活動は、西はりま消防組合たつの消防署が、たつの市消防団、たつの警察署、自主防災組織（自治会）、建設業者等と協力して実施する。

これらの協力のみでは対応できない場合は、近隣市町、警察署、県及び自衛隊等に応援を要請する。

第3 救出を必要とする状況

1	倒壊家屋の下敷きとなった場合
2	火災時に火中に取り残された場合
3	崖崩れ、山崩れ、地滑り等のため土砂や家屋の下敷きとなった場合
4	電車、自動車等による事故が発生した場合
5	ガス、危険物、薬品等の爆発、流出、漏洩等が発生した場合
6	その他これに類似する場合

第4 実施方法

1 現場の把握と出動計画の策定

西はりま消防組合たつの消防署は、効率的かつ柔軟な救出・救助活動を行うため、総括班と連携し、救出を必要とする現場、その状況等を全市的に把握して出動計画全体を策定し、迅速にその指示を行う。

2 救出班等の編成

1	<ul style="list-style-type: none"> 被災の状況に応じ、救出班、搬送班を編成し、救出活動を実施する。 救出班は、班長1名、班員4名として消防職員、消防団員、総括班の班員等をもって編成し、救出用資機材を準備又は調達して救出活動を行う。 搬送班は、班長1名、班員3名として消防職員、消防団員、総括班の班員等をもって編成し、担架、車両等を活用して負傷者を救護所等医療機関へ搬送する。
2	<ul style="list-style-type: none"> 救出活動を行う場合は、必要に応じ現地対策本部を設置し、防災関係機関、自主防災組織（自治会）、建設業者等と連携し、救出を行う。
3	<ul style="list-style-type: none"> 各班は、無線機等を所持し、現地対策本部又は災害対策本部と緊密な連絡をとる。

3 現地機関等による救出活動

近隣で被災の事実を発見又は連絡を受けた場合は、至急に災害対策本部に報告するとともに、近隣の他の機関等と協力して自ら迅速に救出活動に出動する。

4 近隣消防本部（署）等の応援機関との協力、連携

1	消防長は、迅速、効率的に各応援機関の派遣先を決定する。
2	消防長は、各応援機関が円滑に現地へ進入し、有効な活動ができるよう応援機関に対して以下のことを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 応援機関の派遣地及び最適経路の明示 ・ 被害状況、活動内容の明示及び災害対策本部の救出方針の徹底 ・ 必要資機材及び人員の明示 ・ 所要の誘導員の派遣(主に一般市職員が当たるものとする。) ・ 消火栓、防火水槽、避難所、医療機関、ヘリポートその他主な施設等を記載した市内案内図を平素から作成しておき、必要な際に配布
3	各応援機関と緊密な連携を図るため、通信網の調整を行う。

5 消火活動と救出活動の分担

火災が多発した場合は、消火活動及び救出活動をおおむね以下の分担により実施する。

1	消火活動	西はりま消防組合たつの消防署、消防団（当該地区の分団から出動）、企業等の自衛防災組織、応援消防本部
2	救出救助	西はりま消防組合たつの消防署、消防団（上記以外の分団）、自主防災組織（自治会）、市職員、自衛隊、建設業者、警察等

6 必要資機材の調達

1	西はりま消防組合たつの消防署、備蓄倉庫の備蓄資機材から調達する。
2	西はりま消防組合たつの消防署所有の救助用特殊機材を導入する。
3	必要な重機、車両等について、建設業者等事業所に協力を求めることができる。
4	近隣市民に所有資機材の提供を求めることができる。
5	不足する資機材は、財務用度資材班と調整の上、購入又は借上げを行う。

参照

別表-4 防災用資機材一覧

7 JR 姫新線、山陽本線、山陽新幹線の被災事故に対する救出

JR 等と連携し、救出活動を行う。

多数の負傷者が発生した場合は、バス等を借上げし、医療機関へ搬送する。

8 山陽自動車道、太子・龍野バイパス上での被災事故に対する救出

各道路管理者等と連携し、救出活動を行う。

9 危険物に係る応急対策

西はりま消防組合たつの消防署長は、危険物の漏洩、火災・爆発等の災害が発生し、又は危険物施設に被害の及ぶおそれがある場合は、施設の管理者、警察等の関係機関と連携して消火活動、延焼防止、負傷者の救出、避難措置、警戒区域の設定等を行う。

10 負傷者の手当・治療及び搬送

負傷者の手当・治療及び搬送は、健康医療班と連携し、迅速、効率的に行い、負傷者の氏名、負傷の程度、収容先等を総括班へ報告する。

11 市民等の安否の確認

市民等の安否の確認は、各自治会の協力を得て迅速に行うものとし、順次、行方不明者の搜索を行う。

第3節 医療助産計画

【目的】

被災地の市民に対し、応急的な医療及び助産の救護活動を行う。

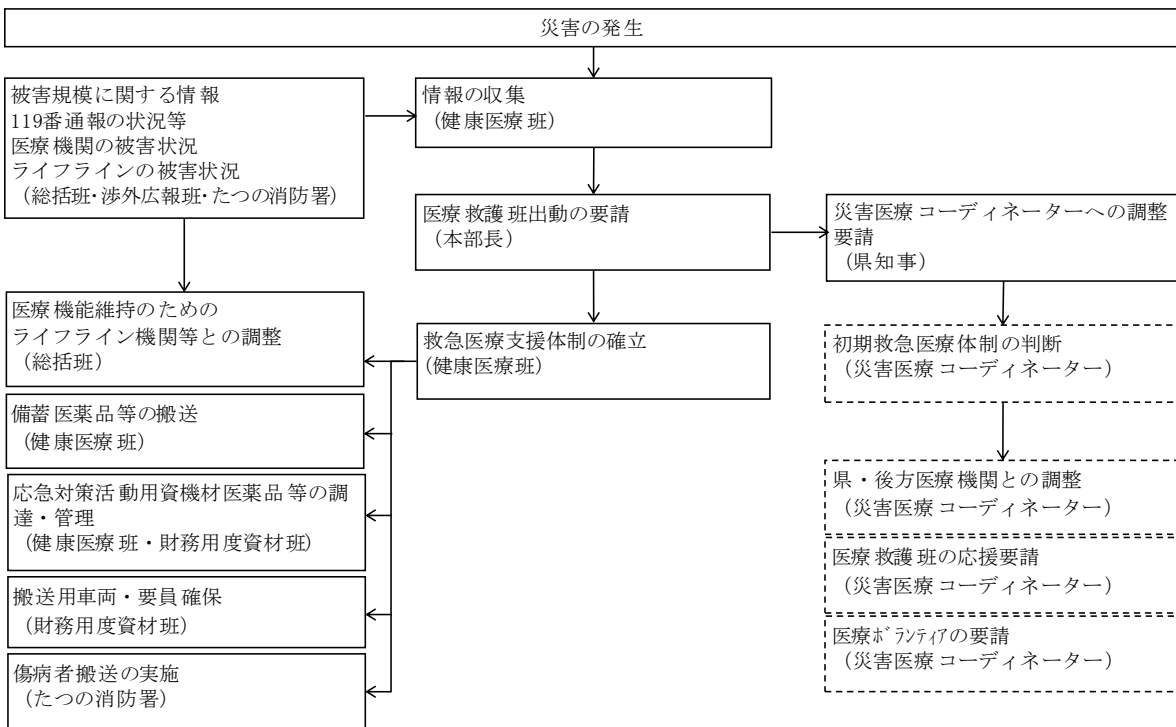
【方針】

災害のため地域の医療機能が著しく低下した場合は、「西播磨圏域地域災害救急医療マニュアル」に基づき、医療関係機関の協力の下に、被災地の市民に対し、応急的な医療及び助産の救護活動を行う。

応急対策の実施時期

業務名	担当班	警戒	時間												日				
			1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30					
初期救急医療体制	医療救護班の出動要請 医療救護所の開設	本部長・健康班		■															
	医薬品・資機材の供給・ 調達	健康医療班			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
	ライフラインの確保	総括班		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
救急搬送の支援	搬送用車両の手配	財務用度資材班 総括班		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
	医薬品・資機材の搬送	健康班 財務用度資材班			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		

応急対策の流れ



役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	本部長	・ 県知事に対する医療救護班出動要請に関する事。
	総括班	・ 医療活動に係るライフライン関係機関との調整に関する事。 ・ 応急活動従事者及び患者の搬送手段の確保、要請に関する事。
	健康医療班	・ 医療救護班用医薬品及び資機材の供給に関する事。 ・ 備蓄医薬品及び資機材の救護所までの搬送に関する事。 ・ 医薬品及び資機材の調達、集積拠点の管理及び救護所までの搬送に関する事。 ・ 医療資機材及び医薬品等の要請に関する庶務に関する事。 ・ 医薬品及び資機材の供給に関する事。
	財務用度資材班	・ 搬送用車両の手配に関する事。 ・ 応急対策活動用資機材の要請に関する事。
	西はりま消防組合 たつの消防署	・ 負傷者等の搬送に関する事。
県龍野健康福祉事務所 (地域医療情報センター)		・ 災害医療確保のための連絡調整に関する事。
(一社)たつの市・ 揖保郡医師会		・ 発災直後からの医療救護活動に関する事。
市民、事業所		・ 救護所開設地の提供に関する事。
医療ボランティア		・ 医療活動に関する協力に関する事。

第1 実施責任者

1 実施責任者

1	市は、被災者等に対する保健医療活動について、西播磨圏域地域災害救急医療マニュアルに基づき、医療機関、医師会と協力して実施する。また、大規模災害等が発生し、市だけでは対応が困難な場合は、地域医療情報センター（龍野健康福祉事務所）を通じ、県に応援を要請する。
2	県は、市から要請があった場合、又は県が必要と認める場合は、兵庫 DMAT 及び救護班（兵庫 JMAT を含む）を現地に派遣するなど保健医療活動を実施する。

参照

資料-39 西播磨圏域地域災害救急医療マニュアル

2 発災時の初動体制の確立

市は、県災害対策本部西播磨地方本部等とも連携し、市災害対策本部内に、災害医療の確保を図る体制を立上げる。

また、速やかに救護所を開設し、救護所の設置状況や被災患者の診療状況等を取りまとめ、地域医療情報センター（県龍野健康福祉事務所）に連絡する。

第2 医療救護活動

1 被害状況調査

災害が発生した場合は、健康医療班は、直ちに市内の負傷者等の把握をするとともに、市内の医療機関の被害状況を調査する。

また、総括班は医療活動に係るライフラインの被害状況を調査し、関係機関との早期復旧に対する調整を行う。

2 医療救護班の編成

大災害時	大災害時は、健康医療班は、地域医療情報センター（県龍野健康福祉事務所）と連携し、医療救護班を必要数編成し、各避難所等の巡回診察・健康管理・環境整備を実施するとともに、各救護所との連絡調整を行う。
	市内小中学校の養護教諭を各救護所に常駐させる。
	地域医療情報センター（県龍野健康福祉事務所）は、医師及び看護師の派遣要請並びに医療ボランティアの窓口となり、診療計画を作成する。
小災害時	小災害時は、健康医療班が中心となって、医療救護班をおおむね2班編成し、救護所、避難所等の巡回診察・健康管理・環境整備を実施する。

3 救護所の設置

救護所は、災害の規模に応じて設置することとし、小災害時は、たつの市はつらつセンター又は揖龍休日夜間急病センターに設置する。

大災害時は、医療機関並びに避難所及び災害現場に必要なに応じて設置する。救護所には医療活動のためのライフラインを優先して確保する。

	設置予定場所	住所	連絡先	
			電話	FAX
1	たつの市はつらつセンター	たつの市龍野町富永410-2	0791-63-2112	0791-64-2122
2	揖龍休日夜間急病センター	たつの市龍野町富永410-2	0791-63-5510	0791-63-5502

4 医療救護班の活動

医療救護班は、発災直後は外科的治療を中心に、傷病者のトリアージ、応急処置、重症者の搬送の指示・手配を行う。

その後は、内科的治療を中心に、乳幼児、高齢者等災害時要配慮者の健康管理に努めるとともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療に当たる。

5 助産の範囲

1	分娩の介助
2	分娩前後の処置
3	脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
4	産院及び一般医療機関への搬入

6 被災患者の受入調整

市は、医療機関から被災患者の受入調整の要請があったときは、市内で受入医療機関の確保を行う。なお、多数の被災患者があるために、市内でその受入医療機関の確保が困難であるときは、地域医療情報センター（県龍野健康福祉事務所）に調整を要請する。

7 医療マンパワーの確保

市は、医療マンパワーの確保を必要とするときは、地域医療情報センター（県龍野健康福祉事務所）に応援を要請する。

地域医療情報センターは、救護班、医師、歯科医師、看護婦、薬剤師等の医療ボランティアの配置、調整、医療提供内容の指導等マンパワーの活動調整を行う。

8 重症患者等の移送

重症患者等で、救護所では、設備又は薬品・衛生資機材の不足のため、治療を実施できないときは、県内外の基幹医療機関に移送して治療する。

搬送については、健康医療班、西はりま消防組合たつの消防署、医療機関等に対応するものとするが、不足するとき、又は緊急を要するときは、財務用度資材班又は総括班に対し、車両の確保又は兵庫県若しくは自衛隊のヘリコプター等の要請をする。

なお、多数の被災患者があるために、市内でその搬送手段の確保が困難であるときは、地域医療情報センター（県龍野健康福祉事務所）に調整を要請する。

9 医療器具、医療品の調達・搬送・供給

(1) 調達体制

医療救護活動に必要な医療品、衛生材料等については、原則として健康医療班が調達に努めるものとするが、その場合には、薬剤師会、医薬品調達業者等をはじめとして、地域医療情報センター（県龍野健康福祉事務所）にも応援要請する。

(2) 品目

区分	期間	主な医薬品等
緊急処置用	発災後 72 時間	輸液、包帯、消炎鎮痛薬、殺菌消毒薬等
急性疾患用	72 時間以降	風邪薬、うがい薬、整腸薬、抗不安薬等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病治療薬、降圧薬等への対応

(3) 搬送・供給体制

医薬品の供給を求められた販売業者は、市の集積基地まで搬送し、市は健康医療班及び財務用度資材班が連携して、集積基地の選定、仕分け・運搬人員の確保、保冷車等運搬手段を確保し、救護所への供給を行う。なお、状況により、自衛隊等に搬送を要請するなど、目的地への迅速な供給に努める。

仕分けについては専門知識を有する人材による整理分類が必要であるため、西播薬剤師会の協力を要請する。

第3 災害救助法の適用を受けた場合

災害救助法の適用を受けた場合の費用の基準は「救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）」に定めるとおりとする。

参照

別表-39 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第4章 交通の確保対策計画

第1節	緊急輸送計画	3-78
第1	緊急輸送対策の基本方針	3-79
第2	緊急輸送路の指定	3-79
第3	緊急輸送の対象等	3-80
第4	緊急輸送の経過の想定	3-80
第5	緊急輸送体制の確立	3-80
第6	緊急輸送の要請	3-81
第7	ヘリコプターの利用	3-82
第2節	交通規制計画	3-83
第1	実施責任者	3-83
第2	危険箇所の把握	3-84
第3	相互連絡	3-84
第4	交通規制の実施要領	3-85
第5	広報・報告	3-85
第6	緊急通行車両等の事前届出、確認手続等	3-85
第3節	道路施設対策計画	3-87
第1	実施責任者	3-87
第2	対策の要領	3-87
第4節	交通施設対策計画	3-88
第1	西日本旅客鉄道(株)の対策	3-88
第2	バス路線及び輸送路線	3-90

第1節 緊急輸送計画

【目的】

災害応急対策要員、緊急物資、応急復旧資機材等の緊急輸送を円滑に行う。

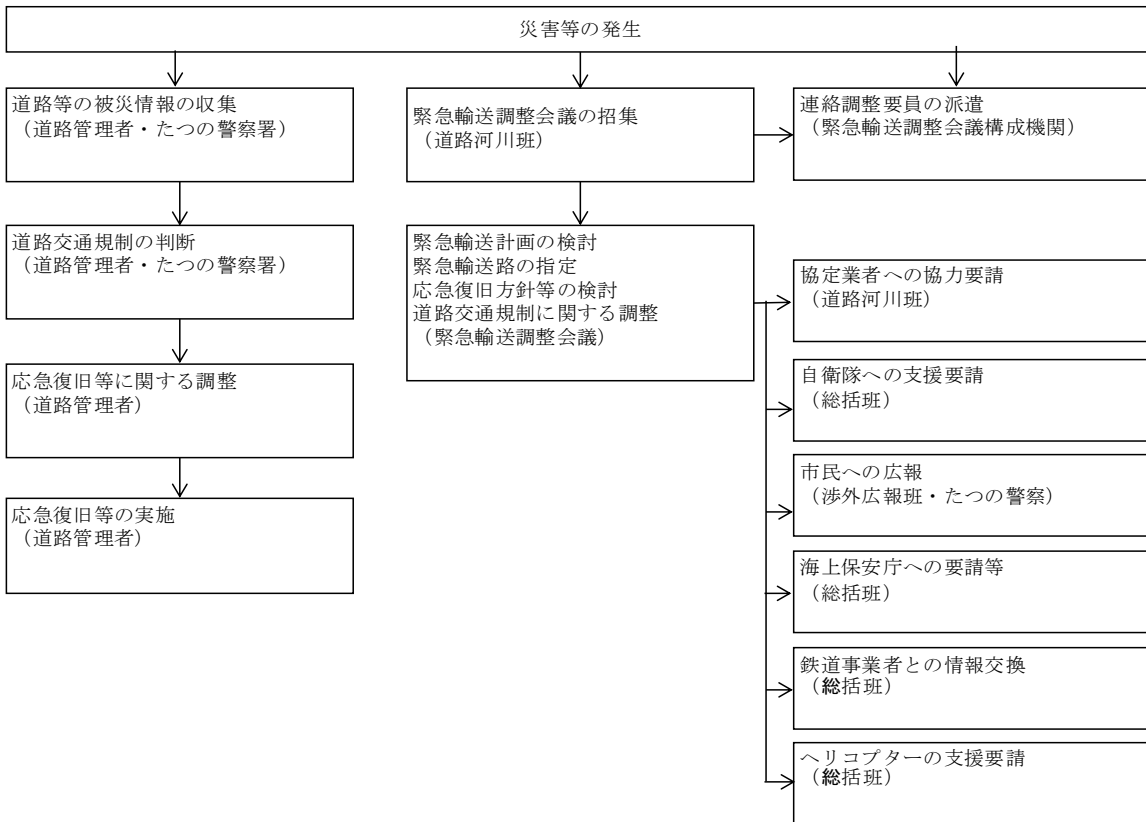
【方針】

必要な体制、車両、人員、資機材等の確保及び、緊急輸送の調整などを行う。

応急対策の実施時期

業務名	担当班	警戒	時間					日							
			1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30	
被災情報及び交通情報の収集整理	総括班・道路河川班		■	■	■										
緊急輸送路調整会議による調整	緊急輸送路の指定	総括班・道路河川班			■										
	緊急輸送路指定情報の広報	渉外広報班			■	■	■	■	■						
道路の応急復旧の調整・応急復旧	道路河川班						■	■	■	■	■	■	■	■	
緊急輸送の要請・実施	財務用度資材班				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
緊急輸送物資、資材の調整	財務用度資材班				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
ヘリコプターの利用	ヘリコプターの支援要請	総括班			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	

応急対策の流れ



役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	総括班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の緊急輸送の総合調整に関すること。 ・鉄道事業者との情報交換に関すること。 ・緊急輸送調整会議への調整要員派遣に関すること。 ・海上保安庁の機関との連絡調整に関すること。 ・ヘリコプターの支援要請に関すること。
	渉外広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送路の指定に関する市民への広報に関すること。
	財務用度資材班	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送する物資、資機材等の調整に関すること。 ・緊急輸送用車両の手配に関すること。
	道路河川班	<ul style="list-style-type: none"> ・道路・橋梁等の被災調査及び応急復旧に関すること。 ・応急復旧工事、道路啓開作業の指示に関すること。 ・緊急輸送路、交通規制対象路線等の情報収集及び提供に関すること。 ・緊急輸送調整会議への調整要員派遣に関すること。
道路管理者 (姫路河川国道事務所) (県龍野土木事務所)		<ul style="list-style-type: none"> ・道路・橋梁等の被災調査及び応急復旧についての検討に関すること。 ・応急復旧工事、道路啓開作業の指示に関すること。 ・緊急輸送路、交通規制対象路線等の情報収集及び提供に関すること。 ・緊急輸送調整会議調整要員派遣に関すること。
鉄道事業者 (西日本旅客鉄道)		<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道施設の被害状況把握に関すること。 ・鉄道施設の応急復旧措置に関すること。
協定業者		<ul style="list-style-type: none"> ・協定に基づき、道路啓開及び応急復旧作業の協力に関すること。
市民、事業所、警察		<ul style="list-style-type: none"> ・徒歩で行動、交通ルールの遵守に関すること。

第1 緊急輸送対策の基本方針

1	交通関係諸施設の被害及び復旧状況を把握し、各段階に応じた的確な対応をとる。
2	緊急輸送は、市民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行う。
3	市内で輸送手段等の調達ができないときは、県に要請する。

第2 緊急輸送路の指定

1 緊急輸送路指定のための調整

災害対策本部が設置された場合、たつの警察署、道路河川班は、道路交通の確保及び緊急輸送に関する総合的な調整を実施するために、調整要員を災害対策本部に派遣する。

なお、姫路河川国道事務所、県龍野土木事務所等の道路管理者にも職員派遣の要請を行う。

1	緊急輸送調整会議	<p>緊急輸送調整会議は、災害対策本部の会議室等で行い、以下の事項について調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送対策の基本方針に基づく具体的な緊急輸送計画 ・市内の緊急輸送路の指定 ・緊急輸送路等の道路啓開の実施に関する調整 ・被災箇所の調査及び応急復旧に関する調整 ・道路交通規制等の実施に関する調整
2	緊急輸送路の決定	たつの警察署及び県警察本部が決定する。

2 緊急輸送道路の復旧・運用

救助、救急、医療及び消火活動を迅速に行うため、また、被災者への緊急物資を供給するための緊急輸送道路については、優先的に復旧を行い、運用を開始する。

3 緊急輸送路指定情報の広報

1	市民への広報	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路が運用開始された場合は、渉外広報班が市民に対して広報する。 警察による広報は、県警察本部による。
2	報道機関への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 市民への広報と同様の分担により行う。

第3 緊急輸送の対象等

1 緊急輸送の対象とする人員、物資等

1	災害応急対策要員として配備される者又は配置替えされる者
2	医療助産その他救援等のため、緊急輸送を必要とする者
3	飲料水、緊急物資等
4	被災者を収容するため必要な資機材
5	公共施設、生活関連施設等の災害防止用機材及び応急復旧用資機材
6	その他市長が必要と認めるもの

第4 緊急輸送の経過の想定

1 第一段階（被災直後）

輸送可能な道路を利用して以下の輸送を行う。

1	緊急措置を必要とする患者等
2	食料等生命の維持に必要な緊急物資
3	輸送路確保のために必要な人員及び資機材

2 第二段階（被災後7日程度以降）

陸上輸送を中心に以下の輸送を実施する。なお、陸上交通が不可能な地域に対しては、空中輸送、海上輸送を行う。

1	災害復旧に必要な人員、資機材
2	生活必需品

第5 緊急輸送体制の確立

交通施設の被害状況等を勘案し、状況に応じた緊急輸送計画を作成する。

なお、緊急輸送計画の作成に当たっては、乗員、機材及び燃料の確保状況、輸送対象施設の被害状況及び復旧状況並びに輸送必要物資の量を勘案する。

1 陸上輸送体制

(1) 輸送路の確保

1	道路管理者は、県、警察、自衛隊等の協力を得て、交通が可能な道路、道路施設の被害復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。
2	災害対策本部は、交通可能道路等の情報に基づき、緊急輸送ルートを選定する。
3	道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。

(2) 輸送手段の確保

緊急輸送は、自衛隊、運送業者等の協力を得て以下の車両により行う。市長は、管内において輸送手段の調達ができないと認めるときは、県に要請する。

1	市保有車両の活用
2	陸上自衛隊への支援要請
3	運送業者等民間車両の借上げ
4	JRの利用

(3) 集積場所及び要員の確保

1	物資集積場所は、救援物資と同様に、以下のとおり指定する。 ・赤とんぼ文化ホールを中心に防災拠点エリア内
2	物資の集積配分業務を円滑に行うため、必要に応じ、物資集積場所へ職員を派遣する。

2 燃料確保対策

市有車両の燃料、その他市の災害応急対策を実施するための必要な燃料は、必要に応じて業者等に依頼し、燃料の緊急輸送を行う。

3 緊急輸送の調整等

地区ごとの被災の程度に応じ、財務用度資材班において物資、資機材等を調整する。調整については以下の順位に準じて行う。

第1順位	市民の生命の安全を確保するために必要な輸送
第2順位	災害の拡大防止のために必要な輸送
第3順位	災害応急対策のために必要な輸送

第6 緊急輸送の要請

1 緊急輸送の要請手続

1	輸送関係機関等	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の協力協定に基づき、運輸業者に対して緊急輸送を要請する。 ・必要に応じて、福祉班に対して車両及び運転手の派遣を要請する。 ・要請の方法は「第8章 第3節 第4 ボランティア受入れ」による。
---	---------	--

2	県	<ul style="list-style-type: none"> 市保有の車両等及び市が調達した車両等だけでは輸送力が不足する場合、県災害対策本部に対して緊急輸送の実施を要請する。 要請の方法は「第2章 第3節 第3 県・他の市町長等に対する応援要請計画」による。
---	---	--

参照

資料-10~13 災害時における物資の供給に関する協定等

2 緊急輸送を要請する場合の措置

1	緊急物資等の受入れ	<ul style="list-style-type: none"> 食料、物資等の受入れは「第7章 食料、飲料水及び生活必需品の調達、供給活動」によるが、その際、緊急物資を搬入・搬出するために必要な人員を確保するよう努める。 確保できない場合は、総括班等に応援を要請する。
2	傷病者等の市域外への緊急輸送	傷病者を市域外へ緊急搬送する場合は、輸送車両等のほか、添乗する医師・看護師等についても要請する。

第7 ヘリコプターの利用

1 ヘリコプター利用の基本方針

1	発災直後の利用	<ul style="list-style-type: none"> 被害情報の収集 重症者の搬送
2	応急活動時の利用	<ul style="list-style-type: none"> 重症者の搬送 遺体の搬送 緊急物資の搬送 防災対策要員の搬送

2 ヘリコプターの離着陸場

市は、以下に示す場所を、兵庫県消防防災航空隊・神戸市航空機動隊ヘリコプター（以後、「消防防災ヘリコプター」という。）の臨時離着陸場として使用する。

参照

別表-29 ヘリコプターの着陸確保地一覧

3 ヘリコプターの支援

消防防災ヘリコプターの支援要請は「第2章 第3節 第5 県消防防災ヘリコプターの支援要請計画」による。自衛隊ヘリコプターは「第2章 第3節 第4 自衛隊の派遣要請計画」による。

参照

様式-9 消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

第2節 交通規制計画

【目的】

災害時の交通の安全確保を行う。

【方針】

道路管理者その他防災関係機関は、災害時には必要に応じて交通規制を実施し、災害応急対策に必要な人員、物資、資機材の輸送確保と交通の混乱防止を図る。

応急対策の実施時期

業務名	担当班	警戒	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30
			時間						日					
緊急輸送路調整会議による調整	緊急輸送路の指定	総括班・道路河川班												
	緊急輸送路指定情報の広報	渉外広報班												
道路の通行規制の実施	道路河川班													

役割分担

実施担当	実施内容	
災害対策本部	総括班	・災害対策本部の緊急輸送に関する総合調整に関すること。
	渉外広報班	・交通規制等に関して市民への広報に関すること。
	道路河川班	・交通規制対象路線等の情報の収集及び提供に関すること。 ・道路交通規制の実施に関すること。 ・緊急輸送調整会議への調整要員派遣に関すること。
道路管理者 (姫路河川国道事務所) (県龍野土木事務所)	・交通規制対象路線等の情報の収集及び提供に関すること。 ・道路交通規制の実施に関すること。 ・緊急輸送調整会議への調整要員派遣に関すること。	
たつの警察署	・道路交通規制の方針決定及び実施に関すること。 ・緊急輸送調整会議への調整要員派遣に関すること。	
市民、事業所	・交通ルールの遵守に関すること。	

第1 実施責任者

災害発生時は、交通施設、道路等の危険な状況を発見したとき、あるいは通報等で認知したときは、下表の区分により、区間又は区域を定めて道路の通行を禁止し、又は制限を行う。また、道路の通行禁止・制限のほか、必要な措置を講じることができる。

実施責任者	範囲及び措置命令	根拠法
道路管理者 国土交通大臣 県知事 市長	・道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められるとき。 ・道路に関する工事のためやむを得ないと認められるとき。	道路法 第46条第1項
県公安委員会	・災害の発生、発生が予想される場合、災害応急対策が緊急的に必要と認められる場合、道路の区間	災害対策基本法 第76条

実施責任者	範囲及び措置命令	根拠法
	及び地域を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止、制限することができる。 ・道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合、通行禁止その他交通規制をすることができる。	道路交通法 第4条第1項
警察署長	・道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについて警察が交通規制を行う。	道路交通法 第5条
警察官	・通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置を講じることが命じることができる。 ・措置を命じられた者が当該措置を講じないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置を講じることができないときは、警察官は、自らその措置を講じることができる。 ・道路の損壊、火災の発生その他事情により道路において、交通の危険が生じるおそれがあるとき。	災害対策基本法 第76条の3 第1項 第2項 道路交通法 第6条第4項
自衛官	・警察官が行う措置命令において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣の自衛官の職務の執行について準用する。 ・自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を講じることが命じ、又は自ら当該措置を講じることができる。	災害対策基本法 第76条の3 第3項
消防吏員	・警察官が行う措置命令において、警察官がその場にはいない場合に限り、消防吏員の職務の執行について準用する。 ・消防吏員は、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を講じることが命じ、又は自ら当該措置を講じることができる。	災害対策基本法 第76条の3 第4項

第2 危険箇所の把握

道路管理者は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合は、現地において道路パトロールを強化し、危険箇所、災害箇所の早期発見に努め、交通規制など必要な措置を講じる。

第3 相互連絡

公安委員会、警察、道路管理者は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合は、事前に道路交通の禁止又は制限の対象・区間及び理由を相互に通知する。

第4 交通規制の実施要領

1 道路種別

1	市道の場合	市長は、必要な交通規制とう回路の選定を行う。
2	市道以外の場合	市長は速やかに道路管理者又は警察署に連絡し、正規の交通規制が行われるよう配慮する。

2 う回路の選定

交通規制を各実施責任者が行った場合は、関係機関と連絡協議の上、う回路の設定を行い、交通の混乱を未然に防止する。

3 標識等の設置

交通規制を行った場合は、各法令の定めに基づき、規制内容等を記載した標識を設置する。ただし、緊急を要する場合で、規定の標識を設置することが困難なときは、警察官又は関係職員が現地において指示する等の措置を講じる。

第5 広報・報告

交通規制をした場合は、その旨を表示板の掲示や報道機関を通じて通行車両、歩行者、市民等に広報するとともに、関係機関に報告する。

広報、報告に当たっては、以下の事項を明示する。

1	禁止制限の対象
2	規制する区間又は区域、期間、理由
3	う回路その他の状況

第6 緊急通行車両等の事前届出、確認手続等

1 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、県と連絡をとりつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両の事前届出を実施する。

2 事前届出の対象とする車両

県公安委員会は、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両として、以下のいずれにも該当する場合に事前届出を受理する。

1	災害時、地域防災計画に基づき、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること
---	---

2	指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用で使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること
---	---

3 事前届出に関する手続

(1) 事前届出の申請

1	申 請 者	緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）
2	申 請 先	当該車両の使用の本拠の位置を管轄する県公安委員会（警察本部交通規制課及び警察署経由）
3	申 請 書 類	輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類（輸送協定書等がない場合にあつては、指定行政機関等の上申書等）及び緊急通行車両等事前届出書2通

(2) 届出済証の交付

公安委員会は、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについて、緊急通行車両等事前届出済証を申請者に交付する。

4 事前届出車両の確認

1	緊急通行車両の事前届出制度により届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して確認を行い、この場合、確認のための必要な審査は省略する。
2	県（防災企画課）、警察本部（交通規制課、高速道路交通警察隊）、警察署、交通検問所において、届出済証による確認を行い、標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。

第3節 道路施設対策計画

県道及び国道の各管理者及び道路河川班は、たつの警察署と協力して道路パトロールを強化し、道路、橋梁等の危険な箇所を早期に発見するとともに、通行の禁止・制限等の必要な規制措置を速やかに行う。

さらに、救助救援輸送の確保及び一般交通の円滑化を図り、被災箇所については各関係機関において速やかに仮復旧の応急措置を講じる。

第1 実施責任者

市道については市長が、県道については知事が、また国道にあつては国が責任者となり、道路施設対策を講じる。

第2 対策の要領

各道路管理者は、安全かつ円滑な交通を確保するため、以下の措置を速やかに講じる。

1	所管の道路の被害状況等を速やかに把握し、関係機関に連絡する。
2	道路上の車両、道路上への倒壊物又は落下物等の道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。この場合、主要避難路及び緊急輸送路線から優先的に障害物の除去を実施する。
3	所管の道路について、被害状況に応じた応急復旧を速やかに行い、交通の確保に努める。
4	上・下水道、電気、電話等、道路占用の施設が被災した場合は、各施設管理者に通報する。緊急時にその余裕がない場合は、通行の禁止又は制限、あるいは現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等、市民の安全確保のための必要な措置を講じ、事後速やかに報告する。
5	応急復旧に当たっては、市民、市内建設業者等の協力を得て交通の確保に努める。

参照

別表－30

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準一覧並びに重要道路防災箇所

第4節 交通施設対策計画

鉄道、軌道等の管理者は、災害時における鉄道、軌道施設等の保全を図り、乗客等の安全確保と交通、物資輸送等の円滑化に努める。

また、鉄道、軌道等の管理者は、災害時に市内における災害の状況について、災害対策本部へ連絡する。

第1 西日本旅客鉄道(株)の対策

災害時における運転の取扱いは、運転取扱心得及び災害時運転取扱手続に定めるほか、この災害時運転取扱要領の定めによる。

1 降雨時の運転規制基準

(1) 線路区分別の運転規制等

線路区分	警報表示			記事	
	緑色	黄色	赤色		
甲区間	一般	—	警備	警備	運転規制を行わない区間
	S標箇所	警備	徐行	最徐行	速度規制は行うが、運転見合わせを行わない区間
乙区間	警備	徐行	最徐行		
丙区間	警備	徐行	停止	速度規制及び運転見合わせを行う区間	

(2) 雨量警報装置の設置箇所及び規制区間等

線名	警報装置設置箇所	路線区分	警報表示			駅間	運転規制	
			緑	黄	赤		線別	区間
姫新線・山陽本線	姫路駅	丙	警	徐	停	姫路・太市	全	駅間
	本龍野駅	丙	警	徐	停	太市・東嵯崎	全	駅間
	播磨新宮駅	丙	警	徐	停	東嵯崎・西栗栖	全	駅間
	佐用駅	丙	警	徐	停	西栗栖・上月	全	駅間
	美作江見駅	丙	警	徐	停	上月・林野	全	駅間
	竜野駅	甲	警	徐	最	網干・竜野	一部	網干・竜野

※ 警報表示欄の「警」「徐」「最」「停」は、それぞれ警備、徐行、最徐行及び停止を示す。

(3) 駅長等の取扱い

雨量警報装置の設置箇所の駅長は、警報装置の警報器が鳴動したときは、以下によること。

1	警報器の「警備」のブザーが鳴動した場合は、その旨を施設指令員に通報する。
2	警報器の「徐行」「最徐行」「停止」のブザーが鳴動した場合は、その区間に進入する列車の停止手配を行った後、輸送指令員に報告して運転規制の指示を受ける。 なお、姫路駅長は、福知山 CTC 指令員にも報告し、運転規制の指示を受ける。
3	「徐行」の場合は 30km/h 以下、「最徐行」の場合は 15km/h 以下の運転速度とする。

2 強風時の運転規制基準

(1) 風速 25m/s 以上になったときの処置

輸送指令員又は風速計を設置している駐車場の駅長は、風速が 25m/s 以上になったときには、以下の措置を講じる。

1	突風等のために列車の運転が危険であると認めたときは、その状況に応じて、一時列車の出発又は通過を見合わせる。
2	空車又は軽量で大きな貨物を積載した貨物車は、つとめて列車に連結しない。
3	留置している車両に対しては、厳重に転動を防止する手配をする。

(2) 風速 30m/s 以上になったときの処置

輸送指令員又は風速計を設置している駐車場の駅長は、風速が 30m/s 以上になったときには、以下の措置を講じる。

1	一時列車の運転を見合わせる旨の指令をする。
2	輸送指令員から指令がないとき又は指令を受けることができないときは、駅長は、一時列車の運転を見合わせて、速やかにその状況を輸送指令員に報告する。
3	事故又は災害発生時に応急復旧等を適切に行うため、非常対策本部の体制を設ける。

3 震災時の運転規制基準

運 転 規 制	
速 度 制 限	運 転 見 合 わ せ
震度 4 (40 ガル以上) を示したとき。 ・規制範囲内を初列車は 15km/h 以下、初列車が到着し異常がなければ、次列車以降異常なしの通報があるまで 45km/h 以下で運行	震度 5 (80 ガル以上) を示したとき ・規制範囲内には列車を進入させない。 ・規制範囲内を通過中の列車は速度 15km/h 以下で最寄駅に到着後に運転中止。

4 地震規制区間等

地震規制区間		地震警報器設置箇所
線名	区間	
姫 新 線	姫 路 ～ 上 月	相 生 駅
山 陽 本 線	姫 路 ～ 門 司	相 生 駅

※ 連絡体制は、相生駅か姫新指令に連絡が入る。

5 事故災害対策非常体制

事故又は災害発生時に応急復旧等を適切に行うため非常対策本部の体制を設ける。

第2 バス路線及び輸送路線

たつの市内におけるバス路線の交通応急対策計画は、以下のとおりである。

1 災害発生時の対応

災害発生時には一旦運行を中止し、その後状況に応じて運行の中止、制限など適切な対応をとる。

2 被災地内の交通規制

被災地内のバス路線及び輸送路線の道路状況を速やかに把握し、状況を道路河川班及びたつの警察署に報告し、交通の規制に関する指示を求める。

3 緊急輸送の確認

緊急輸送は、災害対策本部の要請により、社内規程に基づき実施する。

第5章 被災者への的確な情報伝達活動

第1節	被災者への情報伝達活動計画	3-92
第1	広報内容の一元化	3-93
第2	広報の内容	3-93
第3	市民に対する広報の方法	3-94
第4	報道機関に対する広報	3-94
第5	広報資料の収集	3-94
第6	防災関係機関における広報活動	3-94
第2節	市民等からの照会に対する対応計画	3-96
第1	照会の体制	3-96
第2	緊急問合せへの対応の方法	3-96
第3	相談所における要望等の処理の方法	3-97
第4	市民からの安否確認等への対応	3-97

第1節 被災者への情報伝達活動計画

【目的】

災害に関する正確な情報、防災に関する対策等の情報についての伝達、周知を図ることで、被災者の安心と安定を図る。

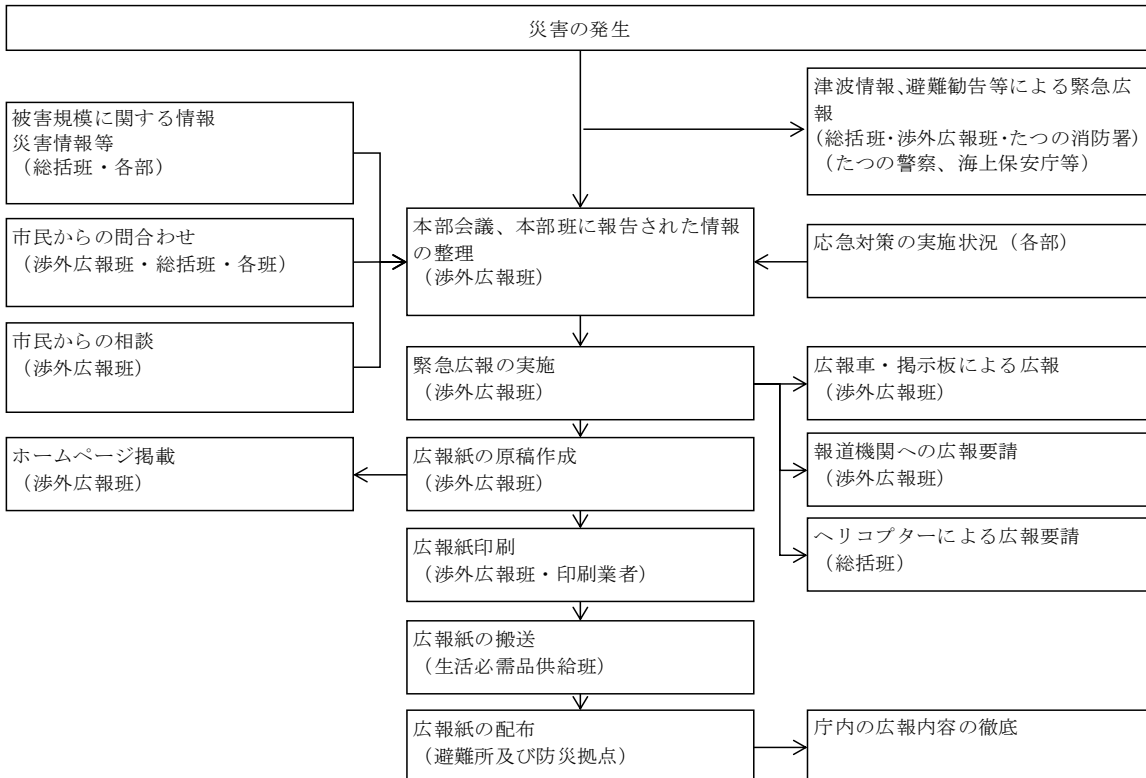
【方針】

市及び防災関係機関は、市民に対して迅速かつ適切な広報を行う。

応急対策の実施時期

業務名	担当班	警戒	時間					日						
			1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30
緊急広報のメディアの作成	渉外広報班													
災害情報の収集・整理	関係各班・渉外広報班													
広報の方法	一般広報の実施	渉外広報班												
	報道機関への対応	渉外広報班												
	避難行動要支援者への広報	渉外広報班												
市民等からの照会への対応	緊急問合せへの対応	渉外広報班												
	相談所の開設・運営	渉外広報班												

応急対策の流れ



役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	渉外広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急広報の実施に関する事。 ・報道機関対応の実施に関する事。 ・災害発生後定期的に記者発表の実施に関する事。 ・災害広報紙の作成に関する事。 ・ホームページの作成に関する事。 ・防災行政無線や広報車による広報の実施に関する事。 ・関係機関に広報協力の要請に関する事。 ・本部会議等で収集した情報の整理に関する事。 ・写真や映像等の記録に関する事。 ・市民からの問合せ内容等の本部会議等への報告に関する事。 ・解雇者・通学・精神的ショックへのケア等の窓口紹介に関する事。
	生活必需品供給班	・広報紙の避難所搬送に関する事。
	避難対策班	・避難所での広報紙の配布に関する事。
	各部各班	・渉外広報班への情報提供に関する事。
報道機関	・市民及び他地域への広報協力に関する事。	
自主防災組織	・広報紙の配布の協力に関する事。	
市民・事業所	・一時市外へ避難する場合の渉外広報班への届出に関する事。	
ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙の配布協力に関する事。 ・ボランティア等のNPOの情報発信に関する事。 	

第1 広報内容の一元化

災害時における広報については、広報内容の一元化を図り、市民に混乱が生じないように配慮する。

そのため、広報を必要とする事項については、渉外広報班が統轄し、班長の責任の下に適切な広報を実施する。

第2 広報の内容

災害の広報は、警戒段階、避難段階、救援段階、復旧段階等の各段階に応じて、市民の安心・安定に資する情報の提供を行う。

1	災害時における市民の心構え
2	災害に係る気象情報及び雨量・水位・災害危険箇所等に関する状況
3	被害状況(一般的な被害状況以外に、安否情報も含む。)
4	災害応急対策の実施状況
5	避難の指示、避難先の指示等
6	電気、電話、水道等の供給状況及び復旧の見通し
7	災害復旧の見通し
8	交通規制及び交通機関の運行状況
9	その他(給食、給水、生活必需品等の供給状況、ゴミの収集、運搬等生活関連情報等)の必要な事項

第3 市民に対する広報の方法

広報は、広報内容、方法を的確に判断して効果的に行う。

1	各種広報車両や拡声器による広報
2	自治会等の協力による広報
3	避難場所等における職員の派遣による広報
4	チラシ・ポスター等印刷物による広報
5	テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関の協力による広報
6	ホームページ等によるインターネットを活用した広報
7	災害情報共有システム（Lアラート）を活用した広報
8	防災行政無線を活用した広報
9	たつの防災防犯ネットを活用した広報

第4 報道機関に対する広報

渉外広報班は、災害の状況や応急活動の実施状況について必要に応じ、報道機関に発表する。報道機関に対する広報は、情報内容の一元化を図り、できる限り日時、場所、目的等を前もって周知する。また定期的な発表を実施する。

第5 広報資料の収集

1	渉外広報班及び関係機関でとりまとめた資料を最大限に利用し、災害現場における現地取材を行う。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・現場に渉外広報班を派遣して、災害・被害写真を直ちに撮影する。 ・他の機関が撮影した写真についても収集に努める。

第6 防災関係機関における広報活動

防災関係機関は、災害の様態に応じて適宜適切な災害広報を実施するとともに、広報事項を災害対策本部に通知する。

<各防災関係機関の広報活動>

関係機関	留意事項
<ul style="list-style-type: none"> ・西はりま消防組合たつの消防署 ・たつの警察署 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報、避難措置の指示、交通規制状況等を重点に広報活動を実施する。
<ul style="list-style-type: none"> ・西日本電信電話(株)兵庫支店 ・関西電力送配電(株)兵庫支社 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報車及び報道機関等を通じて、被害箇所(範囲)の復旧見通しや応急措置について、市民への周知に努める。

<ul style="list-style-type: none"> ・西日本旅客鉄道(株)姫路駅 ・神姫バス(株) 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害箇所の復旧見通しや、輸送の状況について関係施設内の掲示板、案内板等に掲示して市民、利用者への周知を図る。 ・災害時において、市から災害広報資料の貼付を依頼されたときは協力する。
<ul style="list-style-type: none"> ・日本赤十字社兵庫県支部 ・(一社)たつの市・揖保郡医師会 	<ul style="list-style-type: none"> ・救急、救命活動及び救護関係施設の状況について随時広報する。

第2節 市民等からの照会に対する対応計画

【目的】

市民等からの照会に対応し、正確な情報を伝達、周知することで、被災者の安心と安定を図る。

【方針】

市及び防災関係機関は、災害に関する正確な情報、防災に関する対策等の情報について迅速かつ適切な広報を行う。

応急対策の実施時期

第1節に準ずる。

第1 照会の体制

市は、必要に応じ、発災後速やかに市民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口を設置し、人員の配置等体制の整備を図るとともに、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

また、必要に応じ、相談所、相談窓口を以下のとおり設置する。

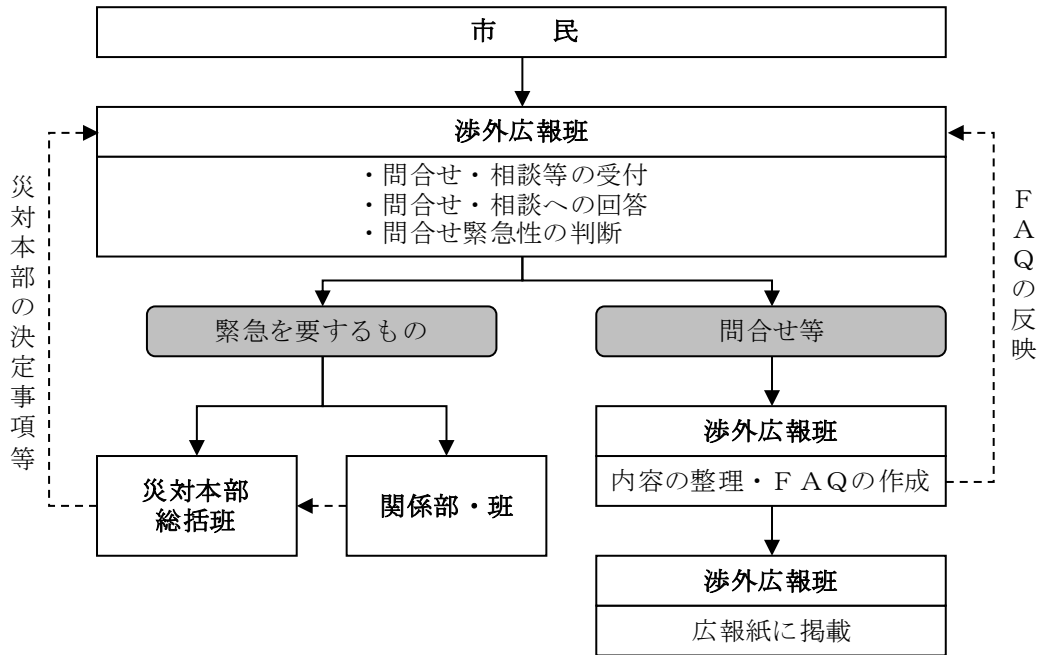
1	緊急問合せへの対応	渉外広報班及び関係各班は、市民からの電話等の問合せに対応する。
2	相談所の開設・運営	<p>【渉外広報班】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平常時の広聴機能に加え、被災者の要望等を把握するため、必要に応じて被災地の公共施設や避難所に、相談所を設置する。 <p>【関係各部各班】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律相談や住宅相談、外国人市民向けの相談等、必要に応じて専門相談所を設置する。
3	総合的な相談窓口情報の提供	<p>【総括班】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市が開設する臨時相談所、専門相談所等の設置を調整するとともに、他の防災関係機関が実施する相談窓口の設置状況を調査し渉外広報班へ報告する。 <p>【渉外広報班】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市及び他の防災関係機関の実施する相談窓口の総合的な情報を、広報紙・ホームページ等によって広報する。

第2 緊急問合せへの対応の方法

1	総括班	災害対策本部の決定事項等、市民に情報提供する事項については、まとめて渉外広報班に連絡する。
---	-----	---

2	渉外広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害や地震発生直後に多発すると想定される市民からの電話による問合せ、相談に対応する。問合せ内容は、記録に残す。 ・市民からの問合せは、直ちにその内容を精査し、関係部長又は班長に連絡するとともに、必要に応じ、災害対策本部に報告する。 ・問合せ内容を整理し、頻繁に質問される項目についてFAQを作成する。また、必要に応じ、広報紙・ホームページ等へ掲載する。
---	-------	---

<問合せの対応の流れ>



第3 相談所における要望等の処理の方法

1	相談内容、苦情等を聴取し、速やかに各関係機関へ連絡し、早期解決に努力する。
2	処理方法の正確性と統一を図るために、応対記録票を作成し、内容を記入する。
3	問合せの内容、処理方法を定期的に本部及び渉外広報班に報告する。

第4 市民からの安否確認等への対応

被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう、被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

市民は、避難所等に設置された特設公衆電話を利用し、安否確認等を実施できる。また、その際、災害用伝言ダイヤル(171)の利用が可能である。

第6章 避難収容活動

第1節	市民の防災行動計画	3-99
	第1 風水害への備え	3-99
	第2 地震発生直後の防災行動	3-99
	第3 自主防災組織	3-100
第2節	災害時の避難に関する計画	3-102
	第1 避難のための立退きの指示	3-103
	第2 避難の準備	3-107
	第3 避難所への誘導	3-107
	第4 避難誘導	3-108
	第5 広域一時滞在の協議	3-109
	第6 警戒区域の設定	3-109
第3節	避難所計画	3-111
	第1 指定避難所の開設	3-112
	第2 避難所の収容対象者	3-113
	第3 避難所の運営	3-113
	第4 学校・社会福祉施設等における避難対策	3-115
	第5 福祉避難所の開設	3-115
	第6 愛がん動物の収容対策	3-115
第4節	応急住宅対策計画	3-116
	第1 実施責任者	3-117
	第2 対象者	3-117
	第3 応急仮設住宅の建設及び入居	3-117
	第4 応急仮設住宅の管理	3-118
	第5 その他の応急住宅	3-118
	第6 住宅の応急修理	3-119
	第7 災害救助法の適用を受けた場合	3-119
第5節	避難行動要支援者への配慮計画	3-120
	第1 避難行動要支援者への配慮の基本方針	3-120
	第2 避難行動要支援者対策本部	3-121
	第3 避難行動要支援者の避難	3-121
	第4 発災直後の避難行動要支援者への配慮	3-121
	第5 その後の生活支援	3-123
	第6 避難所等における配慮	3-123
	第7 災害障害者・災害遺児への対応	3-124
第6節	外国人支援対策	3-125
	第1 外国人市民への情報伝達等	3-125
第7節	帰宅困難者対策	3-126
	第1 学校・事業所等における対応	3-126
	第2 駅周辺の混乱防止	3-126
	第3 帰宅者への支援	3-127
	第4 帰宅困難者等の臨時輸送	3-127

第1節 市民の防災行動計画

【目的】

市民の防災行動を促し、支援することで、人的被害を最小限にとどめる。

【方針】

自らの身の安全は自らが守るという意識をもって行動する。また、消防団、自主防災組織等は、避難行動要支援者をはじめ周辺市民の救助等の防災行動に努めなければならない。

第1 風水害への備え

風水害は、気象情報等を確認し、以下のとおり、事前の防災行動を行う。

市は、事前の防災行動を行うように、消防団、自主防災組織などと連携して広報を行う。

1 室内

1	停電に備えて、懐中電灯や携帯ラジオを準備する。
2	貴重品などの非常持出品は、いつでも持ち出せるように準備・整理しておく。
3	飲料水を確保しておく。
4	浸水のおそれがある場合、家財道具、食料などの生活用品を高いところに移動する。
5	病人や乳幼児、身体の不自由な人、高齢者などは安全な場所へ身を移させる。

2 窓ガラス・雨戸・ベランダ

1	窓ガラスや雨戸を補強する。
2	ベランダの鉢植えや物干し竿など風によって飛散するものは、室内へ移す。

3 その他

1	家のまわりを点検し、飛ばされそうなものは室内へ移すか、固定するなどの措置を講じる。
2	看板のある店などは、飛散しないようにしておく。
3	不要不急の外出は控える。
4	避難する場合は、持ち物は最小限にとどめる。
5	けがをした人をはじめ、高齢者、身体の不自由な人などには声をかけ、みんなで助け合って行動する。
6	ラジオやテレビで正しい情報を入手し、ウワサやデマに惑わされないようにする。

第2 地震発生直後の防災行動

地震災害は、突然発生することから、地震発生直後から以下のとおり適切な防災行動を行い、二次災害の防止に努める。

1	まず身の安全を守る。	激しい揺れが治まるまで、テーブルや机の下に入るなど身の安全を確保する。
2	安全を確認し、火の始末	揺れが治まり安全が確保されたら、ガス器具などの火の始末を行う。
3	非常脱出口の確保	玄関などを開けて、非常脱出口を確保する。
4	出火したらまず消火	万一出火したら、大声で隣近所に声をかけながら、初期消火に努める。
5	あわてて外に飛び出さない。	外に出るときは、瓦やガラスなどの落下物に注意。あわてず落ち着いた行動をする。
6	倒れやすいものに近寄らない。	狭い路地、壁際、門柱、自動販売機などは倒れやすいので注意する。
7	崖崩れに注意	崖の近くにいる人は、注意して早めにもその場から避難する。
8	避難は徒歩で、持ち物は最小限度に	持ち物は最小限度にとどめる。自動車は使わず、徒歩で避難する。
9	協力し合って応急救護	けがをした人をはじめ、高齢者、身体の不自由な人などには声をかけ、みんなで助け合って行動する。
10	ウワサやデマに振り回されない。	ラジオやテレビで正しい情報を入手し、ウワサやデマに惑わされない。

第3 自主防災組織

1 自主防災組織本部の設置

活動拠点として、小学校区で連合自主防災組織の本部を避難所等に設置する。

2 自主防災組織等の行動

大規模災害時には、情報・交通網の寸断等により防災関係機関の活動能力は著しく低下することが考えられ、「地域の安全は地域ぐるみで守る」との認識のもと、地域市民が自主防災組織等を中心に、日頃の連帯感と協力心で集団として以下に示すような防災活動を展開する。

特に自主防災組織の長は、正しい状況判断により、地域全体の代表としての冷静な行動を行う。

(1) 地域内情報の収集・伝達

自主防災組織の情報担当係は、地域内における被災情報を的確に収集し、必要に応じ、災害対策本部へ報告する。

(2) 正しい情報の収集・広報

自主防災組織は、市からの警戒宣言、避難指示等を収集し、地域住民に正確に伝達する。

(3) 出火防止及び初期消火活動

市民は、自宅の火気危険物の除去、消火器の確認及び水の汲み置き等出火防止対策を講じるとともに、万一、火災が発生した場合は、初期消火に当たる。

(4) 負傷者の救出・救護活動

自主防災組織は、山崖崩れ、落下物、倒壊家屋等により、救出、救護を要する者が生じたときは、直ちに救出救護活動を行うとともに、必要に応じて医療機関又は災害対策本部が設置する応急救護所に搬送する。

(5) 安全な避難誘導

自主防災組織は、市長から避難命令が出たときは、自主防災組織の長の指示に基づき、市民を安全に避難誘導する。

(6) 避難行動要支援者・災害弱者の安否確認及び救助活動

自主防災組織は、関係機関とともに、避難行動要支援者支援名簿を活用し、自力避難困難な避難行動要支援者、災害弱者については安否確認をするとともに、必要に応じて避難所まで搬送する。

(7) 給水・給食活動

自主防災組織は、避難生活を行うに際し、食料等を公平で円滑な供給に努める。

また、生活必需品に不足が生じた場合は、市の生活必需品供給班に連絡をとり、連携して確保に努める。

第2節 災害時の避難に関する計画

【目的】

災害に対して危険区域内にある市民等の安全を確保する。

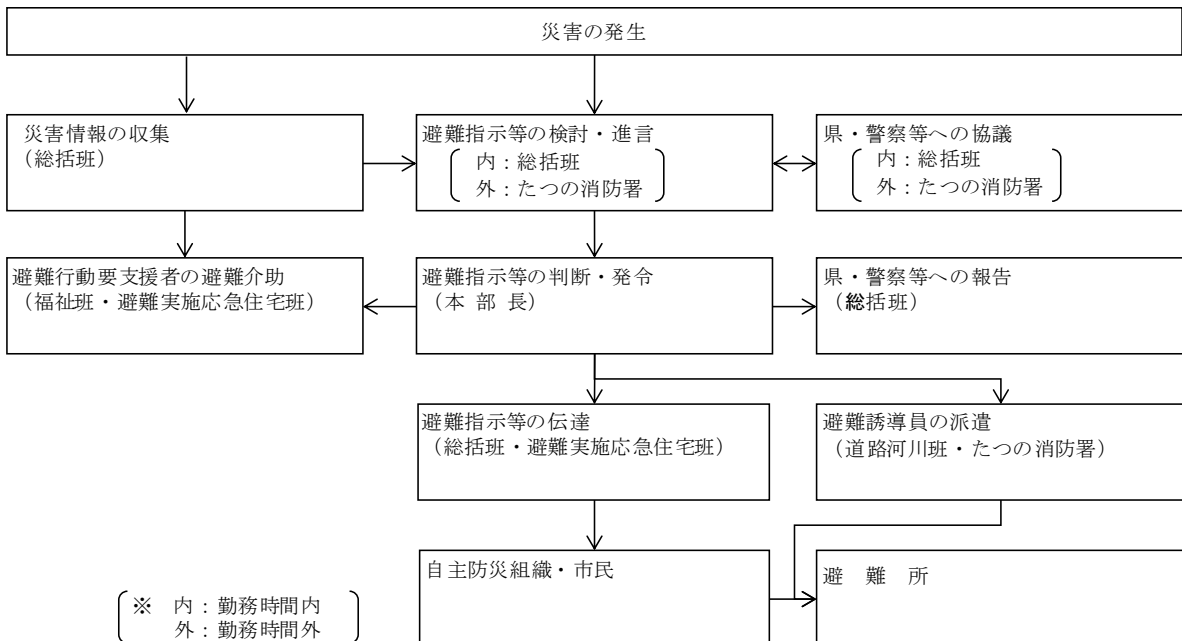
【方針】

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策本部及び防災関係機関は、危険区域内にある市民等に対して避難のための立ち退きを指示し、安全な場所に避難させるなど人命の保護を図る。

応急対策の実施時期

業務名	担当班	警戒	時間					日							
			1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30	
避難のための立ち退きの指示	避難準備・高齢者等避難開始の発令	本部長	■	■	■	■	■								
	避難指示の発令	本部長		■	■	■	■								
	避難指示の連絡	総括班			■	■	■	■							
避難誘導	避難行動要支援者の避難準備	福祉班 避難実施応急住宅班	■	■											
	避難誘導の準備	道路河川班	■	■	■										
	避難支援・安否確認	福祉班 避難実施応急住宅班		■	■	■	■								
広域一時滞在	広域一時滞りの協議	総括班			■	■	■								
警戒区域の設定	警戒区域設定の実施	本部長	■	■	■	■	■								
	警戒区域設定の連絡	総括班	■	■	■	■	■								

応急対策の流れ



役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	本部長	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示の発令に関すること。 警戒区域の設定に関すること。
	総括班	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示の市民及び自主防災組織への伝達に関すること。 避難の指示、警戒区域の設定、伝達に関すること。 避難指示の県、警察等他機関への伝達・協議に関すること。 避難行動要支援者への避難指示等の伝達に関すること。
	道路河川班	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導に関すること。
	福祉班	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者の搬送に関すること。
	避難実施応急住宅班	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者の搬送に関すること。
	西はりま消防組合 たつの消防署	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示等の伝達に関すること。 火災現場等からの避難誘導に関すること。
	たつの市消防団	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示等の伝達に関すること。 火災現場等からの避難誘導に関すること。
たつの警察署	<ul style="list-style-type: none"> 避難の指示に関すること。 避難誘導の応援に関すること。 	
市民、自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示等の市民相互の伝達に関すること。 避難行動要支援者の安全確保の協力に関すること。 	

第1 避難のための立退きの指示

1 避難指示の基準

災害が発生した場合における避難のための立退きの指示を行う基準は、以下のとおりとする。なお、避難のための立ち退きを行うことで、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると想定される場合は、屋内での待避を行うよう指示を行う。

河川名	観測所	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
栗栖川	福栖水位	避難判断水位1.8mに達し、更に水位の上昇が予想	氾濫危険水位(特別警戒水位)2.2mに達し、更に水位の上昇が予想	破堤・越水・溢水の確認又は河川管理施設の異常を確認
	東栗栖水位	避難判断水位2.0mに達し、更に水位の上昇が予想	氾濫危険水位(警戒水位)2.3mに達し、かつ、以降1時間の予想降雨量が30mmを超える	破堤・越水・溢水の確認又は河川管理施設の異常を確認
林田川	穴部水位	避難判断水位2.2mに達し、更に水位の上昇が予想	氾濫危険水位(特別警戒水位)2.3mに達し、かつ、以降1時間の予想降雨量が30mmを超える	破堤・越水・溢水の確認又は河川管理施設の異常を確認
	誉水位	避難判断水位1.8mに達し、更に水位の上昇が予想	氾濫危険水位(特別警戒水位)2.0mに達し、更に水位の上昇が予想	破堤・越水・溢水の確認又は河川管理施設の異常を確認
	構水位	氾濫注意水位(警戒水位)2.5mに達し、更に水位の上昇が予想	氾濫注意水位(警戒水位)2.5mに達し、かつ、以降1時間の予想降雨量が30mmを超える	破堤・越水・溢水の確認又は河川管理施設の異常を確認

第2節 災害時の避難に関する計画

河川名	観測所	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
揖保川	龍野水位	避難判断水位3.3mに達し、更に水位の上昇が予想	氾濫危険水位(特別警戒水位)3.5mに達し、かつ、以降1時間の予想降雨量が30mmを超える	破堤・越水・溢水の確認又は河川管理施設の異常を確認
	上川原水位	氾濫注意水位(警戒水位)3.5mに達し、更に水位の上昇が予想	氾濫注意水位(警戒水位)3.5mに達し、かつ、以降1時間の予想降雨量が30mmを超える	破堤・越水・溢水の確認又は河川管理施設の異常を確認
御津海岸	飾磨検潮所	高潮警報が発表され、警戒潮位TP+2.10mに達し、高潮防護施設からの越波、越流を確認	台風の接近により急激に潮位が上昇する場合が多いことから、高齢者等避難の基準を満たした時点で検討	水門、陸閘等の異常、海岸堤防等の倒壊、異常な越波・越流又は高潮氾濫の発生を確認
室津漁港海岸	室津検潮所	高潮警報が発表され、警戒潮位TP+1.80mに達し、高潮防護施設からの越波、越流を確認	台風の接近により急激に潮位が上昇する場合が多いことから、高齢者等避難の基準を満たした時点で検討	水門、陸閘等の異常、海岸堤防等の倒壊、異常な越波・越流又は高潮氾濫の発生を確認

(洪水予報河川・水位周知河川以外の中小河川、水路等に関する避難指示等の発令基準)

区分	発令基準	留意事項
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 洪水警報や大雨(浸水害)警報が発表され、向こう短時間の気象予想や河川等の巡視の報告などから、要配慮者の避難に必要な時間の経過後に浸水被害が発生する危険があると判断される場合 近隣での浸水や河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水被害が生じた場合 軽微な漏水・浸食等が発見された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫予測システムによる情報に留意する。 夕方等の明るい時間帯に発令することを検討する。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 洪水警報や大雨(浸水害)警報が発表され、向こう短時間の気象予想や河川等の巡視の報告などから、住民の避難に必要な時間経過後に浸水被害が発生する危険があると判断される場合 近隣で浸水被害が拡大している場合 排水先の河川の水位が上昇し、ポンプの運転停止や水門の閉鎖水位に到達することが見込まれる場合 異常な漏水・浸食等が発見された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 近隣で水防活動中の水防団等から現場の状況についての情報を入手し、水位の状況見込み等を踏まえ、総合的に判断する。 氾濫予測システムによる情報に留意する。 ポンプ場や水門の河川管理者から情報を入手し、総合的に判断する。
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 近隣で浸水が家屋の床上に及んでいる場合 流木や土砂等により橋梁部閉鎖が生じた場合 排水先の河川の水位が上昇し、ポンプの運転停止や水門閉鎖が生じた場合 異常な漏水・浸食の進行や、亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 	<ul style="list-style-type: none"> ポンプ場や水門の管理者、排水先の河川管理者から情報を入手し、総合的に判断する。 氾濫予測システムによる情報に留意する。

＜土砂災害等に関する避難指示等の発令基準＞

土砂災害が発生するかどうかは、土壌や斜面の勾配、植生等が関係するが、避難指示等発令の視点では、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを表す土壌雨量指数等の長期降雨指標と60分間積算雨量等の短期降雨指標を組み合わせた基準を用いている土砂災害警戒情報が判断の材料となる。関連する防災気象情報としては、大雨注意報・警報(土砂災害)、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報(土砂災害)がある。

市は、以上の情報等を参照して判断し、土砂災害に関する避難指示等の発令基準を以下のとおりとする。

区分	発令基準
高齢者等避難	<p><雨量に基づく基準></p> <ul style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害：警戒レベル3相当情報）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」となった場合 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
避難指示	<p><雨量に基づく基準></p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発表された場合 土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」となった場合 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となるよう暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（暴風警報の発表後速やかに発令） <p><前兆現象に基づく基準></p> <ul style="list-style-type: none"> 近隣で湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化などの前兆現象が発見された場合
緊急安全確保	<p><雨量に基づく基準></p> <ul style="list-style-type: none"> 大雨特別警報（土砂災害：警戒レベル5相当）が発表された場合 土砂災害が発生した場合

※ 留意事項：前兆現象の通報があった場合は、近隣の消防団や消防機関等に連絡するなどして状況を把握する。なお、通報内容によっては速やかに発令する必要がある。

2 避難のための立ち退きの指示の権限

この権限を実施する責任者は以下のとおりとする。

<指示等の実施責任者>

実施責任者	災害の種類	根拠法
市長	災害全般	災害対策基本法第60条
警察官	〃	災害対策基本法第61条
	〃	警察官職務執行法第4条第1項
知事又はその命を受けた職員	洪水、高潮、地滑り	水防法第29条 地滑り等防止法第25条
水防管理者	洪水、高潮	水防法第22条
自衛官	災害全般	自衛隊法第94条

3 避難の指示の区分

市長、水防管理者（市長）その他の実施責任者は、その管轄区域内において危険が切迫している場合又は必要と認める場合は、避難のための立ち退き指示を行い、当該指示をした旨を速やかに知事に報告するとともに、防災関係機関に通報する。

なお、緊急の場合以外は、原則として実施責任者相互の連絡協議のもとに行う。

4 高齢者等避難

条件	気象状況などによって過去の災害の発生例、地形などから判断して災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難の指示などを行うことが予想される場合
趣旨	危険予防地域の市民に対し避難のための準備と事態の周知を行うため
伝達内容	・指示者 ・避難準備をすべき理由 ・危険地域
伝達方法	・広報車、自治会放送、拡声器、有線電話等 ・防災行政無線 ・テレビ、ラジオ放送 ・サイレンの吹鳴及び警鐘 ・必要に応じ上記を併用

5 避難指示

条 件	当該地域又は土地建物などに災害が発生するおそれがある場合
趣 旨	危険地域の市民に対し避難指示とその事態の周知徹底を行うため
伝達内容	・指示者 ・避難すべき理由 ・避難すべき場所 ・避難すべき経路 ・避難後の当局の指示連絡等
伝達方法	高齢者等避難と同様であるが、必要に応じ戸口に口頭伝達を実施

6 緊急安全確保

条 件	状況が更に悪化し避難すべき時期が切迫した場合又は災害が発生した現場に残留者がいる場合
趣 旨	危険地域の市民に対し安全確保とその事態の周知徹底を行うため
伝達方法	高齢者等避難と同様であるが、必要に応じ戸口に口頭伝達を実施

7 警戒レベルを用いた避難指示等の発令

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル5	既に災害が発生している状況である。命を守るための最善の行動をとる。	緊急安全確保 ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令（市が発令）
警戒レベル4	速やかに避難先へ避難する。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難する。	避難指示 ※地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令（市が発令）
警戒レベル3	避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難する。その他の人は、避難の準備を整える。	高齢者等避難 （市が発令）
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認する。	洪水注意報、大雨注意報等 （気象庁が発表）
警戒レベル1	災害への備えを高める。	早期注意情報 （気象庁が発表）

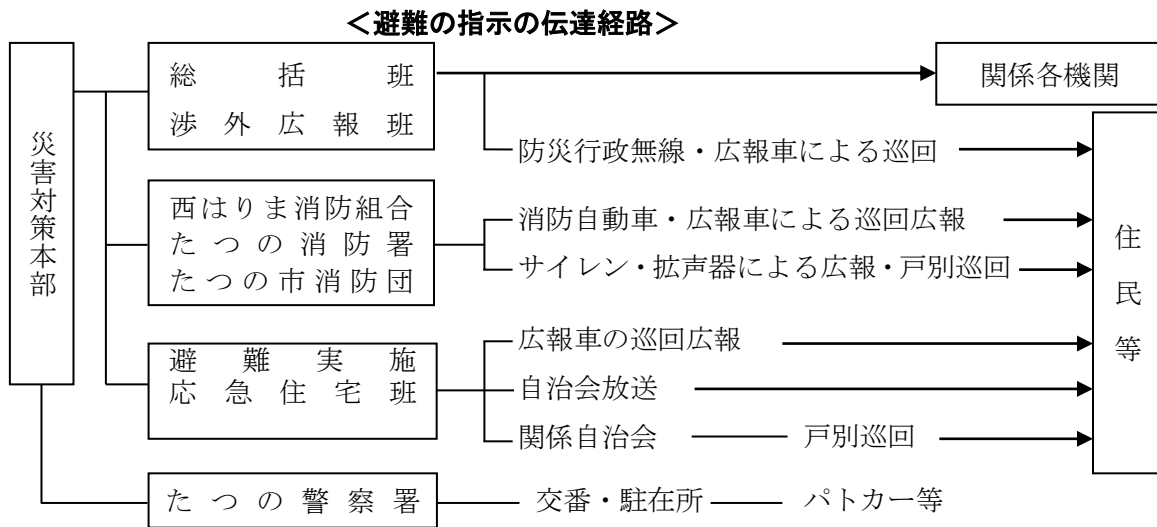
8 避難の指示の伝達

(1) 伝達事項

1	指示者
2	予想される災害危険及び避難を要する理由
3	避難の時期、誘導者
4	津波警報が発表され、津波による家屋の破壊、浸水等の危険が切迫していること
5	避難場所
6	避難経路
7	避難時の注意事項（火災、盗難予防、携行品、服装）等

(2) 伝達系統

避難の指示の伝達については、以下の伝達系統により行う。



9 市民への伝達

市民への伝達は、防災行政無線を利用し、伝達するほか、必要に応じて各自治会の放送設備により行う。

第2 避難の準備

災害時は、あらかじめ準備している以下の内容が入った非常持出袋などを持って避難の準備を行う。

1	避難に際しては、安全を確保しつつ、できる限り火気危険物等の始末を行う。
2	避難者は、準備した食料、飲料水、肌着等の日用品、懐中電灯、救急薬品等を携行する。
3	避難者は、氏名票（住所、氏名、年齢、血液型等を記入したもので水に濡れてもよいもの）をできる限り携帯する。
4	服装は、軽装とするが、素足、無帽は避け、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行する。
5	持ち物（着替えに必要な衣服、水、食料品等）は最小限度にまとめる。
6	その他避難の指示が発せられたとき、直ちに避難できるよう準備を整えておく。

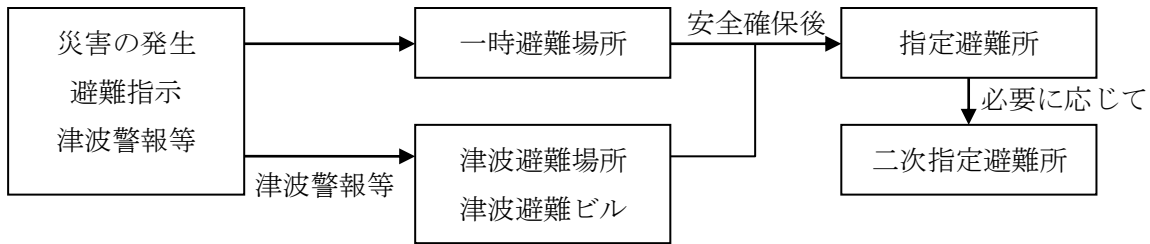
第3 避難所への誘導

一時避難場所、指定避難所、二次指定避難所、津波避難場所、津波避難ビルは、以下の方針に基づき、避難誘導を行う。

1	一時避難場所	災害時において安全確保のため、一時的な避難が必要と判断される場合、指定する一時避難場所に自主的に避難し、又は誘導する。
2	指定避難所	大火災などで災害発生地域が拡大し、危険と判断される場合は、指定する避難所に避難誘導する。
3	二次指定避難所	指定避難所において、避難者が増加し、収容が困難となる場合は、二次指定避難所に避難誘導する。

4	津波避難場所 津波避難ビル	地震等による津波が想定される場合は、津波浸水想定区域において区域外まで避難が困難な市民について、できる限り直近の津波避難場所又は津波避難ビルへ避難誘導する。
---	------------------	--

■避難誘導フロー



参照

別表-20	一時避難場所一覧
別表-21	指定避難所（指定緊急避難場所）一覧
別表-22	二次指定避難所一覧
別表-25	津波避難ビル一覧
別表-26	津波避難場所（御津地域）

第4 避難誘導

災害時の避難は、家屋、塀、石垣等の倒壊のため道路交通が遮断されることもあることから、避難誘導は、倒壊事故による障害が生じないよう道路を選定するよう努める。

また、避難の障害となる火災発生の場所、風向や土砂災害の発生場所、危険性のある場所などを把握し、避難者が安全かつ迅速に避難誘導するよう努める。

なお、一時避難場所、指定避難所など屋外へ避難誘導することでかえって危険が及ぶおそれがあると想定される場合は、屋内において、水害や津波災害では上層階への垂直避難や、土砂災害では、傾斜地の反対側にある居室への退避行動を行うよう指導を実施する。

1	<ul style="list-style-type: none"> 避難の誘導を行うに際して、災害状況に合わせて対応可能な一時避難場所、指定避難所、二次指定避難所を確認する。
2	<ul style="list-style-type: none"> 避難の誘導は、避難実施応急住宅班が、たつの市消防団、たつの警察署と連携して行う。 各地区に責任者及び誘導員を定めておき、安全と統制を図った上で実施する。なお、誘導に当たっては、自治会等とも連絡調整を図り協力を求める。
3	<ul style="list-style-type: none"> 誘導は、一時避難場所、指定避難所へ自治会単位での集団避難を心掛ける。 「避難行動要支援者支援名簿」を活用して避難に支援が必要な人への対応を行うとともに、名簿に記載されていない妊産婦、傷病人、障害者、高齢者、幼児など要支援者に対しても支援を行い、優先した避難を実施する。
4	<ul style="list-style-type: none"> 避難路は、安全を十分確認し、特に危険な箇所は誘導員の配置、誘導ロープを設置する。 必要に応じて、投光機、照明器具を使用して避難中の事故防止に万全を期する。
5	<ul style="list-style-type: none"> 避難に当たっては、携行品を必要最小限に制限し、早期に避難を完了させる。
6	<ul style="list-style-type: none"> 避難者の移動は、避難者が個別に行うことを原則とする。 避難者が自力で移動が不可能な場合は、地域で連携して車両等により行う。
7	<ul style="list-style-type: none"> 災害が広範囲で大規模な立退移送を要し、市では対応不可能なときは、県及び近隣市町に協力を要請する。

第5 広域一時滞在の協議

1 市外への広域一時滞在の要請

市長は、災害の状況や津波及び二次災害の発生・拡大の予想などを踏まえ、市民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、避難の受入れについて、他市町の市町長と協議を行い、広域一時滞在の確保を行う。

また、他の都道府県への避難の受入協議が必要な場合は、知事に対して県外広域一時滞在について要請し、協議を行う。

他市町の市町長及び知事と協議を行う場合は、以下の事項の協議を行うものとする。

1	避難希望地域
2	避難を要する人員
3	避難期間
4	輸送手段
5	その他必要な事項

2 他市町からの広域一時滞在の受入れ

1	広域一時滞在の受入協議	被災した他市町より被災者の受入れの協議要請があった場合は、被災者を受入れない正当な理由がある場合を除き、被災者を受け入れる協議を行う。
2	広域一時滞在の受入れ	市長は、広域一時滞在の用に供する公共施設を速やかに決定し、直ちに当該公共施設等を管理する者に通知して受入れの準備を行う。

3 情報共有

市は、広域一時滞在を受入れた市町の協力を得て、広域一時滞在进行している被災者の状況を把握するとともに、被災者が必要とする情報を確実に伝達する体制を整備する。

広域一時滞在进行したときは、被災市町とともに、受入れた被災者の状況の把握と、被災者が必要とする情報を確実に伝達する体制の整備に努める。

第6 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人命又は身体を保護するために必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、下表のとおり一般の立入りを制限し、又は禁止し、若しくは退去を命じることができる。

また、警戒区域の設定については、あらかじめたつの警察署、西はりま消防組合たつの消防署、たつの市消防団、その他防災関係機関と連絡調整を図るものとし、実際に警戒区域を設定した場合には、縄を張るなど、警戒区域の表示を行い、避難等に支障のないよう措置する。

なお、警察官、自衛官、海上保安官、消防吏員・消防団員、水防団長、水防団員、消防機

第2節 災害時の避難に関する計画

関に属する者は、設定権者が現場にいないとき、又は要求があったときは、警戒区域を設定することができる。

<警戒区域の設定権限者>

設定権者	種類	要件（内容）	根拠法令
市長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第63条第1項
警察官	災害全般	同上の場合において、市長若しくはその委託を受けた市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第63条第2項 水防法第21条第2項
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態があるとき	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、市、警察官がその場にいないとき	災害対策基本法第63条第3項 自衛隊法第83条第2項
海上保安官	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、市長若しくはその委託を受けた市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第63条第2項
消防吏員 消防団員	水災除く災害	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定	消防法第29条
	洪水	水防上緊急の必要があるとき	水防法第21条
水防団長、水防団員、消防機関に属する者	水災	水防上緊急の必要があるとき	水防法第21条

第3節 避難所計画

【目的】

災害による指定避難所の開設及び指定避難所への収容保護を実施する。

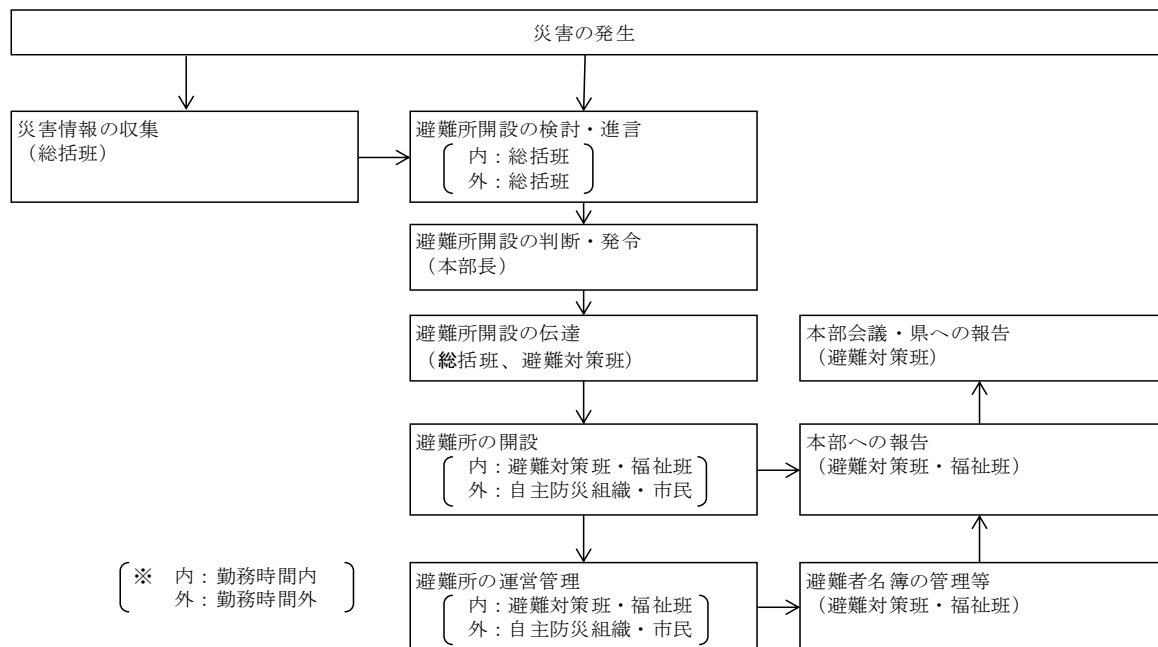
【方針】

一時避難場所に避難した被災者のうち、引き続き避難収容を必要とする者に対し、指定避難所を開設し収容する。

応急対策の実施時期

業務名	担当班	警戒	時間					日						
			1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30
避難所の開設	本部長 避難対策班													
避難所の運営管理・環境保護	避難者情報の管理	避難対策班 渉外広報班												
	避難所の管理・運営	避難対策班・施設管理者 避難市民(自主運営)												
避難行動要支援者への支援	高齢者、障害者等への対応(福祉避難所)	福祉班・避難対策班												
避難所の愛がん動物の収容対策	衛生班・避難対策班													

応急対策の流れ



役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	本部長	・避難所開設の決定に関する事。
	避難対策班	・避難所の開設、管理運営に関する事。
	福祉班	・福祉避難所の運営に関する事。
	衛生班	・愛がん動物の収容対策に関する事。
	各部	・各部所管の避難者援助対策の実施に関する事。
市民及び自主防災組織		・避難所の管理・運営の協力に関する事。
ボランティア		・避難所運営の補助に関する事。

第1 指定避難所の開設

一時避難場所に避難した被災者のうち、引き続き避難収容を必要とする者に対し、避難対策班は指定避難所（二次指定避難所は、指定避難所に避難者を収容できないときに限り開設）を開設し、収容する。

なお、開設する避難所は、災害状況にあわせて対応可能な一時避難場所、指定避難所、二次指定避難所を選定する。

1 指定避難所の開設

1	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、災害の種類、気象状況等を考慮して適切な避難所を選定する。 ・避難所を開設するときは避難対策班に指示し、指示を受けた避難対策班は、速やかに避難所の施設の管理者に連絡する。 ・避難所管理者（学校長及び社会教育施設の長）は、避難所の開設準備を行い、開錠する。 ・避難所管理者や避難対策班など市職員が開設できない場合、自主防災組織など地域で避難所の開設を行う。地域で開設した場合は、災害対策本部へ報告を行う。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・避難対策班は、避難所を開設したときは、直ちに建物の維持管理及び収容者のため職員を配置し、避難所の開設と被災者の収容に当たる。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長は、避難所を開設したときは、直ちに以下の事項を知事及びたつの警察署長に報告する。（閉鎖したときも同様とする。） <ul style="list-style-type: none"> ・開設の日時、場所 ・箇所数及び収容人員 ・開設期間の見込み ・避難対象地区名

参照

別表-23 避難所収容範囲表

2 指定施設外の活用及び屋外避難場所の設置

本部長は、指定避難所及び二次指定避難所で避難者の収容が困難な場合は、必要に応じて

幼稚園、市立保育所等を避難所として指定することができる。さらに、関係機関の協力を得て、避難所の管理に適した屋外避難場所を設置することができる。この場合、特に防疫、衛生、清掃、夜間の照明確保等について配慮する。

第2 避難所の収容対象者

1	住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等の被害を受け、日常起居する場所を失った者
2	自己の住家には直接被害はないが、現に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者
3	災害により、現に被害を受けるおそれがある者
4	避難指示が発せられないが、緊急に避難することが必要である者

1 避難所開設基準等

避難所の開設基準等については、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用があるときは同法により、同法の適用がないときは同法に準じて行う。

参照

別表-39 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

2 大災害時における特別措置

大災害が発生し、予定した避難所が使用できなくなり、避難所を開設することができず、又は開設することが適当でない場合には、隣接市町の施設使用について知事に要請する。

ただし、事態が急迫し、知事に要請する時間的余裕がないときは、隣接市町に直接要請し、その応援を得て開設する。

3 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮

本部長は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等、必要な物資の配布、保健師等による家庭訪問、巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保を図るよう努める。

第3 避難所の運営

1 避難者の収容

1	避難所管理者は、避難地域の被災者を収容するとともに、他地区より避難してきた被災者についても収容する。
2	避難所管理者は、避難者の収容をしたときは、直ちに避難者名簿を作成する。
3	避難所管理者は、被災者の収容に当たり当該避難所が被害を受け、収容困難となったとき、又は収容力に余力がないときは、災害対策本部の指示を受け、他地区の避難所に収容する。

2 避難所の管理

1	避難所管理者は、避難対策班、警察官、赤十字奉仕団、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、避難所を管理する。 地域で避難所を開設した場合や避難が長期化した場合、避難所の運営管理は、自主防災組織等の地域組織を中心に、避難者とともに自主的な運営を行う。
2	難所管理者は、報告書（パソコンネットワークの構築）等により収容状況について涉外広報班に報告する。 ・避難者の住所、氏名、年齢、性別 ・食料・生活必需品等の種別及び数量
3	避難所管理者は、以下の事項が発生したときは、直ちに避難対策班長に報告する。 ・被災者の収容を開始したとき ・収容者全員が退出又は転出したとき ・収容者が死亡したとき ・避難所に悪疫が発生したとき ・その他報告を必要とする事項が発生したとき
4	避難所管理者は、自宅又は縁故先に復帰し得る者は、速やかに復帰させる。
5	各避難所の責任者は、マニュアルに基づき、被災者状況を適宜確認しながら管理運営を行う。

参照

資料-30	避難所管理マニュアル
資料-31	避難所運営マニュアル

3 避難者の他地区への移送

被災地域が広域に渡り、避難者を他の地域に大規模移送する必要があるときは、市長は知事に応援を要請する。

この場合において、事態が急迫し、知事に要請する時間的余裕がないときは近隣市町に対し直接要請する。

1	被災地域が広域に渡り、市において避難者を収容できない場合、市長は、県及び他市町等に対し、避難者の移送について協力要請する。
2	避難者の他地区への移送を依頼する場合、市職員の中から避難所管理者を定め、引率者を添乗させた上で移送先市町へ派遣する。

4 避難所の閉鎖

1	本部長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定し、避難所管理者に必要な指示を与える。
2	避難所管理者は、本部長の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な措置を講じる。
3	本部長は、避難者のうち住居が浸水、倒壊により帰宅困難なものがある場合、避難所を縮小して存続させる等の措置を講じる。

第4 学校・社会福祉施設等における避難対策

学校・幼稚園・保育園・社会福祉施設・病院等、集団避難を必要とする施設にあつては、日頃から市、西はりま消防組合たつの消防署、警察署等関係機関と協議の上、以下の事項について避難計画を定め、避難訓練を実施するとともに、災害時に安全な避難ができるよう、防災関係機関と連絡を密にする。

1	避難実施責任者
2	避難の時期（事前避難の実施等）
3	避難の順位
4	避難誘導責任者・補助者
5	避難誘導の要領・措置
6	避難者の確認方法
7	家族等への引渡し方法
8	登下校時の安全確保（緊急通学路の指定）
9	通学路周辺の危険箇所の把握（ブロック塀等の危険性）

第5 福祉避難所の開設

市は、指定避難所に高齢者や障害者等、通常の避難所生活が困難である避難行動要支援者等が確認された場合、必要に応じ福祉避難所を開設する。

なお、福祉避難所への移送は、原則、当該対象者の家族や地域支援者（自主防災組織、民生・児童委員、消防団等）が行うが、それが困難な場合、福祉車両や民間タクシー等の活用も含め、適切な移送手段の確保に努める。

参照

別表-24 たつの市福祉避難所協定書締結先一覧

資料-32 たつの市福祉避難所設置基準及び運営マニュアル

1 避難所、福祉避難所での情報伝達体制の整備

避難所や福祉避難所において、避難行動要支援者の不安を取り除くとともに、ニーズを把握するため、情報を確実に伝達し、コミュニケーションの確保を図る。

第6 愛がん動物の収容対策

市は、同行避難した愛がん動物の避難所における飼養管理が適切に行われるよう必要な措置を講じるとともに、必要に応じて動物救護本部を設置し、状況の把握と必要な対応を行う。

避難所によっては、愛がん動物の飼育場所を確保することが困難な場合も想定されることから、避難所の状況を踏まえ、愛がん動物を同行避難できる避難所を指定し、受入れを行う。

愛がん動物とともに避難生活を行うため、飼育場所では「事故を起こさないこと」が重要であり、飼育場所の確保に加え、リード（綱）や首輪の強度など設備の確保に努める。

第4節 応急住宅対策計画

【目的】

住宅が滅失又は破損した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保又は修理できない者に対し、住宅の対策を行う。

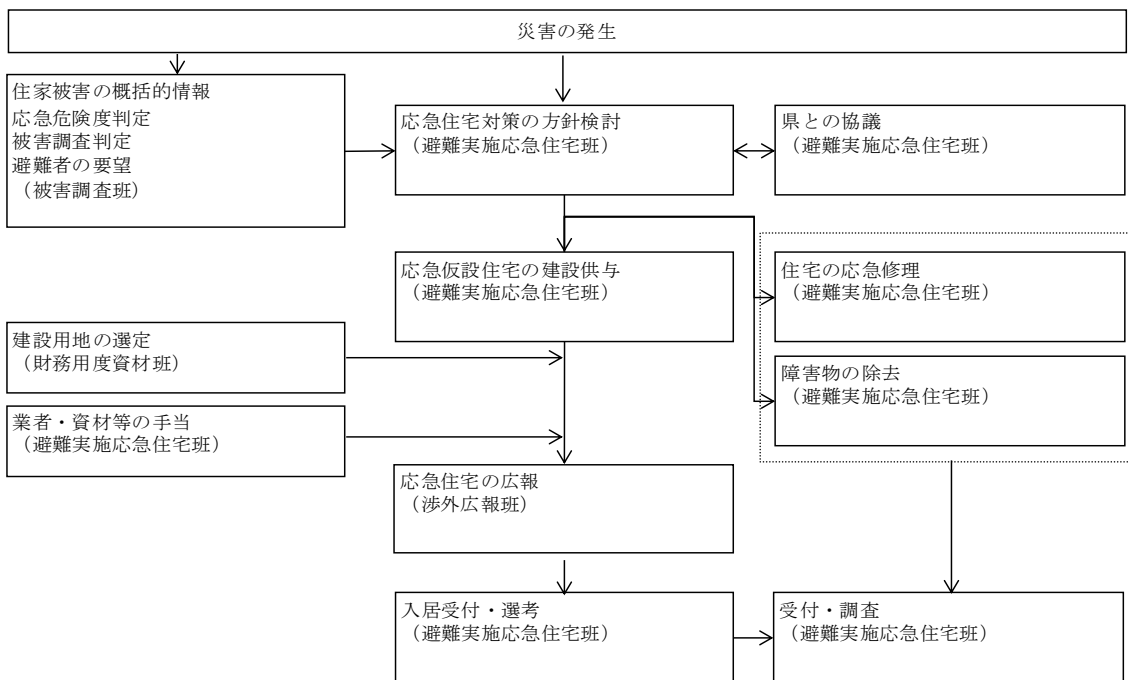
【方針】

市は仮設住宅の建設、住宅の応急修理等を行い、一時的に居住の安定を図る。

応急対策の実施時期

業務名	担当班	警戒	時間					日						
			1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30
応急住宅対策に関する広報	渉外広報班													
応急仮設住宅の供与	避難実施応急住宅班													
空家住宅の確保	避難実施応急住宅班													
住宅の応急修理	避難実施応急住宅班													

応急対策の流れ



役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	渉外広報班	・ 応急住宅対策に関する広報に関すること。
	財務用度資材班	・ 応急仮設住宅建設用地のための市有財産の資料提供に関すること。
	避難実施応急住宅班	・ 対象者の判定のための資料作成に関すること。 ・ 応急住宅対策の実施に関すること。
建設業者等		・ 応急住宅対策の実施協力に関すること。

第1 実施責任者

1	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、応急仮設住宅の建設、管理を実施する。 ・なお、災害救助法が適用された場合は、救助の実施に関する知事の権限の委任により、市長が実施する。 ・大規模災害等、市で対応が困難な場合は、県が建設する。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、住宅が半壊又は半焼した者のうち、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者に対し、居宅、炊事場、便所等最小限の日常生活を維持するために必要な部分の応急修理を実施する。 ・建設業者が不足したり、建築資機材を調達することが困難なときは、県に対して依頼する。

第2 対象者

1	応急仮設住宅	<p>災害により住家を失って日常生活ができない以下の者を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の資産のない母（父）子世帯 ・自己の資力により、住家を確保することができない者 ・生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者及び要保護者 ・特定の資産のない高齢者及び障害者 ・特定の資産のない失業者、勤労者及び小企業者 ・前各号に準ずる経済的弱者
2	住宅の応急修理	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により、住家が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない状態にあるもので、自らの資力ではその住家の応急修理ができない者を対象とする。（選考基準は、応急仮設住宅の場合に同じ。）

第3 応急仮設住宅の建設及び入居

1 建設予定地の選択方法・基準

応急仮設住宅の建設用地は、あらかじめ選定した場所において、災害発生による予定地の災害状況を勘案して適切な場所を選定する。

参照

別表-27 応急仮設住宅建設用地一覧

2 建設資機材及び業者の確保

応急仮設住宅の建設に当たっては、建設業者等に協力を要請する。なお、市だけでは対応できない場合は、県や近隣の市町に応援を要請する。

3 建設資材の調達

資機材、材木等の調達については、建設用資機材取扱業者、住宅用木材調達取扱業者並びにプレハブ建築取扱業者等に協力を要請する。

市は請負業者の手持資材が不足するとき、又は調達困難な場合は、県に対して調達斡旋を依頼する。

4 入居者の認定方法

市長は、入居者の認定に当たっては、自治会長、民生委員等の協力を得て、被災者の資力その他条件を十分調査し認定する。ただし、県が直接認定する場合は、市長はこれに協力し、円滑な入居の促進に努める。

5 供与期間

応急仮設住宅として供与する期間は、工事が完了した日から2か年以内とする。

6 建築規模

設置基準戸数は、全壊、全焼、流失した世帯の3割の範囲内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、市町相互間で融通される場合がある。

7 応急仮設住宅の建設上の留意点

1	住宅の構造は、高齢者、障害者向けの福祉仮設住宅等、可能な限り介護等を利用しやすい構造及び設備となるよう配慮する。
2	仮設住宅の整備と併せて、集会施設等を整備するとともに、地域の自主的な組織づくりを促進する。
3	地域の状況により、商業施設や医療施設等生活環境を整備するとともに、福祉班と協力して、福祉や医療サービスが必要な独居高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努める。

第4 応急仮設住宅の管理

県知事が設置した応急仮設住宅は、管理委託契約を結び、市長が管理を行う。市長が設置した応急仮設住宅は、市長の責任において管理を行う。

第5 その他の応急住宅

1 民間賃貸住宅の借上げ

市は、被災状況や地域の実情等必要に応じて、民間賃貸住宅を借り上げて供給する。

2 空家住宅の確保

(1) 対象

市営住宅のほか、県、県内各市町、全国の都道府県、県住宅供給公社、(独)都市再生機構等の所有する空家及び民間賃貸住宅

(2) 協力体制

空家住宅の確保するため、関係組織との連携に加え、不動産関連団体への協力を依頼する。

第6 住宅の応急修理

1 一般住宅の応急修理

1	修理する住宅の選定は、市長が行う。
2	修理の範囲は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限の部分とする。
3	修理の戸数は、半壊、半焼世帯数の3割以内とする。

2 公営住宅等の修理

公営住宅の被害は、公営住宅法に基づいてそれぞれの管理者が速やかに修理復旧し、市民の生活の安定を図る。

第7 災害救助法の適用を受けた場合

災害救助法の適用を受けた場合の救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表及び災害救助に関する手続等を定める規則に定めるとおりである。

第5節 避難行動要支援者への配慮計画

【目的】

災害時に自力で避難することが難しい人（避難行動要支援者）の人命の安全確保を図る。

【方針】

高齢者、障害者、難病患者、妊産婦及び乳幼児等の避難行動要支援者に対し、地域市民と連携し、迅速、的確な援助、対応を図る。

応急対策の実施時期

業務名	担当班	警戒	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30
			時間						日					
避難行動要支援者対策本部	避難行動要支援者対策本部の設置	福祉班												
発災直後の避難行動要支援者への配慮	要支援者の安否確認	福祉班												
	要支援者を避難所等に収容	福祉班												
	視覚障害者への情報提供	福祉班												
その後の避難行動要支援者への配慮	生活支援	福祉班												
	避難所等における配慮	福祉班												

役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	福祉班	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障害者、難病患者、妊産婦及び乳幼児等の地震直後の安否確認に関する事。 避難行動要支援者の避難所等への誘導に関する事。 視聴覚障害者に対する情報提供に関する事。（手話通訳者、要約筆記者等） 老人福祉施設等への誘導に関する事。 在宅の避難行動要支援者の訪問等に関する事。
	渉外広報班	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者に対する情報提供に関する事。
（一社）たつの市・揖保郡医師会 揖龍歯科医師会		<ul style="list-style-type: none"> 要介護者の健康管理に関する事。
市民・自主防災組織		<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導に関する事。 避難所の運営における要配慮者への配慮に関する事。

第1 避難行動要支援者への配慮の基本方針

災害時における避難行動要支援者への対応は、実施担当が避難行動要支援者のニーズをいち早く見つけ、平常時の活動の延長として各機関が連携した組織的な対応を行う。

初動期においては、自主防災組織が把握している避難行動要支援者について、地域市民、消防団、自主防災組織が行う避難誘導、危険物除去、生活用水の確保等の援助を行う。

第2 避難行動要支援者対策本部

1 避難行動要支援者対策本部の設置

災害時には、避難行動要支援者対策本部を設置し、支援を行う情報・活動拠点とする。

2 避難行動要支援者対策本部の活動内容

1	負傷・疾病者の救急医療活動、後方支援医療機関への引継ぎ
2	民生委員・児童委員、障害者団体、ケースワーカー等による安否確認
3	避難所への避難誘導
4	福祉施設への緊急一時入所措置・搬送
5	避難所・福祉避難所における介護・看護スペースの確保
6	避難所・福祉避難所、仮設住宅への健康診断、健康相談、予防接種の実施
7	福祉避難所の開設
8	ボランティアの派遣要請
9	必要物資の供給及び確保
10	手話通訳者の窓口設置
11	要支援者への各種情報の伝達

第3 避難行動要支援者の避難

避難行動要支援者対策本部は、避難行動要支援者に対し、消防団、西はりま消防組合たつの消防署、自主防災組織などと連携し、早期の避難が実施できるように支援を行う。また、避難行動要支援者の中で寝たきり等により避難所での生活が困難な者は、老人福祉施設に収容する。

なお、一時避難場所、指定避難所など屋外へ避難誘導することでかえって危険が及ぶおそれがあると想定される場合は、屋内において、水害や津波災害では上層階への垂直避難や、土砂災害では、傾斜地の反対側にある居室への退避行動を行うよう指導を実施する。

第4 発災直後の避難行動要支援者への配慮

1 避難行動要支援者の安否確認

災害発生時においては、「避難行動要支援者支援名簿」を活用し、避難行動要支援者の安否確認を行い、救助、避難誘導を迅速・的確に行う。

参照

資料-29 たつの市避難行動要支援者支援マニュアル及び個票提供先一覧

2 避難行動要支援者の避難所等への収容

災害発生時は、指定避難所に避難の上、その後、福祉施設等と連携して福祉避難所を開設し、高齢者、障害者等の避難行動要支援者を福祉避難所等へ搬送する。

3 視聴覚障害者に対する情報提供

福祉班	手話通訳者、要約筆記者等のボランティアを要請し、視聴覚障害者に対する支援体制を確立する。
渉外広報班	テレビ・ラジオ放送、広報紙、広報車等の様々な媒体と、障害者等の支援団体に情報を提供することにより、視聴覚障害者に確実に情報が伝達されるよう配慮する。

4 避難に配慮が必要な者への介助

避難に配慮が必要な者が、確実に避難できるよう、以下の対策を講じる。また、市民は、地域の避難行動要支援者等に留意し、安全に避難できるよう相互に協力する。

家族介護等で避難することができないが避難所では生活できる人	避難実施応急住宅班は、対象者の把握及び要避難時の搬送計画に基づき、一時避難所に収容する。
家族介護等で避難することができず避難所で生活ができない人	対象者の把握及び要避難時の搬送計画に基づき、福祉避難所に収容する。
家族介護等で避難はできるが避難所では生活できない人	家族等の搬送により、福祉避難所に収容する。
寝たきり等施設での生活が必要な人	対象者の把握及び要避難時の搬送計画に基づき、老人福祉施設での対応を要請する。
日本語を解さない外国人	渉外広報班及び福祉班は様々な媒体により避難指示等を伝達するほか、ボランティア等の協力により外国語による広報活動を行う。
他人の介護等を要する人	支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、以下の点に留意する。 <ul style="list-style-type: none"> ・市は、あらかじめ自主防災組織単位に、在宅の高齢者、乳幼児、障害者、病人、妊産婦等避難にあたり、他人の介護を要する避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努める。 ・災害の発生のおそれにより、市長より避難指示が行われたときは、避難所までの介護及び搬送は、原則として本人の親族又は本人が属する消防団・自主防災組織が指定する者が担当し、市は、自主防災組織を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。 ・災害が発生した場合、市は、避難行動要支援者等を収容する施設について、収容者等に対する必要な救護を行う。
個別事項	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定める。 ・病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置を講じる。 ・学校等は、以下の措置を講じる。 ・学校等の避難の安全に関する措置

- ・学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
- ・社会福祉施設は、重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置を講じる。

第5 その後の生活支援

1 被災者ローラー作戦の実施

市は、負傷や慣れない避難生活等によって避難行動要支援者状態に移行してしまう被災者の存在も想定し、自治会・自主防災組織や民生委員・児童委員の協力の下、看護師、保健師、管理栄養士、栄養士等を中心に避難所への巡回健康相談や全戸の家庭訪問を行い、避難行動要支援者の健康状態や福祉ニーズの確認に努める。

2 避難行動要支援者トリアージの実施

市は、ローラー作戦による調査結果を踏まえ、避難行動要支援者の優先度、ニーズに応じ、医療機関への入院、社会福祉施設への緊急入所、福祉避難所への移送又は被災地外への避難等の保健・医療や福祉サービスを調整する。

3 専門家による支援

市は、医師、看護師、保健師、管理栄養士、栄養士、臨床心理士、理学療法士、ホームヘルパー等の専門家による支援チームを設置するなどして必要な支援を迅速に提供し、必要に応じて医療機関等へ適切につないでいく仕組みを構築する。

県は、市町の要請があるとき、又は必要と認めるときは、保健師等の専門人材、兵庫県こころのケアチーム（ひょうご DPAT）の派遣等の応援を行う。

第6 避難所等における配慮

1 相談窓口の設置

市は、避難所等において要配慮者用の窓口を設け、要配慮者の把握とニーズ調査、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を行う。

2 食料、生活必需品の供給

市は、粉ミルク、やわらかい食品、おむつやポータブル便器等避難行動要支援者のニーズに対応した食料、生活必需品の供給に配慮する。

3 保健・福祉サービスの提供

市は、県と連携し、保健・福祉サービスが必要な独居高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣、健康相談等、きめ細かな対応に努める。その際、避難所においても介護保険サービスの利用が可能であること

に留意する。

4 快適な空間の確保

要介護高齢者や妊産婦、障害者等が静養しやすいよう、専門スペースの確保に努める。

第7 災害障害者・災害遺児への対応

1 災害障害者（災害で障害を負った方）への対応

市は県と連携して、災害障害者の把握に努め、必要に応じてこころのケア等の支援を行うとともに、医療や支援に関する情報の提供、総合的な相談を実施する。

災害障害者は入院等で被災地外に移動する場合があります、また、障害が固定するまでに数年を要する場合もあることを考慮して所在の把握や支援を行う必要がある。

2 災害遺児（災害で親（保護者）を亡くした子ども）への対応

(1) 災害遺児の把握と支援の実施

市は県と連携して、災害遺児の把握に努め、必要に応じて保護やこころのケア等の支援を行うとともに、保護者に対して、育児や就学に関する情報提供・相談や、必要に応じてこころのケアを行う。

災害遺児の把握・支援に際しては、死者の住所地が被災地内に限らないことを考慮し、全県体制を整備する。

(2) 民間支援団体等との連携

災害遺児に対する支援を行う民間支援団体等との連携を図る。

第6節 外国人支援対策

【目的】

日本語を理解することが難しい人の人命の安全確保を図る。

【方針】

日本語を理解することが難しい人に対し、支援団体等と連携し、情報伝達を実施する。

応急対策の実施時期

業務名	担当班	警戒	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30
			時間						日					
外国人支援対策	渉外広報班													

役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	渉外広報班	<ul style="list-style-type: none"> 英語等による相談窓口、電話相談等に関すること。 英語等による広報紙の配布に関すること。 要配慮者に対する情報提供に関すること。(英語等、多様な媒体)
	ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部及び市民等の活動協力に関すること。

第1 外国人市民への情報伝達等

1 外国人市民等の被災情報の把握

1	安否確認	市は、県、たつの警察署等と連携して、相互に連絡して安否確認(外国人市民の死亡者数確認)を行う。
2	ニーズの把握	市と県は、外国人団体等に照会してニーズを把握する。

2 外国人市民等への情報提供

1	相談体制の確立	市は、外国人市民相談窓口を開設するよう努める。
2	災害情報の提供	相談の実施や多言語による情報提供に当たっては、ボランティアやNGO団体の協力も得ながら行う。

第7節 帰宅困難者対策

【目的】

災害により鉄道等の交通機関が停止や道路の通行不能、交通規制などにより学校・事業所などで発生が予想される帰宅困難者に対して、関係機関と連携し安全を確保する。

【方針】

帰宅困難者に対して、一時的な退避場所の提供、帰宅に必要な情報の提供を行うことで、安全に帰宅できるよう支援を行う。

応急対策の実施時期

業務名	担当班	警戒	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30
			時間						日					
帰宅困難者対策	生活必需品供給班													

役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	生活必需品供給班	<ul style="list-style-type: none"> 帰宅困難者の一時的な保護に関すること。 帰宅困難者への情報提供に関すること。 徒歩帰宅者への支援に関すること。
鉄道事業者等		<ul style="list-style-type: none"> 帰宅困難者等の臨時輸送に関すること。

第1 学校・事業所等における対応

1	学校の登校中に災害が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> 所定の対応策に基づき、児童・生徒の安全を確保し、情報収集を図りつつ、余震や津波などへの十分な対応を行う。 保護者への学校での引渡しを原則に、帰宅への支援を行う。
2	事業所で就業時間内に災害が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> 事業所の危機管理など対応策に基づき、従業員、施設利用者、来客等の安全を確保し、情報収集を図りつつ、避難所への誘導など安全を確保する。 交通機関の運行状況等の情報をテレビ、ラジオ等から収集・伝達し、帰宅への支援を行う。

第2 駅周辺の混乱防止

1	帰宅困難者の一時的な保護	<ul style="list-style-type: none"> 帰宅困難者による駅周辺の混乱を防止するため、必要に応じて駅周辺の公共施設を帰宅困難者の待避場所として利用するよう開設し誘導する。 駅周辺の事業者は、鉄道会社や市等と協力し、帰宅困難者の避難誘導、交通機関の復旧情報、テント・飲料水の提供に努める。
---	--------------	---

2	帰宅困難者への情報提供	・鉄道事業者、バス事業者等と協力し、帰宅困難者の待避場所等に公共交通機関の復旧状況、臨時輸送状況を掲示し、公共交通機関の情報提供を行う。
---	-------------	--

第3 帰宅者への支援

1 公共交通機関による帰宅支援

市、鉄道事業者、バス事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、鉄道事業者、バス事業者等と協力し、帰宅困難者の待避場所の提供を行う。 ・待避場所等においては、公共交通機関の復旧状況、臨時輸送状況を掲示し、公共交通機関の情報提供を行う。
---------------	--

2 自動車等による帰宅支援

国、県、市	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県、市は、待避場所等において道路の通行不能区間や交通規制区間等の情報を提供する。 ・県との協定によるコンビニエンスストア、ガソリンスタンドにおいて情報、休憩場所等を提供する。
-------	---

3 徒歩による帰宅支援

市	開設した待避場所等において災害の情報、休憩場所、トイレ等を提供する。
県	県との協定によるコンビニエンスストア、ガソリンスタンド、県立高校及び郵便局において情報、休憩場所等を提供する。

第4 帰宅困難者等の臨時輸送

鉄道事業者、バス事業者等は、臨時便や振替運行等を実施し、交通手段の確保に努める。

第7章 食料、飲料水及び生活必需品の調達、供給活動

第1節	応急物資等の調達・搬送活動	3-129
	第1 応急物資等の調達	3-130
	第2 物資集配センターの運営	3-130
第2節	食料の供給計画	3-132
	第1 実施責任者	3-133
	第2 供給対象者	3-133
	第3 食料の調達	3-133
	第4 食料の供給	3-134
	第5 食料の応援要請	3-135
	第6 災害救助法の適用を受けた場合	3-135
第3節	飲料水の供給計画	3-136
	第1 実施責任者	3-137
	第2 給水対象者	3-137
	第3 飲料水の確保	3-137
	第4 給水の方法	3-138
	第5 給水の応援要請	3-138
	第6 災害救助法の適用を受けた場合	3-139
	第7 発災直後の応急給水の実施	3-139
第4節	生活必需品の供給計画	3-140
	第1 実施責任者	3-141
	第2 供給対象者	3-141
	第3 供給品目	3-141
	第4 生活必需品の調達方法	3-142
	第5 配給の方法	3-142
	第6 生活必需品の応援要請	3-142

第1節 応急物資等の調達・搬送活動

【目的】

被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を調達し、避難所のニーズに応じて供給・分配する。

【方針】

発災後約3日間は、市の備蓄物資や県広域輸送拠点、協定企業からの調達物資により、避難生活のための必要な物資を供給する。

4日目以降は、協定企業からの調達物資に加え、市外からの義援物資が予想されるため、物流事業者等との協力の下、応急物資を一元管理し、円滑な調達・搬送を確保する。

応急対策の実施時期

業務名	担当班	警戒	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30
			時間						日					
応急物資の調達	財務用度資材班													
物資集配センターの運営	配分計画、仕分け作業、在庫管理	食料供給班 福祉班 生活必需品供給班												
	輸送車両の手配、搬送	財務用度資材班												
	物品の出庫・搬送・避難所への分配	食料供給班 福祉班 生活必需品供給班												

役割分担

実施担当		事務分掌
災害対策本部	財務用度資材班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急物資の調達に関すること。 ・ 輸送車両の確保、物資の搬送に関すること。
	食料供給班 福祉班 生活必需品供給班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 義援物資の配分計画作成に関すること。 ・ 関係部局等との連絡調整に関すること。 ・ 仕分け作業人員の確保に関すること。 ・ 避難所ごとの必要物資の把握に関すること。 ・ 避難所ごとに必要物資の分配に関すること。 ・ 必要物資リストの作成に関すること。 ・ 物資の調達、管理、品目ごとの在庫物資の数量管理に関すること。
物流事業者 トラック協会		<ul style="list-style-type: none"> ・ トラックによる物資の輸送に関すること。 ・ 避難所ごとに物資の分配に関すること。 ・ 配荷捌き作業の統括に関すること。 ・ 輸送車両の配置等、配送管理に関すること。
自衛隊 ボランティア		<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸送車両からの荷卸、検品に関すること。 ・ 品目ごとに仕分、数量管理に関すること。 ・ 輸送車両への物資の積み込みに関すること。 ・ 輸送車両の誘導に関すること。 ・ 荷捌きの実作業に関すること。

第1 応急物資等の調達

応急物資等の調達方法は、主に以下の3つの方法を想定しておく。

1	備蓄物資（市）	災害時の救助用として市が備蓄した食料、生活必需品を被災者に供給する。
2	備蓄物資（県）	災害時の救助用として県が広域輸送拠点に備蓄している食料、生活必需品の支援を受け、被災者に供給する。
3	協定事業者からの購入	災害発生後に必要な応急物資を調達する場合は、事業者に対して、協定に基づき、協力を要請する。
4	義援物資の募集	他の自治体等からの被災者に対する義援物資を募集する。

第2 物資集配センターの運営

1 物資集配センターの設置

1	設置場所	応急物資の搬送拠点として物資集配センターを開設する。 ・赤とんぼ文化ホールを中心に防災拠点エリア内
2	設営	食料供給班、福祉班、生活必需品供給班は、物流事業者と協力し、物資集配センターのレイアウトを構築し、設営を行う。
3	運営時間	原則として午前8時から午後8時までとし、物資の搬入・搬出については、午前9時から午後6時までとする。

2 避難所等のニーズ把握・物資調達

1	避難所ニーズの把握	・避難対策班は、不足している物資について記録簿を作成し、物資管理担当に1日1回報告する。
2	必要物資の調達	・報告を受けた物資管理担当は、物資集配センター内の在庫数量を確認し、不足している場合は調達する。
3	荷捌き担当への指示	・物資管理担当は、在庫や各避難所のニーズを勘案し、各避難所へ分配する物資名と数量を荷捌き担当へ指示する。 ・指示を受けた荷捌き担当は、配送管理スペースに必要な物資を避難所ごとに配置する。
4	物資集配センター内の在庫管理	・荷捌き担当は、荷卸・出荷時に物品ごとの数量を記録し、物資集配センター内の在庫数を把握する。 ・把握した在庫数は、毎日夕方に物資管理担当に報告する。

3 運搬ルート決定

施設・搬路担当は、渉外広報班からの情報を参考に、各避難所を効率的に巡回する運搬ルートを決める。

4 物資の入庫・検品

1	荷卸	<ul style="list-style-type: none"> ・入庫した車両から、義援物資と調達物資を分けて荷卸をする。 ・企業から義援物資等で品目が明確なものは、直接物資管理スペースに配置する。
2	検品	<ul style="list-style-type: none"> ・義援物資は必ず中身の確認を行い、不要物資は破棄スペースに移動する。 ・不要物資以外は、品名・数量等を記入し、外見から中身が分かるようにし、物資管理スペースの所定の位置へ移動する。

5 物資の仕分

1	品目別仕分	荷捌き担当は、検品した物品について品目別に配置する。
2	品目別数量の管理	荷捌き担当は、品目別の在庫数量を仕分・分配ごとに管理し、定期的に物資管理担当に報告する。

6 物資の分配

荷捌き担当は、物資管理担当から指示を受け、必要な物品・数量を配送管理スペースに避難所ごとに配置する。

7 物品の出庫・搬送

1	輸送車両の確保	・財務用度資材班は、必要な輸送車両を確保する。
2	物資の積み込み配送	<ul style="list-style-type: none"> ・荷捌き担当は、配送管理スペースに置かれた避難所別の物資を輸送車両に積み込む。 ・輸送担当は、施設・搬路担当から指示を受けた輸送ルートを使い避難所へ物資を配送する。

第2節 食料の供給計画

【目的】

災害により自宅での炊飯や食料品の確保が困難となり、日常の食事に支障を来す場合に必要な食料を支給する。

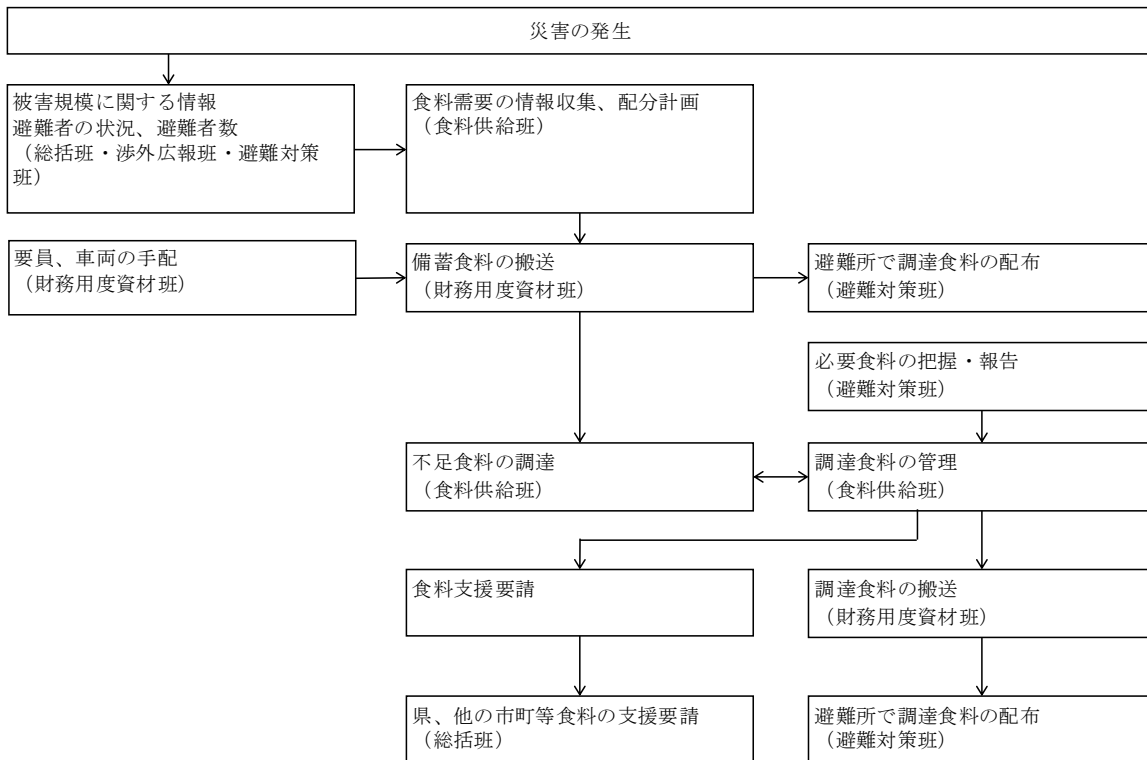
【方針】

市は関係機関の協力の下、必要な食料を支給し、一時的に被災者の食生活を援護する。

応急対策の実施時期

業務名	担当班	警戒	時間					日						
			1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30
食料の調達	食料需要の把握	食料供給班・避難対策班												
	備蓄食料の供給	食料供給班												
	食料の調達	食料供給班												
	県、他の市町等への食料支援要請	総括班												
食料の供給	備蓄食料の供給	食料供給班												
	避難所での食料の配給	避難対策班												
	避難所での炊き出し	食料供給班 避難対策班												

応急対策の流れ



役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	食料供給班	<ul style="list-style-type: none"> ・食料の調達に関すること。 ・非常用食料の備蓄及び管理に関すること。 ・集積拠点における調達食料の管理に関すること。 ・炊き出しに関すること。
	財務用度資材班	<ul style="list-style-type: none"> ・要員、車両の要請に関すること。 ・備蓄食料、調達食料の避難所への搬送に関すること。
	避難対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所における食料の配布に関すること。 ・避難所における必要食料の把握及び報告に関すること。
	総括班	<ul style="list-style-type: none"> ・県、他の市町等食料の支援要請に関すること。
市民、事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・食料の備蓄に関すること。 ・食料の配布に関すること。 	
指定販売業者	<ul style="list-style-type: none"> ・在庫食料の提供に関すること。 ・食料の調達の協力に関すること。 ・営業の早期再開に関すること。 	
運送業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・食料の搬送の協力に関すること。 	
ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・食料の搬送、調達、配布の協力に関すること。 	

第1 実施責任者

1	災害救助法を適用しない小災害の場合、被災者に対する食料供給計画の作成及び実施は、市長が行う。
2	災害救助法を適用した場合、被災者に対する食料の供給は、知事の権限の委任により、市長が実施する。

第2 供給対象者

1	避難所に収容された者
2	住家が全壊、全焼、流出、半壊、半焼、又は床上浸水であって、炊事のできない者
3	被災したため、食料の確保が困難で、かつ、炊事ができない者

第3 食料の調達

1 食料の調達方法

災害の程度に応じて、応援協定を締結している市内の量販店に応援を要請するが、それで賄えないときは市内の業者から食料の調達を行い、県に応援を要請する。

参照

別表-28 応援協定締結量販店一覧

資料-10~13 災害時における物資の供給に関する協定

2 県からの調達

県は、市からの要請に基づき、災害の状況により必要と認められる場合、あらかじめ県が協定を締結した関係業者などからの供給を市にあっせんする。

3 食料調達品の配送

食料調達品の配送は、財務用度資材班と連絡を密にして配送車の確保に努める。

第4 食料の供給

1 供給場所

被災者に対する食料供給については、自治会や自主防災組織等の協力を得て、避難所やその周辺の場所で実施する。

2 供給品目

品目としては一般に以下のものが考えられる。

なお、実施に当たり高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限のある方等に配慮する。また、食料の備蓄、輸送、配食等に当たっては、管理栄養士、栄養士の活用を図る。

1	炊き出し用米穀、弁当、おにぎり、パン、育児用調整粉乳等の主食
2	即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、緑茶等の清涼飲料水等の副食
3	粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルギー除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品

3 給食（炊き出し）の方法

要員の確保	<ul style="list-style-type: none"> 食料供給班のみで炊き出しに困難な場合は、避難対策班や給食調理員を充てるが、必要に応じて総括班と協議の上、避難者及び民間協力団体（たつの市社会福祉協議会、日赤奉仕団）の協力を得る。
炊き出しの施設（場所）	<ul style="list-style-type: none"> 炊き出しは、ガス、電気などインフラが復旧するまでは屋外等で安全を確保して実施する。 インフラの復旧後は給食施設や調理室を有する公民館等を利用する。
炊き出し上の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 炊き出し現場に責任者を配置し、指揮を行う。 責任者は、食料の使用量等を記録する。 食器が確保されるまでは、握り飯と漬物、缶詰の副食などを考慮する。 支給配分は正確に行い、配分漏れや重複のないよう注意する。
給食基準	<ul style="list-style-type: none"> 金銭による支給は行わない。 乾パン、生パン、育児用調整粉乳、クッキー、インスタント食品、牛乳、弁当、うどん、米穀、副食等を供給する。 食品の供給は、弁当などの産業給食及びミルク（乳幼児向け）等とする。 雑費は、食器等の使用料金又は借上料のほか、茶、はし、荷札などの購

	入費とする。ただし、食器等備品類の購入は認められない。
食品の衛生管理	炊き出しの実施においては、常に食品の衛生に心掛け、以下の事項に留意する。 ・炊き出しの施設は、できる限り学校、公民館など既存施設を利用する。 ・炊き出しの場所は、洗浄施設及び器具類の消毒ができる施設を設ける。
燃料等の確保	・燃料等の確保は、市内の燃料業者に要請する。

4 食料の供給方法

1	避難所は、避難所管理者に配送する。
2	避難所以外に住んでいる者は、自主防災組織（自治会）との連絡を密にし、これらを通じて配送する。

第5 食料の応援要請

災害対策本部は、応援の必要を認めるときは、県に応援を要請する。ただし、緊急を要するときは、近隣市町に応援を要請する。なお、応援の要請は、以下の事項を明示して行う。

1 給食に必要な物資の確保

1	必要物資の種別及び数量
2	物資の輸送方法及び期日

2 炊き出しの実施

1	必要食数（延人員）
2	炊き出し期間
3	炊き出し品の送付先及び責任者の氏名

3 応援受付等

避難が長期化した場合には他の公共機関からの炊き出し及び炊き出しボランティアの受付、配布の窓口を設置し、以下の事項を明示して対応する（給食に必要な物資も同様とする）。

1	応援炊き出しの内容等の確認	炊き出しの内容と数量 炊き出しの期間
2	炊き出し場所等の依頼	炊き出し場所及びその責任者氏名

第6 災害救助法の適用を受けた場合

災害救助法の適用を受けた場合の費用の基準は、「災害救助法による救助の基準」に定めるとおりである。なお、災害救助法の適用時には、県は、農林水産省生産局に政府所有米穀の売却を要請し、米穀の売買契約を締結し、市に供給する。

参照

別表-39 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第3節 飲料水の供給計画

【目的】

被災者に対して、必要な飲料水を供給する。

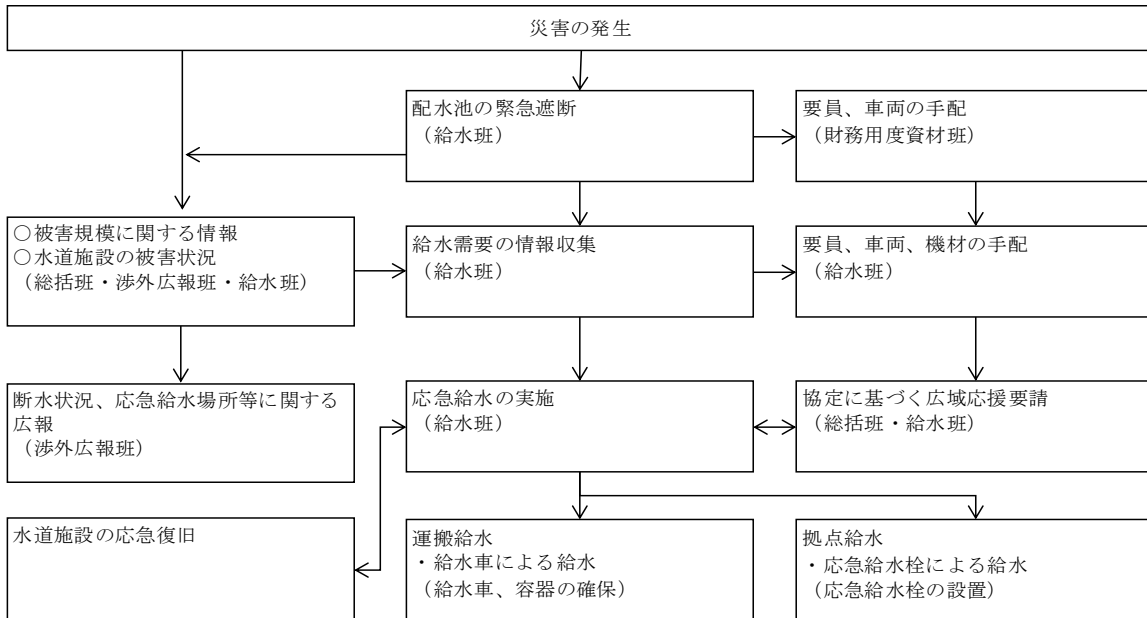
【方針】

災害による給水施設の破損又は飲料水の汚染のため、飲料に適した水を得ることができない者に対し、市は関係機関の協力を得て最小限度必要な量の飲料水を供給する。

応急対策の実施時期

業務名	担当班	警戒	時間					日							
			1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30	
発災直後の 応急給水の 実施	発災直後の情報の収集	給水班	■												
	発災直後の応急給水拠点の広報	給水班 渉外広報班			■	■	■	■	■						
	給水拠点の確保	給水班			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	応急給水の実施	給水班			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	飲料水の確保	給水班							■	■	■	■	■	■	■
	関係団体への応援要請	給水班							■						

応急対策の流れ



役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	渉外広報班	・断水状況及び給水場所等応急給水の実施に関する広報に関すること。
	給水班	・水道施設の被害状況の把握に関すること。 ・飲料水の確保に関すること。 ・応急給水に係る人員、資機材等の応援要請に関すること。 ・応急給水の実施に関すること。
	総括班	・応急給水に係る人員、資機材等の応援要請に関すること。
市民、事業所		・非常用飲料水及び容器の備蓄に関すること。 ・雑用水の確保に関すること。
ボランティア		・応急給水の協力に関すること。

第1 実施責任者

1	災害救助法を適用しない小災害の場合、被災者に対する飲料水供給計画の作成及び実施は、市長が行う。
2	災害救助法を適用した場合、被災者に対する飲料水の供給は、知事の権限の委任により、市長が実施する。

第2 給水対象者

災害のため水道施設等に被害を受け、また、飲料水の汚染等により飲料に適した水を得ることができない者を対象とする。

第3 飲料水の確保

1 水源の確保

飲料に適した水を確保するため、配水池又は浄水地等の水を確保する。その他代替水の使用が可能な場合は、それを利用する。

2 水質保全・水質検査

1	飲料水が汚染したときは、除染の上、給水する。
2	代替水は、水質検査で飲料水に適さない水質の場合、飲料水に適するよう処理する。

3 運搬供給、資機材の調達

被災地において飲料水を確保することが困難なときは、被災地に近い配水池又は浄水地から直接供給及び運搬供給を行う。給水タンク、ポリ袋等の容器、運搬車等を確保・調達する。

＜給水タンク等現保有量＞

	給水タンク		ポリタンク		ポリ袋	
	容量	数量	容量	数量	容量	数量
現保有量	300 ^{リットル}	1個	10 ^{リットル}	760個	6 ^{リットル}	1400個
	800 ^{リットル}	1個				
	1000 ^{リットル}	6個	20 ^{リットル}	250個		
	1500 ^{リットル}	1個				

第4 給水の方法

1 給水量及び順位

災害発生から3日以内は1人1日3ℓ、10日目までには3～20ℓ、20日目までには20～100ℓを供給することを目標とし、それ以降は、できる限り速やかに被災前の水準まで回復させる。また、給水順位は、医療機関、社会福祉施設等緊急性の高いところから供給を実施する。

内容 時系列	期 間	1人当たり 水 量 (ℓ / 日)	水量の用途内訳	給水方法と応急給水量の想定
第1次 給水	災害発生から3日間	3	生命維持のため最小限必要量	自己貯水による利用と併せ水を得られなかった者に対する応急拠点給水
第2次 給水	4日目から10日まで	3～20	・調理、洗面等最低限生活に必要な水量 ・最低限の浴用、洗濯に必要な水量	・自主防災組織を中心とする給水と応急拠点給水 ・仮設配管による給水 ・復旧した配水幹線・支線に設置する仮設給水管からの給水量
	11日目から20日まで	20～100		
第3次 給水	21日目から復旧まで	100～被災前水量	通常給水とほぼ同量	・仮設配管からの各戸給水 ・共用栓の設置

※ 期間は、水道が4週間以内に応急復旧を終了することを目標とする。

2 給水方法

1	拠点給水：避難所等特定の場所で給水する。
2	搬送給水：給水タンク等により給水する。
3	仮設共用栓による給水：最寄りの水道施設から応急配管により仮設給水を実施する。
4	既設消火栓による給水：消火栓を使用し仮設給水を実施する。
5	給水用資機材による給水：市の保有する給水用資機材としてポリ袋等容器を被災者に配布し給水を行う。

3 給水時間

給水は原則として日没までとするが、必要により夜間も実施する。具体的な時間や給水計画は、広報車等により市民に周知する。

第5 給水の応援要請

本市のみでは、被災者への必要な給水が困難な場合、あるいは市で保有する応急給水用資機材が不足する場合は、自衛隊、県又は近隣市町に応援・調達・斡旋を要請する。

なお、県や近隣市町に応援等を要請する場合は、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等による要請のほか、以下の事項を明示して行う。

1	必要供給水量（何人分又は1日何リットル）
2	供給の方法（給水車、タンクローリー、その他）
3	供給期間（日時～日時）

4	供給地
5	給水用資機材の種類と数量
6	その他必要な事項

参照

資料-15 兵庫県水道災害相互応援に関する協定

第6 災害救助法の適用を受けた場合

災害救助法の適用を受けた場合の救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、「災害救助法の救助の基準」に定めるとおりとする。

第7 発災直後の応急給水の実施

1 発災直後の情報の収集

発災直後は、以下の情報を集約・整理して、被害の範囲・規模を把握し、応急給水対策を立てる。

1	災害発生直後は、浄水場に設置した計器で浄水池、配水池等の状況を確認し、配水量の把握を行う。
2	各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。

2 広報

1	応急給水を実施するに当たり、給水車による給水場所、給水時間を防災行政無線や広報車で行う。
2	災害規模が大きくなれば、広報車を巡回させる。
3	災害時には、時間的な余裕がなく市民への情報伝達効率も低下するため、報道機関に協力依頼し、テレビ・ラジオによる情報提供を行う。

3 応急給水実施の優先順位

病院等の緊急に水を要する施設を最優先に給水車による応急給水を実施し、応急給水栓をそれらの近くに設置する。次に、福祉避難所や避難所へ応急給水を実施する。

4 給水拠点の確保

1	給水拠点	給水拠点は、被災直後は浄水池、拠点配水池で行い、その後、配水幹線・支線の復旧に伴い応急給水栓を設置し、給水拠点を増やす。
2	給水拠点が被災した場合	浄水場、配水池が被災した場合は、給水タンク車を給水拠点とする。

第4節 生活必需品の供給計画

【目的】

被災者が生活を継続できるように、必要な生活必需品を供与又は貸与する。

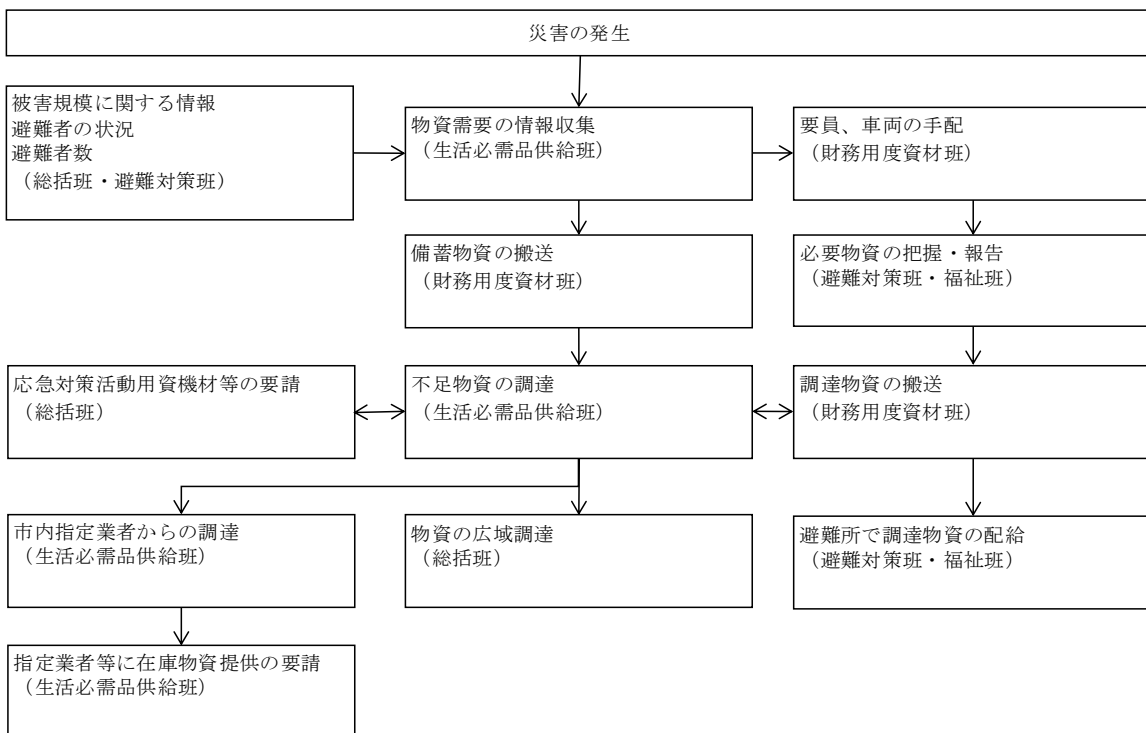
【方針】

市は関係機関の協力を得て、災害により住家に被害を受け、被服、寝具、その他の生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、必要な生活必需品を供与又は貸与する。

応急対策の実施時期

業務名	担当班	警戒	時間					日						
			1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30
物資の調達	需要の把握	生活必需品供給班 避難対策班・福祉班	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	備蓄物資の供給	生活必需品供給班			■	■	■	■	■					
	物資の調達	生活必需品供給班				■	■	■	■	■	■	■	■	■
	県、他の市町等へ生活必需品の支援要請	総括班								■	■	■	■	■
物資の供給	調達物資の管理	生活必需品供給班							■	■	■	■	■	■
	避難所への搬送	財務用度資材班							■	■	■	■	■	■
	避難所での物資の配給	避難対策班・福祉班								■	■	■	■	■

応急対策の流れ



役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	総括班	・救援物資の要請に関する事。
	財務用度資材班	・要員、車両の要請に関する事。 ・物資の避難所までの搬送に関する事。
	生活必需品供給班	・必要物資の需要把握に関する事。 ・物資の備蓄及び管理、物資の調達に関する事。
	避難対策班 福祉班	・避難所における物資の配布に関する事。 ・避難所における必要物資の把握及び報告に関する事。
市民、事業者		・非常持ち出し品の備蓄に関する事。 ・物資の配布に関する事。
指定販売業者		・在庫物資の提供に関する事。 ・物資の調達の協力に関する事。 ・営業の早期再開に関する事。
運送業者等		・物資の搬送の協力に関する事。
ボランティア		・物資の搬送、調達、配布の協力に関する事。

第1 実施責任者

1	災害救助法を適用しない小災害の場合、被災者に対する生活必需品供給計画の作成及び実施は、市長が行う。
2	災害救助法を適用した場合、被災者に対する配給の実施は、知事の権限の委任により、市長が実施する。

第2 供給対象者

1	住家が全壊、全焼、流出、半壊、半焼、又は床上浸水であって、炊事のできない者
2	被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
3	被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

第3 供給品目

以下に示す9品目であるが、例示した品目以外であっても、季節に応じた品目を考慮する。

寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
外衣	洋服、作業着、子供服等
肌着	シャツ、パンツ等の下着
身の回り品	タオル、手拭、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	鍋、炊飯器、包丁等
食器	茶碗、皿、箸、ほ乳ビン等
日用品	石けん、ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯みがき、上敷き、ござ等
光熱材料	マッチ、ロウソク、固形燃料等
医薬品	救急セット、薬等

第4 生活必需品の調達方法

生活必需品供給班は、応援協定を締結している市内の量販店に応援を要請するが、それで賄えないときは、市内の業者から生活必需品の調達を行い、県に応援を要請する。

参照

別表-28	応援協定締結量販店一覧
資料-10~13	災害時における物資の供給に関する協定

第5 配給の方法

生活必需品の配給は、福祉班及び避難対策班との調整により、必要物資の確認後、財務用度資材班に要請して車両を調達し、それぞれ世帯構成人数に応じて、災害救助法による救助の基準により配分する。

なお、この配分に当たっては、自主防災組織（自治会）、避難所管理者等の協力を得て行う。

第6 生活必需品の応援要請

生活必需品の必要量が確保できない場合は、県に対し物資の調達斡旋を依頼するとともに、他の市町にも応援を要請する。

なお、応援の要請については、以下の事項を明示して行う。

1	必要物資の種別、数量
2	物資の輸送方法及び期日

第8章 自発的支援の受入れ

第1節	災害義援金募集、配分計画	3-144
	第1 災害義援金の募集	3-145
	第2 義援金の受付	3-145
	第3 義援金の保管	3-145
	第4 義援金の配分	3-145
第2節	救援物資募集、配布計画	3-146
	第1 救援物資の受付	3-147
	第2 救援物資の保管	3-147
	第3 救援物資の配布	3-147
第3節	災害ボランティア受入れ計画	3-148
	第1 (仮称) たつの市災害ボランティアセンターの開設	3-149
	第2 (仮称) たつの市災害ボランティアセンターの業務	3-149
	第3 専門ボランティアの派遣要請	3-150
	第4 ボランティア受入れ	3-150

第1節 災害義援金募集、配分計画

【目的】

市は、寄託される義援金が被災者の生活に適切に役立つよう、迅速かつ確実に配分する。

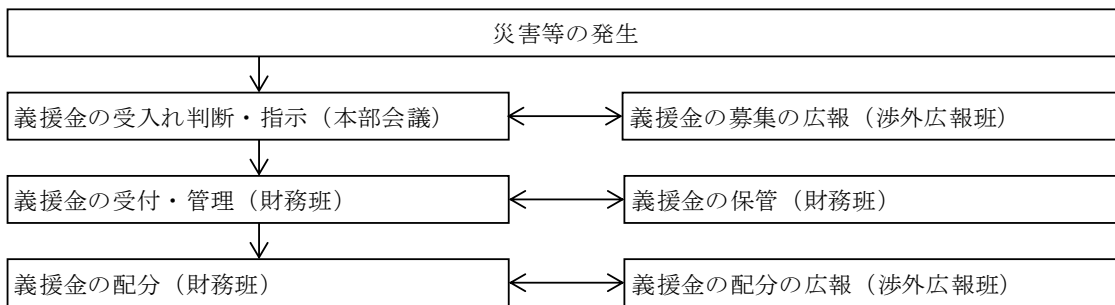
【方針】

義援金の募集、受付、保管場所、配分等についてあらかじめ定め、被災者の生活の安定化を促進する。

応急対策の実施時期

業務名	担当班	警戒	時間					日						
			1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30
災害義援金募集配分	募集	本部・財務班												
	受入れ・処理	財務班												
	配分	財務班												
	広報(募集・配分)	渉外広報班												

応急対策の流れ



役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	本部長	・義援金受入れの判断、指示に関すること。
	財務班	・義援金の受付に関すること。 ・義援金の保管に関すること。 ・関係機関に対する義援金募集の要請に関すること。 ・義援金の配分に関すること。
	渉外広報班	・義援金募集の広報に関すること。 ・義援金の配分の広報に関すること。
防災関係機関		・義援金の募集、受入れ、配分に関すること。

第1 災害義援金の募集

被災者に対し、義援金の募集を必要とするときは、以下の関係機関をもって募集委員会を編成し、各機関が共同し、若しくは協力してこれの実施に当たる。ただし、災害規模が近隣市町にもまたがる大規模な場合にあつては、関係機関との協議により県規模で募集委員会等が編成された場合は、この限りでない。

1	たつの市
2	兵庫県
3	日本赤十字社兵庫県支部たつの市地区
4	報道機関等

第2 義援金の受付

市に寄託された義援金は、財務班において受け付け、これらを受領する。

第3 義援金の保管

財務班は、義援金の保管について、被災者に配分が完了するまで一時保管場所として市金庫に保管するものとする。

第4 義援金の配分

義援金の配分は、以下の事項について、各関係機関が協議の上、実施する。

1	配分方法
2	被災者等に対する伝達方法
3	発表方法

第2節 救援物資募集、配布計画

【目的】

市は、大災害が起きた場合に予想される、全国各地から寄せられる救援物資が、生活必需品の支給、貸与と合わせ、被災者の生活に適切に役立てる。

【方針】

救援物資の受付、保管場所及び配布方法等についてあらかじめ定め、救援物資受入体制の確立を図る。

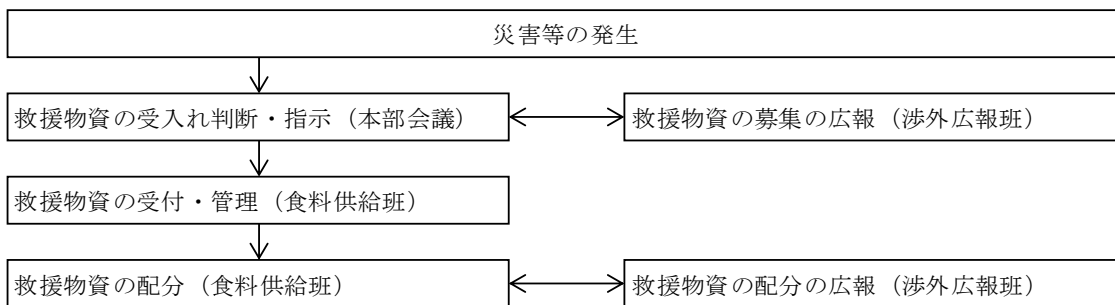
応急対策の実施時期

業務名	担当班	警戒	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30
			時間							日				
救援物資募集配分	募集	本部・食料供給班												
	受入れ・処理	食料供給班												
	配分	食料供給班												
	広報(募集・配分)	渉外広報班												

応急対策の流れ

事前対策

(1) 要配慮者を優先した救援物資の配分基準を明らかにしておく。



役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	本部長	・救援物資受入れの判断、指示に関すること。
	食料供給班	・関係機関に対する救援物資募集の要請に関すること。 ・救援物資の受入れ・在庫管理に関すること。 ・救援物資の配分に関すること。
	生活必需品供給班	・救援物資の供給に関すること。
	渉外広報班	・救援物資募集の広報に関すること。 ・救援物資の配分の広報に関すること。
防災関係機関		・救援物資の募集、受入れ、配分に関すること。

第1 救援物資の受付

市に寄託された救援物資は食料供給班において受け付け、これらを受領する。

なお、救援物資の管理及び後の配布計画等を円滑に行うため、品目別に数量等を確認し、救援物資受払簿に記載する。

第2 救援物資の保管

1 保管場所

救援物資の保管場所は、膨大な物量が予想されるので、被災者に配布が完了するまでの一時保管場所を指定する。

保 管 場 所	赤とんぼ文化ホールを中心に防災拠点エリア内
---------	-----------------------

2 保管方法

救援物資の保管は、後の配布計画を迅速かつ円滑に行うため、品目別に分類、整理して保管する。

<品目別の分類例>

寝 具	毛布、タオルケット、布団、上敷き、ござ等
衣 服	洋服、作業服、子供服等（男女別に）
肌 着 類	シャツ、パンツ、靴下等（ 同 ）
身の回り品	タオル、手拭、サンダル、靴、傘等
炊事用具	炊飯器、鍋、包丁等
食 器	茶碗、皿、箸
日 用 品	石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉、マスク、衛生用品等
光 熱 品	マッチ、ロウソク、固形燃料、懐中電灯

第3 救援物資の配布

救援物資の配布は、生活必需品供給班の供給指示に基づき、必要数を出庫し、それぞれ世帯構成人数に応じて配布する。

食料供給班は、救援物資受払簿により出庫数等を確認し、在庫管理に努める。

なお、配布に当たっては、生活必需品供給班は、自治会、婦人会、ボランティア等の協力を得て行う。

第3節 災害ボランティア受入れ計画

【目的】

大規模災害時において災害ボランティアの受入体制を整備し、被災者に対する効果的な救援活動を実現する。

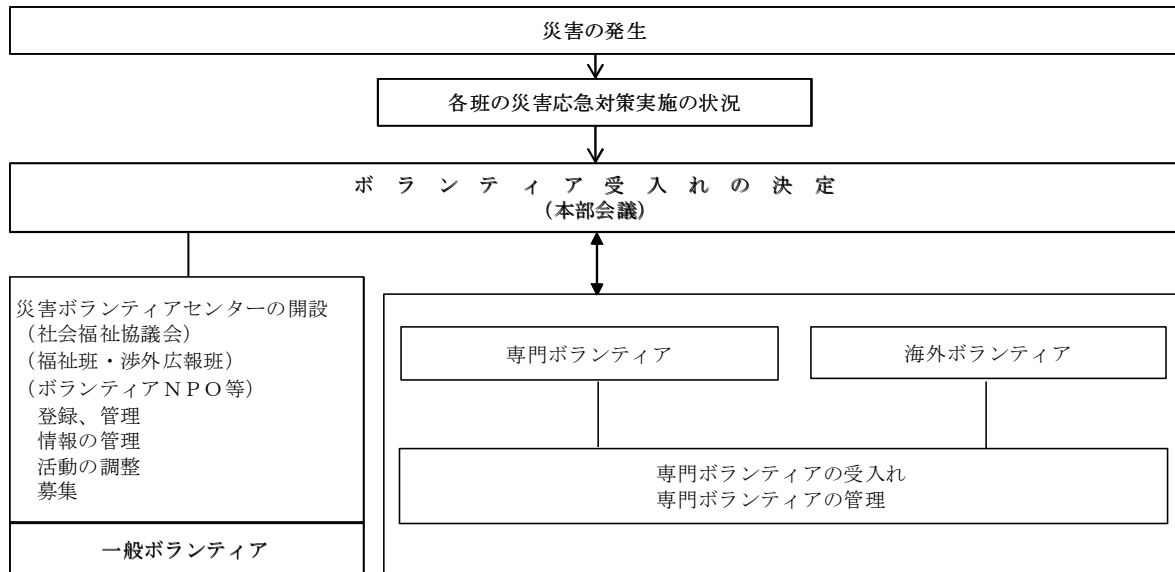
【方針】

発災後に災害応急対策を実施するうえで効果的なボランティアの支援活動を受入れるため、ボランティア活動の調整、受入体制の整備を行う。

応急対策の実施時期

業務名	担当班	警戒	時間					日						
			1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30
災害ボランティアセンター開設の要請	市ボランティア窓口の開設	福祉班												
	募集の広報	渉外広報班												
災害ボランティアセンターとの連携によるボランティア受入れ・活動への支援	各部													

応急対策の流れ



役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	本部長	・ボランティア受入れ指示に関する事。
	福祉班	・専門ボランティアの要請に関する事。 ・災害ボランティアセンター運営への支援と協働に関する事。 ・窓口へのボランティア需要や活動状況の報告に関する事。 ・国、県を通じての海外からのボランティア受入れの調整に関する事。
	渉外広報班	・災害ボランティアセンター等のボランティア募集の協力に関する事。
	各部	・専門ボランティアの受入れに関する事。 ・各部におけるボランティア需要や活動状況のボランティア班への報告に関する事。
たつの市社会福祉協議会		・災害ボランティアセンターの開設、活動、運営の協力に関する事。
市民、事業所、自主防災組織		・地域の応急対策活動の協力に関する事。

第1 (仮称) たつの市災害ボランティアセンターの開設

1	大規模災害時、災害応急対策を実施する上で、要員が不足したり、又は多数のボランティアの申込みが殺到することが予想される。その調整は、市社会福祉協議会の協力を得て(仮称)たつの市災害ボランティアセンターを開設する。
2	ボランティア活動は、その自主性を尊重し、活動方針や運営については、(仮称)たつの市災害ボランティアセンターの決定に委ねる。
3	福祉事務所は、(仮称)たつの市災害ボランティアセンターの運営に協力するとともに、災害対策本部との連絡、調整に当たる。

第2 (仮称) たつの市災害ボランティアセンターの業務

1	ボランティアの登録及び管理
2	災害対策本部からの依頼に基づくボランティアの派遣
3	ボランティア団体の情報収集及びボランティア団体間の調整
4	ボランティアの募集
5	効果的なボランティア活動に必要な機器・資機材及び活動拠点の提供(市負担)
6	ボランティア保険の加入手続(募集時点で加入を条件とする)

第3 専門ボランティアの派遣要請

(仮称) たつの市災害ボランティアセンターにおいて、専門的なボランティアが不足していると認められた場合は、福祉事務所を經由し災害対策本部にボランティアの要請をする。

災害対策本部は、その要請に応じ、関係機関に対して専門ボランティアの派遣を要請する。

第4 ボランティア受入れ

1 専門ボランティア

専門ボランティア	救急・救助、医療、介護等の専門ボランティアの派遣については、各部からの要請に基づき、健康医療班が関係機関に要請する。
海外からのボランティア	海外からのボランティアの受入れについては、県、国と協議の上、災害対策本部でその対応を協議する。
防災エキスパート	活用方法を確認する。(近畿地方整備局)

参照

資料-7 防災エキスパートの活用に関する協定

2 一般ボランティア

各部各班は、専門ボランティア以外に以下の活動においてボランティアの協力を得る。

ボランティアの協力に当たっては、各部各班は福祉班に要請する。要請を受けた福祉班は、災害ボランティアセンター等に依頼する。

1	災害情報、生活情報等の収集、伝達
2	避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
3	救援物資、資機材の配分、輸送
4	軽易な応急・復旧作業

第9章 遺体対応、感染症対策、保健衛生等に関する活動		
第1節	遺体の処理及び埋葬計画	3-152
	第1 実施責任者	3-153
	第2 遺体の捜索・収容	3-153
	第3 遺体の処理	3-154
	第4 遺体の埋・火葬	3-155
第2節	感染症・防疫対策計画	3-156
	第1 実施責任者	3-157
	第2 消毒の実施	3-157
	第3 愛がん動物の収容対策	3-158
	第4 家畜防疫対策	3-158
第3節	ごみ処理計画	3-159
	第1 実施責任者	3-159
	第2 収集方法	3-160
	第3 処理方法	3-160
	第4 仮置場の配置計画	3-162
	第5 仮置場の運営計画	3-162
	第6 応援の要請	3-162
第4節	し尿処理計画	3-163
	第1 実施責任者	3-164
	第2 被害状況の把握	3-164
	第3 収集方法	3-164
	第4 処理方法	3-164
	第5 仮設トイレの配置計画・管理計画	3-164
第5節	健康対策の実施	3-165
	第1 巡回健康相談等の実施	3-165
	第2 巡回栄養相談の実施	3-165
第6節	精神医療の実施	3-166
	第1 精神科救護所の設置	3-166
	第2 こころのケアに対する相談・普及啓発活動	3-166
	第3 こころのケアに関する拠点の設置	3-166

第1節 遺体の処理及び埋葬計画

【目的】

災害時に死亡していると推定される者の捜索並びに死亡者の収容、処理及び埋葬・火葬を行う。

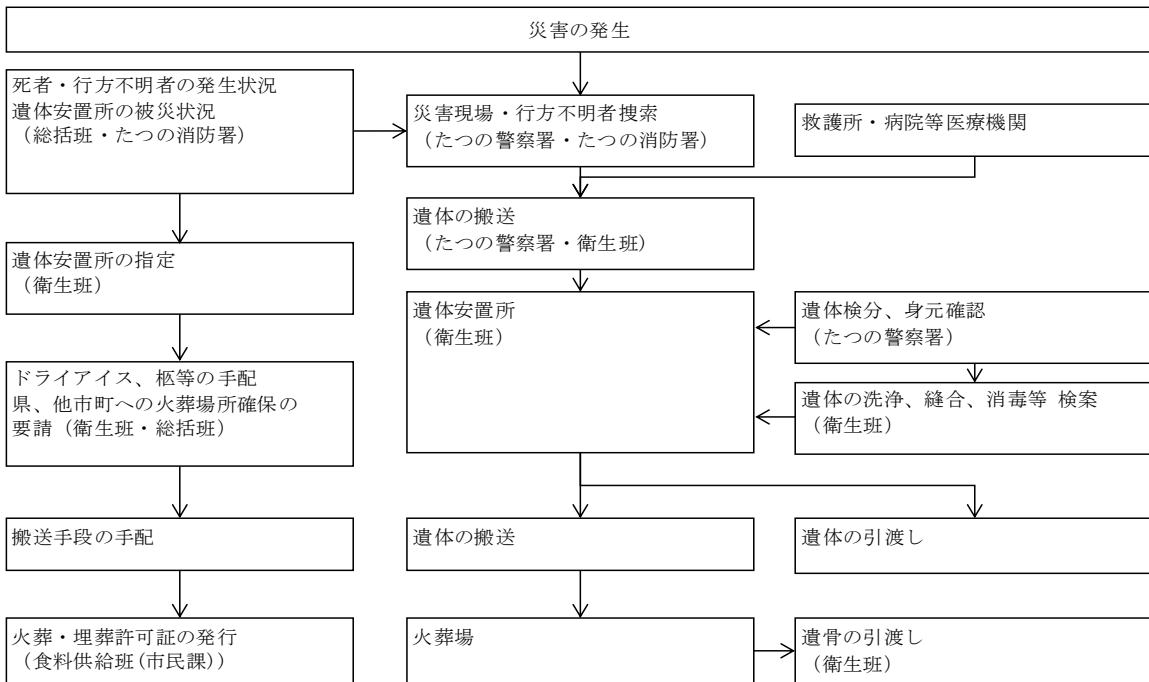
【方針】

災害対策本部は、警察署、消防機関等の指導、協力を得て迅速に実施する。

応急対策の実施時期

業務名	担当班	警戒	時間					日						
			1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30
遺体の捜索及び収容	衛生班													
遺体の処理	衛生班													
遺体の埋・火葬	衛生班													
広域応援要請	総括班													

応急対策の流れ



役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の搬送のための車両の調達に関する事。 ・関係機関（消防部、警察、病院等）との調整に関する事。 ・遺体安置所の開設と管理に関する事。 ・行方不明者の相談、身元確認に関する事。 ・納棺、遺体の安置、身元不明者に関する事。 ・遺体の火葬場への搬送に関する事。 ・遺骨の遺族への引渡しに関する事。 ・火葬の実施に関する事。（応援要請） ・遺体及び行方不明者の捜索に関する事。
	総括班	<ul style="list-style-type: none"> ・広域応援要請に関する事。
(一社)たつの市・揖保郡医師会		<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の検案に関する事。 ・遺体の洗浄、縫合、消毒に関する事。 ・遺体安置所への医師の派遣に関する事。
たつの警察署		<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の捜索に関する事。 ・遺体の調査等及び検視に関する事。 ・行方不明者相談、身元確認への協力に関する事。 ・身元引受人への遺体の引渡しに関する事。
揖保保健衛生施設事務組合 播磨高原広域事務組合		<ul style="list-style-type: none"> ・納棺用品等必要器材の提供に関する事。 ・納棺用品等必要器材の広域調達の協力に関する事。 ・遺体安置所から火葬場への搬送の協力に関する事。
自主防災組織		<ul style="list-style-type: none"> ・遺体及び行方不明者の捜索に関する事。

第1 実施責任者

市長は、たつの警察署等の協力を得て遺体の捜索を行い、遺体を発見したときは、速やかに収容・処理して、必要に応じて埋・火葬する。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事の権限の委任により、市長が実施する。

第2 遺体の捜索・収容

1 捜索を必要とする状況

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から既に死亡していると推定される者の捜索を行う。

1	行方不明の状態になってから相当（災害発生後、3日経過）の期間を経過した場合
2	災害の規模が非常に広範囲にわたり、特定の避難所等の地域以外は、潰滅した場合
3	行方不明になった者が、重度の身体障害者又は重病人であった場合
4	災害発生後、短期間に引き続き当該地域に災害が発生した場合

2 遺体の収容

1	・遺体の身元を識別するには、相当の期間を必要とすることもあるため、身元の確認については、たつの警察署や自治会等の協力を得て実施する。
2	・遺体の身元が判明している場合は、警察の遺体の調査及び医師の検案を受けたのち、遺族に遺体を引き渡す。
3	・身元不明の遺体は、たつの警察署、その他関係機関に連絡の上、検視後身元確認の資料となる遺品などを保存する。
4	・遺体が多数の場合は、短時間に埋葬又は火葬することは困難であるので、遺体安置所を設定し、一時安置する。 ・遺体安置所は、指定避難所として使用していない公共施設（体育館等）から選定する。公共施設で対応できない場合、寺院など民間施設に依頼し、選定する。
5	・遺体の収容措置の必要が生じたときは、市が指定する場所に遺体安置所を設ける。

3 搜索・収容の方法

1	遺体の搜索は、たつの警察署、西はりま消防組合たつの消防署、たつの市消防団等の協力を得て行い、遺体を発見したときは、速やかに収容するとともに遺体の収容処理台帳に必要事項を記載し、渉外広報班に渡す。
2	行方不明者が多数ある場合は、災害対策本部（渉外広報班）に受付所を設置し、受付、手配、処理等の円滑化を図る。
3	行方不明者の氏名、住所、年齢、性別等の情報を確認する。
4	市だけでは搜索の実施が困難な場合は、県や近隣市町に応援を要請する。

参照

様式-4	遺体の収容処理台帳（個表）
様式-5	行方不明者受付書

4 渉外広報班への報告

遺体の身元が判明した場合は、すみやかに渉外広報班に氏名、年齢、住所、性別等を報告する。

第3 遺体の処理

1	市は、災害の際、死亡した者について遺族等が混乱期のため、遺体の埋・火葬を行うための洗浄・消毒の処置、遺体の一時安置あるいは、医師による検案を行うことができない場合に、遺体の処置を実施する。
2	警察官が発見した遺体又は警察官に対して届出がなされた遺体は、警察官の調査等を経て、調書を作成したのち処置を行う。
3	遺体の検案は、遺体の処理として医師が行うが、遺体の数が多い場合は、（一社）たつの市・揖保郡医師会の応援を求めて実施する。

第4 遺体の埋・火葬

1 埋・火葬の対象

1	遺体の埋・火葬は、災害の際に死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため、資力の有無にかかわらず埋・火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がいない場合は、遺体の応急的な埋・火葬を実施する。
2	身元不明で相当期間遺体の引取人が判明しない場合は、市で埋・火葬する。
3	災害に係る遺体処理台帳及び遺品を保存の上、遺体を埋・火葬する。

参照

様式-6 災害に係る遺体処理台帳（個表）

2 埋・火葬の方法

1	埋・火葬は市が行い、原則として火葬により実施するが、既に焼骨化しているときは、埋葬により実施する。
2	身元不明遺体は、埋・火葬の後、遺骨、遺品等を市が寺院等に依頼して保管する。

3 埋・火葬の場所

1	市内における埋・火葬の場所は、以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・名 称 揖龍火葬場「筑紫の丘斎場」 所在地 揖保郡太子町佐用岡 732 番地 TEL 079-277-5500 ・名 称 播磨高原斎場「こぶし苑」 所在地 たつの市新宮町光都 3 丁目 37 番地 1 TEL 0791-58-0471
2	災害が発生したときは、速やかに火葬場の被害状況を調査し、被害があるときは、緊急に修理復旧させる。
3	災害の規模が非常に広範囲にわたり死者が多く出たときや、火葬場の復旧期間で火葬場において遺体の埋・火葬が困難な場合は、県や近隣市町に応援を要請する。

4 遺体の処理及び埋・火葬基準

遺体の処理及び埋・火葬については、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用があるときは同法により、同法の適用がないときは、同法に準じて行う。

基準については、「救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年内閣府告示第 228 号）」に定めるとおりとする。

参照

別表-39 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第2節 感染症・防疫対策計画

【目的】

被災地域における感染症を予防し、環境の悪化を防止する

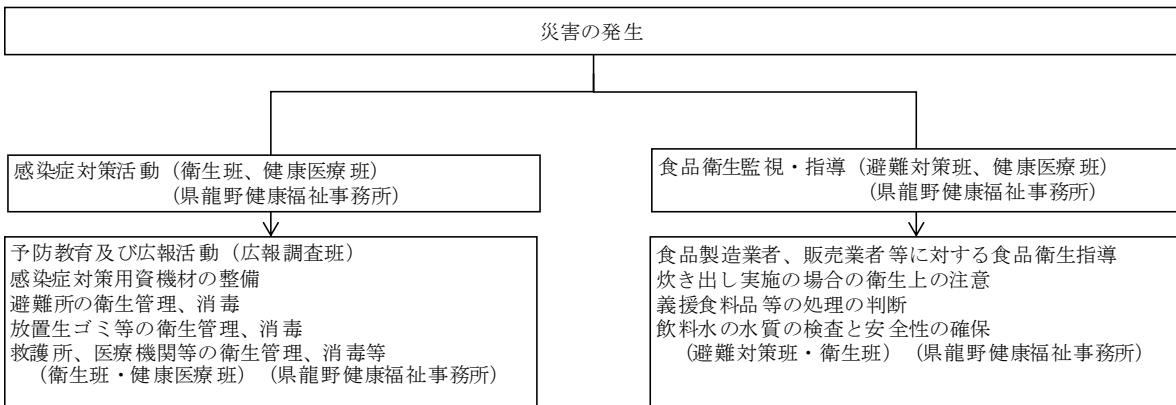
【方針】

市及び防災関係機関は、迅速かつ的確に感染症・防疫対策を実施する。

応急対策の実施時期

業務名	担当班	警戒	時間						日						
			1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30	
感染症対策活動	広報	渉外広報班													
	消毒の実施	衛生班・健康医療班													
	感染症予防	健康医療班													
食品衛生監視	食中毒の防止	衛生班 避難対策班・給水班													
愛がん動物の収容対策		衛生班													
家畜防疫対策		農林農地班													

応急対策の流れ



役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	渉外広報班	・感染症対策、食品衛生上の注意事項に係る市民への広報に関する こと。
	健康医療班	・感染症の予防対策に関すること。
	衛生班	・避難所の衛生管理、消毒に関すること。 ・愛がん動物の収容対策に関すること
	避難対策班	・供給食料の食品衛生監視・指導に関すること。
	健康医療班	・家畜防疫対策に関すること
農林農地班		・家畜防疫対策に関すること
県龍野健康福祉事務所		・感染症対策活動の指導に関すること。 ・食品衛生監視・指導に関すること。
(一社) たつの市・揖保郡医師会		・感染症の予防対策への協力に関すること。

第1 実施責任者

感染症その他の悪疫の発生を未然に防止するため、市長は、感染症・防疫対策を実施する。
 なお、災害の状況に応じ、本市のみでは実施することが困難な場合は、(一社)たつの市・揖保郡医師会、県(龍野健康福祉事務所)等に協力を要請する。

第2 消毒の実施

浸水地域等の感染症が発生するおそれのある地域を重点に消毒を実施するとともに、ねずみ、蚊、ハエ等の駆除を行う。

1 消毒方法

1	動力消毒：動力噴霧機架載自動車による消毒
2	電動消毒：電動噴霧機、電動ミスト噴霧器による消毒
3	手撒き消毒：手撒き(粉剤)による消毒

2 消毒薬の配布

自主防災組織(自治会)等の協力を得て、消毒薬を配布するとともに、手指の消毒の励行等の感染症予防に関する衛生指導を行う。

3 避難所の感染症予防対策

避難所内の感染症予防の指導を行い、感染症の早期発見及び生活環境(トイレ、水道、換気、食事等)、給食施設等の衛生管理の徹底を図る。

4 薬品等の調達

災害に応じて関係業者から消毒薬剤、害虫駆除薬剤等を財務用度資材班との調整の上、調達する。

5 報告

市長は、防災関係機関との密接な協力のもと、被災状況を把握し、速やかに以下の報告書を西播磨県民局長を経由して県知事に提出する。ただし、その概要については、できる限り電話をもって事前に報告する。

1	被災状況の報告
2	防疫活動状況の報告
3	災害感染症対策経費所要見込額

6 記録の整備

災害感染症対策に関し整備すべき書類は、おおむね以下のとおりである。

1	被災状況の報告書
2	防疫活動状況の報告書
3	衛生の保持方法及び消毒方法に関する書類
4	ねずみ、昆虫等の駆除に関する書類
5	患者の台帳
6	感染症・防疫対策作業日誌（作業の種類及び作業量、作業従事者、実施地域及び期間、その他参考事項を記載のこと）
7	感染症対策経費所要額調べ及び関係書類

7 災害感染症対策完了報告

市長は、災害感染症・防疫活動を終了したときは、速やかに災害防疫完了報告書外を作成し、西播磨県民局長を経由して県知事に提出する。

第3 愛がん動物の収容対策

衛生班は、同行避難した愛がん動物の避難所における飼養管理が適切に行われるよう必要な措置を講じるとともに、獣医師会及び動物愛護団体が、「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、連携・協力して設置する「動物救護本部」に対し、必要に応じ、その状況等を情報提供する。

第4 家畜防疫対策

市は、県及び家畜関係団体と協力して、以下の対策を講じる。

1	畜舎及び家畜の被害状況の把握
2	救命治療の体制の整備と獣医師及び動物用医薬品の確保
3	死亡家畜の処分施設、場所の調整、確保
4	家畜の逸走防止、家畜排せつ物の流出阻止及び消毒の指導
5	発生のおそれのある疾病に係るワクチン接種
6	他の都道府県への家畜防疫員の派遣要請

第3節 ごみ処理計画

【目的】

被災した地域の環境衛生の保全を図る。

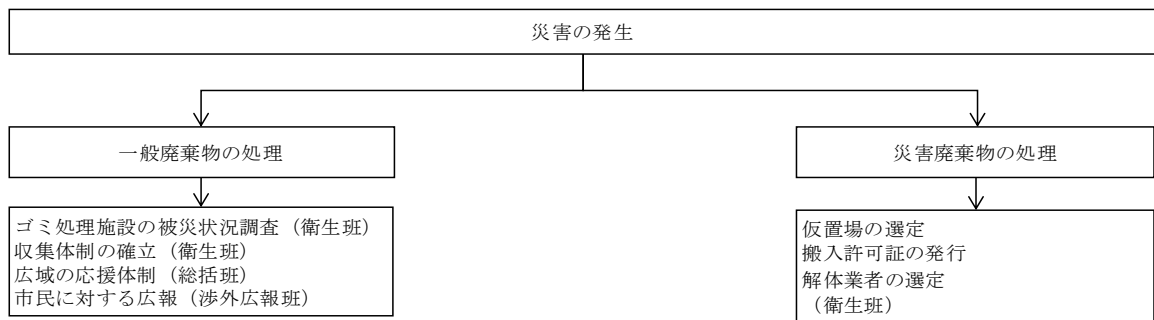
【方針】

市及び防災関係機関は、災害により市域に発生した廃棄物（ごみ）を速やかに処理する。

応急対策の実施時期

業務名	担当班	警戒	時間					日							
			1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30	
ごみ処理施設の被災状況調査	衛生班		■	■	■										
解体現場における指導	衛生班				■	■	■								
収集体制の確立	衛生班				■	■	■								
仮置き場の配置・運営計画	衛生班						■	■	■	■	■	■	■	■	■
広域応援要請	総括班								■	■	■	■	■	■	■
市民への広報（廃棄物の処理等）	渉外広報班								■	■	■	■	■	■	■

応急対策の流れ



役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理施設の被災状況調査に関すること。 収集体制の確立に関すること。 災害廃棄物の仮置き場の選定、管理運営に関すること。
	総括班	<ul style="list-style-type: none"> 広域の応援要請に関すること。
	渉外広報班	<ul style="list-style-type: none"> 市民に対する広報に関すること。

第1 実施責任者

市長は、災害により発生したごみ及び避難所等から発生するごみを迅速かつ適切に収集・処理する。

第2 収集方法

ごみの収集	<ul style="list-style-type: none"> ・収集車両と人員により班を編成し、被災地及び避難所から発生するごみの収集を行う。 ・本市、揖龍保健衛生施設事務組合及びにしはりま環境事務組合で対処できない場合は、県及び近隣市町に応援を要請する。
直接搬入	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により倒壊（焼失）した家屋等からの廃棄物は、原則として市長の許可を得て、市長が指定する場所へ直接搬入とする。 ・自らによる搬入が困難な場合は、市及び揖龍保健衛生施設事務組合が収集する。
ごみ収集場所の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の規模及び状況に応じて大量のごみが発生した場合は、平常時のごみ収集場所のほか、臨時のごみ収集場所を設ける。

第3 処理方法

1 焼却処理

処理の原則	<ul style="list-style-type: none"> ・燃えるごみは、ごみ処理施設での焼却処理を原則とする。
焼却施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理施設の被害状況を調査し、被害がある場合は、緊急に修理復旧させる。 ・災害の規模及び状況に応じ大量のごみが発生した場合並びにごみ処理施設の修理復旧期間で、当該施設のみで処理が困難なときは、県及び近隣市町に応援を要請し、処理を委託する。
中継基地	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて中継基地を設ける。
ごみ処理施設	<p>【龍野地域・揖保川地域・御津地域】</p> <p>名称 揖龍クリーンセンター 「エコロ」 所在地 たつの市揖西町前地 513 番地 1 TEL 0791-64-8018</p> <p>【新宮地域】</p> <p>名称 にしはりまクリーンセンター 所在地 佐用郡佐用町三ツ尾 483 番地 10 TEL 0790-79-8550</p>

2 埋立処分

1	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロック・コンクリート・スレートなどは、市の最終処分場で埋立処分する。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・倒壊（焼失）した家屋等からの瓦などは原則として市の最終処分場で埋立処分する。 ・廃材木は、場内一時仮置きとし、後日、処理業者へ搬出し処理を委託する。 ・災害の規模により膨大な建設廃材が発生した場合は、場内又は別に指定する場所に一時仮置きし、県及び近隣市町に応援を要請し、処理を委託する。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・最終処分場の被害状況を調査し、被害がある時は、緊急に修理復旧させる。 <p>【最終処分場】</p> <p>名称 たつの市一般廃棄物最終処分場 所在地 たつの市龍野町中井 1067 番地 1 TEL 0791-63-3933</p>

3 処理方針

一般廃棄物及び災害廃棄物は、分別を徹底し、可能な限りリサイクルを行う。

災害により発生する災害廃棄物は、仮置場での分別作業スペースの確保が困難と予測されるため、衛生班は、解体現場で分別を徹底するよう指導する。

焼却対象ごみ	可燃物
リサイクル対象ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・不燃ごみ（金属くず→選別後、リサイクル） ・粗大ごみ（木材→破碎処理後、合板又は製紙原料） ・畳（茶畑等の肥料） ・コンクリートガラ（→再生砕石、埋立用材） ・混合ガラ（木くず混じりのガラ→セメント原料） ・テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機（→リサイクル） ・パソコン（→メーカーリサイクル）
処理方法が異なるごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・フロンガス使用家電製品（→専門業者処理） ・その他ごみ（消火器等→専門業者処理）

4 仮置場への搬入

仮置場では、できる限り可燃・不燃・家電製品等に細分化して分別する。また、搬入される廃棄物のうち、不燃物については、可能な限り現場で区分し、金属類の回収を行う。

効率的に搬出できるよう可燃物（可能な範囲で、木くず、畳、一般ごみに区分）、不燃物に区分する。また、家電製品は、別途区分して仮置きする。

5 分別・破碎の実施

混合ごみ等は、仮置場において、可燃・不燃・家電製品等に分別する。

粗大ごみ（机、タンス等）は、減容化のため、破碎処理を行う。現地で重機等による粗破碎処理が必要であり、量が多いときは、破碎機を設置する。

6 環境汚染が懸念される廃棄物の処理

1	アスベストなどの有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）などの規定に従い、適正な処理を進める。
2	衛生班は、解体現場のパトロールを行い、廃棄物の分別と搬出が適正に行われていることなどを指導確認する。
3	建築物の解体工事におけるアスベストの飛散・ばく露を防止するため必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等行うよう指導・助言する。

7 仮置場への搬入ルールの市民・業者への周知

仮置場への搬入は、可燃・不燃・家電製品等に細分化して分別するため、市民や業者に対して、分別の種類等を情報発信し、周知することで、搬入の積込み時に分別を行うなど配慮を促す。

第4 仮置場の配置計画

衛生班は、災害によって生じた廃棄物の一時保管場所である仮置場を市管理の運動場、空地などから選定する。

また、災害発生時の状況により、市内に仮置場を確保することに限界がある場合は、兵庫県内に仮置場の確保ができるよう県に協力要請を行う。

第5 仮置場の運営計画

1 人員・誘導等

仮置場の運営は、以下に基づき行う。

衛生班は、仮置場に必要人員を配置し、搬入車両を誘導し、ごみの種類ごとに指定の場所に降ろすよう指示をする。

2 搬入許可書の発行

解体現場から仮置場又は最終処分場への搬出に際して、市内の廃棄物であることを証明する災害廃棄物搬入許可書を発行する。

搬入許可書は、期間の経過とともに偽造されるおそれがあるため、許可書を変更するなどの偽造防止を講じる。

第6 応援の要請

市は、近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請する。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、県に処理に関する事務委託を行う。さらに、県による処理が困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行う。

参照

資料-20

兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

第4節 し尿処理計画

【目的】

被災した地域の環境衛生の保全を図る。

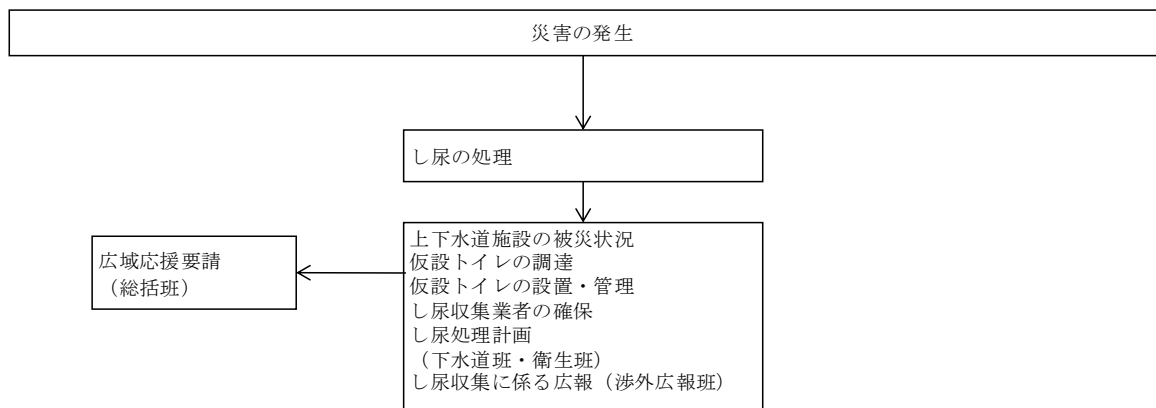
【方針】

市及び防災関係機関は、災害による被災地域及び住宅、避難所等のし尿を速やかに処理する。

応急対策の実施時期

業務名	担当班	警戒	時間					日						
			1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30
被害状況の把握	下水道班		■											
収集・処理	衛生班・委託業者							■	■	■	■	■	■	■
応援の要請	総括班							■	■	■	■	■	■	■
仮設トイレの配置計画・管理計画	仮設トイレの設置	下水道班・衛生班							■	■	■	■	■	■
	応急汲取りの実施	下水道班・衛生班							■	■	■	■	■	■
市民への広報(し尿の処理等)	渉外広報班				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

応急対策の流れ



役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	総括班	・し尿処理に関する広域応援要請に関すること。
	下水道班 衛生班	・備蓄トイレ、レンタル仮設トイレの確保及び設置に関すること。 ・応急汲取りの実施に関すること。 ・バキュームカー、汲取り要員の確保に関すること。
	渉外広報班	・し尿収集に係る広報に関すること。
市民、事業所、自主防災組織		・地域の清掃に関すること。

第1 実施責任者

市長は、揖龍保健衛生施設事務組合と緊密な連携の下、災害による被災地域及び住宅、避難所等のし尿を迅速かつ適切に収集・処理する。

第2 被害状況の把握

災害による被災地域の内、倒壊（焼失）家屋、避難所の収容人員等について、被害調査班及び避難対策班との連絡の下、被害状況の把握を行う。

第3 収集方法

(1) 収集方法

被害調査に基づき、委託業者において災害班を編成し、し尿の収集を実施する。

なお、災害の規模及び状況に応じて、委託業者のみで対処できない場合は、揖龍管内の委託・許可業者に応援を要請するとともに、県及び近隣市町に応援を要請する。

(2) 委託業者

【龍野地域・揖保川地域・御津地域】	株式会社 龍野衛生公社	バキューム車 5台、職員 5人
【新宮地域】	有限会社 新宮浄化	バキューム車 1台、職員 2人

第4 処理方法

(1) 処理方法

収集したし尿は、揖龍保健衛生施設事務組合のし尿処理施設において処理する。

なお、災害の規模及び状況に応じて、し尿処理施設のみで処理できない場合は、県及び近隣市町に応援を要請し、処理を委託する。

(2) し尿処理施設

揖龍保健衛生施設事務組合は、し尿処理施設の状況を調査し、被害がある時は、緊急に修理復旧させる。

名 称	揖龍衛生処理場
所在地	たつの市揖西町佐江 110 番地 1
TEL	0791-66-0038

第5 仮設トイレの配置計画・管理計画

避難場所を設置し、水道が使用できない場合等は、下水道班及び衛生班は仮設トイレを設置する。また、定期的に汲取りを行う。

備蓄分で不足の場合、収集の応援が必要な場合は、協定に基づき、県に要請を行う。

参照

資料-20

兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

第5節 健康対策の実施

【目的】

災害時における市民の健康管理を行う。

【方針】

県と連携し、災害時における健康相談や健康教育、訪問指導等の健康対策を行う。

応急対策の実施時期

業務名	担当班	警戒	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30
			時間							日				
巡回健康相談等の実施	健康医療班													

役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	健康医療班	<ul style="list-style-type: none"> 巡回健康相談、健康教育、訪問指導等の実施に関すること。 巡回栄養相談等の実施に関すること。
	龍野健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> 巡回健康相談、健康教育、訪問指導等の実施に関すること。 巡回栄養相談等の実施に関すること。

第1 巡回健康相談等の実施

1	県と協力して、避難所や被災家庭の生活環境整備や被災者の健康管理を行うため巡回健康相談及び訪問指導を行う。
2	県と協力して、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう、健康相談、健康教育、訪問指導等を実施するとともに、コミュニティーや見守り体制づくりを推進する。
3	保健・医療・福祉等のサービスの提供は、保健・医療・福祉関係者、民生委員・児童委員、市民が連携を図るコーディネートについて県に助言・協力を求める。
4	巡回において衛生管理や危険防止を行うなど良好な生活環境の確保と、生活習慣病の悪化・増加の防止、感染症や食中毒、高齢者の生活不活発病の予防に努める。

第2 巡回栄養相談の実施

1	県と協力して、避難所や仮設住宅等を巡回し、被災者の栄養状況を把握し、必要に応じ栄養状態を改善するため、栄養士による巡回栄養相談等を実施する。
2	県と協力して、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。

第6節 精神医療の実施

【目的】

被災者の心のケアを行う。

【方針】

県と連携し、災害時における精神障害者に対する保健・医療サービスの確保と PTSD(心的外傷後ストレス障害)等の精神的不安に対する対応を行う。

応急対策の実施時期

業務名	担当班	警戒	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30
			時間						日					
県が設置する精神救護所との連携	健康医療班													

役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	健康医療班	<ul style="list-style-type: none"> こころのケアに対する相談・普及啓発活動に関すること。 県が設置する精神科救護所との連携に関すること。 県が設置するこころのケアに関する拠点との連携に関すること。
	龍野健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> こころのケアに対する相談・普及啓発活動に関すること。 精神科救護所の設置に関すること。 こころのケアに関する拠点の設置に関すること。

第1 精神科救護所の設置

災害時、既存の医療機関だけで対応できない場合は、県が設置する精神科救護所と連携し、被災精神障害者の継続的医療の確保、避難所等での精神疾患の急発・急変への応急対応、避難所巡回相談等を行う。

第2 こころのケアに対する相談・普及啓発活動

兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」と連携し、地震による心理的影響を把握するために健康調査を実施するとともに、既存の保健活動を活用しながら継続的なケアを行う。

第3 こころのケアに関する拠点の設置

県は、被災の状況等を踏まえ、被災者の精神的不安等に長期的に対応するとともに、精神障害者の地域での生活を支援するため、地域に根ざした精神保健活動の拠点を一定期間被災地域に設置するとしており、市も連携して取組を行う。

第10章 社会秩序の維持・物資の安定供給

第1節	社会秩序の維持計画	3-168
第2節	流通機能の回復	3-170

第1節 社会秩序の維持計画

【目的】

災害により被災者が精神的に不安定となる中で、流言飛語や社会混乱を防ぎ、社会秩序を維持する。

【方針】

被災地及び周辺において、警察及び自主防災組織が連携し、パトロールの実施や必要な情報を提供することで、社会秩序の維持を図る。

応急対策の実施時期

業務名	担当班	警戒	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30
			時間							日				
社会秩序維持のための対策	広報活動	渉外広報班												
	公平な配給	食料供給班 生活必需品供給班												

役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	渉外広報班	・災害情報の市民への伝達に関すること。
	各部	・迅速な応急対策の実施に関すること。
	西はりま消防組合 たつの消防署	・防火・防犯パトロールの実施に関すること。
	たつの市消防団	・火災予防・防火パトロールの実施に関すること。
たつの警察署		・流言飛語等の取締り及び防犯パトロールの実施に関すること。
市民、事業所 自主防災組織		・災害に関する正確な情報の入手に関すること。 ・地域の防犯パトロールの実施に関すること。

1 災害警備

1	西はりま消防組合たつの消防署は、たつの警察署と協議し、防火・防犯パトロールを実施する。
2	海上のパトロールは、姫路海上保安部等にパトロールの強化を要請する。

2 社会秩序維持のための対策

災害対策本部による 広報内容、手続	・渉外広報班は、市民の生活維持、生活再建、復旧復興に関する ことなどを市民に広報する。
供給物資の迅速・均等 な配分の実施	・食料供給班及び生活必需品供給班は、生活の基礎となる物資や 食料品等を迅速かつ均等に配分し、被災者の不安を和らげるよう 配慮する。 ・迅速かつ的確に応急対策を実施し、被災者を援護することで、 社会秩序維持に万全を期する。

正確な情報の入手	・市民及び事業所は、災害対策本部等公的機関又は報道機関の情報を入手し、流言飛語に惑わされないよう留意する。
----------	---

3 自主防災組織

自主防災組織は、自ら防犯パトロールをし、地域の安全を維持する。

4 災害時における警察活動

災害時における警察活動は、次に定める活動を行う。

1	被害実態の把握
2	被災者の救出救護
3	危険箇所の実態把握及び警戒
4	気象情報等の収集及び伝達
5	危険区域居住者に対する避難の指示、警告及び誘導
6	行方不明者の捜索及び遺体の見分
7	被災地等における交通の安全と円滑の確保
8	被災地等における犯罪の予防検挙
9	地域安全情報、災害関係情報等の広報活動
10	関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動

第2節 流通機能の回復

【目的】

被災地内で物資を安定供給して生活の維持を図る。

【方針】

食品、生活必需品等の流通を促し、物価の高騰、また、買い占め・売り惜しみが生じないように、監視するとともに、必要に応じ指導等を行う。

応急対策の実施時期

業務名		担当班	警戒	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30
				時間						日					
流通機能の回復	広報活動	渉外広報班													
	商業施設等の被災状況調査	生活必需品供給班													
	営業再開の要請・支援	生活必需品供給班													

役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	渉外広報班	<ul style="list-style-type: none"> 物資供給に係る正確な情報の市民への伝達に関すること。 市民からの苦情等の情報収集に関すること。
	生活必需品供給班	<ul style="list-style-type: none"> 商業施設等の被害状況、営業状況の調査実施に関すること。 事業者に対する営業再開の要請等に関すること。 事業者の営業再開を支援するための連絡調整に関すること。 事業者に対する物価安定に関する要請等に関すること。
商業者等		<ul style="list-style-type: none"> 店舗等の早期の営業再開に関すること。 物価安定のための営業努力に関すること。
物価調査モニター		<ul style="list-style-type: none"> 価格状況のモニターの実施に関すること。
市民		<ul style="list-style-type: none"> 物資供給に関する正確な情報の入手に関すること。 事前の備蓄に関すること。

1 商品の確保

県及び市は、生活必需品をはじめとする各種商品の在庫量を把握し、不足量については国、他府県、企業等と協議し、速やかに必要量を市場に流通させるよう努める。

2 消費者情報の提供

県及び生活必需品供給班は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売所等の必要な消費者情報を提供し、消費者の利益を図るとともに、心理的パニックを防止する。

第11章 施設・設備及びライフラインの応急復旧活動

第1節	施設、設備の応急復旧活動計画	3-172
第1	市の施設、設備の応急復旧	3-172
第2	関係機関の管理する施設、設備の応急復旧	3-173
第2節	ライフライン応急復旧活動計画	3-174
第1	ライフライン応急復旧の調整	3-175
第2	上水道施設の復旧計画	3-175
第3	下水道施設の復旧計画	3-176
第4	電力施設の復旧計画	3-178
第5	電気通信施設の復旧計画	3-180
第6	ガス施設の復旧計画	3-182
第7	LPガスの復旧計画	3-184

第1節 施設、設備の応急復旧活動計画

【目的】

応急対策活動を迅速に実施していくため、施設、設備の早期復旧を図る。

【方針】

災害発生後、応急対策活動を実施する上で必要となる施設、設備の被害を早急に調査し、迅速に復旧活動に取り組む。

応急対策の実施時期

業務名	担当班	警戒	時間					日						
			1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30
市の施設、設備の 応急復旧	応急復旧の情報収集	各班	■	■	■	■								
	応急復旧活動	財務用度資材班							■	■	■	■		
	応援要請	財務用度資材班				■	■	■						
	応急復旧用資機材の 備蓄・調達	財務用度資材班					■	■	■	■	■	■		

役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	総括班	・市及び他の関係機関が所管する市内の施設・設備の被害状況の把握に関すること。
	財務用度 資材班	・市庁舎等防災拠点の最優先応急復旧に関すること。
	各部	・各部所管施設、設備の被害状況の把握に関すること。 ・各部所管施設、設備の応急復旧措置に関すること。
建設業協会等		・施設、設備の応急復旧の協力に関すること。
防災関係機関		・各機関所管施設、設備の応急復旧に関すること。

第1 市の施設、設備の応急復旧

1 市の施設、設備の応急復旧活動

1	市の管理する施設、設備等の管理者は、公共施設の緊急点検を実施する体制を確保する。
2	震災後、建物の倒壊、土砂崩れ等二次災害の防止対策を実施する。
3	被害の状況に応じて応急復旧にとりかかる体制を確保する。

2 市の施設、設備の応急復旧の支援要請

市の施設、設備において災害応急対策の拠点となるものは、早期の応急復旧を図るため、建設業協会などに支援要請を行い、復旧を図る。

3 防災拠点となる施設、設備の早期応急復旧

1	災害対策本部、避難所、病院等の業務・生活が早期に可能となるように、施設、設備の応急復旧を実施する。
2	災害対策本部、病院等の応急対策活動に必要な拠点施設につながる道路、橋梁など市内の交通関係施設の被害状況の調査と、都市機能の回復に向けての早期復旧を実施する。

4 代替施設、設備の確保

災害応急対策の拠点となる市の施設、設備で被害状況から早期の応急復旧が困難であると判断される場合、代替施設や代替設備の調達を行う。

災害規模が大きく市だけでは調達できない場合は、県及び関係機関、建設業協会などの協力を得て調達を行う。

第2 関係機関の管理する施設、設備の応急復旧**1 関係機関の管理する施設、設備の応急復旧活動**

1	防災関係機関が管理する施設、設備の応急復旧状況を確認する。
2	防災関係機関の施設と市の防災拠点につながる道路、橋梁など市内の交通関係施設の被害状況の調査と、都市機能の回復に向けての早期復旧を実施する。

2 関係機関の管理する施設、設備の応急復旧の確認

防災関係機関の施設、設備において災害応急対策の拠点となるものは、早期の応急復旧を図るため、建設業協会などに支援要請を行う。

第2節 ライフライン応急復旧活動計画

【目的】

市民が健全な生活を維持していくために、ライフラインの早期復旧を図る。

【方針】

災害発生後、ライフラインの被害を早急に調査し、迅速に復旧活動に取り組む。

応急対策の実施時期

業務名	担当班	警戒	時間					日							
			1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30	
ライフライン応急復旧の調整	ライフライン情報の収集・提供	道路河川班	■	■											
	ライフライン復旧の調整	道路河川班				■	■								
	ライフライン復旧拠点の選定	道路河川班							■	■	■	■	■	■	■
上水道施設の復旧計画	応急対策	給水班	■	■											
	応援要請	給水班						■							
	上水道網復旧工事	給水班								■	■	■	■	■	■
下水道施設の復旧計画	被害情報の収集・管理	下水道班	■	■											
	応急対策	下水道班							■	■	■	■	■	■	■

役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	道路河川班 給水班 下水道班	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの被害状況の把握と復旧情報の収集に関すること。 ・ライフラインの被害状況の把握と復旧情報の広報に関すること。
	道路河川班	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン事業者との復旧方針の調整に関すること。 ・ライフライン復旧拠点の選定に関すること。
	給水班	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道施設の応急復旧に関すること。
	下水道班	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道の応急復旧に関すること。 ・下水処理場の応急復旧に関すること。
関西電力送配電㈱		<ul style="list-style-type: none"> ・電力施設の応急復旧に関すること。
西日本電信電話㈱		<ul style="list-style-type: none"> ・公衆電気通信設備の応急復旧に関すること。
大阪ガスネットワーク㈱		<ul style="list-style-type: none"> ・ガス施設の復旧に関すること。
(一社)兵庫県LPガス防災協会		<ul style="list-style-type: none"> ・ガス供給を行うための復旧に関すること。

第1 ライフライン応急復旧の調整

1 ライフライン情報の収集・提供

ライフライン被害情報の収集のための体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> 各ライフライン関係機関は、災害対策本部に各所管施設の被害状況、応急対策の実施状況及び復旧の見込み等に関する情報を連絡する。 渉外広報班は、収集した情報を整理し、広報及び調整会議等の資料とする。
市民へライフライン情報提供のための広報の実施	<ul style="list-style-type: none"> 渉外広報班は、総括班が整理した資料に基づき、市民に広報紙等によりライフライン情報を提供する。
報道機関へのライフライン情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> 渉外広報班は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対して、ライフライン情報を提供し、報道することを要請する。

2 ライフライン復旧の調整

ライフラインの総合的復旧のための調整会議開催	<ul style="list-style-type: none"> 道路河川班は、必要に応じてライフライン連絡調整会議を招集する。
ライフライン復旧調整会議での協議事項	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況等の報告 工事のスケジュール調整 資機材置き場、駐車場等復旧拠点確保の調整 その他必要な事項

3 ライフライン復旧拠点の選定

1	復旧基地適地の事前調査の実施とオープンスペースの確保
2	地震後の空地利用状況調査の手順の策定
3	ライフライン復旧拠点の選定
4	ライフライン復旧拠点運用のための調整事項の整理

第2 上水道施設の復旧計画

市及び関係機関は、災害時に水道施設が被災した場合、施設の復旧を早急に図るとともに、災害により生活用水が供給されなくなった場合、必要に応じて応急給水を実施し、市民生活の安定に努める。

1 保全対策

災害による上水道の損壊、汚染防止に対処するため、施設が被災するおそれがあるときは、必要な技術要員の待機、資材の確保を図るとともに保全対策を以下のとおり実施する。

1	緊急修理資機材を集結し、出動体制を整備する。
2	施設を巡回して事故の発生の有無を確認する。

参照

別表-31 水源地等一覧

2 応急措置

上水道施設が被災し、又は水道水源が汚染するなどの被害を受けたときは、直ちに以下の措置を講じる。

1	施設の損壊、漏水等を応急復旧する。
2	水道が汚染し、飲料水として使用することが不適当なときは、直ちに給水停止及び制限等の措置を行う。
3	断水時の対応として、水道事業所は断水の連絡を受け応急給水が必要となった地域について、隣接水道や消火栓、配水池、飲料水兼用耐震性貯水槽、給水タンク、ポリ袋等による飲料水の供給の措置を行う。

3 応援要請

1	上水道施設の損壊などにより、浄水の供給が広範囲に不可能となったときは、上水道相互応援に関する協定書に基づき、県及び近隣市町に応援を要請する。
2	たつの市水道事業給水工事指定業者への応援要請を行う。

第3 下水道施設の復旧計画

市及び関係機関は、災害により下水道施設が被災した場合、処理場やポンプ場、管きょ等の被災箇所や損傷状況等の情報を収集し、速やかに被災した下水道施設の機能を回復させ、都市環境及び都市機能の早期復旧と安定維持を図る。

1 実施責任者

市長は、公共下水道施設、特定環境保全公共下水道施設、農業集落排水施設、コミュニティプラント、合併処理浄化槽、個別排水処理施設、その他下水道施設の応急対策を実施する。ただし、流域下水道施設については県が行う。

2 事前準備

風水害については、TVやインターネット等を利用して台風の進路や集中豪雨等の発生箇所を予測し、事前に樋門の開閉操作や下水処理施設の浸水対策の準備を行う。

(1) 樋門等の管理

用水樋門	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水予防のため地元水利管理者が河川取水ゲートや用水ゲートの開閉操作を行う。 ・水防警報等発令時は、市から水利管理者に各ゲート開閉操作開放の要請を行う。
排水樋門	<ul style="list-style-type: none"> ・排水樋門は、放流先河川水位が堤内地水位よりも高い場合は、ゲートを閉鎖し、放流先河川からの逆流を防止する。 ・揖保川地区においては、降雨量や河川水位等を考慮しながら、本條流入ゲートの切替えを行い、半田神部中央雨水幹線を作動する。

(2) 作業要員・資材の確保

雨水幹線の閉塞等に備え、市内建設業有資格指名業者の中から地区の業者に対し、要員の待機及び資材の確保を依頼する。

(3) 汚水処理施設の安定稼働

汚水処理施設の浸水被害に備え、非常用排水ポンプや自家発電機等の準備を行う。また、汚水処理施設の安定稼働に係る影響が大きいマンホールポンプ場等の無人施設への巡回点検を行い、作動状況を確認する。

3 応急措置

(1) 風水害時の応急対策

内水排除	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水幹線等の主要な排水路の閉塞状況を確認し、排水を阻害している障害物の撤去を行い、排水機能を確保する。 ・雨水排水路管：障害物を除去し、排水を確保する。 ・用水樋門：ゲートが閉鎖している場合で、地元水利管理者等が不在の時は、市がゲートを開放し排水機能を確保する。
下水処理場等の機能復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・内水等により処理場等の施設内部が冠水し、処理設備等の機能が停止した場合、非常用排水ポンプ等により施設内の滞留水を速やかに排除する。排水完了後、設備の損傷状況を調査し、機能復旧を行う。 ・復旧に長期間を要する場合は、代替機械等による仮復旧で対応し、本復旧までの間の処理機能維持に努める。 ・洪水等により放流先の管渠に著しい被害が発生した場合は、放流先管渠等の復旧作業完了後、下水処理場等の運転を再開する。

(2) 震災時の応急対策

1	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂等により雨水幹線等の排水路が閉塞している場合は、その障害物を除去する等、排水機能復旧に努める。 ・障害物の除去が完了するまでは、河川に設けられた農業用取水口からの取水を制限するよう用水管理者に要請する。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急避難路等の重要幹線に埋設してあるマンホール等の管路施設を調査し、陥没や浮き上がり等による二次災害が発生するおそれがある場合は、道路管理者等と協議し通行止め等の処置を行う。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・下水処理施設等においては、躯体と処理機械設備の被災状況を調査し、損壊が著しい場合は、施設機能が復旧するまでの間、その影響する世帯に対してトイレ等の使用制限等の協力を呼びかける ・被災した処理場等に溜まる汚水については、被災していない処理施設や近隣市町の処理施設に協力を要請し、汚水を運搬し処理する。

4 情報の管理

下水道台帳、施設図面等関係資料により被災状況を確認する。

5 復旧計画

被災状況を整理し、重要施設や被害が拡大するおそれのある施設等、復旧の優先順位付けを行い、計画的に復旧作業を行う。

第4 電力施設の復旧計画

災害発生に際し、電力施設の防護及び被災地に対する電力供給の確保について定める。

1 非常災害対策本部の設置

災害が発生した場合、災害に係る復旧を推進するために非常災害対策本部を設置する。

2 災害時における情報収集

(1) 一般情報

1	気象、地象情報
2	一般被害情報
3	対外対応状況
4	その他災害に関する情報（交通状況等）

(2) 当社被害状況

1	電力施設等の被害状況及び復旧状況
2	停電による主な影響状況
3	復旧資材、復旧要員、食料等に関する事項
4	その他災害に関する情報

3 対策要員の確保

1	夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。
2	対策組織が設置された場合は、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。

4 災害時における復旧資材の確保

(1) 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、以下のいずれかの方法により速やかに確保する。

1	現地調達
2	対策組織相互の流用
3	他電力会社等からの融通

(2) 輸送手段の確保

災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇等により行う。

(3) 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資機材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、その確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼し、迅速な確保を図る。

5 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として送電を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

6 災害時における応急工事**(1) 応急工事の基本方針**

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関係及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

(2) 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、以下の基準により実施する。

送電設備	車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置
変電設備	機器損壊事故に対し系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置
配電設備	非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧
通信設備	可搬型電源、移動無線機等の活用により通信連絡の確保

7 電力設備復旧作業

復旧計画の策定及び実施に当たっては、原則として、病院、交通・通信・報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設を優先し、災害状況、各施設の被害状況、各施設の災害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧する。

8 災害時における広報**(1) 広報活動**

災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報を行う。

(2) 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行う。

9 他電力会社からの融通

災害が発生し、電力供給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認められた場合、各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力受給契約」に基づき電力の緊急融通を行う。

第5 電気通信施設の復旧計画

災害により電話線等の電話施設が被災した場合、又は被災するおそれがある場合は、西日本電信電話（株）が、以下のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

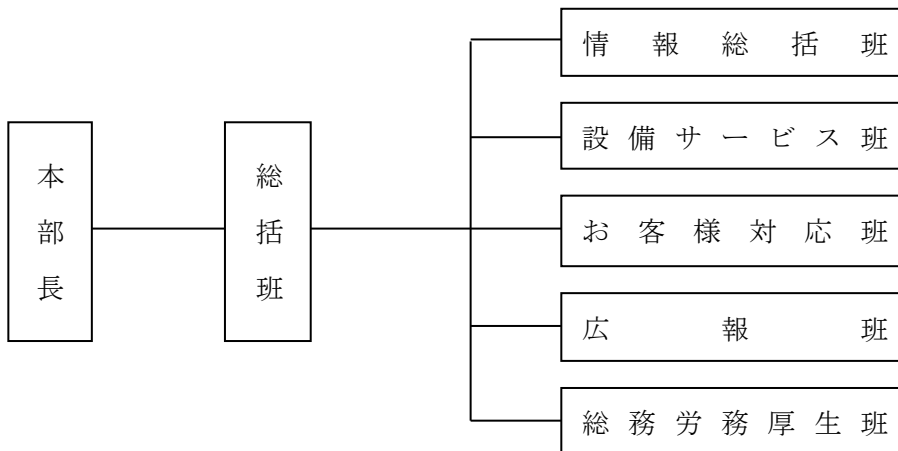
1 災害対策本部の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により、災害応急対策及び災害復旧を実施する。

<名称及び所在地>

機 関 名	所 在 地	連 絡 電 話
西日本電信電話株式会社 兵庫支店	神戸市中央区海岸通 11 番地	災害対策室 TEL:078-393-9440 FAX:078-326-7363

2 災害対策本部の組織及び所掌事項



3 通信途絶の解消と通信の確保

通信の途絶の解消と重要通信を確保するため、以下の措置を講じる。

1	自動発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保
2	衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成
3	電話回線網に対する切替措置、伝送路切替措置等の実施
4	応急復旧ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成
5	非常用移動電話装置の運用
6	臨時・特設公衆電話の設置
7	停電時における公衆電話の無料化

4 重要通信の確保

災害発生に伴い、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110番、119番、災害救助活動に関する国又は地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

5 通信の利用と広報

災害により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と広報活動を実施する。

1	通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。
2	非常、緊急電話及び非常、緊急電報の疎通ルートを確保し、優先して取扱う。
3	臨時の営業窓口を開設する。
4	被害状況に応じた案内トーキを挿入する。
5	一般利用者に対する広報活動を実施する。
6	NTT西日本兵庫支店は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。
7	「災害用伝言ダイヤル」及び「災害用伝言板（web171）」を利用した安否確認。

<「災害用伝言ダイヤル」及び「災害用伝言板（web171）」>

災害時において被災地への通信が輻輳した場合、被災地内の安否の確認が困難になる。そのような状況下でも安否確認できるシステムを確立する。

提供の開始	<ul style="list-style-type: none"> 地震災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し被災地への通話がつながりにくい状況（ふくそう）になっている場合、開始する。 被災者は、本人・家族等の安否情報等を「被災伝言ダイヤルセンター」及び「災害用伝言板（web171）」へ登録し、被災者の家族・親戚・知人等はその内容を聴取して安否等を確認する。
伝言の条件等	<ul style="list-style-type: none"> ○災害用伝言ダイヤル <ul style="list-style-type: none"> 伝言時間：1伝言当たり30秒間録音 伝言保存期間：2日間 伝言蓄積数：1電話番号当たりの伝言数は1～10伝言 ○災害用伝言板（web171） <ul style="list-style-type: none"> 伝言登録文字数：100文字 伝言登録数：20件（伝言板当たり） 伝言保存期間：最大6か月
提供時の通知方法	<ul style="list-style-type: none"> テレビ、ラジオを通じて利用方法、伝言登録エリア等を知らせる。 電話がかかりにくくなっている場合は、「ふくそうメッセージ」の中で災害伝言ダイヤルを利用していただきたい旨の案内を流す。 避難所や特設公衆電話設置場所へ操作説明リーフレット等を配備する。 防災行政無線等により、利用方法を知らせてもらうよう依頼する。

6 復旧順位

災害により電気通信施設に被害が発生し、回線に故障が生じた場合、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努める。

被害状況に応じて下表の復旧順位を参考として、適切な措置により回線の復旧を図る。

<電気通信サービスの復旧順位>

	重要通信を確保する機関（契約約款に基づく）
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係がある機関、通信の確保に直接関係がある機関、電力の供給の確保に直接関係がある機関
第2順位	ガス、水道の供給の確保に直接関係がある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位及び第2順位に該当しないもの。

第6 ガス施設の復旧計画

災害時は、ガス施設の防護及び被災地に対するガス供給の確保について定める。

1 応急対策

地震が発生した場合、「災害対策規程」に基づき災害対策本部を設置し、社内各部門の連絡協力のもとに災害応急対策を実施する。

(1) 災害対策本部の設置

兵庫導管部の供給エリア内で震度4以上の地震の発生、又は風水害による災害の発生あるいは災害の発生が予想される場合は、兵庫導管部内に災害対策本部を設置する。

また、大阪ガスの供給エリア内で震度5弱以上の地震の発生を感知した場合、本社及び地区導管部等に災害対策本部を設置する。

大阪ガスネットワーク(株)兵庫事業部	神戸市中央区港島中町4丁目5-3
電 話	078-303-7777
ガス洩れ専用電話	0120-719-424 (フリーダイヤル)

(2) 応急対策要員の確保

災害時は「災害対策規定」に基づき、緊急呼出し装置等により必要要員を呼び出す。

また、休日・夜間にあっても、テレビ、ラジオ等で大阪ガスの供給エリア内で震度5強以上及び兵庫導管部の供給エリア内で震度5弱以上の地震が発生したことを覚知した場合、自動的に出社するよう定めている。必要に応じて、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動ができるように動員体制を確立し、呼出しをする。

(3) 情報の収集伝達

情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> 地震時は本社を初めとして 241 か所に設置している地震計が一定以上の加速度を感知した場合には、直ちに本社中央保安指令部へ無線、テレメーターにより震度情報が集約される。また、風水害時は気象情報の収集に努める。 本社中央保安指令部で集約された情報は、一斉無線連絡装置により、直ちに製造所、各事業所へ伝達されて、必要な措置を講ずるシステムになっている。
関係機関との情報交換	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部は、担当エリアのガス施設、顧客施設の被害状況を調査するとともに、その状況と応急対策実施状況等を、専用線等により防災関係機関に対して伝達する。 必要に応じて大阪ガスより連絡要員を防災関係機関へ派遣する。

(4) 復旧資機材の確保

普段から必要な資機材（導管材料、導管以外の材料、工具類、車両、機械、漏洩調査機器、道路工事保安用具、携帯無線等）について必要な数量を確保する。

(5) 災害広報

災害時における混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要に応じてお客様に対し、テレビ・ラジオ等の情報機関及び工作車に装備したスピーカーにより、ガス施設の災害及び安全装置に関する各種の情報を広報する。

(6) 危険防止対策

都市ガスが生活に欠くことのできない重要なエネルギーであることから、災害時においても可能な限りガス供給を継続する必要がある。

このために、被災箇所の緊急修繕に努めるが、都市ガスにより二次災害のおそれがある場合には、社災害対策本部の指令に基づいて、事前に確立されているスーパーブロック、ミドルブロック等によりガス供給を停止する等の適切な危険防止措置を講ずる。

この場合も、被害のない地域についてはガスの供給を継続する。

2 復旧対策

復旧計画	災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、人命に関わる箇所及び救急救助活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各施設の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。
復旧要員の確保	社員、協力会社による全社的な動員体制の他に、大阪ガス単独で復旧を図ることが困難である場合には、日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、他のガス事業者からの協力を得る。
他機関との協力体制	復旧を促進するため、地域防災機関、防災機関、道路管理者、埋設物管理者、地域団体と緊密な連携と、各機関との協力体制のもとに災害対策を推進する。

第7 LP ガスの復旧計画

大規模な災害が発生した場合、直ちに社団法人兵庫県 LP 防災協会は、同協会内に兵庫県 LP 災害対策本部を設置し、関係機関、関係団体等と連携して被害を最小限に止める措置を実施する。

1 応急対策

LP ガス事業者は、災害発生によりガスの貯蔵施設や供給施設の被害状況を確認するとともに、供給に必要な車両や交通機関の状況を確認する。

2 応急供給

災害により供給量が限られる場合は、原則として、病院、交通・通信・報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設を優先し、災害状況、各施設の被害状況、各施設の災害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから供給を開始する。

第12章 二次災害の防止活動

第1節	土砂災害対策計画	3-186
	第1 保全対策	3-186
	第2 情報の収集	3-186
	第3 避難誘導	3-187
	第4 応急措置	3-187
第2節	ため池対策計画	3-188
	第1 実施責任者	3-188
	第2 危険箇所の把握及び応急対策	3-188
	第3 決壊した場合の対策	3-189
	第4 相互連絡	3-189
第3節	建築物等の二次災害防止計画	3-190
	第1 被災建築物応急危険度判定の実施	3-190
	第2 建築物等の倒壊対策	3-191
第4節	被災宅地の二次災害防止計画	3-192
	第1 被災宅地危険度判定の実施	3-192
	第2 被災宅地の応急措置	3-193
第5節	津波等の二次災害防止対策計画	3-194
	第1 陸域	3-194
	第2 海域	3-194

第1節 土砂災害対策計画

【目的】

地震発生後の余震又は集中豪雨等による土砂災害に備え、二次災害防止施策を講じる。

【方針】

二次的な土砂災害等の危険箇所の点検を早期に実施し、危険性が高いと判断された箇所は、応急工事などを実施するとともに、速やかに適切な避難対策を実施する。

応急対策の実施時期

業務名	担当班	警戒	時間					日							
			1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30	
土砂災害二次災害防止のための応急復旧対策	巡視・調査	道路河川班													
	二次災害防止措置	道路河川班													
	復旧対策	道路河川班													
避難誘導	避難実施応急住宅班														

役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	道路河川班	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害等危険箇所の巡視・調査に関すること。 土砂災害等危険箇所の応急復旧に関すること。
	避難実施応急住宅班	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導に関すること。
	西はりま消防組合 たつの消防署	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害等危険箇所の巡視に関すること。 避難指示の市民への伝達に関すること。
	たつの市消防団	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害等危険箇所の巡視に関すること。 避難指示の市民への伝達に関すること。
国土交通省 姫路河川国道事務所 兵庫県龍野土木事務所		<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害等危険箇所の調査に関すること。 土砂災害等危険箇所の応急復旧に関すること。
自主防災組織		<ul style="list-style-type: none"> 避難指示の市民への伝達に関すること。
建設業者等		<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害等危険箇所の調査及び応急復旧の協力に関すること。

第1 保全対策

災害による山腹崩壊防止施設等の破損、機能低下に対処するため、災害発生時に施設が被災するおそれがあるときは、必要な人員及び資材の確保を図るとともに、施設のパトロールにより災害発生状況を確認する。

第2 情報の収集

防災関係機関は、災害が発生するおそれがある場合、市内の危険箇所を中心に斜面及び防

護壁等のパトロールを行い、崩壊箇所を発見したとき、あるいは通報により認知したときは、防災関係機関に連絡するとともに、必要な応急措置を行う。

第3 避難誘導

山崩れ等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市及び防災関係機関は、危険区域内にある市民等に対し、安全な場所に避難させるなど人命の被害軽減を図る。

第4 応急措置

山腹崩壊防止施設等が被災し、人家付近に土砂流入等の被害を受けたときは、直ちに土砂等の障害物を除去する等の応急措置を講じる。

参照

別表-9	急傾斜地崩壊危険箇所
別表-10	山腹崩壊危険箇所
別表-11	崩壊土砂流出危険箇所
別表-12	土石流危険溪流

第2節 ため池対策計画

【目的】

地震や集中豪雨等によるため池の決壊に備え、二次災害防止施策を講じる。

【方針】

市及び関係団体は、災害によりため池が被災した場合、堤体等の決壊・亀裂箇所を修復し、二次災害防止の対策を早急に図り、下流地域の生活の安定に努める。

応急対策の実施時期

業務名	担当班	警戒	時間					日							
			1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30	
決壊前の対策	巡視・調査	農林農地班													
	応急復旧	農林農地班													
	避難誘導	避難実施応急住宅班 農林農地班													
決壊した場合の対策	被害状況の把握	農林農地班													
	応援要請	農林農地班													

役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	農林農地班	・ため池の巡視・調査に関すること。 ・被災ため池の応急復旧に関すること。
	避難実施応急住宅班	・避難誘導に関すること。
光都土地改良センター		・ため池の調査及び応急復旧の協力に関すること。

第1 実施責任者

農林農地班及びため池管理者は、応急対策、復旧工事を実施する。

第2 危険箇所の把握及び応急対策

ため池管理者は、災害が発生した場合、危険箇所及び被災箇所を確認し、被災状況等を防災関係機関に速やかに連絡するとともに、必要な応急措置を講じる。

農林農地班は、ため池管理者とともに現地パトロールを実施し、危険な状態が予想される箇所の早期発見に努め、ため池管理者に必要な応急措置、指導を行う。

1	必要な応急資材を準備し、適切な応急措置がとれるよう指導する。
2	堤体の決壊等が予想される場合は、事前に水位をさげるよう指導する。
3	漏水等により、ため池の危険な状態が予想されるときは、あらかじめ土のう又はビニールシート等にて応急の処理をするよう指導する。

4	決壊等で二次災害のおそれがあると判断した時は、現場付近への立入禁止、下流地域の市民に避難の誘導等、市民の安全確保のための必要な措置を講じる。
---	--

第3 決壊した場合の対策

1	ため池が決壊した時は、市民の安全確保を図るとともに被害状況等を速やかに把握し、防災関係機関に連絡する。
2	ため池が決壊し、対応できないと判断される場合は、迅速に災害対策本部等へ応援要請を行うものとする。

参照

別表-13 警戒ため池

第4 相互連絡

災害対策本部、光都土地改良センター、ため池管理者、たつの警察署、西はりま消防組合たつの消防署等関係部署との情報連絡をとり、最善の措置を講じる。

第3節 建築物等の二次災害防止計画

【目的】

災害により脆弱になった建築物が、豪雨や余震で倒壊することで、発生する人的被害を防止する。

【方針】

建築物の応急危険度判定を早急に実施するとともに、危険な建築物への立入禁止措置を行い、人的被害の拡大を防止する。

応急対策の実施時期

業務名	担当班	警戒	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30
			時間						日					
被災建築物応急危険度判定の実施	市内の状況把握及び被災建築物応急危険度判定実施の必要性の判断	災害対策本部												
	被災建築物応急危険度判定士の要請	総括班												
	被災建築物応急危険度判定作業の広報	渉外広報班												
	被災建築物応急危険度判定の実施	避難実施応急住宅班												
建築物の倒壊対策	避難実施応急住宅班													

役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	災害対策本部	・被災建築物応急危険度判定調査の必要性判断に関する事。
	総括班	・被災建築物応急危険度判定士の要請に関する事。
	被害調査班	・被災建築物応急危険度判定調査の実施に関する事。 ・二次災害の防止措置の実施に関する事。
	渉外広報班	・被災建築物応急危険度判定調査の実施区域及び趣旨内容等を広報に関する事。
ボランティア（建築士会等）		・被災建築物応急危険度判定調査の協力に関する事。

第1 被災建築物応急危険度判定の実施

「たつの市被災建築物応急危険度判定マニュアル要綱」に基づき、被害調査班が地震発生直後に実施する。

調査の実施に当たっては、県に登録された被災建築物応急危険度判定士（応急危険度判定が可能な建築技術者）等の建築士ボランティアに協力を要請する。

参照

資料-34

たつの市被災建築物応急危険度判定マニュアル要綱

1 市内の状況把握及び被災建築物応急危険度判定実施の必要性の判断

災害対策本部	災害発生後の被害情報等に基づき、被災建築物応急危険度判定実施の必要性の検討を行う。 被災建築物応急危険度判定を実施する必要があると判断したときは、本部長は県に対し被災建築物応急危険度判定士の派遣の要請を行う。
避難実施応急住宅班	被災建築物応急危険度判定に係る調整を実施する。

2 被災建築物応急危険度判定作業の広報

被災建築物応急危険度判定の実施に係る内容、注意事項を整理し、市民に理解を得るための広報を渉外広報班に依頼する。

1	被災建築物応急危険度判定結果標識を事前に広報する。
2	被災建築物応急危険度判定結果の市民への理解 <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙等により、被災建築物応急危険度判定結果の意味について市民に周知する。 ・被災建築物応急危険度判定士は、市民の求めに応じて、被災建築物応急危険度判定結果の意味を現地において説明する。

3 被災建築物応急危険度判定作業の実施

被災建築物応急危険度判定を実施するに当たり、判定実施計画を作成し実施する。

参照

資料-35	被災建築物応急危険度判定マニュアル
資料-36	実施本部作業フロー

第2 建築物等の倒壊対策

1	被災建築物応急危険度判定の結果に基づいて、倒壊のおそれのある建築物等の調査を早急を実施する。
2	危険な建築物等がある場合は、立入禁止等の措置を講じるとともに、民間業者に委託して二次災害防止の措置を講じる。

第4節 被災宅地の二次災害防止計画

【目的】

災害により脆弱になった宅地、擁壁等が豪雨や余震により崩壊することで発生する人的被害を防止する。

【方針】

被災宅地の応急危険度判定を早急に実施するとともに、危険な宅地等への立入禁止措置を行い、人的被害の拡大を防止する。

応急対策の実施時期

業務名	担当班	警戒	時間					日						
			1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30
被災宅地危険度判定の実施	市内の状況把握及び被災宅地危険度判定実施の必要性の判断	災害対策本部		■										
	被災宅地危険度判定士の要請	総括班			■									
	被災宅地危険度判定作業の広報	渉外広報班						■						
	被災宅地危険度判定の実施	避難実施応急住宅班							■					
被災宅地の応急対策	立入禁止等の措置	避難実施応急住宅班							■					

役割分担

実施担当	実施内容	
災害対策本部	災害対策本部	・被災宅地危険度判定調査の必要性判断に関する事。
	総括班	・被災宅地危険度判定士の要請に関する事。
	避難実施応急住宅班	・被災宅地危険度判定調査の実施に関する事。 ・二次災害の防止措置の実施に関する事。
	渉外広報班	・被災宅地危険度判定調査の実施区域及び趣旨内容等の広報に関する事。
兵庫県災害本部	・被災宅地危険度判定調査の協力に関する事。	

第1 被災宅地危険度判定の実施

兵庫県被災宅地危険度判定実施本部業務マニュアルに基づき、避難実施応急住宅班が地震発生直後に実施する。

調査の実施に当たっては、県に登録された被災宅地危険度判定士（危険度判定が可能な土木技術者）に協力を要請する。

1 市内の状況把握及び被災宅地危険度判定実施の必要性の判断

災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生後の被害情報等に基づき、被災宅地危険度判定実施の必要性の検討を行う。 ・被災宅地危険度判定を実施する必要があると判断したときは、本部長は県に対し被災宅地危険度判定士の派遣の要請を行う。
避難実施応急住宅班	<ul style="list-style-type: none"> ・被災宅地危険度判定に係る調整を実施する。

2 被災宅地危険度判定作業の広報

被災宅地危険度判定の実施に係る内容、注意事項を整理し、市民に理解を得るための広報を渉外広報班に依頼する。

1	被災宅地危険度判定結果標識を事前に広報する。
2	被災宅地危険度判定結果の市民への理解 <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙等により、被災宅地危険度判定結果の意味について市民に周知する。 ・被災宅地危険度判定士は、市民の求めに応じて、危険度判定結果の意味を現地において説明する。

3 被災宅地危険度判定作業の実施

被災宅地危険度判定を実施するに当たり、宅地判定実施計画書を作成する。

第2 被災宅地の応急措置

被災宅地危険度判定の結果、崩壊のおそれのある擁壁・のり面のある宅地内の危険な建築物又はその宅地に接し危険な建築物等がある場合は、立入禁止等の措置を講じる。

第5節 津波等の二次災害防止対策計画

【目的】

津波、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止する。

【方針】

海岸保全施設等の点検を早期に実施し、危険性が高いと判断された箇所は、応急工事などを実施するとともに、速やかに適切な避難対策を実施する。

応急対策の実施時期

業務名	担当班	警戒	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30
			時間						日					
二次災害防止のための応急復旧対策	海岸保全施設の調査	道路河川班	■											
	浸水危険箇所の巡視	道路河川班	■	■	■	■	■	■	■	■				
	施設の応急復旧	道路河川班							■	■	■	■	■	■
避難誘導	御津地域活動班		■	■	■	■	■							

役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	道路河川班	・海岸保全施設等の調査及び応急復旧に関すること。 ・浸水危険箇所の巡視に関すること。
	御津地域活動班	・海岸保全施設等の調査及び応急復旧に関すること。
	西はりま消防組合 たつの消防署	・浸水危険箇所の巡視に関すること。 ・浸水危険箇所からの避難誘導の緊急実施に関すること。
	たつの市消防団	・浸水危険箇所の巡視に関すること。 ・浸水危険箇所からの避難誘導の緊急実施に関すること。
たつの警察署	・浸水危険箇所からの避難誘導の実施に関すること。	
市民、組合	・地震時の海岸付近から避難に関すること。	

第1 陸域

市は、地震津波による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じて施設の点検、応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

なお、これらの活動に当たっては、班員の安全確保に配慮する。

第2 海域

県、市及び姫路海上保安部は、物資等の散乱による輸送活動の支障、流出油等による海上汚染や火災の発生等、予想される二次災害の拡大を防止するための措置を講じる。

また、港湾・漁港管理者等は、災害発生後の海上輸送の早期再開のため、関係機関と連携し、津波に流された漂流物の早期回収に努める。

なお、これらの活動に当たっては、班員の安全確保に配慮する。

第13章 教育応急対策計画

第1節 応急対策の体制	3-196
第1 災害発生時の体制	3-197
第2 災害復旧時の体制	3-197
第3 応急教育の実施	3-198

第1節 応急対策の体制

【目的】

災害が発生した場合、園児・児童・生徒・職員・施設等の安全対策を実施する。

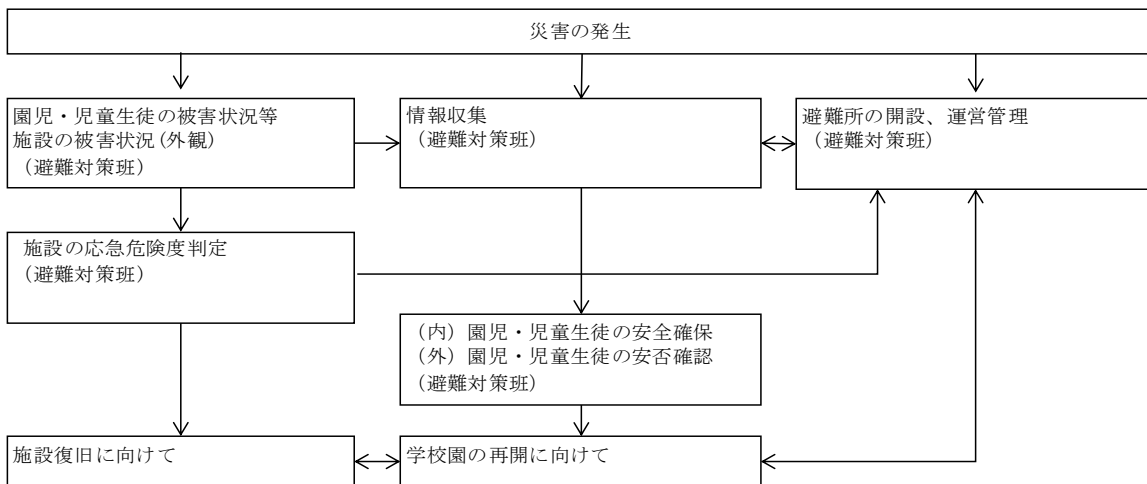
【方針】

市教育委員会事務局は、防災関係機関との協力の下に応急対策を実施する。

応急対策の実施時期

業務名	担当班	警戒	時間					日							
			1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30	
二次災害防止のための応急復旧対策	緊急避難の実施	避難対策班	■	■	■										
	保護者への引渡し	避難対策班	■	■	■										
	施設の被害状況調査	避難対策班			■	■	■								
	施設の応急復旧	避難対策班						■	■	■	■	■			
応急教育の実施	避難対策班								■	■	■	■	■	■	

応急対策の流れ



役割分担

実施担当	実施内容
災害対策本部 避難対策班	<ul style="list-style-type: none"> 園児・児童・生徒の被害状況の調査に関すること。 園児・児童・生徒の安全確保に関すること。 教育施設の被害状況の調査に関すること。 教育施設の応急復旧対策に関すること。 応急教育の実施に関すること。 教材、学用品等の調達及び給付に関すること。 就学奨励費の給付等、園児・児童生徒の教育援護に関すること。 給食等の措置に関すること。 県教育委員会等関係機関との連絡・調整に関すること。 その他応急教育対策に関すること。 文化財産の被害調査及び応急手当に関すること。

第1 災害発生時の体制

1 災害対策教育本部の措置

1	被災状況を調査し、園児・児童・生徒・職員・施設等の安全対策を指示する。
2	県教育委員会へ被害状況を報告する。

2 学校園長の措置

1	・園児・児童・生徒が、学校管理下にあるときは、災害状況に応じた適切な緊急避難の指示を与える。
2	・災害の規模、園児・児童・生徒・職員・施設等の被害状況を速やかに把握する。 ・市教育委員会への連絡、災害対策への協力、校舎管理に必要な人員確保を行う。
3	・施設への立入りが危険と判断した場合は、一時閉鎖するなど二次災害が起きないように措置を講じる。
4	・災害の程度に応じて事前に定めた方法により休校等の措置を講じる。
5	・実施した応急措置については、市教育委員会に報告する ・応急教育計画書を作成し、速やかに園児・児童・生徒及び保護者に周知徹底する。

3 社会教育施設の長の措置

1	・来館者が速やかに安全な場所に避難できるよう指示を与える。
2	・職員・施設等の被害状況を速やかに把握する ・市教育委員会への連絡、災害対策への協力、施設管理に必要な人員確保等を行う。
3	・施設への立入りが危険と判断した場合、一時閉鎖するなど二次災害が起きないように措置を講じる。

4 指定避難所の開設、収容

避難対策班は、本部長の指示のもと、速やかに避難所管理者に連絡し、一時避難所に避難した被災者のうち、引き続き避難収容を必要とする者に対し、指定避難所を開設し収容する。

第2 災害復旧時の体制

1 災害対策教育本部の措置

1	教室及び教職員の確保等授業再開に際しての諸問題を調整し、その実施に努める。
2	できる限り早期に施設の復旧整備を実施する。
3	学校給食の再開又は一時中止の決定を行う。

2 学校園長の措置

1	・事前に作成した災害時の応急計画書に基づき、臨時の学級編制を行うなど、災害状況に応じて速やかに対処する。
---	--

2	・校舎の軽易な応急整備を行い、園児・児童・生徒の被災状況を調査し、市教育委員会に連絡し、教科書及び教材の供与に協力する体制をとる。
3	・保健衛生の改善、危険物の処理、通学路の点検は、関係機関の指導助言、援助等により処置する。
4	・疎開した園児・児童・生徒についての実情を把握する。
5	・災害の推移を把握し、応急教育をできる限り早く平常授業に戻すよう努める。
6	・学校園が避難所となった場合、応急教育活動と避難活動との調整を行う。 ・避難所の管理運営に努める。

3 社会教育施設の長の措置

1	施設の被災状況を詳細に調査し、市教育委員会と協議の上復旧作業を行う。
2	施設の被害が甚だしい場合、一時閉鎖等の措置を行う。

第3 応急教育の実施

1 応急教育の実施場所

1	校舎の著しい被害、避難者の収容、通学路の遮断等により、通常の授業ができないときは、近隣の学校園その他の教育施設を使用して授業を実施する。
2	教育委員会は事態に即応して、授業の場所、連絡方法、実施方法等について適切な措置を講じる。

2 応急教育の実施方法

応急教育の実施に当たっては、園児・児童・生徒の状況、学校の教育機能の回復状況、交通機関の復旧状況等にあわせて登校・下校時刻、授業時数、授業時間、休憩時間等を決定する。

3 災害救助法の実施基準

災害救助法を適用する場合は同法による。同法を適用しない場合は、同法に準じて行う。
災害救助法による「学用品の給与」の実施基準は、以下のとおりである。

参照

別表-39 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

4 就学援助費の給付、その他必要な補助

被災により、就園及び就学することが著しく困難になった園児・児童・生徒が相当数に達し、就学援助費（通学用品費、給食費等）の給付、給食費等の免除及びその他の補助を行う必要性が認められる場合は、関係機関と協議の上措置を講じる。

この場合においては、学校園長の申請に基づき措置を講じる。

5 給食の措置

1	以下の場合には、園児・児童・生徒に対する給食を一時中止する。
---	--------------------------------

	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の程度が甚大で、学校給食施設が災害救助のため使用されている場合 ・給食施設が被災し、給食が不可能な場合 ・伝染病、その他の危険の発生が予想される場合 ・給食用物資の入手が困難な場合 ・その他給食の実施が適当でないと考えられる場合
2	その他災害発生時においては、特に衛生に留意し、施設、設備の消毒、調理関係者の健康管理等を十分に行う。

6 教育実施者の確保の措置

教員の被災等により通常の授業が行うことができない場合、以下の方法で教員を確保する。

1	教育委員会は、各学校の教員不足等の状況により、応急的な教員組織を考え、出務等を指示する。
2	県教育委員会において用意された教員の補充を受ける。

7 その他必要とする事項

1	・学校園は、応急復旧期間中、グラウンド等の市民利用を一時停止する。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の教育委員会事務局と学校園との連絡は、常時規定されている相互連絡の方法によって行う。 ・緊急時の連絡方法は別途定めた方法による。
3	・緊急事態発生による特別の措置は、その都度関係者が協議の上、速やかに応急措置を講じる。

第14章 大規模地震の応急対策活動

第1節	東海地震の警戒宣言時の応急対策活動	3-201
	第1 判定会招集時の対応	3-201
	第2 警戒宣言発令時の対応	3-201
	第3 地震発生前の広報活動	3-202
第2節	南海トラフ等大規模地震発生後の警戒	3-203
	第1 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応	3-203

第1節 東海地震の警戒宣言時の応急対策活動

【目的】

警戒宣言が発せられた場合においても、市民の生命、身体及び財産の安全を確保する。

【方針】

市長は、地震防災対策強化地域に対し警戒宣言が発せられた場合、直ちに災害警戒本部を設置する。

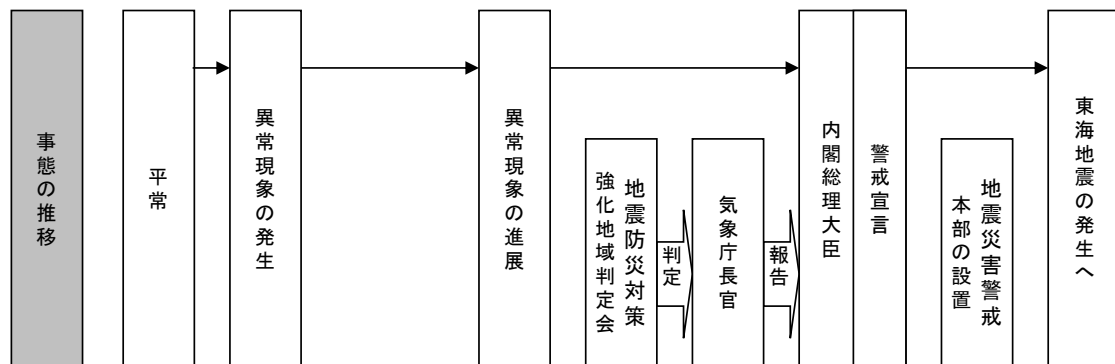
応急対策の実施時期

業務名	担当班	警戒	時間				日								
			1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30	
警戒宣言発令時の対応	防災指令の発令	本部長													
	活動体制の確立	総括班													

第1 判定会招集時の対応

1	<ul style="list-style-type: none"> 市は、判定会招集の段階では平常時勤務体制で対応するが、各職員は、勤務時間外においても警戒宣言発令時に対処できるよう体制を整える。
2	<ul style="list-style-type: none"> 警戒宣言が発せられた旨の情報及び警戒宣言等を内容とする情報を県が入手したときは、気象予警報の伝達システムにより、市に伝達される。 総括班は、テレビ・ラジオ等報道機関を通じて情報の入手に努める。
3	<ul style="list-style-type: none"> 市民からの問合せ等が殺到した場合、西はりま消防組合たつの消防署及び渉外広報班が、防災行政無線やたつの防災防犯ネット・緊急速報メール、広報車等により判明している情報を伝達する。

<警戒宣言までの手順>



第2 警戒宣言発令時の対応

1 防災指令の発令

市長は、警戒宣言発令の通知を受理したとき、直ちに防災指令を発令する。市長が必要と認めた場合は、指令を強化する。

2 配備体制

総括班は、配備体制をとる旨を各部に伝達する。各部長は、確実に配備体制に属する各職員に伝達する。ただし、これ以上の要員の必要がある場合は、必要に応じて各部長の判断で増員を図る。

3 活動体制の確立

市長は、警戒宣言発令の通知を受理したとき、直ちに災害警戒本部を設置する。

4 勤務時間外における留意事項

1	配備体制に属する職員は、非常招集の指令を受けない場合で、テレビ・ラジオ等により警戒宣言の発令を知ったときは、自主的に参集する。
2	職員は、参集の途上で収集した情報及び状況を部長に報告するものとする。

5 各部の措置

各部は、警戒宣言時に行うべき活動を事前に計画する。

1	出張事務等の制限
2	庁内における火気使用の制限、危険物品等の整理、庁用車の使用制限
3	食料、飲料水の確保点検
4	地滑り等危険地域、道路・河川・海岸施設等の巡回点検
5	地震に伴う被害発生に備え、職員の参集、各種応急対策実施に対する体制の整備
6	各関係機関からの情報収集（交通機関の運行、医療機関の開設、電力・ガスの供給、生活必需品等の供給、教育施設の対応等）
7	地震発生に備えた広報の実施
8	市民等のとるべき措置、各関係機関からの情報等についての広報

第3 地震発生前の広報活動

広報の内容	<p>以下の内容を広報する。文例は、「広報文例」に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・判定会招集又は警戒宣言の発令の意味 ・地震予知関連情報の内容（警戒宣言発令時） ・東海地震による本市への影響 ・市民、事業者がとるべき措置 ・その他必要と認める事項
広報の方法	<p>報道機関への発表（随時、市政記者クラブを通じて行う。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ ・防災行政無線 ・たつの防災防犯ネット・緊急速報メールの利用 ・広報車の利用 ・広報チラシの緊急作成（各戸配布、避難所等での配布、掲示板）

第2節 南海トラフ等大規模地震発生後の警戒

【目的】

大規模地震の連続発生による被害の拡大を防止する。

【方針】

大規模地震の連続発生の可能性を想定した、災害発生後の警戒体制の継続と市民等への警戒意識の啓発と防護措置の実施を行う。

第1 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応

南海トラフ沿いにおいて、複数の地震が数時間から数日間の時差で連続発生する可能性があることを踏まえ、後発の地震への対応を図る。

1 災害対策本部、災害警戒本部の継続的な体制

市は、南海トラフ地震等の海溝型地震発生後、市内に大きな被害が生じていない場合においても、後発地震の発生可能性が懸念される場合は、災害対策本部や災害警戒本部などの体制を解除せず警戒体制を継続する。

また、防災関係機関にも引き続き警戒体制を続けるよう要請し、情報の共有を図る。

2 市民意識の啓発

市は、南海トラフ地震等の海溝型地震発生後も、大規模な地震が連続して発生した場合に生じる危険について市民に周知するなど、市民の警戒意識の啓発に努める。

3 避難の検討

先行する地震が発生した場合、影響を受けて後発地震により、不安定となっている崖地等における土砂災害、津波の来襲の発生が懸念される地域等では、数日間に限った避難の実施を検討する。数日間避難した後、地震が発生しない場合には、原則として最大限の警戒を呼びかけたうえで避難解除を検討する。

4 市民等への伝達方法の検討

先行する地震により、民間の通信施設の被災による通信障害や防災行政無線などの地域の通報手段が麻痺していることが想定されるため、広報車など通信手段に代わる市民等への伝達方法について検討を行い、対策を実施する。

5 応急危険度判定の迅速実施

市は、最初の地震で脆弱になった建築物等が後発地震で倒壊することによる人的被害を防止するため、被災建築物や宅地、急傾斜地の応急危険度判定を早急に実施するとともに、危険な建築物や崖地等への立入禁止措置を講じる。

第15章 放射性物質事故・大規模事故災害対策

第1節	放射性物質による災害の応急対策計画	3-205
第1	災害警戒本部等の設置	3-205
第2	災害対策本部の設置	3-206
第3	放射性物質による災害の応急対策	3-207
第4	県外からの避難の受入れ体制	3-208-1
第5	広域避難の受入れ体制の整備	3-208-1
	0エラー！ 作表の結果が正しくありません。	3-209
第1	実施責任者	3-209
第2	相互応援協定	3-209
第3	市民等との連携	3-210
第3節	その他の災害の応急対策計画	3-211
第1	危険物事故の応急対策	3-211
第2	高圧ガス事故の応急対策	3-213
第3	火薬類事故の応急対策	3-214
第4	毒物劇物事故の応急対策	3-216

第1節 放射性物質による災害の応急対策計画

【目的】

放射性物質による事故に対応し、市民等への人的被害の拡大を防止する。

【方針】

放射性物質の輸送中の事故、放射性同位元素取扱事業所における火災又は事故、放射性物質の不法投棄等による災害の応急対策を行い、被害の防止と市民への不安の解消を行う。

役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	総括班	<ul style="list-style-type: none"> 防災関係機関との連絡調整に関すること。 放射線事故災害対策本部の設置に関すること。 災害状況広報に関すること。 要員、資機材、搬送車両の調達及び要請に関すること。
	西はりま消防組合 たつの消防署	<ul style="list-style-type: none"> 消防活動対策に関すること。 現地災害対策本部に関すること。 被害状況の把握と情報の収集に関すること。 必要資機材の調達に関すること。 被害の軽減措置に関すること。
	たつの市消防団	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の把握と情報の収集に関すること。 被害の軽減措置に関すること。
たつの警察署		<ul style="list-style-type: none"> 交通規制の実施に関すること。 県警本部との連絡調整に関すること。

第1 災害警戒本部等の設置

1 設置基準

災害警戒本部は、以下の場合に設置する。

1	放射性物質の運搬に係る事故等が発生したとき。
2	放射性同位元素取扱事業所に係る事故等が発生したとき。
3	放射性同位元素取扱事業所外で放射性物質が発見されたとき。
4	県外において原子力災害等が発生したとき。

2 廃止基準

災害警戒本部は、以下の場合に廃止する。

1	災害対策本部が設置されたとき。
2	放射性物質による災害のおそれがないと認めるとき。
3	市長が適当と認めたとき。

3 組織及び活動等

災害に係る災害警戒本部に準ずる。

第2 災害対策本部の設置

1 設置基準

災害対策本部は、以下の場合に設置する。

1	原子力緊急事態宣言があり、市域の一部が当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき。
2	対象原子力災害等が発生した場合において、その状況を勘案して、応急対策を実施するため、又は応急対策に備えるため必要があると認められるとき。
3	放射性同位元素取扱事業所に係る事故等が発生したとき。

2 廃止基準

災害対策本部は、以下の場合に廃止する。

1	原子力緊急事態宣言に係る緊急事態対策実施区域でなくなったとき。
2	災害に対する応急対策等の措置がおおむね完了したとき。

3 組織及び活動等

災害に係る災害対策本部に準ずる。

4 配備体制

職員の配備は、以下の基準による。

配備区分	災害の状況	配備内容
1号配備体制	<ul style="list-style-type: none"> 原子力緊急事態宣言があり、市域の一部が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策区域となったとき 原子力災害等が発生した場合、その状況を勘案して、応急対策を実施するため、又は応急対策に備えるため必要があると認められるとき 	<ul style="list-style-type: none"> 所属人員のおおむね2割程度の人員を配備し、情報の収集及びその連絡に当たる体制 各事務分掌における初動体制
2号配備体制	原子力緊急事態宣言があり、市域が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となり、相当程度の被害が生じ、又は生じるおそれがあるとき	所属人員のおおむね半数の人員を配備し、応急対策に当たる体制
3号配備体制	原子力緊急事態宣言があり、市域が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となり、相当程度の被害が生じ、又は被害の拡大が認められるとき	所属人員の全員を配備し、応急対策に当たる体制

第3 放射性物質による災害の応急対策

1 実施責任者

災害が起こったことにより、放射線障害が発生するおそれがあり、又は発生した場合は、原子炉等規制法及び放射線障害防止法に基づき、放射性物質取扱事業者等が定める保安規程及び予防規程により、当該事業者において応急対策を実施する。

この場合において、事業所は、県警察本部に通報するとともに、災害の規模、態様によっては、西はりま消防組合たつの消防署に連絡し、通報を受けた西はりま消防組合たつの消防署は、市及び防災関係機関との連携の下、総合的な対策を実施する。

2 不法投棄等事案の場合

(1) 発見者

放射性同位元素取扱事業所以外において、放射性物質を発見した者は、直ちにその旨をたつの消防署及び県警察本部に通報する。

(2) 市

西はりま消防組合たつの消防署から連絡を受けた場合は、必要に応じ、災害広報等の応急対策を実施する。

3 事業所等の措置

放射性同位元素取扱事業所の所有者、管理者及び占有者で、その権限を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に、直ちに以下の措置を講じる。

(1) 連絡通報

1	責任者は、発災時に直ちに県警察本部に連絡するとともに、西はりま消防組合たつの消防署及び近隣市民並びに近隣企業に通報することとする。
2	責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急に取りまとめ、必要に応じて防災関係機関に通報する。

(2) 初期の措置

責任者は、各種防災設備を効果的に活用し、次に掲げる初期の措置を講じる。

- ・消火、延焼の防止
- ・避難の警告
- ・救出
- ・汚染の拡大防止、除去
- ・放射性同位元素の移動、立入禁止
- ・その他放射線障害を防止するための必要な措置（放射線量の測定等）

4 市の措置

災害規模、態様に応じ、市は、関係機関との密接な連絡の下、以下の応急対策を実施する。

1	緊急時モニタリングの実施	事故等の通報を受け、出動した西はりま消防組合たつの消防署は、放射線量の測定を実施した場合は、その結果を県及び市に連絡する。
2	災害広報の実施	災害による不安、混乱を防止するため、市、県、報道機関等は相互に協力して、広報車、新聞、テレビ、ラジオを媒体とする広報活動を行う。
3	各種相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> 市は、被災者のための相談窓口を設け、市民からの相談又は要望事項を聴取し、その解決を図る。 市は、心身の健康に関する相談に応じるため、通常健康相談窓口における相談のほか必要に応じ、応急対策として専門相談窓口を設け、市民の不安を払拭するよう努める。
4	避難対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> 市は、内閣総理大臣からの指示があったときはその指示内容に基づき、又はその他の場合にあつては、事業者等が行う緊急時モニタリング結果等に基づき、警戒区域の設定する。 被害予想地区の市民に対し、避難等の指示を行う。
5	救助・救急活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> たつの消防署は、災害の規模、内容等を考慮の上、直ちに必要人員機材等を現場に出動させ、救出又は応急措置を行い、速やかに医療施設へ搬送する。 救出に当たっては、事業者側の放射線管理の専門家と連携を図る。
6	消火活動の実施	<p>放射線同位元素取扱事業所の火災は、放射線による被ばくや放射線同位元素による汚染のおそれがあることから、事業者の協力を求めるとともに、以下の点に留意して消火活動を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災が放射線施設等に係るものかどうか 放射線施設等への延焼危険の有無 放射線同位元素の拡散危険の有無 要救助者の有無 放射線量
7	飲料水、飲食物の摂取制限	<ul style="list-style-type: none"> 市は、緊急時モニタリングの結果、飲料水、飲食物及び農林水産物の汚染度が、原子力規制委員会が定める指標を超え、又はそのおそれがあると認められるときは、国、県の指導、助言又は指示に基づき、飲料水、飲食物の摂取を制限し、又は禁止する措置を講じる。 農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取、出荷制限等必要な措置を講じる。
8	汚染の除去に係る協力	市は、事業者による速やかな汚染物質の除去及び除染が行われるよう、汚染物質の一時保管場所の提供等必要な協力を行う。
9	社会秩序の維持対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> 市は、放射線物質による災害に係る正確な広報をすることにより、流言飛語を防止する。 混乱に便乗した不当販売を防止するため、適正な商取引に係る広報及び消費生活相談を強化する。
10	各種制限措置の解除	市は、県から各種制限措置の解除の指示があったときは、特別の理由がない限り、応急対策として実施した立入制限、飲料水、飲食物の摂取制限及び農林水産物の出荷制限など各種制限措置を解除する。

第4 県外からの避難の受入れ体制

福井県の高浜発電所において事故が発生し、同発電所のU P Z圏域に位置する京都府綾部市において住民避難の必要が生じた場合は、関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づき、京都府綾部市からの避難者を受け入れる。

(1) 京都府・綾部市との情報の交換

県及び市は、県外からの避難者の受入れを迅速かつ円滑に行うことができるよう、避難元である京都府及び綾部市と連絡先を交換する。

(2) 避難者情報の共有

市は、随時、綾部市から基礎的情報の提供を受け、情報の共有を行う。

情報の例：幼児教育施設の園児数、学校の児童生徒数、重点区域内の人口及び在宅の避難行動要支援者数、避難経路、避難手段等

第5 広域避難の受入れ体制の整備

(1) 組織体制の整備

県及び市は、広域避難を受け入れるための組織体制をあらかじめ定めておく。

(2) 避難所の指定

市は、広域避難の受入れが可能な避難所をあらかじめ指定する。

(3) 車両一時保管場所の選定

県及び市は、避難所に車両の保管場所を確保できない場合は、円滑に車両一時保管場所を設置できるよう、あらかじめ候補地の選定を行うよう努める。

(4) 必要物資の把握、配布手順の確認

市は、綾部市からの情報を踏まえ、各避難所における食料、飲料水及び生活必需物資の必要数を把握し、速やかに必要な物資を発注できる体制を整備する。

また、市は、一般災害での対応に準じて、食料、飲料水及び生活必需物資の配布について、あらかじめ手順を定めておく。

第2節 大規模火災の応急対策計画

【目的】

防火対象物火災、林野火災等で大規模な火災等に関係機関等と連携して対応し、被害拡大を防止する。

【方針】

防火対象物火災、林野火災等で大規模な火災その他の災害が発生した場合に消防応急対策を行い、火災の拡大防止による人的、物的被害の低減に努める。

役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	総括班	<ul style="list-style-type: none"> ・防災関係機関との連絡調整に関すること。 ・災害状況広報に関すること。 ・要員、資機材、搬送車両の調達及び要請に関すること。
	西はりま消防組合 たつの消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・消防活動対策に関すること。 ・現地災害対策本部に関すること。 ・被害状況の把握と情報の収集に関すること。 ・必要資機材の調達に関すること。 ・被害の軽減措置に関すること。
	たつの市消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・消防活動対策に関すること。 ・被害状況の把握と情報の収集に関すること。 ・被害の軽減措置に関すること。
たつの警察署		<ul style="list-style-type: none"> ・交通規制の実施に関すること。 ・県警本部との連絡調整に関すること。

第1 実施責任者

消防組織法第6条により、市は、消防を十分に果たすべき責任がある。従って災害防除活動は、市がその責任において、西はりま消防組合たつの消防署と相互に連携して行う。

ただし、県は、災害防除活動に対して補完責任を有しているため、大火災等で県の応援出動が必要な場合は、関係法令の規定によって県に要請することができる。

第2 相互応援協定

災害対策基本法第67条及び消防組織法第39条の規定により、近隣市町との間において応援しなければならない。従って、この場合の応援区分、費用負担区分等について、あらかじめ協定を締結する。

第3 市民等との連携

1 防火管理者等

多数の者が出入りする施設等の防火管理者その他法令に定める防火等の管理に責任を有する者は、それらの施設の消防計画に基づき、従業員等に指示して施設の出火防止、避難の指示等に当たる。

2 市民及び自主防災組織

市民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において自発的に初期消火活動を行うとともに、可能な限り消防機関に協力するよう努める。

3 警察との連携

消防組織法第42条により消防と警察は、相互に連携し、市民の生命と財産の保護に努める。

4 自衛隊の派遣要請

市長は、災害の状況により必要と認めた場合は、知事に自衛隊の派遣要請を行う。

5 県消防防災ヘリコプターの支援要請

市長は、大規模火災が発生した場合は、必要に応じて県消防防災ヘリコプターによる空からの情報収集活動又は消防活動の支援要請を行う。

第3節 その他の災害の応急対策計画

【目的】

危険物等による災害に関係機関等と連携して対応し、被害拡大を防止する。

【方針】

危険物、高圧ガス、LPガス、火薬類、毒物、劇物による災害の応急対策を行い、被害の拡大防止による人的、物的被害の低減に努める。

役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	総括班	<ul style="list-style-type: none"> 防災関係機関との連絡調整に関する事。 災害状況広報に関する事。 要員、資機材、搬送車両の調達及び要請に関する事。
	西はりま消防組合 たつの消防署	<ul style="list-style-type: none"> 消防活動対策に関する事。 現地災害対策本部に関する事。 被害状況の把握と情報の収集に関する事。 必要資機材の調達に関する事。 被害の軽減措置に関する事。
	たつの市消防団	<ul style="list-style-type: none"> 消防活動対策に関する事。 被害状況の把握と情報の収集に関する事。 被害の軽減措置に関する事。
たつの警察署		<ul style="list-style-type: none"> 交通規制の実施に関する事。 県警本部との連絡調整に関する事。

第1 危険物事故の応急対策

1 実施責任者

消防法に定める危険物（石油等）の応急対策は、西はりま消防組合たつの消防署に連絡の上、事業所等の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模、態様によっては、防災関係機関が総合的な対策を講じる。

2 事業所等の措置

危険物施設の所有者、管理者及び占有者で、その権限を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に、以下の措置を講じる。

1	連絡通報	<ul style="list-style-type: none"> 責任者は、発災時に直ちに西はりま消防組合たつの消防署に連絡するとともに、必要に応じて、近隣市民並びに近隣企業に通報する。 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急に取りまとめ、必要に応じて防災関係機関に通報する。
---	------	--

2	初期防除	<ul style="list-style-type: none"> ・責任者は、各種防災設備を効果的に活用し、迅速なる初期防除を行う。 ・近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の対策を講じる。
3	医療救護	<ul style="list-style-type: none"> ・企業内救護班は、応急救護を実施する。
4	避難	<ul style="list-style-type: none"> ・責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施する。
5	市民救済対策	<ul style="list-style-type: none"> ・企業は、被災地区の僅少なものについて、企業自体の補償で救済する。

3 市の措置

災害規模、態様に応じ、市は、関係機関との密接な連絡の下、以下の応急対策を実施する。

1	災害情報の収集及び報告	<ul style="list-style-type: none"> ・現地に職員を派遣する等により、被災状況の実態を的確に把握する。 ・県、その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。
2	災害広報の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・災害による不安、混乱を防止するため、市、県、報道機関等は相互に協力して、広報車、新聞、テレビ、ラジオ等を媒体とする広報活動を行う。
3	救急医療	<ul style="list-style-type: none"> ・現地における負傷者等の救出及び救急医療業務は、当該事務所、たつの警察、西はりま消防組合たつの消防署、たつの市消防団、医療機関、県、その他関係機関と連携して実施する。
4	消防応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・西はりま消防組合たつの消防署及びたつの市消防団は、危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施する。
5	避難	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、被災の状況によっては、避難のための立退きの指示、避難所の開設及び避難所への収容を行う。
6	交通応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・道路管理者は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、現地及びその周辺の交通対策に万全を期する。
7	給水	<ul style="list-style-type: none"> ・給水班は、必要により飲料水の供給を行う。
8	市民救済対策	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の救済対策については、企業、市、県、その他関係機関が合同でこれに当たる。 ・被害地区の拡大により災害救助法が適用される場合は、その定めによる。

第2 高圧ガス事故の応急対策

1 実施責任者

事業所等が西はりま消防組合たつの消防署等に連絡の上、事業所等の定める計画により応急対策を実施する。

災害の規模、態様によっては、市、県等が総合的な対策を実施する。

2 事業所等の措置

1	緊急通報	高圧ガス関係事業所は、高圧ガス施設が発災又は危険な状態となった場合は、あらかじめ定められた情報伝達経路により防災関係機関（県、市、西はりま消防組合たつの消防署、たつの警察）に連絡する。
2	災害対策本部等の設置	事業所は、高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。
3	応急措置の実施	事業所及び防災関係機関は連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・状況により設備を緊急運転停止 ・火災が発生した場合、消火、高圧ガスの移動、安全放出、冷却散水 ・ガスが漏洩した場合、緊急遮断等の漏洩防止措置 ・状況により立入禁止区域及び火気使用禁止区域の設定 ・状況により防災要員以外の従業員の退避 ・発災設備以外の設備の緊急総点検 ・交通規制措置
4	防災資機材の調達	事業所は、防災資機材が不足又は保有していない場合、直ちに近隣の事業所あるいは市等から調達する。
5	被害の拡大防止措置	事業所は、可燃性ガス又は毒性ガスが漏洩した場合は、携帯用のガス検知器等で漏洩したガスの濃度を測定し、拡散状況等の把握に努める。

3 市の措置

1	防災関係機関との連絡調整	市は、高圧ガス関係事業所より高圧ガス施設が発災又は危険な状態となった旨の通報を受けた場合、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。
2	防災資機材の調達	市は、当該事業所による防災資機材の確保が困難な場合、連携して防災資機材を調達する。
3	避難	市は、被害が拡大し事業所周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、近隣市民等の避難について防災関係機関と協議し、必要に応じ避難の指示を行う。

第3 火薬類事故の応急対策

1 実施責任者

火薬類による災害の発生に際しては、当該事業者等が西はりま消防組合たつの消防署等に連絡の上、事業者等の定める計画により対策を実施する。

災害の規模、態様によっては、市、県及びその他関係機関との連携による総合的な対策を実施する。

2 事業所等の措置

(1) 緊急通報

事業者は、火薬類施設が発災又は危険な状態となった場合は、あらかじめ定められた情報伝達経路により防災関係機関（県、市、消防、警察）等に通報する。

(2) 災害対策本部等の設置

事業者は、火薬類に関する災害が発生した場合は、速やかに事業所内に災害対策本部等を設置し、防災関係機関と連絡して応急対策を実施する。

(3) 応急措置の実施

事業者は、防災関係機関との連絡を密にし、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講じる。

① 火薬類製造所における応急措置

1	作業者は、原則として機械を停止して安全な場所に移動し、待機するとともに合成反応の仕込みの停止等の二次災害防止のための措置を講じるよう努める。
2	火災・爆発が発生した場合、主として延焼防止活動を行うとともに、西はりま消防組合たつの消防署（先着の消防隊員）に消火活動等に必要な情報を提供する。 各監督者は、その判断により防災要員以外の作業者を定められた順路に従って、安全な場所へ避難させる。

② 火薬庫における応急措置

1	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、火薬庫周辺に山火事が発生し、又はその延焼により貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれが生じた場合、貯蔵中の火薬類を近隣の火薬庫等に速やかに搬出する。 ・搬出に当たっては、警察、西はりま消防組合たつの消防署及び市などの関係機関に対して、連絡を密にして対処する。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、時間的余裕がない等の事情により、搬出ができないとき、西はりま消防組合たつの消防署（先着の消防隊員）に山火事の消火活動等に必要な情報を提供する。 ・火薬類に対して状況に応じた安全措置を講じる。

③ 販売所（庫外貯蔵所）における応急措置

1	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所は、庫外貯蔵所周辺に火災が発生し、又はその延焼が貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれが生じた場合、貯蔵中の火薬類を自社の火薬庫等に速やかに搬出する。 ・搬出に当たっては、警察、西はりま消防組合たつの消防署及び市等の関係機関に対して、連絡を密にして対処する。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、時間的余裕がない等の事情により、搬出ができないとき、西はりま消防組合たつの消防署（先着の消防隊員）に消火活動等に必要な情報を提供する。 ・火薬類に対して状況に応じた安全措置を講じる。

④ 消費場所における応急措置

1	<ul style="list-style-type: none"> ・火薬類の使用者は、土砂崩れ、鉄砲水等により火薬類が土中に埋没した場合、火薬類が存在するおそれのある場所を赤旗等で標示し、見張人を置き、関係者以外を立入禁止とする。 ・土砂を排除した後、現場の状況に応じた適切な方法で火薬類を回収又は廃棄する。
---	--

⑤ 運搬中における応急措置

1	<ul style="list-style-type: none"> ・運搬者は、火薬類の運搬作業中に事故等が発生した場合、安全な場所に車両又は火薬類を移動させる。 ・火薬類が落下・散乱した場合は、速やかに回収し火薬類の盗難防止のため、警戒監視する。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・運搬者は、車両に損傷を受けたとき等の緊急措置が必要な場合、荷送人又は運搬事業主へ速やかに報告し、その指示を受ける。 ・荷送人は必要な指示を行うとともに、代替車の手配及び近隣火薬庫占有者等への保管委託等を行う。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・市、県及び関係団体は、荷送人等が行う近隣火薬庫占有者等への保管委託に協力する。

3 市の措置

1	防災関係機関との連絡調整	市は、火薬類関係事業所より火薬類施設が発災又は危険な状態となった旨の通報を受けた場合、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。
2	防災資機材の調達	市は、当該事業所による防災資機材の確保が困難な場合、連携して防災資機材を調達するものとする。
3	避難	市は、被害が拡大し事業所周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、近隣市民等の避難について防災関係機関と協議し、必要に応じ避難の指示を行う。

第4 毒物劇物事故の応急対策

1 実施責任者

事業所等が西はりま消防組合たつの消防署及び龍野健康福祉事務所「龍野保健所」等に通報の上、事業所等の定める計画により応急対策を実施する。

災害の規模、態様によっては、市、県等が総合的な対策を実施する。

2 事業所等の措置

1	緊急通報	事業所は、毒物・劇物が流失し近隣市民に保健衛生上の危害を及ぼす危険が発生した場合には、龍野健康福祉事務所「龍野保健所」、市、西はりま消防組合たつの消防署、警察等へ緊急連絡を行う。
2	緊急措置の実施	事業所は、危害防止のためのマニュアルに即した緊急措置を講じる。

3 市の措置

1	火災時 の措置	西はりま消防組合たつの消防署及びたつの市消防団は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大の防止に努める。
2	被災者の 救出救護等	市は、西はりま消防組合たつの消防署と連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。
3	広報活動 及び避難	市は、速やかに近隣市民に対し広報活動を実施し、必要があれば避難の指示を行う。

第16章 たつの市業務継続計画 (BCP 発動)

第1節 総則		3-218
第1 基本的な事項		3-218
第2 計画の運用		3-219
第3 前提条件の設定		3-220
第2節 業務継続計画		3-221
第1 業務継続計画の発動・解除		3-222
第2 業務継続計画の体制		3-222
第3 優先的通常業務の選定		3-223
第4 業務継続計画の活動と基盤整備		3-223
第3節 業務継続マネジメント		3-227
第1 業務継続マネジメントの構築		3-227
第2 教育・訓練		3-229

第1節 総則

第1 基本的な事項

1 計画の目的

市が行う行政サービスは、地震、台風など自然災害や大規模停電、通信障害などライフライン障害、新型インフルエンザなど感染症の蔓延等の想定外の危機事象が発生した場合においても、市民生活や地域経済活動を維持していくために、できる限り継続していく必要がある。

そのため、業務継続計画では、危機事象により、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、市の通常業務においてできる限り継続実施すべき通常業務（以下「優先的通常業務」という。）を特定するとともに、優先的通常業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続の簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、危機事象であっても、適切な業務執行を行うことを目的とする。

2 計画の位置づけ

たつの市地域防災計画は、災害対策基本法に基づきたつの市防災会議が策定した法定計画で、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興で構成されており、災害に対する備えと、災害による被災への対応が計画されている。

一方、業務継続計画は、危機事象への特別な対応を行う災害応急対策の取組と一対となって、本来の行政サービスの中で「優先的通常業務」について業務継続を確保するために定める計画である。

3 計画の構成

総 則	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な事項 ・ 計画の運用 ・ 前提条件の設定
業 務 継 続 計 画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務継続計画の発動、解除 ・ 業務継続計画の体制 ・ 優先的通常業務の選定 ・ 業務継続計画の活動と基盤整備
業務継続マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務継続マネジメントの構築 ・ 教育、訓練

第2 計画の運用

1 計画の適用範囲

本計画は、市民生活や地域経済活動に影響を及ぼし、市の行政サービスの提供に大きな支障が生じる危機事象の中で、地域防災計画が対象とする危機事象において適用する。

2 計画で対象とする期間

計画の対象期間は、業務継続計画の解除までとする。

3 危機事象における障害の想定

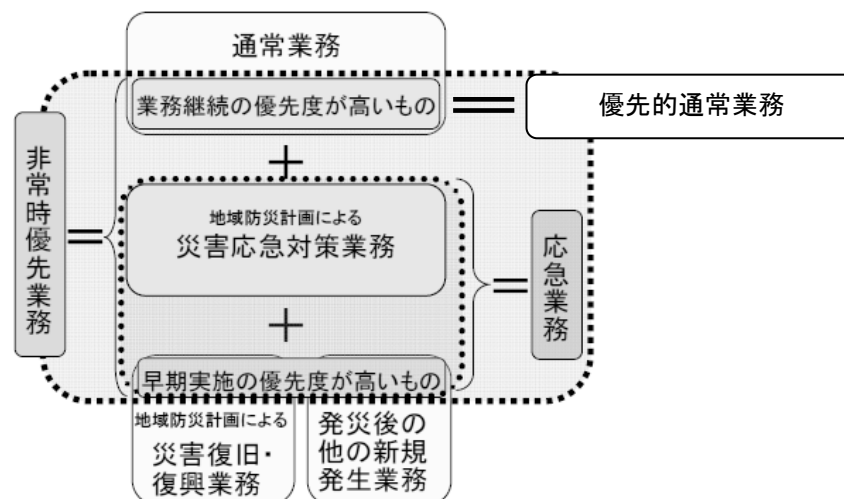
本計画における危機事象の発生時における障害は、人的資源では職員の出勤不能、物的資源では庁舎の被災や外部電源の喪失等により庁舎の使用不能も含めた計画とする。

4 非常時優先継続業務

内閣府による地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きその解説 第1版【解説】においては、災害応急対応業務と災害復旧・復興業務の中で早期実施の優先度が高いもので構成される応急業務と、通常業務の中で業務継続の優先度が高いものを非常時優先業務と定めている。

本計画においては、非常時優先業務の一部を構成する通常業務の業務継続の優先度が高いものを「優先的通常業務」として業務継続計画を策定する。

また、応急業務については、地域防災計画の各章に定めた内容に従って対応を行う。



出典：「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きその解説 第1版【解説】平成22年4月内閣府」

第3 前提条件の設定

1 対象とする危機事象

危機事象には、行政サービスを提供するための業務継続に支障を及ぼすおそれのあるものが様々にあるが、前項のとおり、地域防災計画が対象とする危機事象をその対象とする。

下表は、危機事象の一例であるが、塗色している感染症などの危機事象は、本計画の対象外となる。

危機事象	事象の内容
自然災害	地震、津波、風水害、土砂災害等
大規模事故	航空災害、鉄道災害、道路災害、高圧ガス・火薬類、毒物や劇薬事故等
放射性物質事故	原子力発電所（高浜、大飯、美浜、敦賀）での事故
感染症	WHOによるフェーズ4（より大きな社会や地域で感染拡大）～フェーズ6（世界的規模で感染拡大） ※新型インフルエンザは、フェーズ6
ライフライン障害	大規模停電、大規模通信障害等
武力攻撃等	国民の保護に関する基本方針に示された武力攻撃事象（着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃）
その他行政サービス提供停止事象	庁舎施設の放火・占拠等

2 想定する被害

想定する被害については、前項の対象とする危機事象が発生した場合において生じる結果事象を想定する被害として捉え、その結果事象への対応を業務継続計画として立案する。

危機事象	結果事象	業務資源
自然災害	→市役所の使用継続が不能	庁舎
大規模事故	→外出禁止等で職員が出勤不能	人材
放射性物質事故	→対人への接触禁止・制限	

3 人的資源への被害影響の検討

業務継続を行う上で最も重要な要素が人的資源である。危機事象、特に地震などの災害時においては、法律及び協定等により他の行政機関からの支援を受けることで一定期間後には人的資源が確保できると想定される。

本計画では、危機事象が広範囲に及び、被害も甚大である場合を想定するため、外部から支援を受けられない期間が相当程度続くことから、市の職員で参集可能な人的資源で対応が必要である。

第2節 業務継続計画

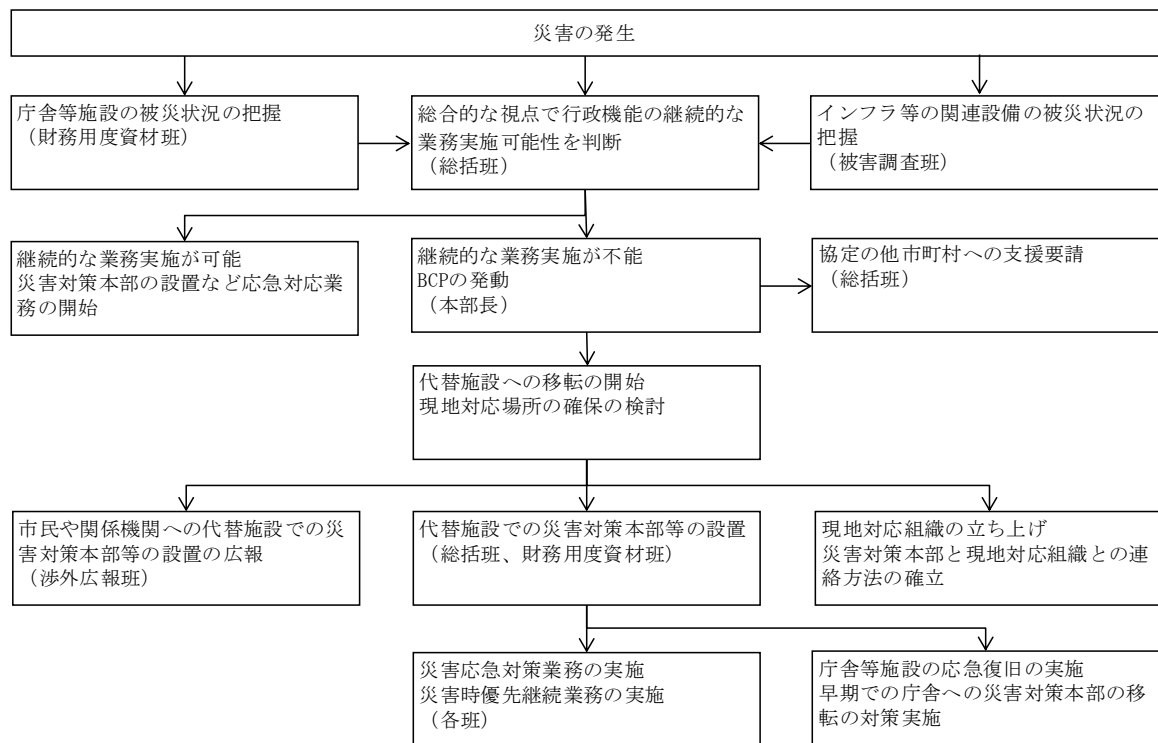
【目的】

危機事象の発生時に、応急業務の実施とあわせて、通常業務で継続実施すべき「優先的通常業務」をなるべく中断させず、又は中断してもできる限り早期に復旧するために必要な資源を確保し、配分する。

【方針】

優先的通常業務を指定し、応急業務の実施とともに優先的通常業務の継続を最優先する。
優先的通常業務以外の通常業務は、応急業務及び優先的通常業務の実施に支障のない範囲において順次再開を図る。

業務継続の流れ



役割分担

実施担当		実施内容
災害 対策 本部	本 部 長	業務継続計画 (BCP) の発動の判断
	総 括 班	庁舎の使用継続の判断
	被 害 調 査 班	災害情報及び被害情報等の収集・連絡
	財 務 用 度 資 材 班	庁舎の被災状況の把握
	避難実施応急住宅班	庁舎の被災状況調査の支援、使用継続判断の助言
協 定 市 町	代替施設の提供、その他災害対策本部の運営支援	

第1 業務継続計画の発動・解除

1 業務継続計画の発動基準

業務継続計画の発動は、下表の判断基準に基づき決定権者が発動する。

ただし、「①第3号防災指令による3号配備体制」及び「②災害対策本部設置場所であるたつの市役所が使用不能となった場合」は自動的に発動したものとす。

	発動種別	判断基準	判断に資する情報源
1	自動発動	防災指令による第3号配備体制	気象台の発表する情報
2	自動発動	災害対策本部設置場所であるたつの市役所が使用不能となった場合	現地の状況
3	指令発動	第3号防災指令による第2号配備体制	初動情報
4	指令発動	業務に必要な資源（人的、施設、設備、ライフライン等）の利用・確保が困難な状況	初動情報 担当部署等からの報告

2 発動の決定権者

業務継続計画の発動に関しては、決定権者は、災害対策本部の本部長である市長とする。市長が不在等の場合は、以下の順位で市長権限（災害対策本部長権限）を委譲する。

■業務継続計画の発動の決定権者

第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
副市長	危機管理監	総務部長	企画財政部長

3 業務継続計画の解除

業務継続計画の発動から受援が本格化する2週間後以降において、人的な資源が応急業務及び優先的通常業務に十分対応できるなど資源配分の調整が必要なくなった時点を目安に発動決定権者が業務継続計画の解除を行う。

第2 業務継続計画の体制

1 実施組織の確立

業務継続計画の実施体制は、防災指令及び水防指令による災害対策（警戒）本部が設置される場合においては、その組織下で応急業務と一体的に優先的通常業務を実施する。

危機事象の中でも防災指令及び水防指令の発令されない場合においては、発動の決定権者が判断し、業務継続計画の実施に必要な組織を災害対策（警戒）本部に準じて確立する。

勤務時間外に危機事象が生じた場合の参集についても上記と同様の取扱いとする。

危機事象における対応状況	実施組織
防災指令及び水防指令が発令された場合	災害対策（警戒）本部
防災指令及び水防指令が発令されない場合 決定権者が判断して実施組織を確立	災害対策（警戒）本部に準じた実施組織

2 実施体制の確保

優先的通常業務の選定を踏まえ、優先的通常業務を通常業務で担当する部署において継続に最低限必要な資源（人員、設備等）を勘案し、優先的に資源を再配分することで、実施体制を確保する。

実施体制の確保においては、危機事象の発生時から相当期間は少ない人員での対応となるため、特に臨機応変な判断が求められる。命令指揮を担う課長以上の人員の適正な再配分が重要な要素となり、応急業務での実施体制とのバランスが課題となることが予測されるため、想定訓練などを通じた対応力の強化が必要である。

第3 優先的通常業務の選定

1 優先的通常業務の設定

危機事象の発生時においても、市民生活や地域経済活動に重大な影響を与える行政サービスと、行政サービスの継続を行う上で市の組織機能を維持することが不可欠な業務も含めて、優先的通常業務を93業務選定した。

参照

別表－35 優先的通常業務

第4 業務継続計画の活動と基盤整備

1 業務継続計画の発動による活動方針

業務継続計画が発動された場合、市民の生命・財産を守るため、発動の決定権者が4日以上の一定期間を定め、その期間においては、全職員が応急対応業務に当たるものとする。

また、上記に定める期間が経過後も、可能な限り応急対応業務に当たるものとするが、業務停止に伴う市民生活への影響、災害対応業務での必要性から、通常業務の中で緊急的に必要と認められる「優先的通常業務」については、復旧及び通常業務活動を行う。

優先的通常業務は、市民の生命、生活及び財産の保護、法的に定めのある業務、災害対応に必要な業務等の観点からあらかじめ選定を行った業務とする。

2 活動資源の確保

(1) 代替施設の確保

たつの市地域防災計画では、たつの市役所を含む、西はりま消防組合たつの消防署、中

川原公園及び赤とんぼ文化ホール等が立地する区域を防災拠点エリアとして定めているが、このエリアは揖保川の浸水想定区域内であるなど施設が利用できなくなる可能性がある。

たつの市役所及び周辺地域が使用不能となった場合、総合支所に災害対策本部を設置するが、十分な広さを確保できない場合もあるため、各部署は活動を行う代替施設を設定し、災害時の事前準備及び必要な整備を行う。

■災害対策本部の設置場所

第1順位	代替施設
たつの市役所 (新館災害対策本部会議室)	総合支所 (施設の被災状況及び周辺の状況から総合的に判断して指定する)

(2) 執務室の確保

優先的通常業務に関する執務スペースは、市役所での活動が継続できる場合は通常時に執務していたスペースを基本とする。

ただし、市役所が使用不能となった場合には、代替拠点において最低限必要となる執務面積を算定し、今後作成する「代替拠点移転マニュアル」に執務面積を記載する。

また、前項で定めた代替施設に全職員が執務できる面積を確保することが困難な場合も想定されるため、各部署で管理する施設の中で、代替施設として利用可能な施設の選定を行い、災害時の対応を準備する。

(3) 物的資源の確保

優先的通常業務における必要な物的資源の設備、ライフライン、通信網、備品・消耗品について、業務ごとに示す。

必要な物的資源の確保については、災害予防計画における備えの一環として対応策を講じる。

参照

別表-36 優先的通常業務における確保すべき資源

(4) 人的資源の確保

優先的通常業務の実施体制を確立するため、事前に優先的通常業務に最低限必要な人員数を把握し、配置すべき人材を特定する。

ここでは優先的通常業務に必要とする人員数のみを記載するものとし、今後作成する「優先的通常業務実施マニュアル」に具体的に配置を予定する人員を記載する。

3 活動資源の外部調達

優先的通常業務を継続していくためには、前項のとおり物的資源、人的資源を確保することが必要であるが、全てを庁内で調達することが困難な場合も想定される。

(1) 物的資源の外部調達

物的資源に関しては、民間事業者との支援協定を活用して調達を図るほか、協定を締結

してなくても、通常業務において納入実績のある民間事業者との信頼関係を活用して調達を行う。

また、危機事象の発生時には、通常の決裁や発注ができない場合も想定されるため、通常業務時の信頼関係と行政の与信を活用して、柔軟な対応による調達ができるように権限委任も含めた代替的な手段を事前に検討しておく。

(2) 人的資源の外部調達

人的資源に関しては、他市町等からの支援による人員も視野に入れて事前に準備を進める。

また、優先的通常業務として選定した中に、通常時から外部への委託を行っている業務については、委託先との契約の見直しや委託先の事業継続計画を確認するなど危機事象が発生時においても外部調達が可能な環境づくりに努める。

分類	資源項目	準備すべき項目
物的資源	民間事業者との協定を活用	協定済みの民間事業者リスト
	民間事業者の納入実績による信頼関係を活用	納入実績のある民間事業者リスト
人的資源	他市町村等からの応援による受援の人員	他市町村との応援協定リスト
	委託先事業者の活用	契約内容の見直し 委託先の事業継続計画の確認

4 指揮命令系統

(1) 危機事象に対応した指揮命令系統の確立

危機事象の発生時においては、地域防災計画に基づく災害対策（警戒）本部や国民保護計画に基づく危機管理対策本部など危機事象に対応する法律に基づき本部が設置された場合は、設置された組織の本部長が指揮・命令を行う。

また、危機事象に対応する法律がない場合などの状況においては、危機事象の状況を踏まえた上で、市長判断により災害対策（警戒）本部に準じた実施組織を設置し、市長が本部長として指揮・命令を行う。

分類	危機事象に対応した計画	法律に基づく組織	指揮命令者
法律に基づく	地域防災計画	災害対策（警戒）本部	本部長
	国民保護計画	危機管理対策本部	本部長
状況判断に基づく	－（危機事象の状況を踏まえて市長判断）	災害対策（警戒）本部に準じて設置	市長

(2) 危機事象に対応した権限委譲（職務代行）

① 職務代行者

危機事象の発生時においては、実施組織を設置するなど早期に指揮命令系統を確立することが重要である。

しかし、権限を有する職員の安否不明や参集不能・遅延などにより指揮命令系統の確立

に支障が生じることが予想されるため、「たつの市職務執行基準」に定めた権限委譲を基に速やかな対応ができる体制を整える。

権限者	代理決裁者（第1位）	代理決裁者（第2位）
市長	副市長	総務部長
副市長	主務部長、主務室長又は主務支所長	主務課長又は主務次長
部長、室長又は支所長	主務課長又は主務次長	
課長又は次長	課長補佐又は室長補佐	主務係長

② 権限委譲

権限委譲については、権限者が不在及び連絡がとれない場合は、前項の職務代行順位に従い、自動的に代行者に権限委譲する。

また、代行者の業務負担が非常に大きい場合においては、その一部の権限や職務を前項の順位に従い、別の者に委譲することができる。

5 活動資金（会計処理）

(1) 活動資金への方針

危機事象に対応するためには、応急業務や優先的通常業務などを実施するための資金（予算）について財政的な根拠を与える必要がある。

危機事象の発生時には、通常の契約行為による対応ができず、現金による取引が求められる場合も生じるため、危機事象に対応した代替手段による活動資金（会計処理）を行うことのできる体制を整える。

また、現場での判断が求められる課長以上の職員については、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律や災害救助法など災害関連の法律を理解し、国等から資金的な支援が得られる項目を踏まえ、指揮命令を行う。

(2) 会計処理の対応

危機事象に対して現場が円滑に対応できるように、活動資金に現金が必要な場合は、地方自治法施行令第161条の資金前渡、対応する部署が直接実施することが適当な場合は、地方自治法第171条第4項による会計の事務委任、支払事務の委託を行う必要がある場合は、地方自治法施行令第165条の3などを活用し、適切な措置を講じる。

対応すべき事項	活用する法令
【資金前渡】 活動資金に現金が必要な場合	地方自治法施行令第161条
【会計の事務委任】 対応する部署が直接実施することが適当な場合	地方自治法第171条第4項
【支払事務委託】 支払事務の委託を行う必要がある場合	地方自治法施行令第165条の3

第3節 業務継続マネジメント

【目的】

危機事象が発生時によってもたらされる市民生活、地域経済活動へのダメージを低減するために、計画の運用、教育・訓練、点検及び是正措置、業務継続計画の見直しなどマネジメントプロセスを実施し、業務継続を確実に実現する。

【方針】

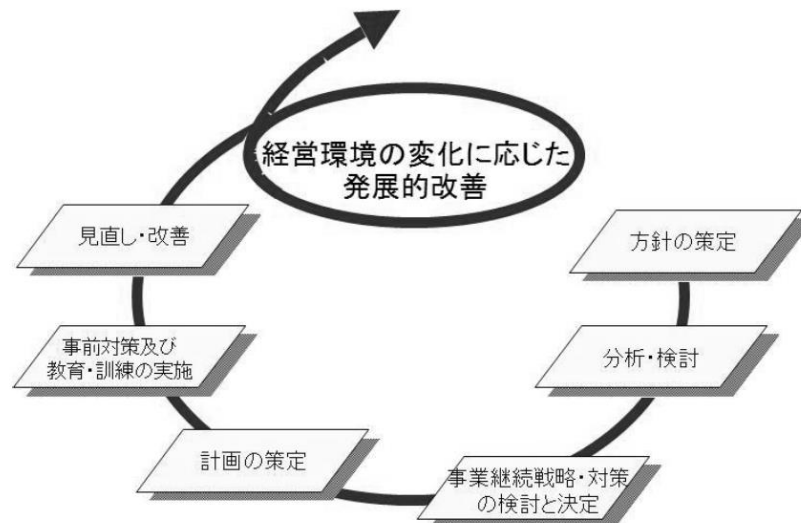
業務継続計画の策定を受けて、マネジメントプロセスに取り組むことで、継続的・発展的な改善を図る。

第1 業務継続マネジメントの構築

1 マネジメントプロセスの全体像

業務継続マネジメントは、業務継続計画の策定や維持・更新、業務継続を実現するための予算・資源の確保、事前対策の実施、取組を浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善を行う。

様々に変化する社会環境、周辺環境に応じて業務継続が可能な発展的な改善を行っていく。



出典：「事業継続ガイドライン 平成25年8月改定 内閣府」

2 継続的な現状認識

(1) 外的環境・地域環境の把握

外的環境の現状認識は、法律や国・県の計画における方針・目標における要求事項を把握する。

また、地域環境の現状認識は、市民生活や地縁組織から求められる事項や、地域経済における企業、各種団体、NPO から求められる事項などニーズや質的な変化における要求事項を把握する。

(2) 危機事象への対応度の把握

対応度の把握は、想定している危機事象に対して対策ができていない範囲、できていない範囲を整理し、個別の事象及び全体での評価を行うことで把握する。

(3) 現状認識から業務継続実施方針の検討

前項による現状認識を踏まえた上で、年度ごとなど具体的な期間における目標値や実施範囲を設定し、業務継続実施方針として計画に位置づける。

3 事前対策

(1) 対応計画の整理

危機事象の発生時を想定した既存の対応計画（地域防災計画、国民保護計画等）を整理し、行政機関として計画上の事前対策状況を把握するとともに、対応計画の対象範囲や相互の関係などを整理する。

(2) 優先的通常業務・応急業務の選定・見直し

非常時における対応プロセスを明確にしていくため、優先的通常業務の選定、応急業務における優先順位などを設定するとともに、状況の変化などを踏まえて見直しを行う。

(3) 業務手順・行動マニュアルの作成・改善

優先的通常業務や応急業務の優先順位に応じた実施を確実にを行うため、復旧や代替など複数の選択肢を用意した項目に対して、業務手順の作成状況を確認し、必要に応じて改善を図るなど準備する。

また、個々の業務については、行動マニュアルや必要なリストなどの作成状況を確認し、必要に応じて改善を図るなど準備する。

4 維持改善・訓練計画

(1) 維持改善の実施

維持改善は、行政組織における所属部署の変更や機構改革による組織変化などの動きに対応した改善事項と、日常の業務活動における改善や事務事業評価などの点検評価での改善事項などについて、既存の対応計画に反映するなどの維持改善を行う。

(2) 訓練計画の作成

訓練計画は、危機事象の発生時における臨機応変な対応ができる人材育成を重視しつつ、計画、各種業務手順、行動マニュアル等が実践的な活用性と課題を明らかにすることを目的に作成する。

訓練の方法については、下表に主な項目を列記する。

分類	訓練項目
研修訓練	専門家資格研修
	外部セミナー・ワークショップ
	災害模擬演習
机上訓練	災害図上訓練
	役割演技法訓練（ロールプレイング）
実働訓練	反復訓練（ドリル）
	手順確認訓練（ウォークスルー）

第2 教育・訓練

1 教育・訓練の実施

前項における訓練計画に基づき、訓練を行うことで、業務継続における個々の対応に対する自信を持たせるとともに、組織全体での業務継続能力の向上を図る。

必要に応じて、業務継続や各種教育・訓練の専門的な知識を有する外部スタッフの参加を図り、外的な視点での訓練を行うことも検討する。

2 教育・訓練の実施結果と評価

(1) 人材育成への活用

個人や組織の一員としての知識・技能レベルを把握し、事後の教育・訓練に反映することで、より高度な人材育成を図る。

(2) 計画の改善

業務継続の視点から組織体制、実施手順、事前対策などについて課題を洗い出し、既存の対応計画の改善を図る。

3 教育・訓練の計画へのフィードバック

訓練計画における目的とともに、既存の対応計画の目的・目標の到達度を検証し、到達度を高めるための改善点を抽出することで、今後の効果的な訓練計画の作成に生かす。

空白ページ